井原市第７次総合計画

～輝くひと　未来創造都市　いばら～

井原市イメージキャラクター
でんちゅうくん

基本構想　2018→2027
前期基本計画　2018→2022

Ibara City General plan

は　じ　め　に

井原市は、豊かな自然と歴史に育まれ、先人のたゆまぬ努力と英知により、今日を築き上げてまいりました。

現在、わが国では、本格的な少子高齢化や人口減少などにより社会構造が大きく変化する中、われわれ地方自治体が果たす役割はますます大きくなっており、人口減少対策や地域経済の活性化対策、防災・減災対策、地方創生への取り組みなど、これまで以上に柔軟かつ豊かな発想での対応が求められています。

こうした中、本市では、平成 20 年３月に策定した「井原市第６次総合計画」を着実に実行してきたところでありますが、この度、新たな時代に対応するため、向こう 10 年間のまちづくりの指針となる「井原市第７次総合計画」を策定しました。

本計画の策定にあたっては、市内各地区及び各種団体の代表者をはじめ、学識経験者、公募の委員の皆様などで構成された井原市まちづくり計画推進会議、さらには井原市第７次総合計画策定審議会において多くの意見をいただき、これらを最大限尊重したところであります。

本計画では、まちづくりの基本理念を「輝くひと　未来創造都市　いばら」と定め、その実現に向けて市政全般にわたる施策について４つの基本目標と２つの共通指針により体系的に示したほか、平成 34 年度（2022 年度）までの５年間を計画期間とする前期基本計画では、特に重点的に取り組む施策を、「重点分野」として基本目標ごとに設定しております。

今後は、この計画を指針として、各種の施策・事業の推進に市を挙げて全力で取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、計画策定にあたり、慎重にご審議をいただいた井原市まちづくり計画推進会議委員や井原市第７次総合計画策定審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をお寄せいただいた皆様に心から厚くお礼申し上げます。

平成 30 年３月

井原市長　瀧　本　豊　文

目　次

■第１部 序論 …… 1

第１章　計画の概要 …… 3
１．計画の目的と役割 …… 3
２．計画の構成と期間 …… 4

第２章　本市を取り巻く社会情勢と本市の状況 …… 5
１．人口減少と少子高齢化の進行 …… 5
２．地域経済とグローバル化の進展 …… 5
３．安全・安心なまちづくりへの要請 …… 6
４．価値観や生活スタイルの多様化 …… 6
５．良好な環境の保全 …… 6
６．協働のまちづくりと効率的な行財政運営 …… 7

第３章　本市の現状 …… 8
１．本市の概要 …… 8
２．人口・世帯動向 …… 9

第４章　まちづくりの主要課題と今後の方向 …… 15
１．市民アンケート等からみた井原市第６次総合計画の基本目標ごとの課題の検証 …… 15
２．今後のまちづくりの方向 …… 21

■第２部　基本構想 …… 25

第１章　まちづくりの目標 …… 27
１．将来像 …… 27
２．まちづくりの基本理念 …… 29
３．人口の将来展望 …… 29

第２章　施策の大綱 …… 31
１．施策の体系 …… 31
２．基本目標 …… 32

第３章　計画の推進 …… 38
１．本計画の市民への周知・啓発及び市民活動の支援 …… 38
２．本計画の実現のためのＰＤＣＡサイクルの実施 …… 39

■第３部　前期基本計画

■第３部　前期基本計画……41

基本目標１　伝統、文化が引き継がれ、郷土を愛する人が育まれるまちづくり
【教育・文化】……44
基本施策１　基礎学力の向上……44
基本施策２　心と体を育てる教育の充実・郷土愛の醸成……47
基本施策３　学校・家庭・地域の連携による人づくり……49
基本施策４　時代に対応した教育施設・機能の整備・充実……51
基本施策５　生涯学習の充実……52
基本施策６　文化活動の充実……55
基本施策７　スポーツの充実……58
基本施策８　人権尊重・男女共同参画社会の実現……60
重点分野……62

基本目標２　地域の宝を生かし、魅力がいっぱいで、活力にあふれるまちづくり
【産業・交流】……63
基本施策１　商工業の振興……63
基本施策２　農林業の振興……67
基本施策３　観光の振興……70
基本施策４　雇用対策・起業支援……72
基本施策５　いばらブランドの確立と魅力発信……74
基本施策６　住環境の整備・定住促進……76
基本施策７　交流促進……79
重点分野……83

基本目標３　子育てしやすく、誰もが生きがいをもち、いきいきと暮らせるまちづくり
【健康・医療・福祉】……84
基本施策１　健康づくり体制の充実……84
基本施策２　地域医療体制の充実……87
基本施策３　子育て支援の充実……89
基本施策４　高齢者福祉の充実……91
基本施策５　障害者福祉の充実……94
基本施策６　地域福祉の推進……96
重点分野……98

基本目標４　安全・安心で、美しい自然と調和した、みんなが住みよさを実感できるまちづくり
【環境・防災・防犯・都市基盤】……99
基本施策１　環境保全・循環型社会の構築……99
基本施策２　防災・防犯・交通安全対策の充実……104
基本施策３　道路網の整備……110
基本施策４　上・下水道の整備……112
基本施策５　情報通信基盤の整備と活用……114
基本施策６　公共交通の確保……116
重点分野……118

計画実現のための共通指針 …… 119
1．市民と行政が手を携えてまちづくりを進めます【市民参画】 …… 119
2．持続可能な行財政の仕組みづくりを進めます【行財政】 …… 123

■第４部　資料編 …… 129

第１部

序論

■　第１章　計画の概要

■　第２章　本市を取り巻く社会情勢と本市の状況

■　第３章　本市の現状

■　第４章　まちづくりの主要課題と今後の方向

第１章
計画の概要

1 計画の目的と役割

（1）計画策定の背景と目的

本市は、「井原市第５次総合計画」（計画期間：平成 10 年度～平成 19 年度）の計画期間の途中、平成 17 年３月１日に、旧芳井町、旧美星町と合併しました。

合併に伴い、平成 17 年度から平成 26 年度（後に平成 31 年度（2019 年度）まで５年間延長）までを計画期間として、合併特例債を活用した財政的支援も受けながら、１市２町の一体性の確立と均衡あるまちづくりに資するよう合併後のビジョンや施策の方向性を示すため「新市将来構想・建設計画」を策定しました。

「井原市第６次総合計画」（計画期間：平成 20 年度～平成 29 年度）は、この「新市将来構想・建設計画」に最大限配慮し、整合性を重視しながら、新市として必要な事業を再検討する中で「選択と集中」により主要施策・事業を盛り込み計画し、新井原市の均衡ある発展と一体感の醸成を図るための諸事業を進めてきてました。

このような中、国においては平成 26 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、国を挙げて人口減少や地方経済の縮小に歯止めをかけるため、長期ビジョンや総合戦略が示され、地方創生に向けて大きく動き出しました。

本市においても、平成 28 年２月に「元気いばら まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン」及び「元気いばら まち・ひと・しごと創生 総合戦略」を策定し、「井原市における安定した雇用を創出する」「井原市への新しいひとの流れをつくる」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」を基本目標とし、人口減少問題や地域経済活性化に対する取組を強力に進めています。

本計画は、「井原市第６次総合計画」で進めてきた市民と行政の協働によるまちづくりの成果と流れや、「元気いばら まち・ひと・しごと創生 総合戦略」の基本目標の視点を引き継ぎながら、向こう 10 年間において、地域の様々な主体と行政との協働のまちづくりを更に推進し、誰もが「住んでよかった」と思えるような郷土愛を持てるまちづくりを目指し、その実現を図るため、目指すべき新しい将来像を描くとともに、中・長期的な視点から目標や方針、施策を明らかにするため策定するものです。

（2）計画の性格と役割

◆総合的かつ計画的な行政運営の指針

本計画は、本市におけるまちづくりの長期ビジョンであり、本市において最上位の計画として位置づけます。市の将来像の実現に向けて各分野の施策を体系化し、各部門相互の連携を図った総合的な計画です。

◆市民と行政のまちづくりの指針

本計画は、市民と行政が市の将来像に対する目標を共有し、協働で取り組むべきまちづくりの指針を明らかにするものです。

◆政策評価の基準

本計画は、行政政策の基本であり、今後の施策や事務事業の実施において、市民・行政双方から計画策定後に、どの程度目標が達成できたかを評価し、計画の進行管理や政策・施策の改善を判断する基準となるものです。

2 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成し、平成 39 年度※（2027 年度）を目標年度とします。

（1）基本構想

「基本構想」は、長期展望の中で、まちづくりの基本理念と市の将来像を示し、その実現に向けた施策の基本方針と大綱を定めるものです。基本構想の計画期間は、平成 30 年度（2018 年度）を初年度とし、平成 39 年度（2027 年度）までの 10 年間とします。

（2）基本計画

「基本計画」は、基本構想に掲げた将来像や基本目標に基づいて、取り組むべき施策を具体的に示し、それらを組織的・体系的に推進するために定めるものです。

基本計画の計画期間は、10 年間を前期５年と後期５年に分け、前期基本計画は平成 34 年度 (2022 年度) を目標年度とする５年間とします。

（3）実施計画

「実施計画」は、基本計画に掲げた施策に基づき、具体的な事業内容を定め、毎年度の予算編成の指針とするものです。

実施計画の計画期間は３年間（前年度・当年度・新年度）とし、これを毎年度見直すローリング方式とします。

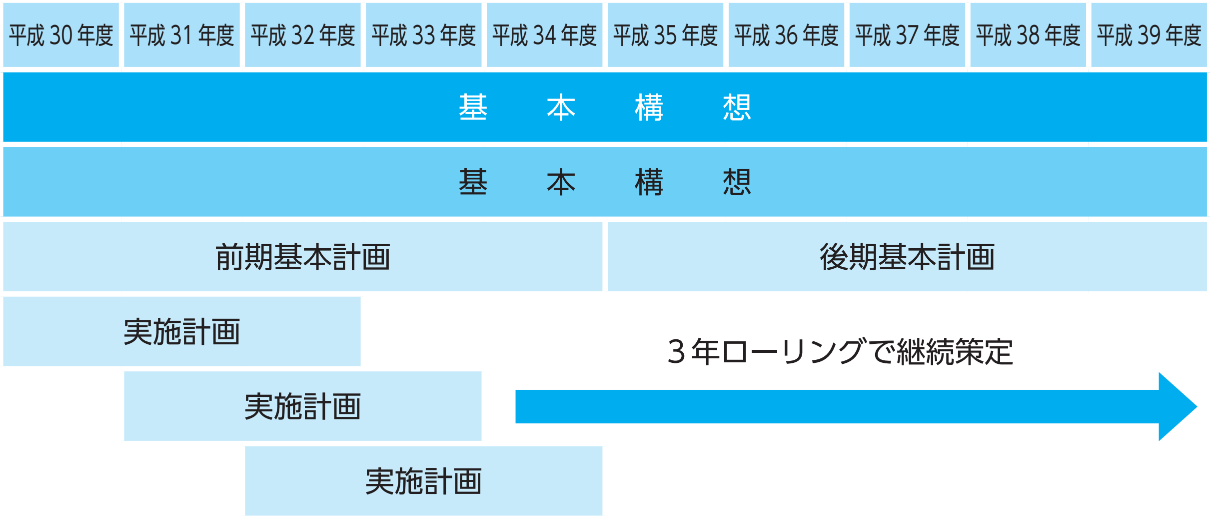

※「平成」の元号に関しては、平成 31 年５月１日で改元されることとなっていますが、本計画策定時点では新元号が決定していないため、平成 31 年以降についても便宜上「平成」の元号と西暦を併記して表現しております。

第２章

本市を取り巻く社会情勢と本市の状況

第６次総合計画の期間（平成 20 年度～ 29 年度）中、我が国を取り巻く社会経済状況は大きく変化してきました。国内外で大きく変化する社会経済状況を踏まえて、第７次総合計画に係る本市を取り巻く社会情勢と本市の状況を整理すると以下のとおりです。

1 人口減少と少子高齢化の進行

平成 26 年５月に「日本創成会議」の人口減少問題検討分科会が、全国約 1,800 市区町村のうち約半分に相当する 896 市区町村が平成 52 年（2040 年）までに消滅する恐れがあるとの研究レポートを発表しました。

本市は、消滅の可能性がある都市とはされませんでしたが、このレポートの反響は大きく、国においては、平成 26 年９月に「まち・ひと・しごと創生本部」を創設し、同年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、同年 12 月には地方創生に向けて「長期ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されました。

これを受け、本市においても平成 27 年４月に「元気いばら創生戦略本部」を立ち上げ、平成 28 年２月には「元気いばら　まち・ひと・しごと創生　人口ビジョン」及び「元気いばら　まち・ひと・しごと創生　総合戦略」を策定しました。

国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計を活用した推計値によると、平成 72 年 (2060 年) には、このまま何も策を講じないと、本市の総人口は、24,784 人（平成 27 年国勢調査では 41,390 人）まで減少が進み、年齢別人口構成では、年少人口比率（15 歳未満人口が総人口に占める割合）は 8.7%（平成 27 年国勢調査では 11.3%）、高齢者人口比率（65 歳以上人口が総人口に占める割合) は 41.1% (平成 27 年国勢調査では 34.4%）と急激に人口減少と少子高齢化が進行すると予想されます。

そこで、「元気いばら　まち・ひと・しごと創生　人口ビジョン」では、現状の年齢別人口構成を維持し、平成 72 年（2060 年）における将来目標人口を 32,000 人と定めました。

この目標達成のためには、「元気いばら　まち・ひと・しごと創生　総合戦略」の基本目標の視点を引き継ぎながら、更に諸施策を発展させていく必要があります。

2 地域経済とグローバル化の進展

本市では、江戸時代から続く綿織物業の伝統を持つ繊維・衣服に加えて、プラスチック、輸送用機器、情報通信機械等の多様な製造業が集積し、高い技術力を有する企業も多数存在しており、少子高齢化、グローバル化に対応しながら、こうした製造業を中心とした持続的発展を目指すことは、本市の市民の安定した生活に寄与する上では欠かせないものです。

また、本市では、製造業以外にもブドウ等の地域特産品、美しい自然環境、伝統文化、活発な市民活動等、優れた資源を有しており、それらを生かした新しい産業を創出し、市内外にも積極的にＰＲすることによって本市の知名度を上げ、交流人口を増やしていくことが求められており、併せて、外国人観光客の受け入れ体制の整備も進めていく必要があります。

3 安全・安心なまちづくりへの要請

安全で安心できる市民生活の確保に向けて、過去の教訓等も参考にしながら、強固な危機管理体制を構築するとともに、自分自身・家族で災害に備える（自助）、災害の被害を減らすための地域コミュニティにおける相互の助け合い（共助）の意識を広く醸成していくことが求められています。

特に、「自分たちの地域は自分たちで守る」という「共助」の意識は、災害時だけでなく、日頃の見守り活動など、犯罪発生を防止する上でも大変重要です。

本市の防災対策は、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本としています。行政・自主防災組織等の関係機関が一体となり、防災体制や防災機能の強化はもとより、自主防災意識の高揚、地域での支え合いによる要配慮者への支援等、市民と共に災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。

また、住宅等の耐震化の促進をはじめ、都市基盤の強化、消防用施設・資機材の整備・更新、消防団員の確保等、災害に対処する能力の増強を図ることが必要です。

4 価値観や生活スタイルの多様化

本市においては、昨今、ますます多様化する生活スタイルに対応した生涯学習や余暇活動に対するニーズが高まっており、市民が生涯を通じて主体的に学ぶことができる場づくりを進めるため、学習機会の提供や情報提供の体制づくりに取り組むとともに、市民生活の質の向上を図るため「笑いと健康」「笑いと教育」「笑いと食育」などをテーマに啓発及び講座を開設するなど、健康づくりの取組との連携したスポーツ・文化活動による市民の健康寿命の延伸を図っています。

また、健康寿命の延びによって、増加が予想される元気高齢者が、福祉分野や教育分野等で活躍できる環境づくりを進め、高齢者の生きがいづくりの一層の拡充が求められます。

さらに、個人の価値観やライフスタイルの多様化に伴い、都会から地方に移住しようとする動きも見え始めており、人口減少対策の面からも、こうした移住希望者に対しての情報発信や受け入れ体制の整備を進める必要があります。

5 良好な環境の保全

本市では、平成 21 年 10 月から家庭ごみの有料化を実施し、ごみの減量化及び資源化の推進に取り組んでおり、あわせて、住宅用太陽光発電システム及び定置型蓄電池、太陽熱温水器の設置補助、資源回収団体への補助を行っています。現在、マイバッグ持参運動や環境教育の取組等も進めているところですが、市民の施策に対する意識が高いことから、一層の伸長を図るため、市民・事業者・市民団体・行政等が一体となって３Ｒ※の取組体制を拡充することが必要です。

今後は、温室効果ガスの排出量削減による地球温暖化対策を推進していくため、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーを導入していく必要があります。

また、本市は、美しい星空、豊かな水資源、天神峡をはじめとした小田川流域の景観といった自然環境に恵まれており、これらの資源の保全・活用の取組を進める必要があります。

※３Ｒ：Reduce（発生抑制）、Reuse（再利用）、Recycle（再生利用）の頭文字をとったもの

6 協働のまちづくりと効率的な行財政運営

現在の地域社会では、人口減少や少子高齢化、住民意識の変化・多様化に伴い、従来からのコミュニティ機能が低下し、従来の枠組みでは対応できない多様な課題に直面しています。

こうした中、行政と地域住民との協働により多様化する地域課題の解決や安全・安心な地域社会の構築を進めることが求められており、地域住民が、自分たちの地域のことを自分たちで考え、行動する地域づくりが必要となっています。

本市では、将来の子どもたちへ誇りを持って引き継ぐことができるまちをつくるため、「パートナーシップ・プロジェクト事業」の推進をはじめ、市民活動支援の拠点となる市民活動センター「つどえ～る」の施設整備及び利用促進に努めていますが、引き続き、市民活動団体や各地区のまちづくり協議会等、地域住民が主体的にまちづくりを推進するよう支援していく必要があります。

今後は、こうした住民組織どうしが連携と情報共有を図り、地域課題解決に向けた取組を進めることが求められています。

また、少子高齢化、過疎化、景気の低迷等により、税収の増加は見込めない一方、歳出においては、社会保障費の増加や老朽化が進む道路・橋梁・上下水道等の維持更新に要する費用の増大が見込まれることから、市の財政状況は、厳しさを増すことが予想されます。

こうした中にあっても、本市の発展のためには、引き続き行財政改革を強力に推進するとともに、「選択と集中」による効果的な事業展開に努める必要があります。

三原渡り拍子

美星天文台

第３章

本市の現状

1 本市の概要

（1）地勢

本市は、岡山県の西南部に位置し、北は高梁市、南は笠岡市、東は総社市及び小田郡矢掛町、西は広島県福山市及び同県神石郡神石高原町に接しています。

一級河川高梁川支流の小田川が、市の南部を西から東へ貫流し、その流域の平野部に市街地が形成されています。

北部は、標高 200 ～ 400 mの丘陵地帯で吉備高原へと続いています。

市の面積は、243.54㎢で、地形的には井原市街地を除いては、ほとんどが山々に囲まれた農山村です。

全体的に温和な気候に恵まれ、年間平均気温は約 13 ～ 15℃、年間降水量は 1,200mm 前後となっています。

位置図

地勢図

（2）沿革

明治維新を経て、明治 21 年町村制を敷き、昭和 28 年４月１日町村合併促進法に基づき、後月郡井原町・西江原町・高屋町・荏原村・木之子村・県主村・青野村・山野上村、小田郡稲倉村・大江村の３町７村が合併し、井原市となりました。

平成 17 年３月１日、生活・経済・交通圏等で密接な結びつきのあった、井原市、後月郡芳井町及び小田郡美星町が合併し、現在の「井原市」が誕生しました。

2　人口・世帯動向

（1）人口・世帯数の推移

本市の人口は年々減少傾向にあり、昭和 60 年国勢調査時点（51,053 人）から平成 27 年度国勢調査時点（41,390 人）までの 30 年間で 9,663 人の減少となっています。

人口の推移

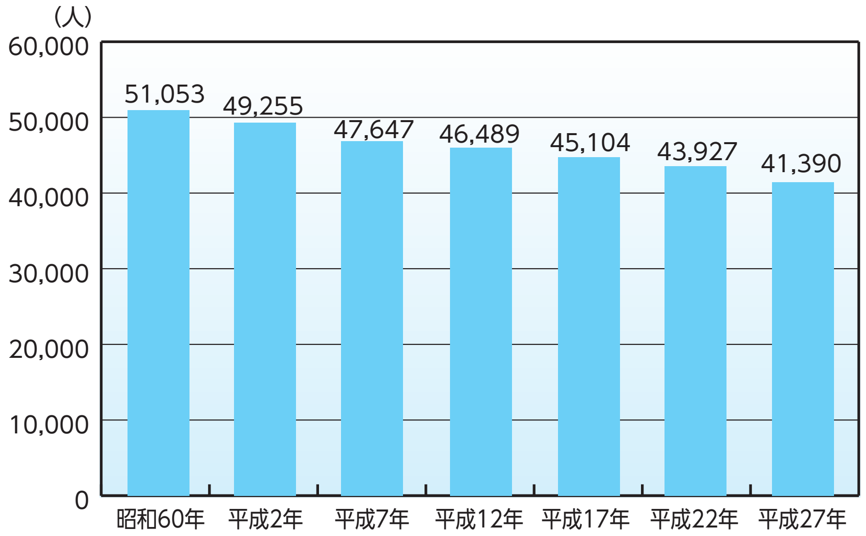

（資料：国勢調査）

世帯数は、平成 22 年までは増加傾向にありましたが、平成 27 年の国勢調査では減少に転じています。

世帯規模に関しては、昭和 60 年時点で 1 世帯当たり平均人数は 3.66 人で、３人を超えていましたが、年々縮小傾向にあり、平成 27 年の 1 世帯当たり平均人数は 2.78 人となっています。

世帯数・世帯規模の推移

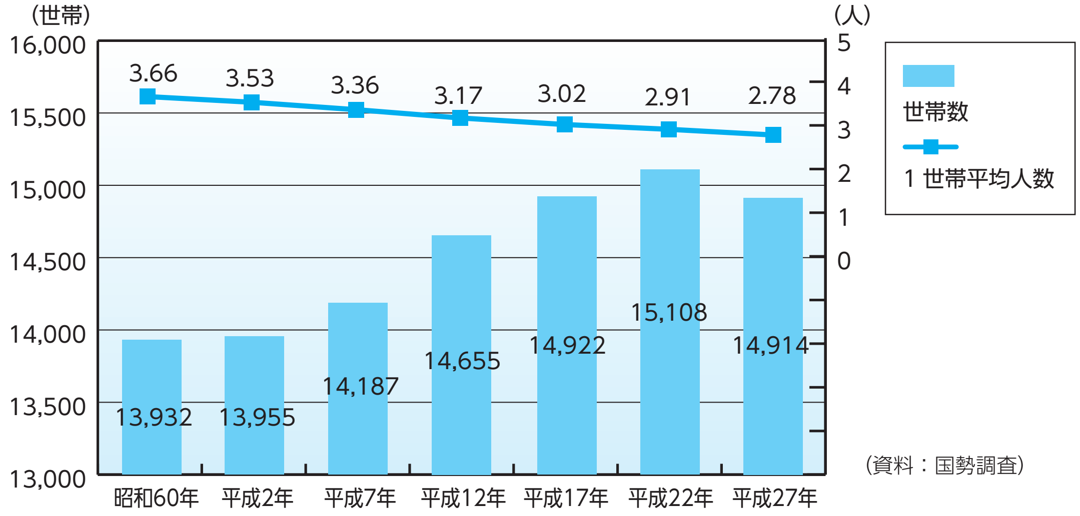

（資料：国勢調査）

（2）人口構成比の推移

総人口は減少傾向にある中、高齢者人口比率（65 歳以上人口が総人口に占める割合）は年々上昇しており、平成 27 年時点で 34.4％と高齢者の割合が３割を超えています。

一方で、年少人口比率（15 歳未満人口が総人口に占める割合）は年々低下しており、少子高齢化が進行しています。

年齢別人口構成比の推移

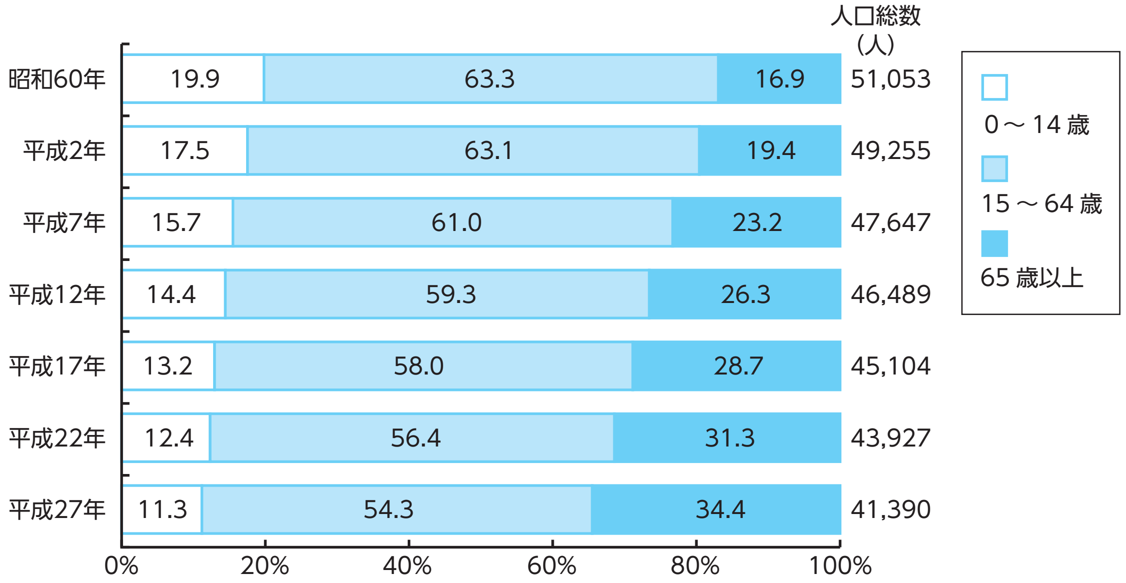

※人口総数には年齢不詳を含む。構成比は年齢不詳人口を除く人口に対する構成比。
ただし、四捨五入の関係で構成比の合計は100％にならない場合がある。　（出所：国勢調査）

高齢化率を全国、岡山県、本市で比較して見ると、全国に比べて岡山県は高めの水準で推移していますが、本市は一貫して岡山県を上回る水準で高齢化が進行しており、平成 27 年の高齢化率は、岡山県（28.7％）を大きく上回り、34.4％に達しています。

高齢化率の推移（全国・岡山県・井原市）

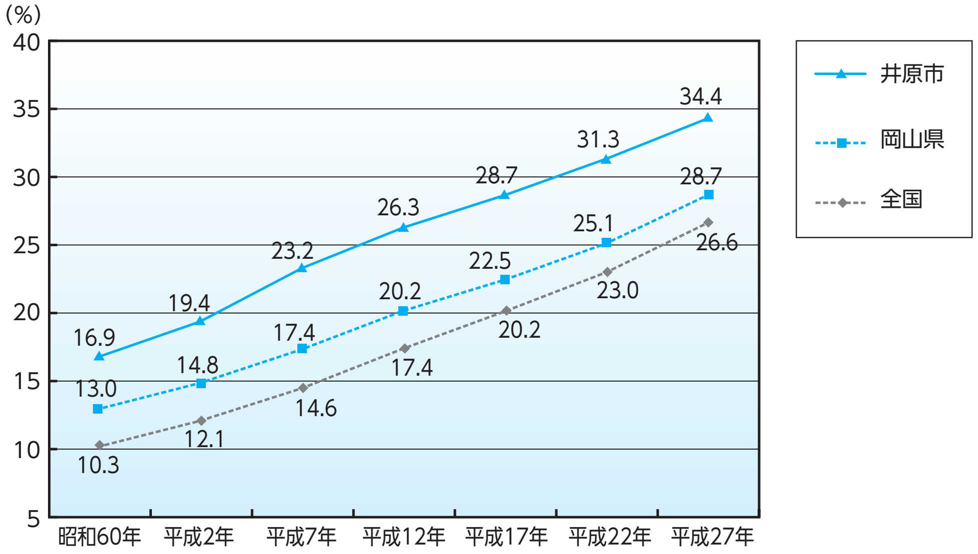

※年齢不詳を除く人口で比率を算出している。　（資料：国勢調査）

国勢調査による５歳区分年齢・性別人口構成（平成 17 年）

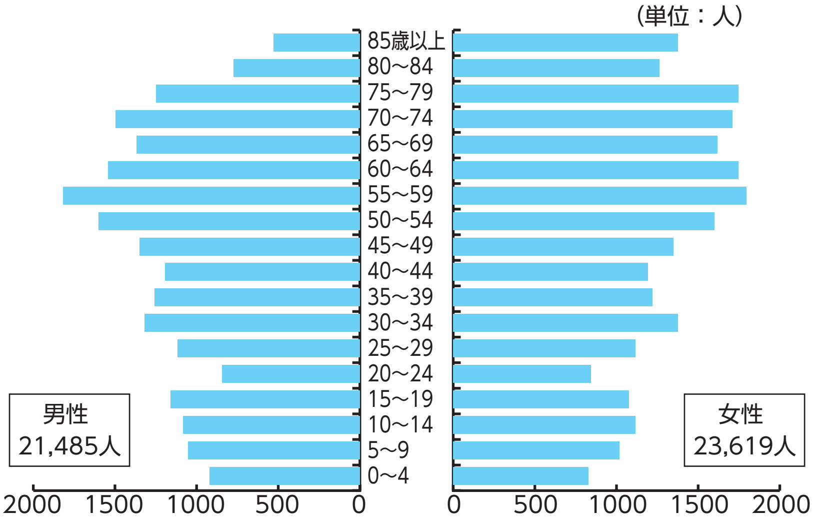

国勢調査による５歳区分年齢・性別人口構成（平成 22 年）

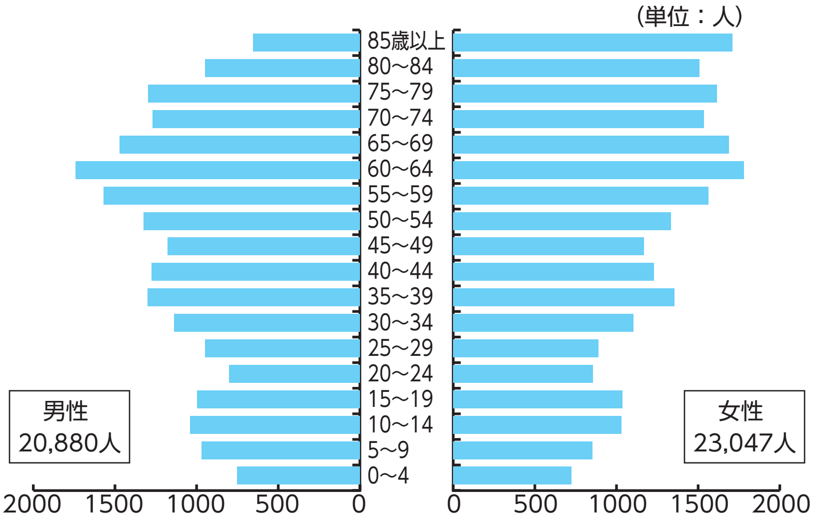

国勢調査による５歳区分年齢・性別人口構成（平成 27 年）

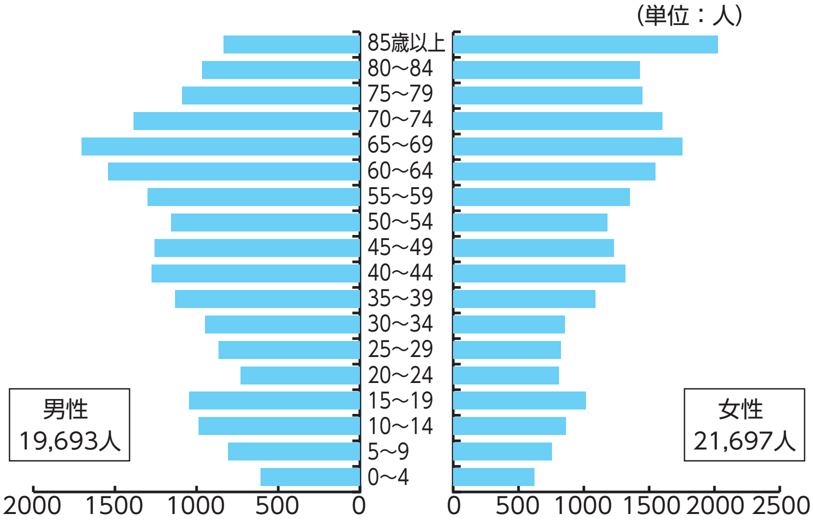

年齢・性別に見た人口ピラミッドを見ると、平成 17 年の人口ピラミッドでは、10 歳代、50 歳代に膨らみのある形態となっています。

平成 27 年ではその年代層である 20 歳代は減少する一方で、50 歳代はそのまま移行した形で高齢化が進んでいます。

男女ともに最も人口が多いのは 60 歳代前半ですが、男性に比べて女性の高齢化が顕著であり、女性の 85 歳以上は女性 60 歳代前半の次に人口が多く、男性の 2.4 倍となっています。

（3）人口動態

住民基本台帳人口による人口動態を見ると、本市の出生･死亡数は、出生が死亡を下回る「自然減」の状況にあり、平成 25 年以降 400 人を超えるペースで減少が続いています。社会動態も転出が転入を上回る「社会減」の状況にありますが、年によって振れ幅が大きく、直近の平成 27 年は 126 人の減少となっています。

平成 18 年から平成 27 年にかけての自然増加率は平均 0.72％の減、社会増加率は平均 0.30％の減で、年を追うごとに「自然減」と「社会減」の格差が大きくなっています。

自然増減・社会増減

（人）

年度	自然動態			社会動態			純増減数	自然増加率（%）	社会増加率（%）
	出生	死亡	増減数	転入	転出	増減数			
平成 18 年	293	586	△ 293	1,099	1,140	△ 41	△ 334	△ 0.63	△ 0.06
平成 19 年	282	541	△ 259	953	1,207	△ 254	△ 513	△ 0.56	△ 0.52
平成 20 年	302	520	△ 218	991	1,101	△ 110	△ 328	△ 0.47	△ 0.21
平成 21 年	302	534	△ 232	1,055	1,075	△ 20	△ 252	△ 0.51	△ 0.02
平成 22 年	280	606	△ 326	886	1,063	△ 177	△ 503	△ 0.72	△ 0.36
平成 23 年	262	662	△ 400	925	1,005	△ 80	△ 480	△ 0.89	△ 0.15
平成 24 年	280	638	△ 358	873	1,019	△ 146	△ 504	△ 0.81	△ 0.31
平成 25 年	253	655	△ 402	961	1,033	△ 72	△ 474	−	−
平成 26 年	244	657	△ 413	1,087	1,204	△ 117	△ 530	△ 0.94	△ 0.59
平成 27 年	221	649	△ 428	1,113	1,239	△ 126	△ 554	△ 0.99	△ 0.51
平成 27 年（外国人）	0	0	0	282	229	53	53	0.00	△ 8.67
平均	247.2	549.8	△ 333	929.5	1,028.6	△ 114	△ 447	△ 0.72	△ 0.30

（資料：住民基本台帳人口要覧）

（注 1）自然動態、社会動態ともに「その他」の人数は含まない。
（注 2）平成 25 年以降は外国人を含む人数である。平成 25 年は前年度との比較ができないため増加率を「−」としている。
自然増加率：自然増加数（出生者数 - 死亡者数）÷前年度末日の人口× 100
社会増加率：社会増加数（（転入＋その他記載数）-（転出＋その他削除数））÷前年度末日の人口× 100
（注 3）平成 25 年までは毎年 4 月 1 日～ 3 月 31 日までの動態、平成２６年以降は毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの動態。

人口動態

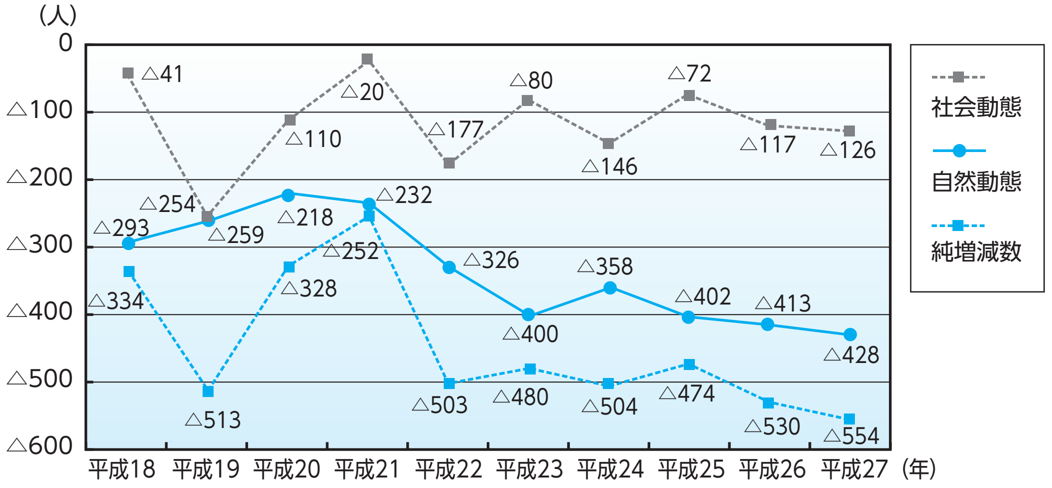

（資料：住民基本台帳人口要覧）

（4）就業人口の推移

本市の平成 27 年の就業人口は 19,177 人で、就業人口は減少傾向にあります。

産業別就業者の構成比の推移を見ると、第 3 次産業就業人口は平成 17 年に第 2 次産業就業者比率を上回り、昭和 60 年の 34.6% から平成 22 年には 53.0% と徐々に産業構造の 3 次化が進んできたところですが、平成 27 年には 54.2% と上昇傾向に鈍化がみられます。

第 1 次産業就業者比率、第 2 次産業就業者比率は、平成 22 年までは概ね低下傾向にありましたが、平成 27 年には、第 1 次産業就業者比率がわずかに上昇し、第 2 次産業就業者比率は低下傾向が続いています。

産業別就業者構成比の推移

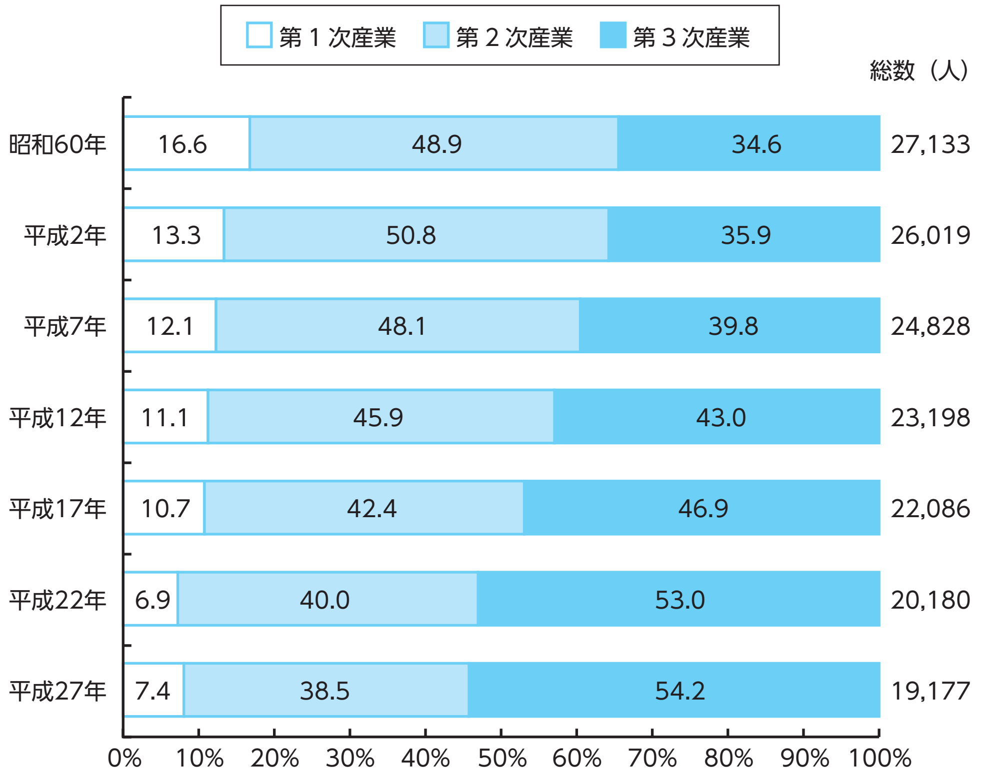

注）総数には分類不能を含む。　　（資料：国勢調査）

（5）民営事業所従業者数

平成26年の経済センサス - 基礎調査による民営事業所従業者数を見ると、「製造業」（40.5%）のウェイトが最も高く、「卸売・小売業」（17.8%）、「医療・福祉」（13.4%）の３業種の合計が全体の７割を超えています。

以下、「建設業」（5.6%）、「運輸業・郵便業」（5.5%）が５%台で続いています。

産業別従業者数（民営事業所）

	平成26年民営事業所従業者数（人）	平成26年構成比（%）
合計	15,231	100.0
農林漁業	149	1.0
鉱業・採石業・砂利採取業	0	0.0
建設業	855	5.6
製造業	6,163	40.5
電気・ガス・熱供給業等	0	0.0
情報通信業	36	0.2
運輸業・郵便業	842	5.5
卸売・小売業	2,714	17.8
金融・保険業	198	1.3
不動産業・物品賃貸業	165	1.1
学術研究・専門・技術サービス業	90	0.6
宿泊業・飲食サービス業	683	4.5
生活関連サービス業・娯楽業	507	3.3
教育・学習支援業	162	1.1
医療・福祉	2,043	13.4
複合サービス事業	133	0.9
サービス業	491	3.2

（資料：平成26年経済センサス・基礎調査）

産業別従業者数・構成比（民営事業所）

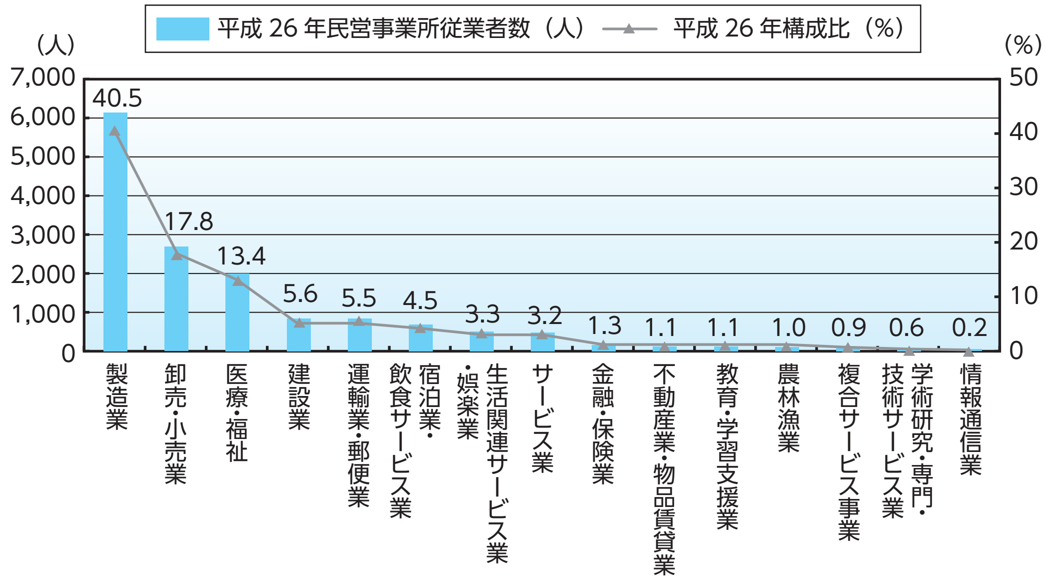

※鉱業・採石業・砂利採取業，電気・ガス・熱供給業等従業者数は0人のため表示していない。

第4章

まちづくりの主要課題と今後の方向

市民アンケート調査、まちづくりワークショップ等の市民ニーズからみたまちづくりの課題を、第６次総合計画で掲げた６つの基本目標の評価を通して整理するとともに、それらを踏まえた今後のまちづくりの方向を以下に示します。

1 市民アンケート等からみた井原市第6次総合計画の基本目標ごとの課題の検証

（1）基本目標１　心豊かでたくましいひとを育てるまち【教育・文化】

◆市民アンケートの主な結果

設　問	上位の回答
今後、学校教育に関して力を入れること	・思いやりや、やさしさ等、心を育てる教育の充実 ・読む、書く、計算する等、基礎的な学力の向上に取り組む教育の充実 ・いじめ、不登校対策の充実 ・個の違いを認め、よさを一層伸ばす教育の充実
今後、生涯学習・文化・スポーツ振興に関して力を入れること	・施設整備の充実 ・生涯を通じた学習機会の提供 ・体力づくり・スポーツ機会の提供 ・優れた芸術・文化・スポーツの招致

◆市民アンケートの満足度・関心度調査の主な内容

分　類	施策内容
重点的改善が必要 (満足度低・関心度高)	・心と体を育てる教育の充実 ・基礎学力を向上させ可能性を伸ばす教育の充実 ・時代に対応した教育施設・機能の整備・充実

◆中学生アンケートの主な結果

設　問	上位の回答
これからの井原市がどのようなところになれば良いと思うか	・子どもがすこやかに生まれ育つことができる ・一人ひとりの個性や能力を伸ばす、教育が充実している

◆まちづくりワークショップで描かれた将来像

・郷土愛を育み、地域も協力し、共に学ぶことができるまち ・歴史や文化を生かしたまち　・生涯学習の充実により、生きがいのあるまち

以上のような結果から、この基本目標１の考え方はこれからも変わることなく継承する必要があります。

特に、「人づくり」については、これからの井原市を支え、多方面でも活躍できる人材の育成の視点と地域社会を担う人材の育成の視点が重要です。

今後の課題としては、個性的な伝統文化が息づく地域で、井原の未来を担う心豊かで郷土を愛する心を持つたくましい人を育てることが必要です。

具体的には、心と体を育てる教育の充実、基礎学力を向上させ可能性を伸ばす教育の充実、時代に対応した教育施設・機能の整備・充実、

子どもを取り巻く学校・家庭・地域の連携等、生きる力を育むまちづくりを進める必要があります。

また、生涯学習推進体制の充実、地域に根差した公民館活動の充実、スポーツ活動の充実等、豊かな感性を育むまちづくりを進める必要があります。

さらに、交流を生み出す芸術・文化の振興、文化財の保存・活用等、個性ある地域文化を体感できるまちづくりを進める必要があります。

(2)基本目標2　いつまでも健康で　はつらつと生きるまち【保健・医療・福祉】

◆市民アンケートの主な結果

設　問	上位の回答
今後、高齢者や障害者施策に関して力を入れること	・医療負担の軽減や各種手当の充実 ・介護保険サービスや福祉サービスの充実 ・認知症対策の充実 ・働く場所や機会の提供 ・健康づくりや介護予防への支援
今後、少子化対策・子育て支援に関して力を入れること	・養育費・教育費・医療費等の経済的な負担の軽減 ・働く人の育児休暇等、援助・保護制度の充実 ・結婚の奨励、男女の出会いの場の創出 ・一時保育や延長保育等の保育サービスの充実
今後、健康・医療に関して力を入れること	・医療施設（病院・診療所等）の充実 ・地域医療体制（救急医療、医療機関の協力体制等）の強化 ・健康管理体制（日常的な健康診断、健康相談等）の強化 ・健康・医療の情報提供の充実 ・健康づくり施策の推進

◆市民アンケートの満足度・関心度調査の主な内容

分　類	施策内容
重点的改善が必要 (満足度低・関心度高)	・地域医療体制の充実 ・障害者福祉の充実 ・地域で支え合う福祉の推進

◆中学生アンケートの主な結果

設　問	上位の回答
これからの井原市がどのようなところになれば良いと思うか	・子どもがすこやかに生まれ育つことができる ・地域の人々がお互いに助け合って生活している

◆まちづくりワークショップで描かれた将来像

・医療体制が整った、安心して生活できるまち　・子どもを産み育てやすいまち
・高齢者も活躍しているまち　・地域での助け合いや集う場があるまち

以上のような結果から、この基本目標２の考え方はこれからも変わることなく継承する必要があります。

今後の課題としては、医療体制や少子化対策等差し迫った課題への対応に加え、市民主体の健康づくりや地域福祉を推進することが重要です。

具体的には、市民主体の健康づくりの推進、健康指導・相談体制の充実等「健康寿命日本一」のまちを目指した取組を進める必要があります。

また、子育て支援・高齢者福祉・障害者福祉の充実、地域福祉の推進、地域医療体制の充実等、地域で支え合うあたたかいまちづくりを進める必要があります。

（3）基本目標３　美しい自然を未来につなぐまち【環境保全】

◆市民アンケートの主な結果

設　問	上位の回答
現在お住まいの地区では、今後、どのような地域づくりがよいか	・自然環境に恵まれた住宅地区 ・農地や山林を保全し、自然環境の豊かな地区
今後、環境問題に関して力を入れること	・ごみの分別の徹底等によるリサイクルの推進 ・小・中学校における環境教育の充実 ・ごみ収集処理体制の充実 ・自然環境や生態系の保全・保護 ・太陽光や風力等再生可能エネルギーの有効活用 ・自転車や公共交通機関等環境にやさしい交通の利用促進

◆市民アンケートの満足度・関心度調査の主な内容

分　類	施策内容
積極的維持が必要 （満足度高・関心度高）	・循環型社会の構築 ・良好な環境衛生の推進

◆中学生アンケートの主な結果

設　問	上位の回答
これからの井原市がどのようなところになれば良いと思うか	・空気や水がきれいで、自然が豊かである

◆まちづくりワークショップで描かれた将来像

・山や川、星空などの自然環境を守り、おいしい水、おいしい食べ物があるまち

以上のような結果から、この基本目標３の考え方はこれからも変わることなく継承する必要があります。

今後の課題としては、本市の豊かな自然環境の継承は、郷土愛を育む上で欠かせないものであり、結果的に住民の暮らしやすさ、ひいては定住意向の意識に結びつくものです。温和で、あふれる緑、きれいな川、美しい空に恵まれた、豊かな自然を守るとともに、持続可能な生活環境を創出し、未来につなぐことが大切です。

具体的には、良好な地球環境の保全、自然と共生する環境づくり等、恵まれた環境を守り育てるまちづくりを進める必要があります。

また、循環型社会の構築、市民主体の環境保全活動の推進等、環境への負荷の少ないまちづくりを進める必要があります。

（4）基本目標４　活力と交流を生み出すまち【産業】

◆市民アンケートの主な結果

設　問	上位の回答
現在お住まいの地区では、今後、どのような地域づくりがよいか	・農地や山林を保全し、自然環境の豊かな地区 ・商業・サービス業の充実した地区 ・にぎわい・交流が活発な地区
今後、定住化対策に関して力を入れること	・将来にわたって安定して働くことのできる労働環境の整備
今後、農林業に関して力を入れること	・耕作放棄地・遊休農地の利活用 ・農業後継者・新規就農者の育成・確保 ・有害鳥獣被害対策 ・地元の農産物を地元で消費する体制づくり（地産地消）
今後、工業に関して力を入れること	・企業（工場）の誘致　・既存企業の活性化 ・起業家への支援　・助成制度、指導体制の強化
今後、商業に関して力を入れること	・観光と連携した観光商業の育成 ・駐車場等を整備した魅力ある商店街づくり ・起業家・新規出店者への支援 ・ショッピングセンター等、大規模店の誘致促進
今後、観光に関して力を入れること	・特産品や土産物づくり ・周辺市町と連携した観光ルートづくり ・観光イベント等のＰＲ活動の充実
今後、雇用対策に関して力を入れること	・若者の就職や離職者の再就職支援 ・子育てと仕事を両立するための支援対策 ・企業誘致による雇用の場の確保

◆市民アンケートの満足度・関心度調査の主な内容

分　類	施策内容
重点的改善が必要 （満足度低・関心度高）	・農林業の振興　・工業の振興 ・雇用環境の充実

◆中学生アンケートの主な結果

設　問	上位の回答
これからの井原市がどのようなところになれば良いと思うか	・新鮮でおいしくて安全な地元の食べ物がたくさんある

◆まちづくりワークショップで描かれた将来像

・デニム、星空、おいしい水など地域資源を生かした井原のブランド化
・個性のある地場企業、オンリーワン産業が育つまち
・生まれた井原市で、安心して勤めることができるまち

以上のような結果から、この基本目標４の考え方はこれからも変わることなく継承する必要があります。

今後の課題としては、交流を拡大し、特色ある多様な産業を活性化するとともに、新しい産業・雇用を創出することが必要です。

具体的には、工業・農林業・商業・観光の振興、雇用環境の充実、起業支援、地域資源を生かした６次産業化をはじめとする新産業の創出等、人材が育ち、活躍でき、活力あるまちづくりを進める必要があります。

また、情報通信媒体の活用や大都市圏でのＰＲ活動により、本市の特色ある産業や豊かな観光資源等、本市の魅力を積極的に発信し、更なる産業の活性化、交流人口の拡大、定住人口の確保を図る必要があります。

（5）基本目標５　安全で快適に暮らせるまち【生活基盤】

◆市民アンケートの主な結果

設　問	上位の回答
井原市が住みにくいと思う理由	・公共交通機関の便が悪い ・買物の便が悪い ・医療機関が少ない ・街灯が少ない ・余暇施設や娯楽施設の不足 ・下水道の未整備 ・家のまわりの生活道路の未整備 ・道路交通の状況が悪い
今後、交通・情報基盤に関して力を入れること	・歩道や交通安全施設（照明、ミラー、信号等）の整備 ・バスや予約型乗合タクシーの利用拡大の促進 ・家のまわり等生活道路の整備 ・鉄道井原線の利用拡大の促進
今後、安全・安心に暮らせるまちづくりに関して力を入れること	・防犯施設（防犯灯・街路灯等）の整備 ・子ども、高齢者、障害者等弱い立場の人たちに配慮した避難支援プランの作成 ・災害発生時における行政の初動体制、危機管理体制の強化 ・道路防災（落石防止ネット、橋梁の補強等）の充実 ・自宅等の耐震診断や耐震改修への支援策 ・避難場所及び避難経路の確保及び周知

◆市民アンケートの満足度・関心度調査の主な内容

分　類	施策内容
重点的改善が必要 （満足度低・関心度高）	・利便性の高い公共交通機関の整備 ・道路網の整備 ・定住対策の推進

◆中学生アンケートの主な結果

設　問	上位の回答
これからの井原市がどのようなところになれば良いと思うか	・通勤、買物、通院等が便利で、生活するのに便利である ・災害や交通事故、犯罪等が少なく安全である

◆まちづくりワークショップで描かれた将来像

・高齢者も病院や買い物へ容易に移動できる公共交通があるまち ・高速通信ネットワーク網が整備されたまち

以上のような結果から、この基本目標５の考え方はこれからも変わることなく継承する必要があります。

今後の課題としては、都市機能の安全性や利便性を高め、誰もが安全で快適に住み続けられる生活基盤をつくることが重要です。

具体的には、都市の核づくり、道路網の整備、利便性の高い公共交通機関の整備等、快適で便利な都市環境づくりのほか、情報通信基盤の整備、情報通信基盤を活用した地域づくり・人づくり等、デジタルコミュニティの形成を図り、美しい自然環境と都市機能が調和したまちづくりを進める必要があります。

さらに、防災体制の強化、救急救助体制の充実、防犯対策の推進、交通安全対策の推進等、安全・安心のまちづくりを進める必要があります。

（6）基本目標６　“Ｍｙ”意識で　みんながつくるまち　【市民参画・行財政】

◆市民アンケートの主な結果

設　問	上位の回答
今後、住民参加のまちづくりに関して力を入れること	・まちづくりに関する情報を住民に提供する ・自分たちの地域を考え、行動する人材を育成する ・市の計画づくり等への住民の参加の機会を積極的に増やす ・住民が自ら行うまちづくりを行政が支援する
今後、男女共同参画社会の実現に関して力を入れること	・保育施設や高齢者福祉施設を充実する等、福祉サービスを向上する ・職場での男女格差の是正や、女性の労働環境の改善を企業に働きかける ・学校教育・社会教育において、男女平等と相互の理解や協力についての学習を充実する ・ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の両立）についての意識啓発を促進する
今後、効率的な行政運営に関して力を入れること	・行政組織を簡素化・合理化する ・行政内部の経費の効率化を図る ・類似公共施設の統廃合等により行政の効率化や経費の節減を図る ・重点課題を明確にし、予算の重点配分・重点投資をする ・各種施策や事業実施後に評価・点検を行うとともに継続的な見直し・改善を図る ・行政と民間の役割を見直し、民間にできることは積極的に任せる

◆市民アンケートの満足度・関心度調査の主な内容

分　類	施策内容
重点的改善が必要 （満足度低・関心度高）	・健全な財政運営 ・広域行政の推進

◆中学生アンケートの主な結果

設　問	上位の回答
これからの井原市がどのようなところになれば良いと思うか	・地域の人々がお互いに助け合って生活している

◆まちづくりワークショップで描かれた将来像

・まちづくり協議会等で地域ごとに特産品を産み出している ・地域での助け合いで、高齢者や一人暮らしの人も安心して生活できるまち

以上のような結果から、この基本目標６の考え方はこれからも変わることなく継承する必要があります。

今後の課題としては、“わたしたちのまち”という意識を全ての市民が持ち、市民や地域、団体等が連携し、それぞれが主体的にまちづくりを進めることができる体制づくりが必要です。

具体的には、市民参加・協働自治を進める仕組みづくり、開かれた行政の推進等、市民主体のまちづくりを進める必要があります。

また、コミュニティ活動の充実、人権尊重・男女共同参画社会の実現、国際交流・地域間交流の推進等、ふれあいコミュニティのまちづくりを進める必要があります。

行財政面では、効率的な行政運営、健全な財政運営、電子市役所の構築、広域的な連携体制の確保等、健全で効率的な行財政運営のまちづくりを進める必要があります。

2 今後のまちづくりの方向

アンケート調査結果やワークショップでの意見を踏まえながら基本目標の検証等について見てきましたが、急激な時代の潮流の中、第６次総合計画で、６つの基本目標として掲げた人づくり、健康づくりと福祉の推進、美しい自然の継承、産業振興と交流、安全で快適な暮らし、みんなでつくるまちづくりは、第７次総合計画においても、重要な視点であり、「元気いばら　まち・ひと・しごと創生　総合戦略」における４つの基本目標も念頭に継続した取組が望まれます。

一方、地域の特色を生かした新産業の創出と本市の魅力発信、防災・減災意識の高い安全・安心のまちづくり、地域の自立を基盤とした地域コミュニティの活性化や協働のまちづくりといった地域や市民と一体となったまちづくりが重要となっていること等、新たな行政需要への対応を勘案すると、次の基本的方向に留意し、第７次総合計画を検討していく必要があります。

（１）人口減少と少子高齢化への対策

人口減少については、「元気いばら　まち・ひと・しごと創生　総合戦略」に示されているように、人口減少を最小限に留めるため、合計特殊出生率※の向上と社会増の確保が求められています。

そのため、まず、若い世代が本市で結婚から出産・子育てまで安心して生活が送れるような支援を通して、出生率の上昇を図ることが大切です。

また、若い世代を中心に市外からの流入人口増を図るため、就労機会の創出を通した雇用増や移住・定住を図るための居住環境の整備等の施策に取り組む必要があります。

（２）新産業の創出と井原市の魅力発信

本市の産業面では、繊維･衣服、プラスチック、輸送用機器、情報通信機械等の多様で高い技術力を持つ製造業が集積し、民営事業所の産業別従業者数では製造業の従事者数が全体の４割を占めており、製造業を中心とした都市であると言えます。

また、農業においては、恵まれた自然環境を生かした、ブドウやゴボウ等の生産が活発ですが、こうした農産物や加工品のブランド化が期待されています。

今後は、このような本市の特色ある農産物の６次産業化や多様な業種における新技術や新製品の開発、新分野への進出等、新産業の創出による地域産業の振興と雇用の創出を図っていく必要があります。

また、本市には、日本彫刻界の巨匠・平櫛田中の作品を収蔵・展示した「田中美術館」、中世の町並みを再現した「中世夢が原」、恵まれた自然環境を生かした「美星天文台」、「天神峡」、「井原堤」といった観光資源を有しています。

今後は、新しい人の流れの創出や定住人口の確保、企業誘致等を目指し、これら豊かな観光資源と併せて、美しい自然と都市機能が調和した暮らしやすさ、特色ある産業などを、情報通信媒体の活用や大都市圏でのＰＲ活動を積極的に展開し、本市の魅力発信に努める必要があります。

※合計特殊出生率：人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子供の平均数

（3）コミュニティの再構築と協働のまちづくりによる人づくり

本市では、自治会に加入していない世帯やアパート等もあり、自治会への加入促進が求められる一方で、人口減や高齢化の進行等により、地域の自治機能の維持が困難になる地区も出ており、地域運営体制の再構築が必要となっています。とりわけ小規模高齢化集落※1への対策は急務であり、集落の維持・活性化に向けて、積極的に支援する必要があります。

こうした状況の中、市民が地域コミュニティ活動に参加する楽しさや魅力を感じられるよう、活動の活性化を支援するとともに、公民館をはじめとする地域コミュニティ活動の拠点となる施設の整備を進めています。

協働のまちづくりについては、将来の子どもたちへ誇りを持って引き継ぐことができるまちをつくるため、「パートナーシップ・プロジェクト事業」の推進をはじめ、市民活動支援の拠点となる市民活動センター「つどえ〜る」の施設整備及び利用促進に努めています。

また、市内各地区に「地区まちづくり協議会」等が設立され、地域でのまちづくりの推進体制が整いつつあり、地域住民が主体的にまちづくりに取り組める仕組みづくりを進めています。

これら地域コミュニティの再構築と協働のまちづくりは、これからの行政運営にとっては、地域力の醸成に資する取組であるとともに、多方面で活躍できる人材の育成や地域社会を担う人材の育成にとっても欠かせない取組であり、今後とも積極的に推進する必要があります。

（4）連携による地域づくり

市民の多様なニーズに対応していくためには本市だけの資源やサービス機能だけでは限界があり、地域間連携により都市機能を相互に補完することが必要となります。

また、地域間連携により、人・モノ・情報の交流・出会いが活発化し、高密度な交流が実現することにより、新たな価値創造につながる可能性もあります。

本市は、備後圏域※2及び高梁川流域※3の自治体と各種連携事業に取り組んでいますが、各々の市町が多様性を再構築し、自らの資源に磨きをかけることによって、圏域における高次のサービス機能の確保と新たな価値創造につながるものと考えられます。

（5）高齢者の生きがいづくりとまちづくり

計画期間中も増加が予想される高齢者は、地域に見守られ、支援される側であると同時に、ボランティア活動等を通して支援する側でもあります。健康寿命日本一のまちづくりを進める本市においては、高齢になっても健康でいきいきとした人生を送ることができるよう、健康づくりの意識啓発や取組を推進することが必要です。

また、市内各公民館等では趣味や教養を深める生涯学習の場や発表の場づくりに取り組んでいます。今後も、高齢者が生涯を通じて、社会の中で健やかで自立した生活を営めるよう、その知識や技能を地域に活かす場を拡大していくことが必要です。

具体的には、高齢者のニーズに応じた多種多様な学習機会の提供や気軽に参加できるスポーツ大会の開催等を通して、高齢者の生きがいづくりに取り組むとともに、ボランティア活動等を通して地域づくり、まちづくりに貢献できるような場づくりを支援する必要があります。

※1　小規模高齢化集落：高齢化率 50% 以上かつ戸数 19 戸以上の集落
※2　備後圏域：福山市を中心とし、本市のほか、笠岡市、府中市、尾道市、三原市、世羅町、神石高原町の 6 市 2 町の自治体で構成する圏域のこと。「びんご圏域ビジョン」に基づく各種連携事業に取り組んでいる。
※3　高梁川流域：倉敷市を中心とし、本市のほか、笠岡市、新見市、高梁市、総社市、浅口市、早島町、矢掛町、里庄町の 7 市 3 町の自治体で構成する圏域のこと。「高梁川流域圏成長戦略ビジョン」に基づく各種連携事業に取り組んでいる。

（6）安全・安心のまちづくりの推進

平成 23 年 (2011 年) 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴って発生した津波、さらにこの地震と津波によってもたらされた福島第一原子力発電所事故等、我が国に広域かつ甚大な被害をもたらした東日本大震災は、今なお復興に向けた取組が進められています。

さらに近年、全国各地で記録的豪雨が発生するなど、今までの想定を超える自然災害も発生しています。

また、南海トラフ巨大地震（マグニチュード８～９クラス）は、今後 30 年以内の発生確率が 70％程度とされており、仮に発生すれば、甚大な被害を招くおそれがあります。

このような、大規模化、複雑多様化する災害から住民の生命、身体及び財産を守るための対策は、安全・安心のまちづくりの観点から欠かすことのできないものです。

大規模災害が発生した直後には、状況に合わせて適切な避難行動を行い自分自身の命や身の安全を守るとともに（自助）、隣近所で協力して子どもや要配慮者の避難誘導を行うなど地域コミュニティでの相互の助け合い（共助）が重要になってきます。また、東日本大震災においては、地震や津波によって、多くの自治体職員自身も被災してしまい、災害復旧に当たって陣頭指揮を取るべき行政自体が機能不全に陥るなど、大規模災害時における「公助の限界」が明らかとなりました。

今後、このような大規模災害時にも対応可能な防災拠点機能の充実・強化が求められています。

さらに、災害への対策については、これまで、「被害を出さない」という観点に力点がおかれていましたが、阪神・淡路大震災や東日本大震災の体験から、災害への対応のあり方として、あらかじめ被害の発生を想定した上で、その被害を低減させていこうとする「減災」という考え方が重要視されるようになってきました。

「減災」では、災害発生前の平常時に被害を減らすための備えをしておくことが求められています。

そのためには、「自分たちのまちは自分たちで守る」という地域住民の連携に基づく自主防災組織づくり等、地域防災力の向上に努める必要があります。

第２部

基本構想

■ 第１章　まちづくりの目標
■ 第２章　施策の大綱
■ 第３章　計画の推進

第１章
まちづくりの目標

1 将来像

　井原市第６次総合計画は『美しい自然　息づく文化　笑顔でつながるひと　元気発信都市いばら』を将来都市像として、「基本目標１　心豊かでたくましいひとを育てるまち【教育･文化】」「基本目標２　いつまでも健康で　はつらつと生きるまち【保健・医療・福祉】」「基本目標３　美しい自然を未来につなぐまち【環境保全】」「基本目標４　活力と交流を生み出すまち【産業】」「基本目標５　安全で快適に暮らせるまち【生活基盤】」「基本目標６　“Ｍｙ”意識で　みんながつくるまち【市民参画・行財政】」の６つの基本目標を掲げています。

　序論において見てきた課題や今後の方向に示すとおり、今後も、この６つの基本目標に掲げたまちづくりの方向は、基本的に踏襲すべき要素が多いことがわかりました。

　ただ、今回、目指そうとする将来像は、長期展望に立つ本市の将来の姿を示すことが必要であること、市民との協働のまちづくりのもと市民にとってもわかりやすく、達成目標を明確にした計画づくりが求められていること等を踏まえ、

- **何を目指しているのかがよくわかるように、抽象的な概念ではなく、簡潔で明瞭な表現を用いること。**
- **市民の郷土への愛着を育むとともに、市外の方にとっても魅力的に見える表現とすること。**
- **本市の今後の方向に対する市民の意見を反映すること。**

　といった考え方も踏まえ、まちづくりの主要課題が解決された状態を、「くらしの視点」・「こころの視点」・「ゆたかさの視点」・「すいしんの視点」という４つの視点から整理し、「将来像」として設定します。

将来像　安全・安心・健康・便利なくらしができています

くらしの視点　まちづくりの主要課題を解決して.....

- 安心して子どもを産み育てられる環境が整い､子どもたちも心身ともに健やかに育っています。
- お年寄りが健康で生きがいをもち、いきいきと暮らしています。
- 誰もが安全を実感し、安心して日常生活を送っています。
- 行きたい所に快適に移動できるまちになっています。

将来像　故郷を愛し、やさしい人が育っています

こころの視点　まちづくりの主要課題を解決して.....

- みんなが郷土愛に満ち溢れています。
- たくましい子どもたちが育っています。
- みんながいつでもどこでも好きな時に学んでいます。
- みんなが「思いやり」を持って差別することなく行動し、やさしい気持ちで生活しています。

将来像　豊かな資源を大切にし、創造・発展・発信しています

ゆたかさの視点　**まちづくりの主要課題を解決して.....**

- 緑豊かな森林がきれいな水を育み、美しい星空と自然の中で生活する喜びを実感できるまちになっています。
- 魅力的な観光資源が整えられ、大勢の人が本市を訪れています。
- 特産品が有名になり、地場産業が活気にあふれています。
- 住みやすさが評判になり、市外から移住してくる人が増えています。
- 充実した行政サービスが提供されています。

将来像　みんなでまちをつくっています

すいしんの視点　**まちづくりの主要課題を解決して.....**

- 市民の誰もがまちづくりに意見を寄せることができ、市民と行政が手を携えて、まちづくりに汗を流しています。
- 他の自治体と連携してまちづくりを進めています。

井原デニムストア

井原夏まつり

芳井宵あかり

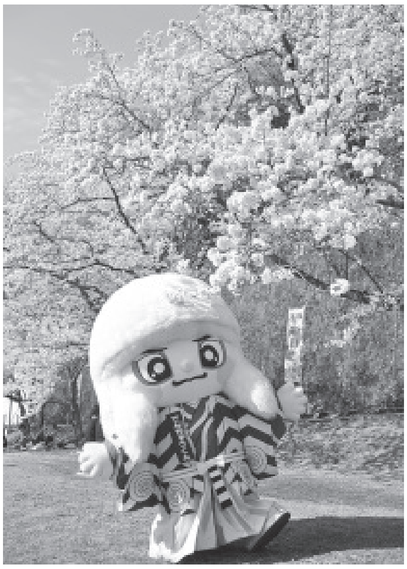

2 まちづくりの基本理念

４つの「将来像」を実現するための本市の姿勢として、まちづくりの「基本理念」を設定します。

まちづくりの主役は「ひと」です。

市民一人ひとりが、星の輝く魅力あるまちを舞台に、未来への夢と希望を持って、個性や能力を発揮しながら精神的な充実感を持って、社会の様々な分野で役割を担うことができる機会づくりを進めます。

また、井原市の輝かしい歴史、文化や美しい自然と都市機能との調和を図りながら、未来に向かっていきいきとした市民活動や活力ある産業活動を育み発展する、創造性に満ちた魅力あふれるまちづくりを目指します。

こうした考え方に基づいて、本計画のまちづくりの「基本理念」を「輝くひと　未来創造都市　いばら」とします。

そして、この「基本理念」を基に、市民・事業者・行政等、本市の全ての構成主体が、様々な取組に挑戦していきます。

基本理念

輝くひと　未来創造都市　いばら

3 人口の将来展望

本市の人口の将来展望については、平成 27 年度に策定した「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「元気いばら まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」策定時に設定した本市の人口の将来展望に準拠しました。

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計を基に更に推計した結果によると、本市の人口はこのまま何もしないと人口減少とともに少子高齢化が進行し、平成 72 年（2060 年）には、総人口は 24,784 人（2015 年人口の 59.9%）に減少し、年齢３区分別人口の割合は、年少人口（０～ 14 歳）が 8.7％（2015 年は 11.3%）、生産年齢人口（15 ～ 64 歳）が 50.3％（2015 年は 54.3％）にまで落ち込む一方で、高齢者人口（65歳以上）は41.1％（2015 年は 34.4%）になることが予想されます。

このため、平成 27 年度（2015 年度）に策定した「元気いばら　まち・ひと・しごと創生総合戦略」における４つの基本目標である「井原市における安定した雇用を創出する」「井原市への新しいひとの流れをつくる」「若い世代の結婚･出産･子育ての希望をかなえる」「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」とした視点も引き継ぎながら、第７次総合計画においても積極的な人口減少防止策を実施することにより、現状の年齢３区分別人口の割合を維持し、平成 72 年（2060 年）に人口 32,000 人を目指すものとします。

その結果、本市の人口は減少を続けますが、平成 32 年（2020 年）には 38,923 人に、平成 37 年（2025 年）には 37,601 人、平成 42 年（2030 年）には 36,523 人になるものと推計されます。

人口の将来展望

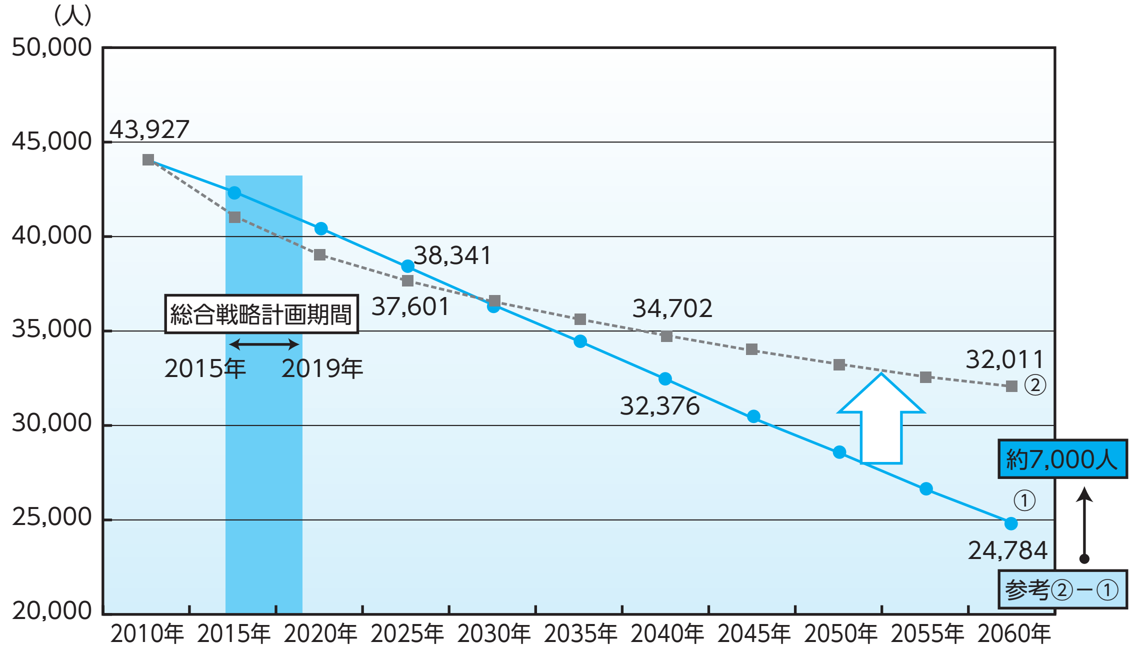

■ 参考①（社人研推計準拠）

	2010	2011～2015	2016～2020	2021～2025	2026～2030	2031～2035	2036～2040	2041～2045	2046～2050	2051～2055	2056～2060
自然動態		△1,717	△2,024	△2,161	△2,149	△2,147	△2,169	△2,171	△2,104	△2,029	△1,999
社会増減		62	111	143	145	149	206	206	186	161	158
計		△1,655	△1,913	△2,018	△2,004	△1,998	△1,963	△1,965	△1,918	△1,868	△1,841
差引人口	43,927	42,272	40,359	38,341	36,337	34,339	32,376	30,411	28,493	26,625	24,784

■ 参考②（平成 72 年（2060 年）の目標人口を 32,000 人）

	2010	2011～2015	2016～2020	2021～2025	2026～2030	2031～2035	2036～2040	2041～2045	2046～2050	2051～2055	2056～2060
自然動態		△2,009	△1,731	△1,751	△1,759	△1,680	△1,604	△1,600	△1,513	△1,401	△1,295
社会増減		△900	△364	429	681	700	763	808	797	755	758
計		△2,909	△2,095	△1,322	△1,078	△980	△841	△792	△716	△646	△537
差引人口	43,927	41,018	38,923	37,601	36,523	35,543	34,702	33,910	33,194	32,548	32,011

資料：元気いばらき　まち・ひと・しごと創生　人口ビジョン

第２章
施策の大綱

1　施策の体系

総合計画の体系

基本理念　輝くひと　未来創造都市　いばら

①安全・安心・健康・便利なくらしができています	くらしの視点
②故郷を愛し、やさしい人が育っています	こころの視点
③豊かな資源を大切にし、創造・発展・発信しています	ゆたかさの視点
④みんなでまちをつくっています	すいしんの視点

基本目標

将来像の実現のため、政策分野ごとに基本目標を設定します

基本目標❶　将来像②④
伝統、文化が引き継がれ、郷土を愛する人が育まれるまちづくり【教育・文化】

基本目標❷　将来像③④
地域の宝を生かし、魅力がいっぱいで、活力にあふれるまちづくり【産業・交流】

基本目標❸　将来像①④
子育てしやすく、誰もが生きがいをもち、いきいきと暮らせるまちづくり【健康・医療・福祉】

基本目標❹　将来像①④
安全・安心で、美しい自然と調和した、みんなが住みよさを実感できるまちづくり【環境・防災・防犯・都市基盤】

計画実現のための共通指針　将来像④
市民と行政が手を携えてまちづくりを進めます【市民参画】
持続可能な行財政の仕組みづくりを進めます【行財政】

2 基本目標

　まちづくりの基本目標は、４つの将来像を実現するために達成すべきまちの姿を政策分野別に具体的に示したものです。

　社会・経済情勢の変化に柔軟に対応できる行政運営とともに、独自のまちづくりが求められる時代の潮流を踏まえた上で、政策分野別に４つのまちづくりの基本目標を今後のあるべき姿としているほか、基本目標達成のため共通指針として市民参画と行財政分野の取組を設定しています。

　さらに、これらを着実に実行するため「計画の実現」のための取組を基本目標ごとに設定しました。

　また、これらの基本目標や計画の実現のための取組は平成27年度に策定した「元気いばら　まち・ひと・しごと創生　総合戦略」の４つの基本目標の視点も引き継ぎながら、更に発展させていくことを念頭に取組を設定しています。

「総合計画」と「元気いばら まち・ひと・しごと創生　総合戦略」との関係

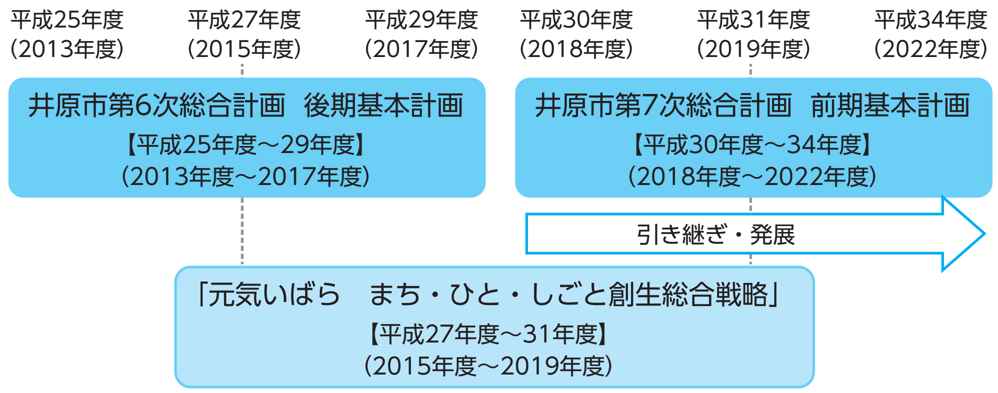

基本目標1　伝統、文化が引き継がれ、郷土を愛する人が育まれるまちづくり【教育・文化】

　特色ある伝統や文化を引き継ぎながら、市民誰もが郷土に誇りと愛着を持ち、生涯にわたっていきいきと学び、分け隔てなく交流することができる仕組みづくりは、本市の活力あふれるまちづくりにつながっていきます。

　また、それぞれの個性を生かしながら多方面で活躍でき、たくましく生きる力を持った子どもを育てることは、本市の教育行政の責務であるだけでなく、教育をより充実させることによって、本市の魅力を増すことにもつながります。

　こうした、これからのまちづくりの要となる「人」づくりについて、以下の取組を進めていきます。

【基礎学力の向上】

　児童・生徒の学校生活が楽しく落ち着いたものとなり、児童・生徒同士が高め合う学級となるための取組を推進します。また、学習支援員の増員、放課後学習サポート事業や地域土曜学習サポート事業等の補充学習の充実等により基礎学力の向上を推進します。

【心と体を育てる教育の充実・郷土愛の醸成】

児童・生徒が将来の夢をもち、たくましく育つよう、地域や全国で活躍してきた人物の経験や作品等に触れる機会を設けます。また、不登校やいじめの問題に取り組むため、児童・生徒の個性に応じた対応により、誰もが心豊かに成長するよう努めます。

また、伝統文化を受け継ぎ、本市の未来を担う心豊かで郷土を愛する人を育てるため、学校教育の授業の一環として地域の歴史・文化に触れる機会を設けるほか、学校・家庭・地域のあらゆる年代が連携・協働して、地域の歴史・文化等を学び合う仕組みづくりを進めます。

【学校・家庭・地域の連携による人づくり】

学校、家庭、地域は、子どもたちの規範意識や社会性、自尊心や連帯感など生きる力の資質や能力を身に着けていく基礎を作る場です。家庭や学校はもとより地域の大人たちが積極的に子どもに関わり、郷土を愛する心の醸成や地域のことを考えることができる次世代の担い手の育成を図るため、学校・家庭・地域の連携を強化し、子どもが健やかに育つ環境づくりを推進します。

【時代に対応した教育施設・機能の整備・充実】

校舎の長寿命化を推進し、災害時の避難場所としての役割も担う学校施設の計画的な整備を進めるとともに、情報化に対応した情報機器の整備をはじめ、子どもたちにとって安全・安心で、質の高い教育環境の充実に努めます。

【生涯学習の充実】

生涯を通じて、誰もが個々の希望に応じて、あらゆる分野の学習や、文化・スポーツ活動に取り組めるよう、各種教室開催をはじめとした機会づくりや地域で活躍できる指導者の育成、施設の整備・充実といった環境づくりを進めます。

【文化活動の充実】

豊かで潤いのある生活を実現するために、著名な文化・芸術作品の鑑賞機会を数多く創出し、新たな市民文化の創造に寄与するとともに、拠点となる文化施設の計画的な整備、充実に努めます。

また、市内各地域に数多く伝えられている歴史資料、史跡、建造物、伝統行事などの有形無形の貴重な文化財の保存・整備、継承、公開・活用を進めます。

【スポーツの充実】

市民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を進めるため、地域スポーツの組織づくりや指導者の育成、施設整備を進めます。

また、新体操、陸上競技などの競技スポーツのレベルアップを通して各種競技スポーツの競技人口拡大や競技力向上に取り組みます。

【人権尊重・男女共同参画社会の実現】

女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、性的少数者、ＨＩＶ※感染者、犯罪被害者及びその家族等と広い範囲にわたる人権問題に関する学習機会の提供、啓発活動、相談機能の強化を通して、人権対策を推進します。

また、性別に関わらず、それぞれの能力に応じて、家庭・地域・社会におけるあらゆる活動に参画する機会が確保されるよう、男女共同参画社会の実現に努めます。

※ＨＩＶ：「Human Immunodeficiency Virus」の略で、人の免疫細胞に感染してこれを破壊し、最終的に後天性免疫不全症候群（AIDS）を発症させるウイルス

基本目標② 地域の宝を生かし、魅力がいっぱいで、活力にあふれるまちづくり【産業・交流】

少子高齢化に伴い、労働人口の減少や各産業における後継者不足が問題になるなかでも、本市の美しく災害の少ない自然環境やブドウ等の地域特産品、デニム産業といった特色ある地域資源を最大限に生かした産業振興や雇用対策などを進めるとともに、本市の魅力を積極的に発信することで、新しい人の流れをつくり、人口減少問題を克服することが課題となっています。

こうした持続可能で魅力と活力あふれるまちづくりを進めるため、以下の取組を進めます。

【商工業の振興】

活力のあるまちづくりと市民の豊かな暮らしを確保するため、グローバル化など時代のニーズに柔軟に対応した各種支援策により地場産業を育成・支援するほか、産業団地の開発や新規出店者に対する支援などにより企業誘致に努め、雇用とにぎわいの創出を図ります。

【農林業の振興】

近年、イノシシ、サルなどによる農産物への被害が深刻となっているため、有害鳥獣対策を積極的に進めるほか、少子高齢化に伴う後継者不足、耕作放棄地の問題を解消するため、農地の流動化、新規就農者の育成・支援に努めます。また、ブドウ等の地域特産品の育成・支援のほか、6次産業化を進め、他の産業との連携等を通した新しい農産物ブランドづくりを支援します。さらに、本市の豊かな山林から育まれた水資源を確保・維持するため、松くい虫予防をはじめとした森林の保全に努めます。

【観光の振興】

産業まつり、花火大会等の観光行事の実施による観光客の誘致とともに、備後圏域・高梁川流域の自治体と連携しながら、本市の美しい星空をはじめとした恵まれた自然環境を生かした観光資源のルート化、魅力ある観光エリアの創出と外国人も含めた観光客の受入れ体制づくりを進めます。

【雇用対策・起業支援】

行政、商工団体、地場企業と連携を深めながら、企業と労働者双方の雇用のマッチングに努め、活力ある産業と市民の豊かな生活を目指します。さらに産業団地の開発や都市圏の企業への働きかけにより企業誘致を積極的に図るほか、地場企業においても各種支援策により育成・支援することで、雇用の創出に努めます。

【いばらブランドの確立と魅力発信】

本市は、美しい星空をはじめとする自然環境、ブドウやゴボウなど特色ある農産物、海外有名ブランドにも使用される高品質のデニム生地などの豊かな地域資源を有しています。

そうした地域資源を「いばらブランド」として、本市の地名や地理的位置、連想するイメージ等を周知させることで、本市の知名度を高め、新たな人の流れや海外市場も含めた経済活動を呼び込み、地域活性化につなげる施策を推進します。特に、情報ツールを活用したＰＲ活動や都市圏でのプロモーション活動など、本市の魅力発信を積極的に展開していきます。

【住環境の整備・定住促進】

商工業・農林業の振興、雇用の確保、医療・福祉分野の充実により活力と魅力あふれるまちづくりを積極的に進めることで、定住化を進めるほか、市外の人に対して本市をより深く知る体験ツアーなどの機会を設けることで、移住者の増加を図ります。

【交流促進】

地域資源の魅力に磨きをかけ、都市間や地域間の世代・分野を超えた交流事業を実施し、交流人口の増加を図るとともに、交流を通した人材の育成や外国人住民とのコミュニケーション支援等、国際交流も視野に入れた多様な交流支援を推進します。

基本目標③ 子育てしやすく、誰もが生きがいをもち、いきいきと暮らせるまちづくり【健康・医療・福祉】

人口減少、少子高齢社会が進行するなか、高齢者のみの世帯や単身世帯の増加等、家族形態が大きく変容するとともに、価値観の多様化やライフスタイルの変化等を背景に、地域社会での人々の結びつきは弱体化しています。このような中、市民ニーズの多様化や時代の変化に対応し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるような仕組みづくりが必要です。

また、出産・子育ての希望をかなえ、笑顔あふれるまちづくりを進めることが重要となっています。

こうした、生涯にわたって、安心していきいきと暮らすことができるまちを目指し、以下の取組を進めます。

【健康づくり体制の充実】

市民が健康上の問題で日常生活が制限されることなく、健やかで、いきいきと暮らせるよう、各種検診事業やきめ細かな相談体制の充実、食育や健康づくりに関する普及啓発事業等を展開し、「健康寿命日本一」のまちづくりを推進します。

【地域医療体制の充実】

市内外の医療機関の相互連携を強化するとともに、高度急性期病院（高機能病院）※1 との連携強化、機能分化が重要となっています。

井原市民病院を中心として医療スタッフのレベルアップを図り、高度急性期病院から地域の患者を早期に受け入れ、安全で安心な治療がスムーズに受けられ、早期の在宅復帰を図る機能分化と連携強化を図ります。また、高齢社会の中で、高齢者救急医療のあり方が重要課題であり、それを踏まえた地域医療の充実を図ります。

さらに、井原市民病院の高度医療機器を充実し、地域医療を担う機関相互の協力体制を一層強化し、疾病の重症化予防に向けた取組を実施するとともに、複雑化、多様化する医療ニーズに対応したサービスの提供に努めます。緊急対応が十分にできない特定診療科に係る医療については、救急患者の広域搬送体制を確立します。美星国保診療所においては、指定管理者制度の活用により、経営の安定化を図るとともに、引き続き、長期安定的な医療の提供に努めます。

【子育て支援の充実】

安心して子育てができるよう、家族形態や労働環境の変化に対応した子育て支援サービスの充実に努めるとともに、子ども医療費の助成や市独自の保育料軽減措置による子育て家庭への経済的支援を推進します。また、保育園における保育の質の向上や子育てに関する相談体制の充実を図るとともに、児童会館などを活用した地域における子育て支援の体制づくりに努めます。

【高齢者福祉の充実】

市民が安心して住み慣れた地域で生活することを支えるため、医療・介護・福祉・保健との連携強化により、「地域包括ケアシステム※2」の構築を図ります。また、要介護状態になることを防ぎ、年齢に関わらずいきいきと暮らせるよう、地域での交流の場所づくりを支援するほか、生活援助サービスや介護予防事業に取り組みます。

【障害者福祉の充実】

「障害者福祉計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」に基づき、障害の種別に関わりなく、障害のある人が地域で自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、各種施策を総合的に推進します。

【地域福祉の推進】

公的なサービスだけでは対応できない地域における生活上のさまざまな悩みや困りごとを解決するため、共に支え合い、助け合う地域社会を基盤とした、「自助・共助・公助」の視点に立った、地域としてのつながりを深めるための取組を推進します。

※1　高度急性期病院：救急救命病棟、集中治療室など、急性期の患者に対して診療密度が特に高い医療を提供する機能を持った病院
※2　地域包括ケアシステム：高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるしくみ

基本目標④ 安全・安心で、美しい自然と調和した、みんなが住みよさを実感できるまちづくり【環境・防災・防犯・都市基盤】

本市の豊かな自然環境の継承は、郷土愛を育む上で欠かせないものであり、結果的に住民の暮らしやすさ、ひいては定住意向の意識に結びつくものです。温和な気候で、あふれる緑、きれいな川、美しい空に恵まれた、豊かな自然を守るとともに、持続可能な生活環境を創出し、未来につなぐことが大切です。

こうした本市の美しい自然を保全しながら、安全・安心で利便性の高い住みよいまちを実現するため、以下の取組を進めます。

【環境保全・循環型社会の構築】

良好な地球環境の保全、自然と共生する環境づくり等、恵まれた環境を守り育てるため、各種イベントの実施や啓発活動により、自然保護意識・景観保全意識の高揚、自主的な保全活動への参加を図ります。

また、持続可能な社会の実現のため、再生可能エネルギー※の公共施設への導入や市民に対する導入助成を実施するほか、地球温暖化対策の推進及び廃棄物の減量・再資源化・有効活用等による循環型社会の構築を目指します。

【防災・防犯・交通安全対策の充実】

防災については、地域の防災活動を担う自主防災組織の設立支援、地域の防災リーダーとなる防災士の養成、消防団員確保等を図ります。

また、防災訓練や避難訓練の実施、常備消防及び非常備消防の施設・設備の充実や防災拠点の強化を図り、あらゆる災害に対応した取組を推進します。

防犯・交通安全対策については、関係機関や地域住民と一体となった活動の推進とともに、市民の防犯・交通安全意識の高揚により、子どもたちや地域の安全確保を図ります。

また、消費者被害の未然防止のため、井原市消費生活センターの相談体制の充実や啓発活動により、 消費生活の安定と向上に努めます。

【道路網の整備】

都市基盤である道路・橋梁については、地域の実情にあわせた安心・安全な通行を確保するため、整備を推進するほか、計画的に点検・修繕を実施し、適切な維持管理に努めます。

また、広域交通網の整備促進に向け、市内の幹線道路となる国道や県道の未改良区間の改良と交通安全施設整備を国や県へ要望します。

【上・下水道の整備】

上水道については、老朽管の布設替え等の水道施設の計画的な整備に併せて耐震化に取り組み、災害に強い水道づくりを目指しながら、安全で安定した水道水の供給に努めるほか、１市１水道事業を目指し、水道事業全体の効率化に取り組みます。

公共下水道については、処理施設の増設及び汚水・雨水管渠などの整備を計画的に進めるとともに、老朽化した施設の改築・更新を行い、公共下水道の普及と施設維持に努めます。

また、使用開始区域の拡大とともに、井原浄化センターへの流入汚水量も年々増加しており、処理施設の増設も含め、コストを意識した運転管理、適正な放流水質の維持管理を行います。

さらに、公共下水道事業区域外においても、合併処理浄化槽設置による汚水処理を促進し、生活環境の向上と公共用水域の水質保全に努めます。

【情報通信基盤の整備と活用】

情報化技術が更に進展する中、情報ニーズも高度化･多様化しているため、市内全域で、高速･大容量の通信に対応した情報通信基盤の強化を進めます。

※再生可能エネルギー：太陽光、風力、波力・潮力、流水・潮汐、地熱、バイオマス等、自然の力で定常的（もしくは反復的）に補充されるエネルギー資源

また、市民生活に密着した幅広い分野の情報やサービスを、誰もが分かりやすく、容易に、様々な情報媒体から取得できる仕組みづくりに努めます。

さらに、情報通信基盤やICT※1の活用による新たな経済・産業活動の創出支援に努めるほか、学校教育や生涯学習の講座等を通じて、市民の情報モラルや情報リテラシー※2の向上を図ります。

【公共交通の確保】

団塊の世代が高齢者となり、今後は自動車運転免許証の自主返納などにより、自ら移動手段をもたない市民が増大することが予想され、小規模高齢化集落※3の住民の移動手段の確保もあわせ、公共交通を確保する意義はさらに大きくなっています。このため、あいあいバスや予約型乗合タクシーなどを地域のニーズに応じて、きめ細かな運行体制の確立を推進します。

また、地域の基幹的な公共交通機関である鉄道井原線については、沿線自治体と連携しながら、イベントの開催や助成などにより利用促進に努めます。

計画実現のための共通指針① 市民と行政が手を携えてまちづくりを進めます【市民参画】

少子化や高齢化が進行する中、介護や子育て支援等、多様化、高度化する市民ニーズには、行政だけでは対応できない場合があり、様々な主体による協働のまちづくりが必要になっています。

また、“わたしたちのまち”という意識を全ての市民が持ち、市民や地域、団体等が連携し、それぞれが主体的にまちづくりを進めることができる体制づくりを進める必要があります。

そのため、市政への市民参画を計画段階から積極的に促進させるとともに、市民の声を市政へ反映させる体制を強化します。併せて、広報誌やホームページ等による正確で迅速な情報提供を行い、情報の共有化を図ります。

また、各地区の総意に基づいて実施される特色を生かした取組の輪が更に広がっていくための支援と市民活動センターとの連携を図るとともに、パートナーシップ推進員※4と連携した地域課題の解決や地域振興を進めます。

協働のまちづくりを進めるためには、自治会に加入していない世帯やアパート等の自治会への加入促進が求められる一方で、人口減や高齢化の進行等により、地域の自治機能の維持が困難になる地区も出てくる等、地域運営体制の再構築が必要となっています。そのため、地域の活動をサポートし、集落の維持・活性化に向けた取組を積極的に支援します。

計画実現のための共通指針② 持続可能な行財政の仕組みづくりを進めます【行財政】

引き続き行政改革を推進し、経費節減とサービスの向上を目指すとともに、持続可能な財政構造の確立に努め、行財政運営の強化充実を進めます。

あわせて、本市ホームページの充実等による利便性の向上とセキュリティ対策を充実した電子市役所の構築や「公共施設等総合管理計画」に基づく公共施設の最適配置の実現を図ります。

市職員に対しては、行政課題に柔軟に対応できるよう、研修の充実や計画的かつ的確な人事異動により、職員の能力開発や意識改革を積極的に進め、従来の業務分担では対応できない課題の解決を図るため、弾力的な行政組織の運用を図ります。

今後のまちづくりを進める上では、市域を越えた広域的な連携による地域づくりが必要となっており、地域間連携により、人・モノ・情報の交流・出会いが活発化し、高密度な交流が実現することにより、新たな価値の創造を図ります。特に、備後圏域及び高梁川流域の自治体との連携事業による広域的な地域づくりを進めます。

※1　ＩＣＴ：Information and Communication Technologyの略で情報通信技術を表す言葉
※2　情報リテラシー：情報を自己目的に適合するよう使用できる能力
※3　小規模高齢化集落：高齢化率50%以上かつ戸数19戸以上の集落
※4　パートナーシップ推進員：各地区まちづくり協議会等に行政と地域のパイプ役として派遣される市職員

第３章

計画の推進

1　本計画の市民への周知・啓発及び市民活動の支援

　これまで、まちづくりは行政主導で行われてきましたが、市民参加による手法が不可欠となっています。また、行政も多様な主体の輪の一員として、市民が自らの意志で行動していく取組を支援していくことが重要となっています。

　市民と行政による協働のまちづくりを進めるためには、本計画を市民がしっかりと認知し、理解することを前提として、いろいろな立場や意見の市民が集まって議論する場面を日常的につくっていくことや、協働のまちづくりを推進するための役割分担を明確化にするとともに、市民活動の具体化に向けた支援等、市民・事業者・行政が連携した「協働のシステム」の構築を進めます。

　そのため、行政はまちづくり活動の各場面に応じた適切な支援を行っていきます。

情報の提供・啓発

●まちづくりの情報発信・啓発

市民にあらゆる方法で本計画やまちづくりの情報を発信し、啓発を図ります。

●まちづくりの相談

窓口や現場等において、まちづくりに関する相談に応じていきます。

まちづくりを支える人づくりと話し合いの機会づくり

●人材の発掘・育成

まちづくりについて気軽に学べる勉強会やセミナー等を通じて、まちづくりを担う人材の発掘や育成を図ります。

●話し合いの場づくりの支援

普段から地域のまちづくりに目を向け、みんなが膝をつき合わせて議論できる場づくりを支援します。

まちづくりの支援

●庁内の体制づくり

話し合いの場面で、市民との対話を図りながら、地域に応じた庁内の支援体制づくりに努めます。また、協働のまちづくりを推進する職員の育成を図ります。

●まちづくり活動への支援

専門家や庁内職員の派遣、まちづくりの情報提供等により、地域でのまちづくり活動が具体化していけるような支援を図ります。

2 本計画の実現のためのＰＤＣＡサイクルの実施

本計画で示している方針を共有し、取組成果を反映するため、①Ｐｌａｎ（計画）、②Ｄｏ（実行）、③Ｃｈｅｃｋ（点検）、④Ａｃｔｉｏｎ（改善）のＰＤＣＡサイクルを活用し、内容の点検・検証を図っていきます。

計画の進行管理の流れ（ＰＤＣＡサイクル）

第３部

前期基本計画

■ 基本目標１

■ 基本目標２

■ 基本目標３

■ 基本目標４

■ 計画実現のための共通指針

施 策 の 体 系

基本理念

輝くひと 未来創造都市 いばら

将来像

④みんなでまちをつくっています　←すいしんの視点

③豊かな資源を大切にし、創造・発展・発信しています　←ゆたかさの視点

②故郷を愛し、やさしい人が育っています　←こころの視点

①安全・安心・健康・便利なくらしができています　←くらしの視点

将来像実現のため、政策分野ごとに基本目標を設定します

基本目標

1　伝統、文化が引き継がれ、郷土を愛する人が育まれるまちづくり
【教育・文化】

2　地域の宝を生かし、魅力がいっぱいで、活力にあふれるまちづくり
【産業・交流】

3　子育てしやすく、誰もが生きがいをもち、いきいきと暮らせるまちづくり
【健康・医療・福祉】

4　安全・安心で、美しい自然と調和した、みんなが住みよさを実感できるまちづくり
【環境・防災・防犯・都市基盤】

計画実現のための共通指針

基本施策

- 1 基礎学力の向上
- 2 心と体を育てる教育の充実・郷土愛の醸成
- 3 学校・家庭・地域の連携による人づくり
- 4 時代に対応した教育施設・機能の整備・充実
- 5 生涯学習の充実
- 6 文化活動の充実
- 7 スポーツの充実
- 8 人権尊重・男女共同参画社会の実現

- 1 商工業の振興
- 2 農林業の振興
- 3 観光の振興
- 4 雇用対策・起業支援
- 5 いばらブランドの確立と魅力発信
- 6 住環境の整備・定住促進
- 7 交流促進

- 1 健康づくり体制の充実
- 2 地域医療体制の充実
- 3 子育て支援の充実
- 4 高齢者福祉の充実
- 5 障害者福祉の充実
- 6 地域福祉の推進

- 1 環境保全・循環型社会の構築
- 2 防災・防犯・交通安全対策の充実
- 3 道路網の整備
- 4 上・下水道の整備
- 5 情報通信基盤の整備と活用
- 6 公共交通の確保

- 1 市民と行政が手を携えてまちづくりを進めます
- 2 持続可能な行財政の仕組みづくりを進めます

基本目標1 伝統、文化が引き継がれ、郷土を愛する人が育まれるまちづくり【教育・文化】

基本施策1 基礎学力の向上

現状と課題

●生産年齢人口の減少、グローバル化の進展、人工知能の進化などにより、子ども達の将来は予測不能な時代になると言われています。これからの学校教育には、子ども達が、様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極めて再編成し、新たな価値につなげていくことができるようにすることなどが求められています。

●本市では、義務教育段階において、子どもたちの確かな学力を育成するため、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むため、授業改善の促進、体験活動や言語活動の充実、ＩＣＴの活用等を進める必要があります。

●国際化の進展に伴い、本市は外国語指導助手の配置に力を入れてきましたが、引き続き、子どもたちが生きた外国語に触れる時間を確保し、豊かな国際感覚を醸成していく必要があります。

●幼児教育については、幼児の減少傾向を考慮し、家庭や地域のニーズに応じた施策の推進、小学校や地域との連携の強化、指導力の向上が求められています。

●市立高校については「学びへの再チャレンジの場」として新たな役割を担うようになり、特色ある教育活動を展開するなど、その重要性はますます高まっており、地元のニーズに対応した将来像を描く必要があります。

基本方針

●教職員の指導力の向上や地域の人材の積極的な活用を図りながら、子ども一人ひとりの確かな学力を育成し、可能性を伸ばすとともに、子どもの主体性や社会性、自立心、創造力などを育む教育を進めます。

●保・幼・小・中の連携した教育を推進することにより、子どもの発達段階や学力等、個人差に応じた一貫性のある教育、計画的・継続的な指導が可能となる条件を整備します。

めざすまちの姿

●子どもたちがいきいきと学び、家庭や地域から信頼される学校になっています。

●夢や希望を持ち、自分自身や未来をしっかり見つめ、次代を担う豊かな人材が育っています。

成果指標

指標名	現状実績値 平成 28 年度 （2016 年度）	目標値 平成 34 年度 （2022 年度）
国語の勉強が好きである児童・生徒の割合＊	61.9%	65%
算数（数学）の勉強が好きである児童・生徒の割合＊	64.2%	67%

＊実績値・目標値はそれぞれ基準年を含めた過去３年間の平均値

施策の体系

基礎学力の向上

1．幼児教育の推進	4．情報教育の推進	6．教師力の向上
2．義務教育の推進	5．特別支援教育の推進	7．修学の支援
3．高校教育の推進		

主な施策

1．幼児教育の推進

◆子どもの自発性や社会性、道徳性、自立心、創造力などの芽生えとなる豊かな経験が得られるよう、教育内容と指導方法の工夫・充実を図り、子どもの特性に応じた望ましい教育を行うとともに、遊具、教材などの充実に努めます。

◆預かり保育については、残る７園の体制を整備し、平成 31 年度（2019 年度）には全園で実施します。

◆「就学前教育検討委員会答申」や「新岡山県幼稚園教育振興計画」に基づき、保･幼･小の連携強化に努めるとともに、地域の子育て支援の拠点としての役割を持つ地域に開かれた幼稚園づくりに努めます。

◆発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育･保育の充実、就学前教育･保育と小学校教育との連携･接続について接続会議で検討します。

◆幼稚園・保育園においてアプローチカリキュラム※1、小学校においてスタートカリキュラム※2 を作成します。

◆保幼小接続カリキュラム※3 を基に、小学校の教育を受けるまで一貫した同じ内容の教育を進め、小１プロブレム※4 を解消し、スムーズな育ちを保障します。

主な取組
■保幼小接続事業

2．義務教育の推進

◆子ども一人ひとりの確かな学力を育成し、可能性を伸ばすため、学力・学習状況調査結果の活用や市費非常勤講師等による少人数指導、習熟度別指導、放課後や土曜日等を活用した補充学習の推進、小学校での英語活動の充実など、「分かる・できる喜びが実感できる」授業づくりを進めます。

◆学習支援員の増員など地域の人材等による学習支援の積極的な活用を図ります。

◆小・中学校９年間の教育課程の系統性を踏まえ、子どもの発達段階に応じた計画的・継続的な教育活動が展開できるよう、小中連携教育の推進を図ります。

主な取組
☆外国語指導助手の配置
☆英語検定助成事業
☆いばらっ子伸びる学力支援事業
☆放課後学習サポート事業
☆地域土曜学習サポート事業
■学習支援員の配置
■片山科学賞基金運営事業

3．高校教育の推進

◆市立高校は、多様な生徒を積極的に受け入れ、青少年に高校教育を保障するとともに、キャリア教育※5 を推進し、地域社会に貢献する人材を育成します。

◆基礎学力をさらに向上させるために生徒・保護者アンケート結果を踏まえ、指導内容・方法を精選します。

主な取組
■学校設定教科「かけはし」
■インターンシップ※6

※1　アプローチカリキュラム：就学前の幼児が円滑に小学校の生活や学習へ適応できるようにするとともに，幼児期の学びが小学校の生活や学習で生かされてつながるように工夫された５歳児のカリキュラム
※2　スタートカリキュラム：幼児期の育ちや学びを踏まえて，小学校の授業を中心とした学習へうまくつなげるため，小学校入学後に実施される合科的・関連的カリキュラム
※3　保幼小接続カリキュラム：アプローチカリキュラムとスタートカリキュラムの総称
※4　小１プロブレム：小学校に入学したばかりの１年生が、入学後の落ち着かない状態が解消されず、集団行動がとれない状態が続くこと。
※5　キャリア教育：キャリア（経験）を活かして、現在や将来を見据えることなどを主眼として行われる教育
※6　インターンシップ：学生などが、在学中に自らの専攻や将来の進路と関連した就業体験をすること。

主な施策

4．情報教育の推進

◆子どもが情報活用の実践力や情報モラルを身につけ、高度情報社会の中で主体性や創造性を発揮できるよう、校内の情報機器等の環境整備や指導体制の充実を図ります。

主な取組
☆学校ＩＣＴ環境整備事業

5．特別支援教育※の推進

◆障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援や教職員の研修を行うとともに、特別支援教育コーディネーターや学習支援員の配置、巡回相談員の活用など、多様な障害に対応できる教育環境の整備を進めます。

主な取組
■学習支援員の配置【再掲】
■特別支援教育巡回相談員配置

6．教師力の向上

◆新学習指導要領の趣旨を生かし、子ども達がこれからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするために、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の取組を活性化します。

　そのために、各種研修会を活用した研修活動により、教職員の指導力や専門性を高めるとともに、教育者としての使命感や愛情、広く豊かな教養など、包容力や指導力に富んだ資質や能力を備えた人材の育成に努めます。

主な取組
☆井原市学校教育研究会研修事業
■研究発表会の実施
■教育ネットワーク、校務支援システムの活用促進

7．修学の支援

◆経済的理由により修学が困難な子どもたちの進学を支援するとともに、返還の特例を設け、定住促進につなげます。

主な取組
☆井原市奨学資金貸付事業

市民や地域でできること

●私たちは、家庭において子どもが自ら進んで学習できる環境づくりに努めます。

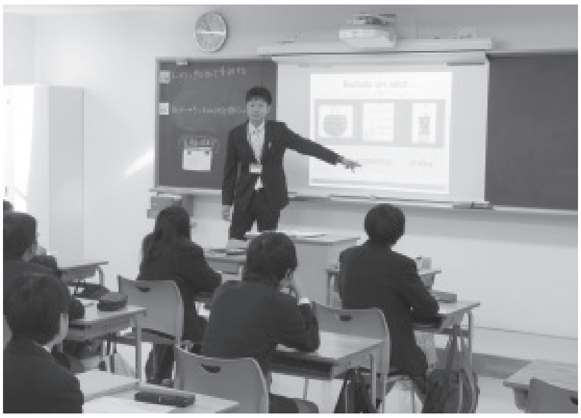

※特別支援教育：視覚・聴覚障害など、従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、学習障害（ＬＤ）、注意欠陥・多動性障害（ＡＤＨＤ）、高機能自閉症を含めたすべての障害のある子供たちに、適切な教育や指導を通じて必要な支援を総合的に行う教育

基本施策２　心と体を育てる教育の充実・郷土愛の醸成

現状と課題

●人間関係の希薄化に起因する家庭や地域の教育力の低下などを背景として、不登校・いじめ・非行、生活習慣や食習慣の乱れに起因する諸問題への対応が大きな課題となっています。

●情報化の進展等により、新たなコミュニケーションの創出や利便性の向上がみられる一方で、インターネットの有害サイトの氾濫など、子どもを取り巻く環境の悪化が懸念されています。

●本市では、子どもの豊かな心と健やかな体を育むため、人間性や社会性、自己肯定感を高める実践・体験活動や健康・安全教育を進めていますが、今後は、教育問題に対する指導・相談体制の充実はもとより、学校・家庭・地域・行政など社会全体が更に一丸となって、郷土を愛し、心豊かでたくましい子どもを育成していくことが求められています。

●ふるさと井原魅力発見事業等の取組により、ふるさとの魅力を発見し、体験を通して道徳性の育成が図られています。

基本方針

●学校・家庭・地域・行政などが連携し、子どもの規範意識や道徳心、郷土愛を育む教育を進めるとともに、不登校・いじめなどの教育問題に対して、教育相談の充実や研修体制の整備、スクールカウンセラー※の配置などにより、指導・相談体制の充実に努めます。

●子どもの健やかな成長・発達を促すため、基本的生活習慣の定着、食育、体育活動、命の教育などを推進します。

めざすまちの姿

●互いを尊重しあう教育が進み、いじめ事案はすべて解消し、不登校児童生徒がなくなっています。

●地域食材を活用した学校給食などを通して、食の重要性が認識され、子どもの食生活が豊かになっています。

●教育問題に対する指導・相談体制が充実しています。

成果指標

指標名	現状実績値 平成 28 年度 (2016 年度)	目標値 平成 34 年度 (2022 年度)
小･中学校における不登校出現割合(児童･生徒 1 千人当たり)	14.1 人	9.6 人以下
毎日朝食を食べている小学生の割合	94.4%	100.0%
毎日朝食を食べている中学生の割合	89.1%	100.0%

施策の体系

心と体を育てる教育の充実・郷土愛の醸成
- 1．心の教育の推進
- 2．健やかな体づくりの推進
- 3．郷土愛の醸成
- 4．不登校児童生徒への対応
- 5．食育の推進
- 6．教育相談の充実

※スクールカウンセラー：学校で、子どもの悩み事相談に応じたり、保護者や先生に子どもへの接し方等について指導・助言を行う、臨床心理士、大学教員、精神科医などの専門家のこと。

主な施策

1．心の教育の推進

◆人権尊重の精神や規範意識、郷土愛を育み、子どもたちが豊かな人間関係をつくれるよう、共に高めあう授業づくり、集団づくりを進めるとともに、地域題材を取り上げた身近な道徳教材を開発することにより、ふるさと教育・道徳教育を推進します。

◆子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけられるよう、朝の読書をはじめ、読書活動の機会拡充に努めます。

◆子どもが主体的に判断し、問題を解決する資質や能力を身につけられるよう、ボランティア活動やキャリア教育[※1]など、社会体験・自然体験活動を推進します。

主な取組
☆スポーツふれあい交流事業「夢の教室」
■ふるさと井原魅力発見事業 ■チャレンジワーク 14
■インターンシップ[※2]【再掲】

2．健やかな体づくりの推進

◆子どもの健康の保持・増進を図るため、健康診断の実施や基本的生活習慣を定着させるための指導に努めるとともに、教科としての保健体育科の指導を充実させ、運動系のクラブ活動、部活動などを相互に関連させながら、スポーツに親しむ環境づくりに努めます。

主な取組
■小児生活習慣病予防健診の実施
■井原市新体力テスト表彰

3．郷土愛の醸成

◆未来に向けた人づくりのため、ふるさとへの愛着と誇りを持ち、まちの将来を担う柔軟でたくましい人材や郷土愛と志を抱き国際社会に羽ばたく人材を育てるとともに、まちづくりや地域活動のリーダーを育成します。

主な取組
■郷土に誇りを持ち愛する教育の充実

4．不登校児童生徒への対応

◆不登校やいじめ問題の解決に向けて、子どもが心にゆとりを持ち、充実した学校生活が送れるよう、スクールカウンセラー[※3]、スクールサポーター[※4]、教育相談室等との連携を推進します。

◆適応指導教室「大山塾」の施設設備を有効に活用し、効率的な運用について検討を進めます。

主な取組
■不登校児童生徒の適応指導対策事業
■よりよい学級集団づくり推進事業

5．食育の推進

◆規則正しい食生活の必要性や食生活が子どもの心身の成長に及ぼす影響について、家庭の理解を深めるとともに、食育の推進及び充実を図ります。

◆栄養バランスのとれた学校給食等を通じて、幼稚園から小・中学校まで望ましい食習慣の形成に努めます。

◆給食メニューの地産地消を一層進めていくため、生産団体・納入業者等と提携し、地元の農産物を安定的に確保できる体制を整備します。

主な取組
■学校園での食育の推進
■学校給食における地産地消の推進
■いばらっ子生活リズム向上プロジェクト

6．教育相談の充実

◆家庭や地域社会の教育力や規範意識の低下など、青少年を取り巻く環境は近年大きく変化し、教育相談の件数も年々増加していることから、事業の充実と更なる普及啓発に努めます。

主な取組
■教育相談事業

市民や地域でできること

●私たちは、子どもとの日常的なふれあいを通して、子どもの心身のよりどころとなる家庭環境づくりに努めます。

※1　キャリア教育：キャリア（経験）を活かして、現在や将来を見据えることなどを主眼として行われる教育
※2　インターンシップ：学生などが、在学中に自らの専攻や将来の進路と関連した就業体験をすること。
※3　スクールカウンセラー：学校で、子どもの悩み事相談に応じたり、保護者や先生に子どもへの接し方等について指導・助言を行う、臨床心理士、大学教員、精神科医などの専門家のこと。
※4　スクールサポーター：学校や不登校児童生徒の家庭におけるよき話し相手としての活動や学校と家庭・地域との連携強化を図る活動を行うために、小・中学校に配置される地域の人材のこと。

基本施策３　学校・家庭・地域の連携による人づくり

現状と課題

●幼稚園・小学校・中学校におけるいろいろな課題は、学校・家庭・地域の教育的役割が機能していないことによって生じたことが原因となっている場合が少なくありません。個々の課題を解決するためには、「学校・家庭・地域」がそれぞれの役割を果たすとともに互いに連携して子どもを育てる視点に立ち戻って、教育力の再生・向上をめざす取組や環境づくりが必要となります。
●本市はこれらの教育力を再生・向上させるため、「学校・家庭・地域」という総合的な視点による取組を教育施策の中心に位置づけて、横断的に連携を強めていく必要があります。

基本方針

●学校・家庭・地域の機能を向上させるとともに、学校・家庭・地域の連携強化と小・中学校の異学年交流や多様な世代間交流を推進します。
●保護者・家庭に対する「家庭や子育ての重要性の啓発」「相談体制の強化」を図ります。

めざすまちの姿

●地域のみんなが教育に関心を持ち協力しています。

成果指標

指標名	現状実績値 平成 28 年度 (2016 年度)	目標値 平成 34 年度 (2022 年度)
子育てサポーター数	57 人	60 人
中・高校生子育てふれあい事業参加者数	295 人	320 人
地域学校協働本部設置学区数	9 学区	13 学区
放課後子ども教室実施学区数	6 学区	13 学区

施策の体系

学校・家庭・地域の連携による人づくり
- １．家庭や地域の教育力の向上
- ２．地域とともにある学校づくり
- ３．地域健全育成活動の推進

主な施策

1．家庭や地域の教育力の向上

◆家庭における教育力の向上のため、教育相談をはじめとする家庭教育支援に取り組みます。

◆基本的生活習慣の定着や生活リズムの改善により、子どもの意欲や学力･体力の向上、情緒の安定を図るため、いばらっ子生活リズム向上プロジェクトを推進します。

◆友好親善都市との児童交流を通じ、相互理解や視野の拡大を図る中で、地域社会づくりに貢献できる青少年の育成を図ります。

◆家庭における読書活動の推進のため、子どもの読書活動推進事業、ブックスタート事業、セカンドブック事業を実施します。

主な取組
- ☆ブックスタート事業
- ☆セカンドブック事業
- ■家庭教育支援総合推進事業
- ■いばら子ども応援事業
- ■いばらっ子生活リズム向上プロジェクト【再掲】
- ■友好親善都市児童交流事業
- ■子どもの読書活動推進事業

2．地域とともにある学校づくり

◆児童生徒の学力向上を図るため、地域の人材を活用し、学校と地域の連携を深めながら放課後学習サポート事業や地域土曜学習サポート事業に取り組みます。

◆地域社会や家庭との連携を促進するために、地域とともにある学校づくり推進事業を実施します。

◆市立高校学校開放講座を実施します。

◆まちづくり協議会等と連携し、学校と地域との協働による教育を推進します。

主な取組
- ☆放課後学習サポート事業【再掲】
- ☆地域土曜学習サポート事業【再掲】
- ■地域とともにある学校づくり推進事業
- ■市立高校学校開放講座
- ■まちづくり協議会等との連携

3．地域健全育成活動の推進

◆子どもたちの社会的・道徳的な人間形成を図るため、友情・秩序・奉仕の精神を養い、正しい生活態度や技術を学ぶ少年団活動を支援します。

◆地域の子どもは、地域で育てる、との考え方のもと、青少年の健全育成を目的とした地域活動を支援します。

◆青少年育成センターにおいて、関係機関・団体との連絡調整を図り、青少年の非行防止及び健全育成に努めます。

◆「少年キラリ賞（子誉め条例)」により、他の模範となる善行や優れた成績を誉め地域ぐるみで子どもを育成するための顕彰を実施します。

主な取組
- ■少年団活動の促進
- ■地区青少年を育てる会等の活動支援
- ■青少年育成センターが行う巡回活動など
- ■「少年キラリ賞（子誉め条例)」による顕彰

市民や地域でできること

●私たちは、自らの経験や特技を生かして、学校と協力しながら、地域の子どもたちを守り、育みます。

基本施策４　時代に対応した教育施設・機能の整備・充実

現状と課題

●老朽化が進んでいる教育施設があり、早急な整備が必要となっています。
●情報化社会の進展に対応した情報教育機器の整備とともに、情報化・国際化に対応した教育が求められています。

基本方針

●安全で快適な教育環境の整備を進めます。
●情報化に対応した教育環境の整備を進めます。

めざすまちの姿

●安心快適に学べる環境が整っています。
●情報機器が充実しているとともに、情報化社会に対応した人たちが活躍しています。

成果指標

指標名	現状実績値 平成 28 年度 (2016 年度)	目標値 平成 34 年度 (2022 年度)
ＩＣＴ機器[※1]を整備する教室＊	0 教室	30 教室
無線 LAN[※2]を整備する学校	0 校	18 校

＊ＩＣＴ機器を活用した授業を推進するため、パソコンもしくはタブレット端末、電子黒板等を総合的に導入する教室数（パソコン教室を除く）

施策の体系

時代に対応した教育施設・機能の整備・充実	１．安全で快適な教育環境の整備 ２．情報化に対応した教育環境の整備

主な施策

１．安全で快適な教育環境の整備

◆安全で快適な教育環境づくりのため、老朽化が進む学校施設の改築など、計画的な整備を図ります。

主な取組
■学校施設・設備整備事業
■学校給食施設・設備整備事業
■適応指導教室「大山塾」整備事業

２．情報化に対応した教育環境の整備

◆コンピュータ・インターネットなどの学習機器や学校図書の蔵書等の充実に努め、情報操教育や情報化・国際化に対応した教育を展開するための環境整備を進めます。

主な取組
☆学校ＩＣＴ環境整備事業【再掲】

※１　ＩＣＴ機器：情報通信技術を用いた機器のこと。
※２　無線ＬＡＮ：無線通信を利用してデータの送受信を行うＬＡＮ（Local Area Network=一施設内程度の規模で用いられるコンピュータネットワーク）のこと

基本施策5 生涯学習の充実

現状と課題

●まちづくりの基本は人づくりであり、「豊かな感性を育むまちづくり」を推進するためには、生涯学習を通じて、まちや地域の課題を知り、地域づくりの担い手となる人材を育成することが求められています。
●本市では、井原市生涯学習推進本部を設置し、アクティブライフ井原や公民館、図書館、美星天文台などを拠点とした生涯学習活動を推進しています。今後、生涯学習の成果を、まちづくりや地域づくりまでつなげていくためには、市民・各種団体・行政が連携・協力できる仕組みづくりが大切であり、その中でまちづくりの担い手となる多くの人材を養成することが必要です。
●近年は、生涯学習や余暇活動に対するニーズが高まっており、ますます多様化・高度化する学習ニーズに対応するため、生涯学習施設の整備・充実や学習プログラムの充実に加え、学習・スポーツ・文化活動・ボランティア活動など、生涯学習分野における幅広い分野の指導者養成や市民の目に触れやすく、わかりやすい情報提供体制の確立が求められています。

基本方針

●市民一人ひとりが学習の成果をまちづくりに生かすことによって、地域社会の活性化につながるよう、「生涯学習によるまちづくり」を進めます。
●多様化・高度化する学習ニーズに対応し、市民が生涯を通じて主体的に学ぶことができる場づくりを進めるため、指導者の養成や情報提供体制の確立を図ります。

めざすまちの姿

●子どもから高齢者まで様々な世代の市民が、学ぶことに喜びを感じ、それぞれの興味・関心に応じて意欲を持って取り組んでいます。
●多くの市民が生涯学習に主体的に参加し、学びの成果を暮らしに生かしています。

成果指標

指標名	現状実績値 平成28年度 (2016年度)	目標値 平成34年度 (2022年度)
アクティブライフ井原・芳井生涯学習センター利用者数	108,317人	110,500人
いばら生き生きクラブ会員数	504人	550人
びんご人材ネットワーク活用件数	−	10件
図書貸出冊数（さくら号含む）	269,764冊	302,000冊
図書館貸出人数	67,619人	75,000人
出前講座参加者数	2,453人	3,000人
星の郷ふれあいセンター利用者数	9,872人	11,000人
美星天文台の入館者数	16,804人	18,000人
幼児教育学級の参加者数	307人	310人
家庭教育学級の参加者数	524人	530人
寿大学院、芳寿大学院、長寿学級の修了者数	460人	500人

施策の体系

基本施策	施策
生涯学習の充実	1．生涯学習推進体制の充実と人材の養成 2．生涯学習によるまちづくりの推進 3．魅力ある学習機会の提供 4．生涯学習施設・設備の整備と機能の充実

主な施策

1．生涯学習推進体制の充実と人材の養成

◆「井原市生涯学習基本構想・基本計画」に基づき、ライフステージに応じた学習機会の創出や生涯学習推進のための体制づくりを計画的に進めるとともに、学校・家庭・地域の連携や社会教育団体等の支援・育成を進め、市民と行政の協働による生涯学習推進体制の整備に努めます。

◆生涯学習の指導者としての資質を有する人材を発掘し、自らが主体的に活動できるよう、指導者養成講座を開催します。

◆人材を有効に活用できるように、人材バンクの整備を図るなど、生涯学習環境の充実に努めます。

主な取組

■「第３次井原市生涯学習基本構想・基本計画改訂版」の策定
■成人を対象とした学習機会の提供
■ふるさと人材バンク事業「びんご人材ネットワーク」の活用

2．生涯学習によるまちづくりの推進

◆生涯学習の成果をまちづくりに生かすことによって、地域社会の活性化につながるよう、まちづくりをテーマにした学習機会・プログラムの提供や市民活動センター「つどえ～る」を拠点とした市民活動団体相互の交流促進など、まちづくりの担い手となる人材の養成を図ります。

◆アクティブライフ井原を拠点として、生涯学習に関する各種情報を収集・整理し、学習内容・施設の情報など適切な学習情報の提供を行います。また、収集した情報を活用した学習相談体制の充実を図ります。

主な取組

■市民活動センター「つどえ～る」の活用・拠点化
■緊急告知システム「お知らせくん」を活用した各地区からの情報発信

主な施策

3．魅力ある学習機会の提供

◆環境、健康、福祉問題など、市民のライフステージに応じた学習ニーズを的確に把握し、学習機会の充実と学習内容の多様化・高度化を図るため、体系的な学習プログラムの構築に努めるとともに、学習の成果を発表する場を設けるなど、市民の学習意欲の向上につなげていきます。

◆星の郷ふれあいセンターや美星天文台、星空公園などの特色を生かした魅力ある学習機会の提供を推進します。

◆図書館を生涯学習拠点の１つとして、継続的な蔵書の充実を図るとともに、市内３図書館間の図書配送などを行うことにより、図書館機能の均一化を図ります。

◆施設整備や館内サービスの充実を図り、ゆったり落ち着いて本が読める図書館づくりを進めるとともに、図書館事業のＰＲを積極的に実施します。

◆活字離れが深刻化する中、乳幼児期から中高年齢者までの適切な図書の提供に努め、学校図書館や公民館等との連携により、市民の読書環境の充実を図ります。

主な取組

☆若者が主役！「みらいのひかりをつなげ」プロジェクト
☆ブックスタート事業【再掲】
☆セカンドブック事業【再掲】
☆中学生海外ホームステイ派遣事業
■いばら生き生きクラブ事業
■「まなびめいと」の活動支援
■学習成果を発表する場の充実
■高齢者生きがい促進事業
■幼児教育学級、家庭教育学級、高齢者学級の活動支援
■図書館蔵書充実事業
■図書館書架充実事業

4．生涯学習施設・設備の整備と機能の充実

◆安全で快適な生涯学習環境づくりのため、アクティブライフ井原、芳井生涯学習センター、星の郷ふれあいセンター、美星天文台等の施設・設備を多くの方に利用していただけるよう計画的な整備を推進します。

◆生涯学習施設の利用により、様々な交流の輪が広がるよう生涯学習の拠点づくりを進めるとともに、市民の多様な学習ニーズに応えるため、展示等効果的な学習ができる企画の充実に努めます。

主な取組

☆美星天文台施設整備事業
■星空公園施設整備事業
■アクティブライフ井原・芳井生涯学習センター施設整備事業
■公民館施設管理・事業実施委託
■地区公民館整備事業
■中央公民館施設整備事業

市民や地域でできること

●私たちは、市のホームページや生涯学習情報誌などから生涯学習情報を収集し、講座やイベントに積極的に参加します。

●私たちは、生涯学習講座などで培った知識や技能を地域のボランティア活動などで発揮して、地域に貢献します。

基本施策６　文化活動の充実

現状と課題

【芸術・文化】

●本市には、那須与一や北条早雲など歴史的に名高い武将や画聖・雪舟のゆかりの地として、多くの史跡等があります。また、木彫界の巨匠・平櫛田中の作品を収蔵・展示する田中美術館や、日本画・洋画を所蔵する華鴒大塚美術館があり、街角には彫刻も点在するなど、市民が身近に芸術・文化に親しんできた伝統があります。

●「中国地方の子守唄」発祥の地として「子守唄フェスティバル」が毎年開催されているほか、星のイベント「星の降る夜」「中世夢が原大神楽」など、芸術・文化を通じて地域や市民同士の交流を深める事業も盛んに行われています。

●芸術･文化活動は、井原市民会館やアクティブライフ井原、芳井生涯学習センター等を拠点に、文化協会や郷土歴史研究グループ等が核となり展開していますが、活動している人の多くが高齢化しているため、若い世代の活動への参加促進を図ることが課題となっています。

●今後は、芸術・文化活動が全ての市民に身近な生涯学習として受け入れられ、より主体的に活動が展開されるよう、幼児期からの鑑賞教育、若い世代の芸術・文化鑑賞の促進を図ることが必要です。

●それぞれの地域にある公民館を生涯学習の拠点施設として有効活用するとともに、埋もれた芸術・文化の掘り起こしや活動の場を創出し、芸術・文化を通じて、新たな交流を生み出すことも重要です。

【文化財】

●本市では、国指定名勝の鬼ヶ嶽、国指定重要文化財の不動明王坐像、地蔵菩薩立像、国指定重要無形民俗文化財の備中神楽をはじめ、貴重な有形・無形の文化財を数多く有するとともに、三原の渡り拍子、鳥羽踊りなど、地域に根ざした伝統芸能や伝統的祭りがその地域に住んでいる人々の手により、その歴史と共に今に引き継がれています。

●文化財や伝統芸能などの保存・継承には地域住民の理解と協力が不可欠であり、引き続き普及啓発に努めるとともに、本市の貴重な財産を次代へ引き継いでいくための積極的な取組が必要です。

●少子高齢化に伴い、郷土の文化・歴史を継承していくための後継者の育成が必要なため、伝承教室の推進を図るとともに、地域住民との協働や関係団体との連携により、多くの市民が郷土の文化・歴史に興味や愛着を持てるような取組を推進することが必要です。

基本方針

●市民が生涯にわたって豊かな情操を養い、潤いのある生活を築き、個性ある地域文化を創造するため、優れた芸術・文化にふれあう機会を拡充するとともに、芸術・文化団体の育成を図るなど、市民の芸術・文化活動を促進します。
●多くの市民が芸術・文化活動に主体的に参画することにより、市内・市外、老若男女を問わず、交流の輪が広がるよう、多様な芸術・文化イベントの開催や芸術・文化活動の拠点づくりを進めます。
●あらゆる文化財の保存を計画的に進め、地域に残された文化遺産を情報発信することにより、市民の理解を深めるとともに、文化財保護意識と郷土愛を育み、先人が守り伝えた文化遺産の保全と積極的な活用を図ります。

めざすまちの姿

●あらゆる世代にわたる市民が身近に芸術・文化に親しみ、実践する機会に恵まれています。
●多様な芸術・文化活動を通して、交流の輪が広がり、地域に活力が生まれています。
●貴重な文化財が適切に保存され、地域資源として活用されています。
●市民の文化財・伝統芸能等への理解が深まるとともに、保存・継承意識が高まり、次代へと引き継がれています。
●市内に点在する史跡や文化財を生かしたまちづくりが進んでいます。

成果指標

指標名	現状実績値 平成 28 年度 (2016 年度)	目標値 平成 34 年度 (2022 年度)
市民会館利用者数	47,735 人	52,000 人
市民会館文化事業入場者数＊	2,021 人	2,100 人
芳井生涯学習センター芸術文化事業入場者数＊	850 人	900 人
市民ギャラリー利用者数＊	4,205 人	4,250 人
田中美術館入館者数	15,486 人	16,500 人
文化財センター利用者数	4,784 人	6,000 人
芳井歴史民俗資料館入館者数	1,346 人	1,500 人

＊現状値は直近 3 か年実績の平均値

施策の体系

文化活動の充実
- 1．芸術・文化活動の活性化
- 2．文化施設の整備と特色づくり
- 3．文化財・歴史的資源の保存・活用

主な施策

1．芸術・文化活動の活性化

◆市民の芸術・文化活動への関心を高め、鑑賞・発表機会の拡充や文化関係団体の支援を図るとともに、各種芸術・文化活動の情報提供や啓発活動の充実に努めます。

◆市民の主体的な活動を促進し、活動を担う地域リーダーの育成を図るとともに、芸術・文化活動に中高生をはじめとした若い世代を取り込むための事業を推進します。

◆優れた芸術・文化に触れることのできるイベントを企画・開催することにより、地域間文化交流を推進します。

◆平櫛田中、馬越恭平、那須与一、北条早雲、画聖・雪舟、中国地方の子守唄、備中神楽など、地域の特色ある文化資源を生かした交流を推進するとともに、芸術・文化を通じて、新たな交流を生み出せるよう、市民が参画する文化の拠点づくりを進めます。

主な取組

■鑑賞・発表機会の充実
■芳井生涯学習センター芸術文化事業
■芸術・文化団体の育成・支援
■市民会館文化事業
■田中美術館特別展・企画展開催事業
■伝統文化体験教室の開催支援
■「子守唄の里」推進事業

2．文化施設の整備と特色づくり

◆井原市民会館や田中美術館、市民ギャラリー、市民茶室等の適切な維持管理に努め、これら文化施設の特色ある拠点整備を推進するとともに、各施設間の連携を一層深めることにより、利用の促進に努めます。

主な取組

☆田中美術館施設・設備整備事業
☆市民ギャラリー整備事業
■市民会館施設・設備整備事業

3．文化財・歴史的資源の保存・活用

◆ふるさと意識の高揚のため、多様な地域の文化財や歴史的資源の保存・活用を図るとともに、文化財センターを中心とした適切な保存・管理に努めます。

◆井原ゆかりの人物紹介、民具の保存・展示を行う施設の整備等を検討するとともに、文化財保護の意識を高めるため、多様な普及啓発活動を推進します。

◆三原の渡り拍子、鳥羽踊りなど、地域に根ざした伝統芸能や地域の特色ある祭りの保存・継承を図るとともに、地域コミュニティの活性化や人的交流を進めます。

◆地域の特色ある伝統文化の保存に向けた後継者の育成を図る団体を支援するとともに、学校等との連携のもと、体験学習などの機会を積極的に活用し、次代を担う子どもが地域の伝統文化に触れる機会を創出し、伝統芸能の保存・継承に努めます。

主な取組

☆文化財センター整備事業
■歴史・文化遺産情報発信事業
■指定文化財保護費等補助
■郷土偉人伝承事業
■伝統芸能の保存・継承

市民や地域でできること

●私たちは、身近で行われている文化芸術活動に関心を持ち、積極的に参加することで、活動を盛り上げます。

●私たちは、地域の伝統行事やお祭りに積極的に誘い合って参加し、行事等を盛り上げ、子どもたちに伝えていきます。

●私たちは、我がまちの文化・文化財に興味・関心・誇りを持ち、大切に伝承し、みんなで発展させます。

基本施策７ スポーツの充実

現状と課題

●スポーツは、健全な心身の発達を促し、豊かな心を養う上でも重要な役割を果たすものであり、近年の健康志向や余暇時間の増大に伴い、健康づくりや体力づくりを行い、あわせて地域社会で交流を深めたいというニーズが高まっています。
●本市では、「新体操」「陸上競技」をはじめとする競技スポーツの支援を行っており、着実にその成果が上がっています。今後も支援を継続するとともに、引き続きジュニアの育成にも努めていく必要があります。
●スポーツ人口の増加と地域のスポーツ団体の自主活動の促進等により設立された総合型地域スポーツクラブ「いばら生き生きクラブ」の事業により、子どもから高齢者まで気軽にスポーツに親しむ土壌づくりが進んでいます。しかしながら、指導者の後継者不足やクラブ員数の減少が生じており、今後のあり方の検討が必要となっています。
●今後は、この「いばら生き生きクラブ」の方向性を定めるとともに、井原市グラウンド・ゴルフ場や井原運動公園等を有効活用し、健康づくり、体力づくり、仲間づくりの場を多くの市民に提供していく必要があります。

基本方針

●子どもから高齢者まで、市民のニーズに合わせてスポーツを楽しむことができる生涯スポーツや健康づくり・体力づくり・仲間づくりとしてのスポーツを振興します。
●市民と行政が一体となって、新体操、陸上競技などの競技スポーツのレベルアップを図り、全国に井原の“元気”を発信します。

めざすまちの姿

●子どもから高齢者まで様々な世代の市民がスポーツに親しみ、交流の輪が広がっています。
●市民が自分の健康状態に合ったスポーツを楽しむことで、市民の健康が守られています。
●新体操・陸上競技の底辺拡大が図られ「新体操・陸上競技のまち井原」が実現し、市民が選手を誇りに感じ応援することにより、選手と市民の交流が図られ、地域に活力が生まれています。

成果指標

指標名	現状実績値 平成 28 年度 (2016 年度)	目標値 平成 34 年度 (2022 年度)
いばら生き生きクラブ会員数【再掲】	504 人	550 人
スポーツ施設利用者数	343,593 人	360,000 人
井原市グラウンド・ゴルフ場市内利用者数＊	21,603 人	24,600 人

＊井原市グラウンド・ゴルフ場市内利用者数（現状値）は H25 年度から H28 年度の平均値

施策の体系

スポーツの充実	1．気軽にスポーツに親しむことができる環境づくり 2．競技スポーツの振興

主な施策

1．気軽にスポーツに親しむことができる環境づくり

◆総合型地域スポーツクラブ「いばら生き生きクラブ」を中心に、子どもから高齢者まで気軽にスポーツに親しめる環境整備を推進します。

◆市民がスポーツを始めるきっかけづくりとするため、「市民スポーツの日」のイベントの実施や、各地域でスポーツを継続していくため、スポーツ推進委員を派遣して地域スポーツ教室を開催することにより、ニュースポーツ等を普及するとともに、「井原市グラウンド・ゴルフ場」（日本グラウンド・ゴルフ協会認定の４コース）を市内外に広くＰＲし、生涯スポーツの拠点として、各地域・世代を超えた交流が行われるよう努めます。

◆市民一人ひとりの年齢や体力・興味に応じてスポーツに取り組めるよう、スポーツ教室やスポーツイベント等の内容の充実を図り、多くの市民がスポーツを楽しみ、自主的なスポーツ活動を通して交流できる環境づくりを進めます。

　とりわけ、星の郷ふれあい健康マラソン大会やぶどうの里ふれあいマラソン大会については、市内外から多くの選手が参加しての交流事業として定着しており、引き続き支援を行います。

◆井原市グラウンド・ゴルフ場、井原運動公園、Ｂ＆Ｇ海洋センター等を有効活用し、健康づくり、体力づくり、仲間づくりの場を多くの市民に提供するとともに、利用促進に努めます。

◆市民にとって最も利用しやすい学校体育施設の一層の開放に努め、身近なスポーツ活動拠点の確保を図ります。

主な取組

■いばら生き生きクラブ事業【再掲】
■体育・レクリエーション施設の利用促進
■ニュースポーツの振興
■井原市民体育祭
■市民スポーツの日
■体育施設整備事業
■各種スポーツ大会及び教室の開催

2．競技スポーツの振興

◆体育協会をはじめ各種スポーツ協会等との連携により、有名な選手やチームを招聘し、ハイレベルな技術に触れる機会を提供するとともに、「新体操」「陸上競技」をはじめとする競技スポーツの支援を継続し、引き続きジュニアの育成にも努めます。

主な取組

☆ハイレベルな技術に触れる機会の創出
☆高等学校での競技力向上
■体育・レクリエーション施設の利用促進【再掲】

市民や地域でできること

●私たちは、積極的にスポーツやレクリエーション活動をします。
●私たちは、家族や仲間と運動会やスポーツ大会の応援に行き、大会を盛り上げます。

基本施策８　人権尊重・男女共同参画社会の実現

現状と課題

●人権は、日本国憲法で示されているように、人としての尊厳に基づき、誰もが生まれながらにして持っている固有の権利です。しかしながら、女性や子ども、高齢者、障害者などに対する様々な人権問題の中には、ＤＶ（ドメスティックバイオレンス）※やいじめ、虐待など、近年は生命に危険を及ぼす事件も発生し、大きな社会問題となっています。
●本市では、こうした状況を踏まえ、人権教育研修、交流活動、指導者養成講座などの実施により、市民に学習機会の提供を図っており、一定の成果が上がっています。
●平成 15 年には「井原市男女共同参画のまちづくり条例」を制定し、平成 23 年には「第３次いばら男女共同参画プラン」「井原市ＤＶ防止及び被害者支援計画」を策定し、男女共同参画社会の実現とＤＶの防止、被害者支援及び男女間におけるあらゆる暴力根絶に向けた取組を進めています。近年、家庭における男女間の固定的な性別役割意識の解消にはある程度の成果が認められるものの、依然として職場や社会のなかでの男女間の意識の差は大きく、ＤＶに関しては犯罪の複雑化や被害者の低年齢化が憂慮される状況にあります。
●今後も、市民の人権に対する意識の高揚を図るとともに、あらゆる偏見や差別をなくし、市民一人ひとりがお互いの人権を認め合いながら暮らすことのできるふれあいコミュニティの形成を目指して、複雑・多様化した人権問題へ対応できる環境整備や学習機会の提供、男女共同参画を支える環境づくりが求められています。

基本方針

●市民一人ひとりの人権意識の高揚を図り、心の通う公正な社会を実現するため、家庭・学校・地域などの多様な場における人権啓発・教育を推進します。
●女性も男性も、社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、多様な選択肢の中で自己実現できる社会を実現するため、「いばら男女共同参画プラン」に基づき、男女平等の意識づくりや男女が対等の立場で快適に働ける環境づくりなど、男女共同参画の取組を進めます。
●ＤＶが重大な人権問題であることを周知し、未然に発生を防止するとともに、被害者の救済や自立支援のための環境整備などの施策を推進します。

めざすまちの姿

●市民の人権問題に対する理解が深まり、市民に広く人権意識が浸透しています。
●家庭や学校、地域、職場などにおいて、男女が互いに尊重し、協力し合う社会が実現しています。

※ＤＶ（ドメスティックバイオレンス）：配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあったものから振るわれる暴力のこと。

成果指標

指標名	現状実績値 平成 28 年度 （2016 年度）	目標値 平成 34 年度 （2022 年度）
審議会等における女性委員の登用率	30.1%	40%
社会全体で男女平等になっていると感じている人の割合＊	14.3%	20.0%

＊「井原市男女共同参画プラン」に係る市民意識調査結果による。現状値は平成 27 年度。目標値は次回調査予定の平成 32 年度数値。

施策の体系

人権尊重・男女共同参画社会の実現
- 1．人権教育の推進
- 2．人権擁護活動の推進
- 3．男女共同参画を支える環境づくり

主な施策

1．人権教育の推進

◆子どもの発達段階に即し、学校の教育活動全体を通して、基本的人権の意義や人権尊重の理念について理解を深めるとともに、人権の大切さに気づく豊かな感性の育成に向けて、人権教育の充実を図ります。

◆女性、子ども、高齢者、障害者などの人権課題やいじめ防止等に関する各種講演会、研修会などを通して、市民の人権意識の高揚に努めるとともに、人権問題に対する正しい認識と指導力を備えた人材の育成を図ります。

主な取組
■くらしと人権講座
■井原市ふれあいセンター事業
■ＰＴＡ人権教育研修事業

2．人権擁護活動の推進

◆人権擁護機関等と連携しながら、女性や子ども、高齢者、障害者などに関する人権相談窓口の充実に努めるとともに、人権擁護のための啓発活動や広報活動を推進します。

主な取組
■人権が尊重されるまちづくりの集い
■人権啓発強調月間の設定

3．男女共同参画を支える環境づくり

◆男女が共に能力と個性を発揮できる社会を実現するため、政策・方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、誰もがゆとりを持って働ける環境づくりや男女共同参画による地域社会づくりに努めます。

◆セクシュアル・ハラスメントやＤＶ等の根絶に向けた周知啓発を図るとともに、相談窓口の充実など、被害者が自立できるよう支援します。

◆性別による役割分担等の固定観念や慣習の解消に努め、正しい知識を身につけてもらうため、男女平等意識を高める研修会や講演会を開催するとともに、情報提供の充実を図ります。

主な取組
■男女共同参画推進事業
■くらしと人権講座【再掲】
■ＰＴＡ人権教育研修事業【再掲】

市民や地域でできること

●私たちは、身近なところから人権について考え、一人ひとりが互いの違いを認め、互いの人権を守ります。

基本目標1

伝統、文化が引き継がれ、郷土を愛する人が育まれるまちづくり【教育・文化】

重　点　分　野

いばらっ子の学力ステップアップ

新学習指導要領に対応した指導方法及び評価方法や、教員の指導力向上のための井原市独自の取組を継続実施するとともに、新たな学習環境の整備や地域と連携した事業を実施することにより、新学習指導要領の目指す確かな学力の向上を図ります。

取組内容
- ☆いばらっ子伸びる学力支援事業
- ☆井原市教育研究会研修事業
- ☆学校ＩＣＴ環境整備事業
- ☆放課後学習サポート事業
- ☆地域土曜学習サポート事業

グローバル人材の育成

グローバル化が進展する中、教育分野においても実践的な英語コミュニケーション能力養成が求められており、外国語指導助手の増員、英語検定の検定料助成などを行うことで、市内小中学生全体の英語コミュニケーション能力の底上げを図ります。

取組内容
- ☆英語検定助成事業
- ☆外国語指導助手の配置（増員）
- ☆中学生海外ホームステイ派遣事業

子どもたちの夢の醸成

将来のまちづくりの主役である子どもたちが、郷土を愛し、それぞれ夢と目標を抱き、勉強やスポーツ、地域活動等を行うことへの支援や修学の希望を叶える取組を進めます。

取組内容
- ☆スポーツふれあい交流事業「夢の教室」
- ☆若者が主役！「みらいのひかりをつなげ」プロジェクト
- ☆ハイレベルな技術に触れる機会の創出
- ☆高等学校での競技力向上
- ☆井原市奨学資金貸付事業
- ☆ブックスタート事業
- ☆セカンドブック事業

芸術文化ゾーンの整備

優れた芸術作品の鑑賞や本市の歴史・文化に触れることができる環境整備と併せ、市民の芸術文化活動の拠点となる機能や訪れる人たちの憩いの場としての機能も持った、本市の芸術文化の拠点となるゾーンとして、田中美術館、市民ギャラリー、文化財センター等の整備を進めます。

取組内容
- ☆田中美術館施設・設備整備事業
- ☆市民ギャラリー整備事業
- ☆文化財センター整備事業

共通指針：市民参画の取組

- ●学校・家庭・地域の連携による郷土愛あふれる心豊かな人づくりを推進します。
- ●市民が健康的で豊かな生活を送ることができるよう、自主的な文化・スポーツ活動、生涯学習の活性化を推進します。

基本目標2　地域の宝を生かし、魅力がいっぱいで、活力にあふれるまちづくり【産業・交流】

基本施策１　商工業の振興

現状と課題

【工業】

●本市は、古くからテキスタイルやジーンズなどのアパレル製品を製造する繊維産業を中心に発展し、昭和 40 年代からの工業団地への企業立地の進展により、自動車部品、電気機械器具、プラスチック製品製造等が盛んになった経緯から、第２次産業の就業者割合が県内他市と比べて極めて高いまちです。しかし、多くの地場企業は全体的に規模が小さく、従業者１人当たりの製造品出荷額は県内他市と比べて低くなっています。

●産業構造の変化が進み、本市においても、第３次産業就業人口が第２次産業就業人口を逆転しており、製造業の従業者数及び事業所数は減少傾向にあります。

●今後とも、井原市地場産業振興センターを拠点として、岡山県工業技術センター、公益財団法人岡山県産業振興財団、井原商工会議所及び備中西商工会等と連携し、繊維やプラスチック製品製造等を中心とした基幹工業の振興を支援するとともに、人材の育成などによる技術力の向上や企業間交流、地場企業の体質強化に向けた経営支援が必要です。

●市民意識調査でも工業の振興や雇用環境の充実を求める意見は極めて多いことから、幅広い分野からの企業誘致や新たな業種の起業化を促進することが求められています。

【商業】

●本市の商業は、景気の低迷や人口減が続く中で地域間競争が激しくなり、商店数、従業者数、商品販売額は減少傾向にあります。商店街では、大規模小売店や郊外型店舗との競合などにより、空き店舗の増加など、活力が低下しつつあります。

●既存の商店街については、消費者ニーズの多様化・高度化に対応するため、商店街・市民・行政が協働して互いの知恵を出し合うことにより、地域の活力を維持することが求められています。今後は、井原商工会議所や備中西商工会等と連携し、快適で利便性の高い商業環境の整備や経営基盤の強化を促進するとともに、空き店舗等の有効活用や店舗の個性化への支援を図る必要があります。また、他市町から多くの人が訪れる井原駅周辺地区に、交流拠点としてにぎわいを創出することが求められています。

●一方、産業構造の変化が進み、商業従業者を含めた第３次産業就業人口は、就業人口の減少が著しい現在にあって、ほぼ横ばいを保っていることから、人材の確保・雇用の創出に向けたサービス業の振興も必要です。

基本方針

●繊維や自動車部品、電気機械器具、プラスチック製品製造等の地場産業が元気で、活力が地域全体に波及するよう、地域を支える地場企業の経営基盤を強化し、育成するとともに、公的団地への企業誘致や事業用地を開発し工場等を建設する民間事業者を支援し、企業立地を促進します。
●気軽で親しみやすく活力のある地元商店街づくりや広域的で魅力ある商業ゾーンの形成を図るため、利便性の高い商業環境の整備や商業の経営基盤の強化を促進するとともに、井原駅周辺地区や生活拠点におけるにぎわいづくりを促進します。

めざすまちの姿

●高度な技術を持った競争力のある企業の集積が進んでいます。
●企業間の交流が活性化し、多様な工業の振興が図られています。
●商業経営の基盤が強化され、事業者が意欲的ににぎわいを創出しています。
●快適な商業環境が整備され、市民生活の利便性が向上しています。

成果指標

指標名	現状実績値 平成 28 年度 (2016 年度)	目標値 平成 34 年度 (2022 年度)
企業誘致数（累計）＊1	0 件	3 件
商業・サービス業出店数（累計）＊2	3 件	5 件
設備投資額（累計）＊3	3,861,942 千円	10,460,000 千円
店舗改装数（累計）＊4	88 件	105 件
起業支援者数（累計）＊5	4 人	15 人
新製品・新技術開発等支援事業数（累計）＊6	3 件	20 件
「井原ものづくり研究部会」が開発した製品数	0 品	2 品
マッチングプラットフォームへの登録企業数（累計）＊7	0 件	10 件

＊1　企業誘致数は公的企業用地への誘致のほか、民間事業用地開発促進奨励金を活用して立地した企業数
＊2　井原駅前通り賑わい創出事業補助、ホテル・旅館誘致等促進事業補助を活用して立地した店舗等の数値
＊3～6　井原市経済・雇用・移住定住対策事業（イバラノミクス）の補助を活用した件数
＊7　「大企業等とのマッチング支援事業」による登録企業数

施策の体系

商工業の振興
- 1．地場企業の育成と経営基盤の強化
- 2．販路開拓の促進
- 3．企業誘致の推進
- 4．商業環境の整備と商業の経営基盤の強化
- 5．広域的な商業ゾーンの形成
- 6．サービス業の振興

主な施策

1．地場企業の育成と経営基盤の強化

◆井原市地場産業振興センターを拠点として、岡山県工業技術センター、公益財団法人岡山県産業振興財団、井原商工会議所及び備中西商工会等と連携し、情報処理、財務、企業経営等の研修・相談事業を充実するとともに、技術者等の人材確保・育成に努めます。

◆産業支援コーディネーターや産業支援機関の活用により、企業のニーズの把握や情報収集に努め、地場企業の新たな事業展開の促進や育成を図ります。

◆企業間交流や、企業の国際化・情報ネットワーク化、事業の高度化・近代化により、ものづくり井原ブランドの構築を促進するとともに、融資制度の活用により経営基盤の強化を図ります。

主な取組
☆井原市経済・雇用・移住定住対策事業【イバラノミクス】
（井原市設備投資促進事業補助、産業財産権取得事業補助　等）
■大企業等とのマッチング支援事業
☆ものづくり井原ブランドの構築

2．販路開拓の促進

◆井原市地場産業振興センターを拠点として、岡山県や井原商工会議所及び備中西商工会等と連携し、井原産デニムをはじめとした地場産業について、国内外の展示会等への参加を促し、ブランド化を推し進め、販路の開拓を促進します。

主な取組
☆井原市経済・雇用・移住定住対策事業【イバラノミクス】【再掲】
（井原市新製品・新技術開発支援補助　等）

3．企業誘致の推進

◆新たな企業誘致を実現させるため、稲倉産業団地開発事業に取り組むとともに、市ホームページでの紹介や、岡山県との連携により企業誘致を推進します。

◆事業用地を開発し工場等を建設する民間事業者を支援し、企業立地を促進します。

主な取組
☆企業誘致事業
（事業所設置奨励金、企業立地促進奨励金、雇用奨励金、物流施設誘致促進助成金、周辺整備促進助成金）
☆井原市経済・雇用・移住定住対策事業【イバラノミクス】【再掲】
（井原市民間事業用地開発促進奨励金　等）
☆稲倉産業団地開発事業
☆「大阪の企業さん いばらへおいでんせ～」事業

4．商業環境の整備と商業の経営基盤の強化

◆井原商工会議所や備中西商工会等と連携し、魅力ある商店の育成に努めるとともに、空き店舗等を有効活用し、高齢者や障害者にやさしい快適な商業環境の整備を促進します。

◆井原商工会議所や備中西商工会等と連携し、経営指導体制の強化を図るとともに、融資制度の活用により、経営基盤の強化と安定化を促進します。

主な取組
☆井原市経済・雇用・移住定住対策事業【イバラノミクス】【再掲】
（井原市店舗改装補助　等）

主な施策

5．広域的な商業ゾーンの形成

◆市道井原駅前通り線をはじめ、国道 313 号や 486 号、鉄道井原線の沿線に、民間活力による商業施設の集積を促し、広域的な商業ゾーンの形成を図ります。

◆交通ターミナル機能や広域的観光機能を有した広域交流拠点である井原駅周辺地区において、各種イベントの開催などにより、にぎわいの創出に努めます。

主な取組

☆井原市経済・雇用・移住定住対策事業
【イバラノミクス】【再掲】
（井原駅前通り賑わい創出事業補助　等）

6．サービス業の振興

◆これまでの本市の積極的な地域情報化への取組等を生かした新たなサービスの育成を支援することにより、地域経済の活性化を促進します。

主な取組

☆井原市経済・雇用・移住定住対策事業
【イバラノミクス】【再掲】
（井原市創業支援補助　等）

市民や地域でできること

●私たちは、地域の特産品に愛着を持ち、それぞれがセールスマンとして、友人・知人などに広く知ってもらうようＰＲをします。

●私たちは、地元のお店で商品購入します。

井原デニムストア

基本施策２　農林業の振興

現状と課題

●農業従事者の高齢化や後継者不足に伴い、農村の過疎化が急速に進展し、集落機能の低下や農地の荒廃が進んでいます。耕作放棄地の増加とともに、これまで集落共同で取り組んできた農地・農業用施設等の保全管理が難しくなっています。
●農産物価格の不安定や資材・肥料価格等の上昇、鳥獣被害の拡大と被害対策経費の増大等により、農業経営力は低下しています。
●本市は、西日本有数のぶどう産地として市場から高い評価を得ています。また、香りがよく品質が高い「明治ごんぼう」も広く知られており、それらの特産品を生かした交流拠点の整備も進んでいます。こうした中、担い手の育成をはじめ、農地の集積・集約、農業環境の基盤整備、６次産業化等による高付加価値化の推進など、本市の特色を活かした農業の活性化をより一層推進する必要があります。
●森林については、市域面積の大半を占め、多面的・公益的な機能を担っていますが、林業従事者の高齢化や担い手の不足により、間伐等の適正な森林整備が行われず、森林機能の低下・荒廃が進んでおり、市民との協働による森林の維持管理や木材の利用促進を図ることが必要となっています。

基本方針

●新鮮で安全な食物の安定供給のため、生産基盤の整備のほか、農地の流動化による有効利用や担い手の育成に努めるとともに、集落営農組織・農作業受託組織の設立を支援します。
●地域の特性を生かした特産品の生産・販売拡大を図り、岡山県や農業協同組合等の関係機関と連携し、花卉や果樹等の優良品種や新規作物の導入、農産物や加工品のブランド化を推進します。
●畜産振興においても、安全・安心な畜産物の生産を促進し、家畜伝染病の侵入と蔓延防止・発生時の防疫体制の徹底について、関係機関と連携して取り組みます。
●森林が持つ多面的・公益的機能を保全するため、自然環境に配慮した健全な森林資源の整備と利活用に努めます。

めざすまちの姿

- 農業経営の安定化が図られ、農業従事者が意欲的に農業に取り組んでいます。
- 農地利用集積の推進やレクリエーションとして市民農園等での体験的農業の取組により、荒廃した農地が減少しています。
- 幅広い年齢層の農業者が育成されるとともに、農産物加工グループ等により、新たな産品が生み出されています。
- 地元農産物の消費比率が向上し、食卓や学校給食等に、市内で生産された新鮮で安全な食材が並んでいます。
- 有害鳥獣防止対策の効果により、農作物の被害が減少しています。
- 市民との協働により、多面的・公益的機能が回復され、景観に配慮された森林が整備されています。

成果指標

指標名	現状実績値 平成 28 年度 (2016 年度)	目標値 平成 34 年度 (2022 年度)
ピオーネ栽培面積	62.5ha	70.0ha
オーロラブラック栽培面積	1.5ha	2.5ha
シャインマスカット栽培面積	4.8ha	12.0ha
新規就農者の確保（累計）	6 人	42 人
有害鳥獣捕獲頭数＊	686 頭	740 頭

＊岡山県捕獲強化事業対象鳥獣であるイノシシ・サル・シカの捕獲頭数

施策の体系

農林業の振興
- 1．農林業の基盤整備の推進
- 2．経営の安定化の促進
- 3．農産物のブランド化の推進
- 4．担い手の育成

主な施策

1．農林業の基盤整備の推進

◆農業の生産性の向上を図るため、農道、ため池、農業用排水路等の整備を実施するとともに、多面的機能支払交付金事業等の展開により、生産性、生活環境の向上に努めます。

◆計画的な森林整備を図ることにより、森林が持つ多面的・公益的機能の回復に努めるとともに、景観の向上や森林とのふれあいづくりや木材の利活用を促進します。

主な取組

■中山間地域等直接支払対策事業
■多面的機能支払交付金事業
■中山間地域総合整備事業
■森林病害虫等駆除事業
■岡山県園芸総合対策事業

主な施策

2．経営の安定化の促進

◆認定農業者等※1への経営指導や集落営農※2組織・農作業受託組織等設立支援など、農業経営体の育成を進めるとともに、農地の流動化による有効利用や鳥獣被害の防止対策等を推進します。

◆女性や高齢農業者等が活躍できる環境を整備するとともに、新規参入や定年帰農を支援します。

◆畜産では経営の近代化や安定化への支援を図るとともに、家畜伝染病の予防や発生時の対応についての研修・訓練を関係機関と連携して定期的に実施します。

主な取組

■中山間地域等直接支払対策事業【再掲】
■有害鳥獣駆除事業
■農地流動化助成金交付事業
■帰農者支援事業

3．農産物のブランド化の推進

◆大粒ぶどうの主力品種であるピオーネをはじめ、次世代大粒ぶどう（オーロラブラック・シャインマスカット等）や芳井町明治地区や美星町宇頭地区で栽培されるごぼうなど、消費者ニーズの高い農産物の生産拡大と生産物の加工による付加価値の創出により、冬ぶどうをはじめとする様々な農畜産物や加工品のブランド化を推進します。

◆生産物の加工による付加価値を創出し、地元農産物と加工品の生産・流通体制を強化するとともに、星の郷青空市や井原市地域農産物総合交流センター（葡萄浪漫館）等の交流拠点機能の活用により、地産地消の推進と、生産者と消費者の交流を促進します。

◆食の安全への関心が高まる中で、有機肥料を使用した栽培方法や無農薬での生産を促進するとともに、学校給食における地元産食材を使用した献立づくりを進めます。

主な取組

☆農産物ブランド化チャレンジ事業
☆第６次産業※3創出支援事業
☆冬ぶどう産地確立支援事業
☆井原市ワイン産業創出事業
■岡山県園芸総合対策事業【再掲】
■地力回復・維持・強化事業
■学校給食における地産地消の推進【再掲】

4．担い手の育成

◆農業や畜産業の担い手を確保するため、岡山県や農業協同組合等の関係機関と連携を取りながら、資金援助や栽培技術・経営研修の開催、土地集積、農業研修制度による新規就農者や帰農者の育成に努めるなど、支援体制の構築を図ります。

◆耕作放棄地等を活用した施策の実施、都市住民との交流支援、星空農園や浪漫の森の利用促進など、農業分野と観光分野が連携した取組を促進することで、農業者の収益増大や地域経済の活性化を図ります。

主な取組

■帰農者支援事業【再掲】
■農業実務研修事業
■就業奨励金支給事業
■移動青空市設置事業

市民や地域でできること

●私たちは、地元でとれる野菜や果物などの地場産品を積極的に購入・消費することで、地産地消に努めます。
●私たちは、新しい特産品づくりなど、まちが元気になる６次産業化への取組を応援します。

※１　認定農業者：農業経営を行う又は行おうとする者が５年後を目標とした農業経営改善計画を策定し、その計画を市町村長が認定した経営体
※２　集落営農：集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動
※３　第６次産業：１次産業（生産）、２次産業（加工等）、３次産業（販売）の有機的な統合による総合産業化

基本施策３ 観光の振興

現状と課題

●近年、ライフスタイルや価値観の多様化に伴い、従来の団体中心の「見る」観光から、個人・小グループを中心とする「食べる」「遊ぶ」「学ぶ」「滞在する」参加体験型の観光へと大きく変化しています。

●本市には、田中美術館、華鴒大塚美術館等の芸術・文化施設に加え、星の郷青空市や井原市地域農産物総合交流センター（葡萄浪漫館）等の地域農産物等直売施設､経ヶ丸グリーンパーク、高原荘等の滞在型リゾート施設、歴史公園中世夢が原や美星天文台等の博物館類似施設、四季それぞれに美しい景勝地の天神峡やユニークな信仰で知られる嫁いらず観音院など多彩な観光資源を有しています。さらに、与一まつり、早雲まつり、星に関するイベントといった地域資源を生かした特色ある祭りやイベント等を開催し、本市の魅力を市内外へ発信しています。また、井笠広域観光協会や井原線沿線観光連盟等の広域ネットワークを活用して、アウトドア情報や宿泊情報、郷土料理の情報などの様々な観光情報を発信しています。

●観光地としての魅力を更に高めるためには、本市独自の自然・歴史・文化を生かした観光地の整備に加え、テーマ性・ストーリー性を持たせた観光資源のネットワーク化を図るなど、マーケティングの視点から観光戦略を立案するとともに、市民が相手を思いやり､「ようこそ」の気持ちを込めて心温まる対応をする「おもてなしの心」の向上により､観光客のリピーター化を促進することが必要です。

●インバウンド※の流れが加速するなか、本市の地域資源の強みを生かした取組や情報発信力を高めるなど、インバウンドへの対応を充実する必要があります。

基本方針

●観光やビジネスなど市内を訪れる全ての人に対して、観光事業者のみならず、市民・地域それぞれが、「おもてなしの心」を持って迎え入れるという意識づくりを進めます。

●観光交流拠点ゾーンをはじめとした様々な資源を生かし、参加体験型観光を進めるなど、来訪者との活発な交流活動を通じて地域の活力を生み出します。

めざすまちの姿

●本市特有の大切な財産（自然・文化・産物）が磨き上げられ、広く認知されています。

●市民が「おもてなしの心」を持ち、来訪者との交流が盛んになっています。

成果指標

指標名	現状実績値 平成28年度(2016年度)	目標値 平成34年度(2022年度)
星の郷観光センター年間来客者数	456,008人	481,000人
葡萄浪漫館年間来客者数	119,578人	150,000人
年間入込観光客数	613,657人	636,000人
各種イベントへの来客数	158,600人	190,500人
観光案内所の数	1か所	2か所

※インバウンド：外国人が訪れてくる旅行のこと。

施策の体系

観光の振興	1．観光資源の整備・開発とネットワーク化の推進 2．特色ある祭りやイベント等の振興 3．市民・地域の受け入れ体制の整備

主な施策

1．観光資源の整備・開発とネットワーク化の推進

◆田中美術館、華鴒大塚美術館等の芸術・文化施設、星の郷青空市や井原市地域農産物総合交流センター（葡萄浪漫館）等の地域農産物等直売施設や経ヶ丸グリーンパーク、星の郷アクティブヴィラ（ペンションコメット）、高原荘等の滞在型リゾート施設、歴史公園中世夢が原や美星天文台等の博物館類似施設、天神峡や嫁いらず観音院などの観光資源の整備・開発や周辺環境の整備を図るとともに、これらの資源を有機的に結びつける観光コースの設定や市内の産業や鉄道井原線等を生かした観光プランの作成、旅行商品化の促進など、新たな魅力の創出を図ります。

◆広域連携を含めて周遊性の高い観光ルートを確立し、滞在時間の延長などによる観光消費の拡大につなげるため、テーマ性・ストーリー性を持たせた観光資源のネットワーク化・ブランド化を進めるとともに、ホームページやＳＮＳ※のほか、テレビ、新聞等のメディアを利用し、広域的な観光情報を提供します。

主な取組

☆井原市経済・雇用・移住定住対策（イバラノミクス）（井原市ホテル・旅館誘致等促進事業補助）
☆「願いかなう町 美星」プロモーション事業
☆観光資源・施設の整備及び開発
☆天神峡環境整備事業
☆美星天文台施設整備事業【再掲】
■観光情報発信の強化
■サイクリングロード整備事業
■歴史・文化遺産情報発信事業【再掲】
■周遊型観光ツアー助成事業
■観光商品づくり支援事業
■広域連携事業の推進

2．特色ある祭りやイベント等の振興

◆井原市観光協会等と連携し、市のイメージアップや観光客の増加を図るため、与一まつり、早雲まつり、星に関するイベント、明治ごんぼう村フェスティバルなど、地域資源を生かした特色ある祭りやイベント等を展開します。

主な取組

■各種集客イベントの開催

3．市民・地域の受け入れ体制の整備

◆観光客を「おもてなしの心」を持ってあたたかく迎え入れるという意識づくりを進めるとともに、地域住民と連携して、観光地の美化を進めるほか、多様な観光情報の提供や観光案内の充実、接客マナー向上などの従来からの取組のほか、映画やドラマなどのロケ支援も含めた市民・地域の受け入れ体制を整備します。

◆井原市観光協会、美星町観光協会、井原線沿線観光連盟をはじめとした関係団体等との連携を図りながら、インバウンドへの対応を推進します。

主な取組

■「おもてなしの心」啓発事業
■観光案内所の整備
■インバウンドへの対応

市民や地域でできること

●私たちは、井原の自然・歴史・文化に興味を持ち、それぞれがセールスマンとして、友人・知人などに広く知ってもらうようＰＲします。【再掲】
●私たちは、「おもてなしの心」で観光客と積極的に交流します。

※ＳＮＳ：ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。

基本施策４　雇用対策・起業支援

現状と課題

【雇用環境】

●人口減少社会においては、生産年齢人口の減少、地域活力の低下など様々な弊害が予想される中で、女性の社会進出や、収入よりもゆとりを求めるといった価値観の多様化などを背景として、労働に対する意識が多様化しており、労働生産性の向上や働き方改革などに取り組むことが求められています。

●本市では、国との連携のもと、平成 23 年９月から本市が行う産業支援や企業情報の収集とハローワークが行う職業紹介を一体的に実施し、井原市ふるさとハローワークの機能を強化して就職支援を行っているほか、シルバー人材センターを中心とした高齢者の就業機会の確保に努めています。

●市民意識調査では、雇用環境の充実を求める意見が幅広い世代にわたり多いことから、今後は、企業誘致の促進などによる雇用の確保と安定に加え、女性、高齢者、障害者など、能力と適性に応じた総合的な対応が求められています。

●中小企業における勤労意欲の高揚、勤労者の定着化、雇用の促進を図るため、井原地域勤労者互助会への加入促進とともに、その事業内容の充実に努める必要があります。

【起業環境】

●地域経済において、人口減少、少子高齢化、グローバル競争、後継者難などの波が押し寄せる中、地域資源を有効に活用した産業振興や企業支援に加え、人材育成や人材活用、起業支援の充実が求められています。

●今後は、労働力の高齢化に伴う高齢労働力の有効活用や地域資源を活用した新分野への進出を促進するとともに、ベンチャー企業※など新規の創業を促進するための起業支援や異業種交流、産学官連携を進めることにより、起業化精神を持った意欲的・創造的な人材の育成に努める必要があります。

基本方針

●勤労者が能力を十分に発揮し、安心して働ける労働環境を整備するため、国との連携のもと、職業相談や就職支援、求人の開拓及び確保に努め、雇用の確保と安定を図ります。

●地域資源を生かした「ビジネス」の手法で地域課題を解決し、雇用創出につなげるとともに、地場産業や地域密着型の起業を促進し、地域経済やコミュニティの活性化を図ります。

めざすまちの姿

●勤労意欲が湧き、働きやすい職場環境が整備されています。

●女性や若者、高齢者、障害者が就業機会に恵まれ、自分の希望や能力を生かすことができる職業に就いています。

●起業や事業開拓を行いやすい環境が整備されています。

●地域資源を活用した新しい産業が育っています。

※ベンチャー企業：新技術や高度な知識を軸に、大企業では実施しにくい創造的・革新的な経営を展開する中小企業を指す。

成果指標

指標名	現状実績値 平成28年度(2016年度)	目標値 平成34年度(2022年度)
高校生就職ガイダンス参加事業所数	20社	25社
大学等就職面接会参加事業所数	32社	35社
企業誘致数（累計）＊1	0件	3件
商業・サービス業出店数（累計）＊2	3件	5件
人材育成支援事業の利用事業者数（累計）＊3	32社	85社
後継者育成支援事業の利用事業者数（累計）＊4	5社	15社
起業支援者数（累計）【再掲】＊5	4人	15人
井原地域勤労者互助会会員数	2,345人	2,350人

＊1　企業誘致数は公的企業用地への誘致のほか、民間事業用地開発促進奨励金を活用して立地した企業数
＊2　井原駅前通り賑わい創出事業補助、ホテル・旅館誘致等促進事業補助を活用して立地した店舗等の数値
＊3～5　井原市経済・雇用・移住定住対策事業（イバラノミクス）の補助を活用した件数

施策の体系

雇用対策・起業支援 ― 1．雇用の安定と人材の確保／2．働きやすい労働環境の推進／3．起業に向けた支援体制の充実

主な施策

1．雇用の安定と人材の確保

◆国との連携のもと、井原市ふるさとハローワークにおいて、職業相談や就職支援、また、求人の開拓及び確保に努め、市内への就職促進を図ります。

◆井笠地域の市町等と合同して、高校生や大学生等と地場企業との就職面接会などを開催し、井笠地域への雇用機会の提供や就職促進を図ります。

◆新たな雇用を創出するため、企業誘致を促進するとともに、女性や高齢者、障害者に対する雇用の拡大やＵＩＪターン※1就職の促進に努めます。

◆産業支援機関での研修等を活用して後継者の育成を図る事業者を支援し、円滑な事業承継を推進します。

主な取組

■「井原市ふるさとハローワーク」事業
■高校生就職ガイダンス
■大学等就職面接会
☆企業誘致事業【再掲】(事業所設置奨励金、企業立地促進奨励金、雇用奨励金、物流施設誘致促進助成金、周辺整備促進助成金)
☆井原市経済・雇用・移住定住対策事業【イバラノミクス】【再掲】(井原市人材育成支援事業補助、後継者育成支援事業補助　等)
☆稲倉産業団地開発事業【再掲】

2．働きやすい労働環境の推進

◆中小企業の事業主と従業員の福祉の向上を目的とした井原地域勤労者互助会への加入促進に努め、共済事業や福利厚生事業を充実するとともに、勤労者融資制度の充実に努め、勤労者の健康と福祉の向上を図ります。

主な取組

■井原地域勤労者互助会事業
■勤労者融資制度
■ワーク・ライフ・バランス※2の啓発

3．起業に向けた支援体制の充実

◆事業所の賃貸、設備備品の購入等事業所開設に必要な経費の一部を助成し、起業を支援します。

◆公益財団法人岡山県産業振興財団等と連携し、各種研修の開催や起業家のための異業種交流など、起業家や起業したい人を支援する体制の充実に努めます。

主な取組

☆井原市経済・雇用・移住定住対策事業【イバラノミクス】【再掲】(井原市創業支援補助　等)

市民や地域でできること

●私たちは、地域や家庭、職場でのつながりを大切にし、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めます。
●私たちは、多様な就労形態や就労機会の提供に向けた環境づくりに努めます。
●私たちは、起業を目指す人たちを応援します。

※1　ＵＩＪターン：卒業、就職、定年等を機会に、自分の出身地（Ｕターン）や出身地以外の地域（Ｉターン）、あるいは出身地に近い地域（Ｊターン）へ住居を移す動き
※2　ワーク・ライフ・バランス：一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

基本施策５ いばらブランドの確立と魅力発信

現状と課題

●産業構造が急激に変化している中で、地域経済の活性化に向けて、従来の第１次産業から第３次産業という枠組みを超えた新しい産業の育成が期待されています。
●本市においては、ぶどうなどの地域特産品、デニム産業、美しい自然環境や芸術的・文化的・歴史的な資源、情報通信基盤、活発な市民活動など、地域の優れた資源を生かし、新しい産業を創出していくことが求められています。
●人口減少、少子高齢化の進行により、労働人口が減少するなか、定年の引き上げや子育てを終えた女性の復職などによる労働力の確保が必要になってきています。また、地域で創造的に働くことのできる仕組みづくりを進めるとともに、新しい価値観や豊富な行動力で魅力ある産業の創出をリードする担い手の育成が求められています。
●今後は、優良な労働力・人材育成をはじめ、産学官が連携し、新たな産業振興に取り組む必要があります。
●現在ある魅力をさらに高め、まだ魅力とは考えられていないものを磨き上げることで、まちの魅力を増進し、戦略的かつ効果的に発信していく必要があります。

基本方針

●地域の特産品や既存産業の優れた特性を生かしたブランド化の推進をはじめ、産学官が協働して新産業の創出を図るとともに、足腰の強い産業基盤づくりを促進します。

めざすまちの姿

●起業や事業開拓を行いやすい環境が整備され、新たな産業やサービスが育っています。
●女性、若者、団塊の世代をはじめとした高齢者、障害者などの多様な働き手が、地域の中でいきいきと活躍しています。

成果指標

指標名	現状実績値 平成 28 年度 (2016 年度)	目標値 平成 34 年度 (2022 年度)
栽培された綿花の年間回収重量	100kg	300kg
「井原ものづくり研究部会」が開発した製品数（累計）【再掲】	0 品	2 品
新製品・新技術開発等支援事業数（累計）【再掲】＊１	3 件	20 件
ブランド化・６次産業化する品数（累計）＊２	0 品	5 品

＊１　井原市経済・雇用・移住定住対策事業（イバラノミクス）の補助を活用した件数
＊２　農産物ブランド化チャレンジ事業を活用した品数

施策の体系

いばらブランドの確立と魅力発信	1．地域資源を生かしたいばらブランド商品の研究開発と流通拡大 2．シティプロモーション※1の展開

主な施策

1．地域資源を生かしたいばらブランド商品の研究開発と流通拡大

◆星の郷青空市や井原市地域農産物総合交流センター（葡萄浪漫館）において、農業生産者が生産・加工・流通・販売に主体的に関わり、商品の付加価値を高めるなど、地域特産品のブランド化や産直販売の展開を支援し、６次産業化を推進します。

◆本市が世界に誇れるデニム産業においては、新製品の開発や販路開拓支援を行うとともに、技術の継承に向けた人材育成を図ります。

◆工業部門においても、地場企業が活発な企業活動が行えるよう支援するとともに、産学官連携をはじめ、異業種交流、産業クラスター※2等を推進し、人･もの･技術など、地域の資源を生かした「ものづくり井原」を促進します。

主な取組

☆第６次産業創出支援事業【再掲】
☆井原市経済・雇用・移住定住対策事業
【イバラノミクス】【再掲】
（井原市新製品･新技術開発支援補助　等）
☆井原デニムによる地域活性化事業
（D＃プロジェクト）
☆ものづくり井原ブランドの構築　【再掲】
☆農産物ブランド化チャレンジ事業【再掲】

2．シティプロモーションの展開

◆地域の特産品や既存産業の優れた特性を生かしたブランド化の推進をはじめ、一人ひとりのまちへの愛着と誇りの醸成を図るとともに、産学官等が連携して、戦略的・効果的に「いばら」の魅力を国内はもとより世界に発信します。

主な取組

☆元気いばらセールスマン事業
☆大都市圏プロモーション事業
■海外プロモーション事業
■でんちゅうくん活用事業
☆冬ぶどう産地確立支援事業【再掲】
☆「願いかなう町　美星」プロモーション
事業【再掲】
☆井原市ワイン産業創出事業【再掲】

市民や地域でできること

●私たちは､地域の特産品に愛着を持ち､それぞれがセールスマンとして､友人･知人などに広く知ってもらうようＰＲします。【再掲】

※１　シティプロモーション：地域の魅力を内外に発信し、知名度やイメージの向上を図り、交流人口や移住・定住人口の増加につなげるとともに、そこに住む地域住民の愛着や誇りを高める取組
※２　産業クラスター：クラスターは、ブドウなどの房や魚などの群れの意味で、産業クラスターとは、地域の比較的優位性のある産業を各都市、その核から派生する関連産業間の取引・技術・資金・人材などの結びつきを強め、集積させ、そこから新たな産業を創出し、力強い産業群を育成していこうとするもの

基本施策６　住環境の整備・定住促進

現状と課題

●本市は、温和な気候と豊かな自然に恵まれ、各種の生活基盤も充実していますが、高齢化の進展やライフスタイルの変化等に伴い、居住環境へのニーズが多様化してきていることなどから、新たなニーズに即した四季が丘団地やさくら団地等の大規模な分譲地を提供しています。また、民間事業者による宅地造成に対し助成することで市内での宅地開発を促進し、定住化の促進、人口の流出抑制に努めています。
●本市の美しい自然景観や歴史的・文化的景観の保全と都市景観の創出、市民の交流やふれあいの場としての公園の整備・維持管理など、様々な視点から市民の生活の質（ＱＯＬ）を高めるための取組を進めることが必要です。
●東日本大震災など近年多発する大規模地震を受けて、住宅等の耐震化の促進に努めています。
●地球環境の保護や、温暖化防止対策、省エネルギーの観点から、太陽光の利用をはじめとした再生可能エネルギー※の活用が求められています。
●美しさとやすらぎのあるまちづくりを進めるためには、質の高い快適で安全な居住空間とともに生活環境を整備することが必要です。
●適切に管理されていない空き家が増加しており、防災・防犯・安全・環境・景観の保全などの面から住民生活に悪影響を及ぼすため、早急な解決が求められています。
●本市には、平成 29 年 10 月 1 日現在、32 団地、774 戸の市営住宅がありますが、このうち約３割は昭和 40 年代以前に建設されたもので、老朽化が著しく、維持管理も年々困難になっています。
●定住人口の確保や高齢者住宅対策など、住宅・住環境の質の向上に重点を置くとともに、多様化・個別化する住宅ニーズに即し、快適な居住空間を整備する必要があります。このため、住宅の新築及び改修に対し助成をすることで、市内への定住促進や地域の活性化を図るよう努めています。
●移住者に魅力のある住宅施策などに取り組むとともに、岡山県や近隣市町との連携事業により移住相談会等の事業を実施しています。
●若者の未婚・晩婚化が進むなか、結婚推進事業についても積極的に取り組み、男女の出会いの場を提供するなど、若者や子育て世代の定住促進を図る必要があります。

基本方針

●地域の特性を生かした景観づくりや公園の整備・維持管理を図るとともに、住宅や建築物の耐震化の促進、再生可能エネルギーの積極的な活用など、良質で利便性の高い住宅・住環境づくりを進め、誰もが安心して住み続けられる質の高い生活環境の整備に努めます。
●地域の次代を支える人材の確保・育成を図るため、定住促進の取組を進めます。

※再生可能エネルギー：太陽光、風力、波力・潮力、流水・潮汐、地熱、バイオマス等、自然の力で定常的（もしくは反復的）に補充されるエネルギー資源

めざすまちの姿

- ●公園や緑地の中で、人々が緑とふれあいながら交流しています。
- ●安全で安心できる質の高い住宅や建築物が増えています。
- ●安心して住みやすい住環境が形成され、誰もが安全で快適に暮らしています。
- ●定住促進のための体制や定住希望者と地域とのネットワークが構築されています。
- ●地域の特性を生かした良好な景観が形成されています。

成果指標

指標名	現状実績値 平成 28 年度 （2016 年度）	目標値 平成 34 年度 （2022 年度）
四季が丘団地住宅地分譲率	90.6%	100%
さくら団地住宅地分譲率	87.1%	100%
民間分譲宅地の造成区画数（累計）＊	46 区画	115 区画
住宅新築補助制度による移住者数（累計）	213 人	500 人
空き家バンク制度による移住者数（累計）	34 人	85 人
いばらぐらし体験ツアー参加者数（累計）	18 人	130 人
いばらぐらしお試し住宅利用数（累計）	30 組	150 組
出会いの場事業での成婚者数（累計）	1 組	5 組
建築物耐震診断等補助件数（累計）	43 件	60 件
木造住宅耐震改修等補助件数（累計）	6 件	12 件

＊井原市経済・雇用・移住定住対策事業（イバラノミクス）の補助を活用した造成区画数

施策の体系

住環境の整備・定住促進

1．公園・緑地の整備・維持管理
2．住宅・建築物等の耐震化の促進
3．快適な居住空間の整備
4．良質な公営住宅の供給
5．定住対策の推進

主な施策

1．公園・緑地の整備・維持管理

◆人口・生活圏など地域バランスを考慮しながら、子どもの遊び場、市民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場、景観形成の場、防災空間として公園の整備と維持管理を図ります。

◆公園や道路、河川、学校、広場等の公共空間における緑化を推進するとともに、地域ぐるみの緑化運動、花いっぱい運動を支援します。

主な取組
- ■都市公園の整備・維持管理
- ■道路・河川アダプト※制度への加入の推進
- ■快適生活環境づくり制度

2．住宅・建築物等の耐震化の促進

◆地震時の建物の倒壊等によって発生する人的被害及び経済的被害を軽減するため、住宅・建築物等の耐震診断・耐震改修を促進します。

主な取組
- ■建築物耐震診断等事業費補助
- ■木造住宅耐震改修等事業費補助

※アダプト：住民が道路などの公共スペースを、愛情を持って清掃・美化すること。

主な施策

3．快適な居住空間の整備

◆様々な優遇措置の設定により、四季が丘団地及びさくら団地の宅地分譲を促進するとともに、民間事業者による宅地造成に対し助成することで市内での宅地開発を推進します。

◆若者や子育て世代、高齢者のニーズに対応した住宅の整備を促進するとともに、菜園スペースにも配慮し住宅用地の整備など、地域特性を生かした魅力ある住宅の供給に努めます。

◆バリアフリー住宅等へのリフォームの支援を行う相談窓口の充実を図ります。

◆空き家対策として、老朽危険空家等除却費補助金を創設するとともに、空き家バンクへの登録を促進し空き家の利活用に努めます。

◆太陽光、バイオマス※、水力など再生可能なエネルギーの重要性が高まるなか、本市の新エネルギー推進の方向性を示した「井原市再生可能エネルギー推進ビジョン」に基づき、市民の再生可能ネルギーの積極的な活用を促進します。

主な取組

■四季が丘・さくら団地分譲事業
☆井原市経済・雇用・移住定住対策事業【イバラノミクス】【再掲】（井原市分譲宅地開発助成金）
☆空き家バンク制度
☆老朽危険空家等除却費補助
☆住宅用太陽光発電システム設置費補助【再掲】
☆住宅用定置型蓄電池設置費補助【再掲】
☆住宅用太陽熱温水器設置費補助【再掲】

4．良質な公営住宅の供給

◆公営住宅の長寿命化のための計画的な修繕及び適切な維持管理を推進するとともに、居住環境の整備に努めます。

主な取組

■市営住宅長寿命化事業

5．定住対策の推進

◆住宅・安全・環境・雇用・都市基盤・交流・福祉・教育など、あらゆる分野の施策を総合的に推進することにより、「井原にずっと住み続けたい」と思える定住空間の形成を図ります。

◆本市の豊かな自然環境や生活の利便性を都市住民などに伝えるため、移住体験ツアーの開催やお試し住宅の利用促進に努めます。また、移住者に魅力のある住宅施策などに取り組むとともに岡山県や近隣市町との連携事業により移住相談会等の事業を実施します。

◆田舎暮らしや新規就農希望者への定住支援や、男女の出会いの場の提供など、若者からシルバー世代まで多世代にわたり、定住の促進を図ります。

主な取組

☆井原市経済・雇用・移住定住対策事業【イバラノミクス】【再掲】（いばらぐらし住宅新築補助）
☆空き家バンク制度【再掲】
☆元気いばらおいでんせ～事業
■井原市ハッピーウエディング支援事業

市民や地域でできること

●私たちは、市外から移住してきた人たちに笑顔で接し、新しい暮らしに早く慣れるようサポートします。

●私たちは、市・地域・ＮＰＯなどが主催する清掃活動へ積極的に参加します。【再掲】

※バイオマス：再生可能な生物由来の有機性資源そのものか、その資源からエネルギーを得ることを指す。

基本施策７　交流促進

現状と課題

【交流によるにぎわいづくり】

●人口減少時代においては、定住人口の確保はもとより、地域の特性を生かした交流人口の増加を促進することが必要です。とりわけ、交流の拠点となり、市内外を問わず、子どもから大人まで幅広い世代の人を惹きつけられる魅力を持った交流拠点の整備が求められています。

●本市は、星の郷青空市や井原市地域農産物総合交流センター（葡萄浪漫館）等の地域農産物等直売施設、星の郷ふれあいセンター、高原荘、宿泊定員を増加させるとともに、展望空間を増設するなど機能が拡張した星の郷アクティブヴィラ（ペンションコメット）など広域交流の拠点となり得る施設を数多く有しています。

●広域幹線道路や地域間を結ぶ幹線道路の整備が進み、これら施設へのアクセスが向上し、施設間の有機的な連携が可能となることから、今後は広域を含めた観光ルートの確立が必要です。

●市内の各種交流施設をまちのにぎわい拠点として機能強化を図りながら、地域特産品の地産地消とブランド化の推進など、観光・農業分野等が連携した一体的な取組も必要です。

【交流拠点づくり】

●交流人口が増加するためには、都市間や地域間の交流が促進されることはもとより、都市や地域の中で、世代を超えた多様な交流が展開されることが必要です。

●本市では井原・芳井・美星の３地域、高齢者・青年・児童の３世代が交流する拠点施設として「いばらサンサン交流館」を建設し、３世代の交流事業が数多く行われています。

●健康づくり、体力づくり、仲間づくりの中核的施設である「井原市グラウンド・ゴルフ場」では、市内外を問わず、幅広い世代による広域的な交流が図られています。

●子どもから高齢者まで、世代・分野を超えた交流がより活発になるよう機能の充実に努めるとともに、アクセスを容易にする公共交通機関の利便性の向上や、ユニバーサルデザイン※1に配慮した誰でも快適に利用できる環境づくりを進めることが必要です。

【国際交流・地域間交流】

●社会経済や文化のグローバル化・ボーダレス化※2に伴い、市民の国際感覚の醸成や多文化共生など、国際理解や国際交流の推進に向けた取組が求められています。本市においても、一定数の外国人が居住していますが、外国人と地域住民との交流の機会は極めて少ないのが現状です。

●本市では、教育課程における外国語指導助手を平成23年９月より１名増員し６名体制にして、幼・小・中・高校への派遣回数を増やすなど、英語が大好きないばらっ子の育成に力を入れているのをはじめ、小学生国際交流キャンプや中学生海外ホームステイ派遣などの展開により、グローバル化の進展に対応できる人材の育成に努めています。また、「国際交流フェスティバルｉｎいばら」の開催などを通じて、国際理解と国際交流の推進に努めていますが、今後も市民レベルでの国際交流活動の充実、外国人の意識やニーズの把握など、国際感覚に優れた人づくりや外国人が暮らしやすく訪れやすい環境づくりが求められています。

●本市の友好親善都市である富山県魚津市や栃木県大田原市との市民レベル・地域レベルでの交流事業の充実など、都市間・地域間においても人・もの・情報・芸術・スポーツ・文化・歴史・産業等が活発に交流する環境づくりが必要です。

※１　ユニバーサルデザイン：「ユニバーサル（全ての、普遍的な）」と「デザイン（計画、設計）」との複合語。「年齢、性別、能力、国籍など個人の特徴に関わらず、はじめから、全ての人にとって安全・安心で利用しやすいように、建物、製品等をデザインする」という非常に幅広い意味で使われる概念

※２　ボーダレス化：交通や通信手段の発達によって、国境を越えて人やモノ、情報が動くようになること。

基本方針

【交流によるにぎわいづくり】

●地域資源を生かした広域交流拠点の整備を進め、都市間や地域間の交流を活性化することにより、交流人口の増加に努めます。

【交流拠点づくり】

●都市拠点及び生活拠点において、世代・分野を超えた交流の機会を確保し、様々な出会いやにぎわいの創出など、交流を促進します。

【国際交流・地域間交流】

●次代を担う子どもに国際感覚を養う機会を提供し、国際化時代に対応できる人材の育成や市民主体の国際交流の活性化を図るとともに、外国人住民へのコミュニケーション支援や生活支援など多文化共生社会の構築に向けての取組を推進します。

●友好親善都市との交流をはじめ、都市間・地域間の連携によるまちづくりを推進します。

めざすまちの姿

【交流によるにぎわいづくり】

●都市間や地域間の交流が盛んになり、交流人口が増加しています。

【交流拠点づくり】

●子どもから高齢者まで、世代・分野を超えた交流が活発になり、人がにぎわう拠点が都市や地域に生まれています。

【国際交流・地域間交流】

●子どもの頃から国際交流に親しみ、他国を理解し、交流を深めています。

●国籍や民族等が異なる人々とお互いの文化の違いを認め、地域住民として支え合い、共に暮らしています。

●友好親善都市をはじめ、様々な都市や地域との交流が活発になっています。

成果指標

指標名	現状実績値 平成 28 年度 (2016 年度)	目標値 平成 34 年度 (2022 年度)
星の郷観光センター年間来客者数【再掲】	456,008 人	481,000 人
葡萄浪漫館年間来客者数【再掲】	119,578 人	150,000 人
星の郷ふれあいセンター利用者数【再掲】	9,872 人	11,000 人
井原市グラウンド・ゴルフ場利用者数	30,382 人	33,560 人
経ヶ丸グリーンパーク年間利用者数	86,460 人	102,700 人

※井原市グラウンド・ゴルフ場利用者数（現状値）は H25 年度から H28 年度の平均値

施策の体系

交流促進
1．地域資源を生かした広域交流拠点の整備
2．世代や地域を超えた交流の促進
3．地域による主体的なコミュニティ施設運営の促進
4．国際感覚の豊かな人づくり・地域づくり
5．友好親善都市等との交流の促進

主な施策

1．地域資源を生かした広域交流拠点の整備

◆観光・農業分野等が連携し、星の郷青空市や井原市地域農産物総合交流センター（葡萄浪漫館）等の地域農産物等直売施設、移動青空市、星の郷ふれあいセンターなど、地域資源を生かした広域交流拠点の整備・機能強化をはじめ、そのあり方についても適宜検討を行います。

◆都市間・地域間の交流を促進し、ネットワークを構築することにより、都市や地域の可能性を高め、潜在的な力を引き出します。

◆地域おこし協力隊員の新たな視点や発想力を活用し、埋もれている地域資源の発見や既知の資源のブラッシュアップ※を図ります。

主な取組
■観光資源・施設の整備及び開発【再掲】

2．世代や地域を超えた交流の促進

◆「いばらサンサン交流館」等において、高齢者の社会参加、健康づくり、生涯学習、ボランティア活動、また、青年や児童との交流を促進します。

◆「井原市グラウンド・ゴルフ場」では、誰もが気軽に取り組めるグラウンド・ゴルフを通じて、幅広い世代による広域的な交流の促進を図ります。

◆井原運動公園や井原リフレッシュ公園、経ヶ丸グリーンパークなどの既存施設の連携・活用を図りながら、交流拠点へのアクセスの充実に努めるなど、様々な世代の人々が集まりやすい環境づくりを進めます。

主な取組
■いばらサンサン交流館運営事業【再掲】
■観光資源・施設の開発及び整備【再掲】
■体育･レクリエーション施設の利用促進【再掲】
■幹線市道の整備

3．地域による主体的なコミュニティ施設運営の促進

◆自主的な地域活動の拠点である地区集会所等の整備を進めるとともに、地域の人々が自らの考えや責任に基づき、より効果的な活用と地域の活性化を図るため、地域による地区集会所等の自主運営を促進します。

主な取組
■地区集会所等施設整備事業補助

4．国際感覚の豊かな人づくり・地域づくり

◆外国語指導助手による外国語教育、小学生国際交流キャンプや中学生海外ホームステイ派遣など、幼・小・中・高校における国際理解に関する学習を進めるとともに、井原市国際交流協会等と連携した文化交流事業を通じて、市民の国際感覚の醸成に努めます。

◆多様な文化を持つ住民が、相互に理解を深め、それぞれの良さや特長を生かし、外国人住民も暮らしやすいまちづくりを進めるとともに、多文化共生への市民意識の醸成を図ります。

主な取組
☆外国語指導助手の配置【再掲】
☆中学生海外ホームステイ派遣事業【再掲】
☆英語検定助成事業【再掲】
■小学生国際交流キャンプ事業
■井原市国際交流協会への支援
■外国人住民へのコミュニケーション支援
■多文化共生に向けた意識啓発事業
■外国人住民も暮らしやすいまちづくり事業

※ブラッシュアップ：現状よりさらに磨きをかけること。

主な施策

5．友好親善都市等との交流の促進

◆富山県魚津市や栃木県大田原市との市民レベル・地域レベルでの交流活動をはじめ、芸術・スポーツ・文化・歴史・産業・教育など、様々な分野において、都市間・地域間の交流・連携を促進します。

主な取組

■友好親善都市児童交流事業【再掲】
■井原・魚津スポーツ交流事業

市民や地域でできること

●私たちは、移動青空市など地域資源を生かしたまちづくりイベントに、家族や友人を誘って参加します。
●私たちは、井原の自然・歴史・文化に興味を持ち、それぞれがセールスマンとして、友人・知人などに広く知ってもらうようＰＲします。【再掲】
●私たちは、社会活動や地域活動、スポーツ・文化活動等を通して、世代間交流や多様な人物交流を心掛け、まちを盛り上げます。
●私たちは、市内に居住する外国人住民の暮らしやすさにつながるよう、相互理解を深めます。

基本目標②

地域の宝を生かし、魅力がいっぱいで、活力にあふれるまちづくり【産業・交流】

重　点　分　野

企業誘致の推進

本市に企業を誘致し、雇用の安定を図るとともに、定住人口の増加につなげるため、稲倉産業団地開発事業に取り組むほか、事業用地を開発し工場等を建設する民間事業者を支援し、企業立地を促進します。

取組内容
☆稲倉産業団地開発事業
☆企業誘致事業（事業所設置奨励金、企業立地促進奨励金　等）
☆「大阪の企業さん　いばらへおいでんせ～」事業
☆元気いばらセールスマン事業

イバラノミクスの推進

市内経済・産業の活性化や雇用促進ならびに移住定住促進のため、時代のニーズに応じ、見直しを図りながら各種補助事業を実施します。

取組内容
☆経済対策（井原市設備投資促進事業補助金　等）…経営基盤の安定化や新分野への挑戦など、地場企業の成長・活性化を支援します。
☆雇用対策（井原市新規学卒者雇用奨励金　等）…雇用情勢の変化に柔軟に対応しながら、優れた人材確保・育成を支援します。
☆移住定住対策（いばらぐらし住宅新築補助金　等）…市内への移住定住を促進するとともに、地域経済の活性化に資するため、住宅新築やリフォームの補助等を行います。また、イバラノミクスの事業と併せ、井原市での生活を体験する「元気いばらおいでんせ～事業」等も展開します。

いばらブランドの育成・ＰＲ

本市には、恵まれた自然環境や、伝統ある産業を生かした地域の特産品が数多くありますが、これらをさらに生かし、伸ばすため、「いばら」の地域イメージも含めた地域ブランドの育成やＰＲ活動による販路開拓を図ります。

取組内容
☆井原デニムによる地域活性化事業
☆井原市ワイン産業創出事業
☆冬ぶどう産地確立支援事業
☆農産物ブランド化チャレンジ事業
☆第６次産業創出支援事業
☆ものづくり井原ブランドの構築
☆大都市圏プロモーション事業

輝く魅力の発信と環境整備

光害防止条例の制定や、一般観覧も可能な天文台が整備され、美しい星空で知名度が高い美星地区をはじめとして、本市の四季折々の恵まれた自然環境や伝統ある歴史・文化などの地域資源を生かし、その魅力を国内外にＰＲするとともに、観光資源・施設の整備・開発を促進します。

取組内容
☆大都市圏プロモーション事業
☆「願いかなう町　美星」プロモーション事業
☆美星天文台・天神峡整備事業
☆観光案内所の整備
☆観光資源・施設の整備及び開発

空き家対策と利活用

近年、全国的にも問題となっている、老朽化し近隣に危険を及ぼすような建物への対策を講じるとともに、一方で十分に利用が可能な優良な空き家に関しては利用を促進し、移住者などの受け皿として活用する取組を進めます。

取組内容
☆老朽危険空家等除却費補助
☆空き家バンク制度

共通指針：市民参画の取組

●地域での特産品づくりや６次産業化等への取組を推進します。
●市民が主体となって取り組まれている他地域や外国人との交流を推進します。

基本目標3 子育てしやすく、誰もが生きがいをもち、いきいきと暮らせるまちづくり【健康・医療・福祉】

基本施策1 健康づくり体制の充実

現状と課題

●がん、脳血管疾患、心疾患、糖尿病等の生活習慣病に対処するため、運動、休養、食生活の改善等を総合的に進め、市民一人ひとりが健康づくりに主体的に取り組める環境整備を図る必要があります。

●生活習慣病等の疾病の早期発見・早期治療に資するため、検診一部無料化による受診勧奨や日曜検診を行うなど、環境の整備に努めていますが、受診率は伸び悩んでいます。引き続き、受診しやすい環境の整備に努める必要があります。

●メタボリックシンドローム※の該当者・予備群を減少させることを目的として、特定保健指導を実施していますが、目標終了率の達成に向けて更なる制度周知と実施体制の充実に努めていく必要があります。

●核家族化やライフスタイルの変化に伴い、食に対する意識が希薄になり、栄養の偏りや欠食などの食生活の乱れによる肥満ややせ、生活習慣病などの「食」をめぐる様々な問題が生じています。こうしたことから、乳幼児期からの正しい食習慣の定着を進めていくため、保育園や幼稚園に出向き、朝食や共食の大切さについて、普及啓発を行っています。

●生活習慣病予防には、食生活の改善が必要なことから、今後もそれぞれのライフステージや目的に応じた食育の推進を図る必要があります。

●病気や仕事など、現代社会は悩みやストレスを抱える人が増えていますが、核家族化や単身世帯の増加などにより、身近な家族等からの支援が期待できなくなっており、心の健康に関する相談が増加している状況です。心の健康を維持するためには、地域社会の中で、不安やストレスによる悩みを抱えた人を孤立させない取り組みや、気軽に相談できる環境づくりが求められています。

●「芳井健康増進福祉施設（ASUWA)」では、スタジオ、プールを活用した運動プログラム等を展開し、幅広い年齢層に活用されていますが、今後も利用者ニーズの把握に努めるとともに、市民が利用しやすく健康づくりに取り組みやすい環境整備を行っていく必要があります。

基本方針

●市民が健康上の問題で日常生活が制限されることなく、健やかでいきいきと暮らせるよう、生活習慣病予防などの健康づくりを進め、「健康寿命日本一」のまちを目指します。

●不安や悩みを抱えた人が、気軽に相談できる環境づくりを進めるとともに、悩みを抱えた人が孤立しないよう、身近な地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

めざすまちの姿

●心身ともに健康な市民が増え、不健康な期間が短くなり、まちに笑顔があふれています。

※メタボリックシンドローム：内臓脂肪型肥満（内臓肥満・腹部肥満）に高血糖・高血圧・脂質異常症のうち２つ以上の症状が一度に出ている状態のこと

成果指標

指標名	現状実績値 平成 28 年度 (2016 年度)	目標値 平成 34 年度 (2022 年度)
日常生活動作が自立していない期間（男）＊1	1.29 年	短縮
日常生活動作が自立していない期間（女）＊1	2.81 年	短縮
芳井健康増進福祉施設（ＡＳＵＷＡ）利用者数	122,572 人	128,000 人
井原市グラウンド・ゴルフ場市内利用者数【再掲】＊2	21,603 人	24,600 人
特定健康診査受診率（井原市国保分）＊3	40.8%	57.0%
特定保健指導終了率（井原市国保分）＊3	14.8%	55.0%

＊1　日常生活動作が自立していない期間 (平均寿命と健康寿命の差) は平成 26 年の数値
＊2　井原市グラウンド・ゴルフ場市内利用者数（現状値）は平成 25 年度から平成 28 年度の平均値
＊3　特定健康診査受診率及び特定保健指導終了率の目標値は国が掲げる平成 35 年度（2023 年度）の目標値 60% 達成に向けた目標値

施策の体系

健康づくり体制の充実
- 1．健康づくりの推進
- 2．健康診査の推進
- 3．保健指導・相談体制の充実
- 4．健康づくり拠点施設の利用促進

主な施策

1．健康づくりの推進

◆市民、事業者、自治会等の地区組織、愛育委員や栄養委員等の健康づくりボランティア、学校園等との連携を強化し、糖尿病等の生活習慣病予防や重症化予防を推進します。

◆関係機関と連携を図りながら、うつ病対策を含めた心の健康づくりを進めます。

◆「笑いと健康」「笑いと教育」「笑いと食育」をテーマに健康づくり、生涯学習に取り組み、日常生活動作が自立していない期間の短縮に努め、生活の質の向上を図ります。

主な取組
- ■生活習慣病予防事業
- ■心の健康づくり事業
- ■笑って健康元気アップ事業

2．健康診査の推進

●がん検診をはじめ、特定健康診査や７５歳以上の健康診査など、各種健康診査を受けやすい体制の整備に努めます。

●健康づくりに資する新たな検査等の導入や検査方法を検討し、市民の健康を守る体制を整備します。

●検診について、正しく理解し、継続的に受診できるよう、検診の啓発に努めます。また、精密検査が必要となった場合、適切な医療につながるよう支援に努めます。

主な取組
- ■総合検診事業
- ■特定健康診査

主な施策

3．保健指導・相談体制の充実

◆健康に関し、不安や悩みを抱えた人が、気軽に相談できる窓口を積極的に周知するとともに、保健師・栄養士等の専門職がイベントや身近な会場に出向き、心や体のことや健康に関することを相談できる環境づくりに努めます。

◆要指導者の分析を行い、関係機関と連携し、重点的な教育や啓発、相談支援に取り組みます。

◆健康診査の結果、メタボリックシンドロームの該当者・予備群であった人のうち、より多くの人が生活習慣を改善できるよう、保健指導実施体制の充実に努めます。

主な取組

■心の健康づくりに関する教育・相談
■おせっかい保健師健康相談事業
■健康カフェ
■特定保健指導

4．健康づくり拠点施設の利用促進

◆芳井健康増進福祉施設（ＡＳUWA）では、プール、トレーニングマシン、スタジオを利用し、あらゆる世代の利用者が健康づくりに取り組みやすく、かつ健康寿命の延伸が図れる最新の多種多様なプログラムを実施するとともに、衛生的かつ快適な施設環境の維持に努めます。

◆自然散策やレクリエーションなどが楽しめる「井原リフレッシュ公園」や健康づくり、体力づくり、仲間づくりの中核的施設である「井原市　グラウンド・ゴルフ場」などの利用促進に努め、市民の健康づくりにつなげていきます。

主な取組

■芳井健康増進福祉施設（ＡＳUWA）運営管理事業【再掲】
■体育・レクリエーション施設の利用促進【再掲】

市民や地域でできること

●私たちは、自分の健康に関心を持ち、自ら健康づくりに取り組むよう努めます。
●私たちは、「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、各種検診の積極的な受診に努めるとともに、周囲の人への受診の声掛けをします。
●私たちは、不安や悩みがある時には、一人で悩まず、身近な人や専門家に相談するよう努めます。また、不安や悩みを持っている人に気づいた時は、専門家や相談窓口につなげます。

基本施策２　地域医療体制の充実

現状と課題

●少子高齢化、人口減少が進む中、医療を取り巻く社会資源も脆弱な状況にあり、持続的な地域医療の提供が課題です。
●本市においては、井原市民病院及び美星国保診療所の病院事業を運営しており、患者それぞれの状態にふさわしい良質かつ適切な医療を効果的・効率的に提供する体制の確保が求められています。
●救急患者の搬送件数が年々増加しており、搬送の内容を見ると比較的軽症の患者が多く利用し、より緊急性の高い救急患者への対応に支障をきたしている現状があることから、市民の適正利用の普及啓発を進めていくことが必要です。
●本市では、「備後圏域連携中枢都市圏」形成にかかる連携協定を福山市と、また、「高梁川流域連携中枢都市圏」形成にかかる連携協定を倉敷市と締結しており、広い圏域で連携を図りながら地域の医療の確保に努めています。

基本方針

●市民が安心して、必要なときに適切な医療を受けることができるよう、井原医師会など関係機関との連携を進めるとともに、広い圏域での連携を図りながら、地域の医療の確保に努めます。
●かかりつけ医の必要性を啓発し、適切な受診を促すことにより、救急医療機関の過度な負担の軽減を図り、緊急時に安心して適切な医療が受けられるよう、体制を確保します。
●地域の中核的病院として、安定した医療サービスを提供していくため、市民病院の経営の安定化と質の高い医療の提供に努めます。

めざすまちの姿

●病気やけがの状態に応じて、必要なとき必要な場所で適切な医療が受けられるよう、医療の確保が図られています。
●市民病院では、地域の中核的病院として市民に必要とされる質の高い医療を提供しています。

施策の体系

基本施策	施策
地域医療体制の充実	1．地域医療の確保 2．救急医療体制の確保 3．市民病院等の機能の充実

主な施策

1．地域医療の確保

◆井原医師会や井原歯科医師会との連携により、かかりつけ医の普及を図るとともに、病気やけがの状態に応じて、必要なとき必要な場所で適切な医療が受けられるよう、医療の確保に努めます。

◆岡山県や広島県、また圏域の市町と連携し、人材の確保や人材育成機能を強化するなど、地域医療を担う医師、看護師等の確保に努めます。

主な取組
- ■かかりつけ医の普及啓発
- ■広域での地域医療機関の連携の充実・強化

2．救急医療体制の確保

◆井原医師会等との連携により、休日の医療体制の確保に努めるとともに、二次救急医療体制の連携及び機能強化に努めます。

◆医療機関の効率的運用の観点から、小児救急医療電話相談（♯ 8000）や救急医療アプリ※1「Q助」の利用を含めた適正受診に関する啓発に努めます。

主な取組
- ■在宅当番医制事業
- ■救急医療適正利用普及啓発事業
- ■二次救急医療体制整備事業

3．市民病院等の機能の充実

◆市民病院においては、地域の中核的病院として、住民の要望に応える体制整備を行うとともに、今後、更なる「経営改善」に鋭意取り組み、「医療の質」の向上に努め、より適正な「地域包括ケアシステム※2」の構築を目指し、安定した事業運営を進めます。

◆医師及び看護師等医療スタッフの確保に努めるとともに、地域住民のニーズに適切に応えられるように努めます。

◆訪問看護、訪問・通所リハビリテーションや退院支援カンファレンス※3などの実施により、在宅医療、在宅復帰支援に努め、信頼される地域中核病院としての役割を果たします。

◆高度急性期病院との連携を強化し、医療の機能分化を図り、効率的で質の高い医療提供体制に努めます。

◆美星国保診療所については、指定管理者制度の活用により、経営の安定化を図るとともに、引き続き、長期安定的な医療の提供に努めます。

主な取組
- ■市民病院・国保診療所の機能充実

市民や地域でできること

●私たちは、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持ち適正な受診に努めます。

●私たちは、救急車の必要のないと思われる軽症での利用をしないよう、救急車の正しい利用に努めます。

●私たちは、病院内でのルールやマナーを守ります。

※1　アプリ：アプリケーションソフトの略で、特定の作業を行うために使用されるソフトウェア

※2　地域包括ケアシステム：高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるしくみ

※3　退院支援カンファレンス：退院後に在宅医療サービスを受ける必要がある場合に開く関係者の会議のこと。

基本施策３　子育て支援の充実

現状と課題

●核家族化の進展、女性の社会進出や、非婚化・晩婚化等による少子化が深刻化するなど、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化し、子ども同士や親同士の交流機会の減少、子育ての不安や悩みを抱える親の増加などにより、子どもが健やかに育つための環境づくりが求められています。

●家庭や地域における子育て力の低下傾向により、多様化する保育ニーズに応えるための保育サービスの充実や、発達障害児への支援、児童虐待への対応等、地域も含めた子育て支援の充実を図っていく必要があります。

●大きく改定された「保育所保育指針」の施行により、幼稚園教育と同じように「幼児教育」を行うことや、養護と教育の一体化がより明確化されたことから、保育の質の向上が求められています。

●少子化が進む一方、保育園入園希望者は増加するなど、子育て支援ニーズは増しており、子ども・子育て支援制度のもと、保育の量的拡充の必要があります。

●妊娠・出産・育児に不安を抱えたまま出産し、支援者が少ない中で孤立した状態で子育てをする保護者が増えています。安心して妊娠･出産･子育てができ、子どもが健やかに育つよう、健診･相談等、妊娠期から乳幼児期まで切れ目のない支援を行うとともに、母子の健康増進を図る必要があります。

基本方針

●増大かつ多様化する子育て支援ニーズに対応した、きめ細かな保育サービスや「保育所保育指針」改定に基づく、教育・保育の提供を図るとともに、母子の健康づくりなど、家庭・地域・行政などが連携し、総合的な子育て支援を進めます。

めざすまちの姿

●子どもを安心して生み育てられる地域・社会づくりができています。
●子どもが家庭・地域で大切にされ、健やかに育っています。
●子どもたちが元気に遊ぶ姿と笑顔にあふれています。
●子育ての相談体制が充実しています。

成果指標

指標名	現状実績値 平成28年度(2016年度)	目標値 平成34年度(2022年度)
保育園待機児童数＊年度末の数	０人	０人
妊娠 11 週以内の届出割合	92.6%	100%
むし歯有病率（１歳６か月児）	1.5%	1.4% 以下
むし歯有病率（３歳児）	21.4%	16.5% 以下
３歳児健康診査時における間食回数が２回／日以内の児の割合	75.4%	90% 以上

＊年度末の数値

施策の体系

子育て支援の充実
- １．地域における子育て支援の推進
- ２．保育の充実
- ３．子どもと親の健康づくりの推進
- ４．子育て世帯に対する総合的施策の推進

主な施策

1．地域における子育て支援の推進

◆地域子育て支援センター、つどいの広場、児童会館などによる、子育ての支援・相談体制の充実を図り、子育てに関する悩みや不安を解消できるよう支援を行います。

◆母親クラブや幼児教育学級、家庭教育学級など、保護者の仲間づくり・学習機会の充実を図るとともに、積極的な参加を促進します。

◆放課後児童クラブの施設整備を計画的に進めるほか、指導員確保や運営等の支援に努めます。

◆地域や関係機関との連携を強化し、児童虐待の未然防止及び早期発見、支援体制の充実に努めます。

◆民生委員・児童委員、愛育委員などの協力を得て、地域で子どもの見守りに努めます。

主な取組
☆つどいの広場事業
☆児童会館運営事業
☆放課後児童健全育成事業
■幼児教育学級【再掲】
■家庭教育学級【再掲】
■子育てサポート事業

2．保育の充実

◆乳児保育、延長保育、一時預かり保育、休日保育、障害児保育など、家庭や子どもの実情及びニーズに対応した、きめ細かな保育サービスの充実に努めます。

◆改訂された「保育所保育指針」の施行に伴い、求められる高い水準の教育・保育のための研修を充実させ、保育園職員の資質向上を図り、「子育ち応援」を積極的に推進します。

主な取組
■特別保育事業
☆保育の質の向上対策事業

3．子どもと親の健康づくりの推進

◆心身の変化が著しい時期である妊娠・出産期において、母親の心身の健康を保持するとともに、安心して妊娠・出産できるよう母子保健の取組を進めます。

◆心身の健康の基礎づくりに重要な、乳幼児期からの健康的な生活習慣の確立に向けた支援の充実を図ります。

◆乳幼児期からの正しい食習慣の定着を進めていくため、保育園や幼稚園等と連携を図りながら、食育を推進します。

主な取組
■妊婦・乳幼児健康診査事業
■乳幼児予防接種事業
■マタニティセミナー事業
■生後４か月までの全戸訪問事業
■乳幼児の食育事業
■産後ママあんしんケア事業

4．子育て世帯に対する総合的施策の推進

◆保育料の軽減や子ども医療費の給付、ひとり親家庭への支援など、保護者の経済的負担の軽減に努めます。

◆広域連携による「こども発達支援センター」の活用や、専門員による発達障害に関する相談など支援体制の充実を図ります。

◆保育園を地域に開放するなど、地域に開かれた子育て支援の場として活用を図ります。

主な取組
■保育園保育料の軽減
■子ども医療費給付事業
■ひとり親家庭支援事業
■発達障害児支援事業
■要観察児教室（きらり広場）事業

市民や地域でできること

●私たちは、子育て中の親子を温かく見守り、必要があれば手をさしのべるよう努めます。
●私たちは、子育て中の親が地域で気軽に集い、憩える居場所づくりへの取組に努めます。
●私たちは、子どもと一緒に遊んだり、子どもの話をじっくり聞き、子どもと向かい合う時間をつくることに努めます。

基本施策４　高齢者福祉の充実

現状と課題

●人口減少社会、超高齢社会の到来により、単身や夫婦のみなどの高齢者世帯が増加するとともに、要介護状態や認知症の高齢者が増加しています。
●高齢化に伴い、医療や介護を必要とする高齢者が増加し、社会保障費が増加しています。
●介護職の人材不足が深刻化し、さらに、家族関係の希薄化や「老老介護」の増加などにより、介護を必要とする人を支えるための介護力が低下しています。
●高齢者が健康で生きがいを持って社会に参加できるよう、介護予防事業や健康づくり対策、社会参加・生きがいづくり対策などを推進することが求められています。
●高齢者が安心して自立した生活が続けられるよう、サービス提供事業者のみならず、地域住民やボランティア、元気な高齢者など地域ぐるみで高齢者を支える体制づくりを進めることが必要です。

基本方針

●全ての高齢者が健康を保持し、できる限り住み慣れた地域で生きがいを持って、楽しく自立した生活が営めるよう、介護サービスの利用や地域の支え合いのもとに、安心して生活できる地域包括ケアシステム※の構築を進めます。

めざすまちの姿

●高齢者が安心して生活を送れるように多面的な支援体制が充実しています。
●高齢者がいきいきと元気に暮らせるように介護予防や健康づくりの体制が充実しています。
●多くの高齢者が自らの知識や技能を生かし、意欲や目標を持って社会参加・社会貢献をしています。

成果指標

指標名	現状実績値 平成 28 年度 (2016 年度)	目標値 平成 34 年度 (2022 年度)
認知症サポーター養成講座受講者数	4,600 人	7,500 人

※地域包括ケアシステム：高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるしくみ

施策の体系

高齢者福祉の充実	1．地域包括ケアシステム構築の推進 2．介護予防の推進 3．介護サービスの基盤整備と適正な運用 4．高齢者福祉サービスの充実 5．社会参加と交流の促進

主な施策

1．地域包括ケアシステム構築の推進

◆慢性疾患や認知症等の高齢者の増加が見込まれている中、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で日常生活を継続しながら、必要な医療と介護が受けられるよう在宅医療と介護の連携を推進します。

◆認知症高齢者が穏やかに暮らせるよう、地域の関係者と連携して早期対応することに重点を置いて、認知症高齢者や家族への支援の充実に努めます。

◆高齢者が住み慣れた地域で生活するために必要な、介護、福祉、保健、医療などに関する様々な相談に応じるとともに、虐待を受けた高齢者や、認知症などにより判断能力が不十分な高齢者が、尊厳のある生活が送れるよう権利擁護に必要な相談支援を行います。

◆多職種間の連携や地域における協働の体制づくり、個々の介護支援専門員に対する支援が図られるよう努めます。

主な取組
■在宅医療・介護連携推進事業
■認知症総合支援事業
■総合相談支援・権利擁護
■包括的・継続的ケアマネジメント支援

2．介護予防の推進

◆高齢者が自立した生活を継続するために、一人ひとりの心身の状態にあわせた最適な介護予防サービスを提供します。

◆運動や栄養改善等の予防プログラムの実践を通じて、介護予防につながる取組を推進します。

◆高齢者が、自らの心身の状態に配慮し、日頃から健康の保持・増進や介護予防に取り組むための情報や機会の提供に努めます。

◆高齢者が身近な場所で、自主的に介護予防の体操などに取り組むことのできる「通いの場」の創出を図ります。

主な取組
☆介護予防・生活支援サービス事業
■一般介護予防事業

3．介護サービスの基盤整備と適正な運用

◆要介護者と家族の状況や希望に応じて、多様な介護サービスを安心して受けられるよう、地域密着型サービス等の基盤整備を進めるとともに、介護相談員を介護サービス事業所に派遣しての相談対応や介護サービス事業者の指導・監督など、介護サービス量の確保・質の向上を図ります。

◆要介護者の自立支援に資するものか、不適切な給付になっていないかなど、給付内容等の確認を行い、介護給付の適正化に努めます。

主な取組
■介護相談員派遣事業
■事業者指導・監督
■介護給付適正化事業

主な施策

4．高齢者福祉サービスの充実

◆ひとり暮らしや高齢者のみの世帯への生活支援、介護保険法による要介護認定を受けていない高齢者の介護予防を目的とした福祉サービスや、高齢者を介護している家族の負担を軽減するサービスの提供に努めます。

◆福祉基金助成事業について、必要に応じて高齢者のニーズに合った事業内容の見直しを行うなど、福祉サービスの充実を図ります。

主な取組

☆軽度生活援助サービス事業
☆緊急通報装置貸与事業
☆寝具類乾燥消毒サービス事業
☆食の確保事業
■いきいきデイサービス事業
■福祉基金助成事業

5．社会参加と交流の促進

◆地域・世代間の交流拠点施設である「いばらサンサン交流館」や地域でのサロン等を活用した高齢者の健康増進、生涯学習、高齢者間・世代間交流など、生きがい活動を通じて意欲や目標を持って生活できるよう、社会参加を促進します。

◆豊かな経験や知識を有している高齢者が、まちづくりや地域活動、ボランティア活動や就労活動など、地域社会の担い手として活動できるよう、社会貢献への支援を行います。

主な取組

■いばらサンサン交流館運営事業
■老人クラブ活動支援
■福祉基金助成事業【再掲】
■井原市シルバー人材センター支援

市民や地域でできること

●私たちは、介護が必要な状態にならないよう、自ら進んで健康づくりや介護予防に努めます。
●私たちは、地域内のひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯への見守りや声掛けをします。
●私たちは、高齢者と積極的にコミュニケーションを図り、社会活動や地域活動等を通して、高齢者との交流の促進に努めます。

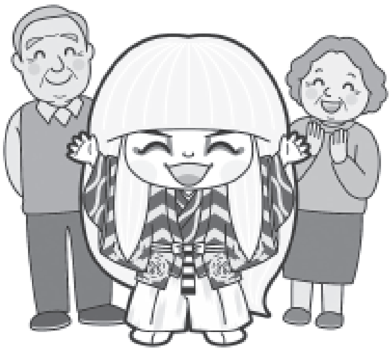

基本施策５　障害者福祉の充実

現状と課題

●平成 28 年４月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行により、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることが求められています。さらに、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、地域における共生社会の実現のための取組等を計画的に推進することが定められました。

●本市においては、障害者基本法や障害者総合支援法等の理念に基づき、引き続き福祉的就労を含めた就労支援を行うとともに、自立した地域生活への移行を推進し、住み慣れた地域で、誰もが共に暮らし、共に支え合う共生社会の実現に努めていく必要があります。

基本方針

●ノーマライゼーション※の理念のもと、障害の種別に関わりなく、障害のある人が地域で自立した日常生活・社会生活を営むことができる社会づくりを進めるため、各種の施策を総合的に推進します。

めざすまちの姿

●障害のある人もない人も、お互いに尊重し支え合いながら、地域の中で共に暮らしています。
●障害のある人が自立して、住み慣れた地域でいきいきと暮らしています。

施策の体系

障害者福祉の充実	1．自立の支援 2．主体性・選択性の尊重 3．共生社会の実現

※ノーマライゼーション：障害のある人とない人が、特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方

主な施策

1．自立の支援

◆障害のある人が、人生のあらゆる段階において、能力を最大限発揮でき、社会の対等な構成員として人権が尊重され、自立した生活や社会参加ができるよう、施策を推進します。

◆自立するために重要となる福祉的就労を含めた就労の支援については、相談支援機関等との連携強化により、障害者の地域生活への移行を促進します。

◆生活の質（ＱＯＬ）の向上を図るため、保健・医療・福祉・教育・就労など幅広いニーズに応じた総合的かつ継続的なサービスの提供に努めます。

主な取組
■介護給付
■訓練等給付
☆地域生活支援事業
■福祉基金助成事業【再掲】

2．主体性・選択性の尊重

◆自らの生活を自らの意思で選択・決定し、築いていくという考え方に基づき、生活ニーズに応じたサービスが選択できる体制の充実を図ります。

◆障害者の権利擁護の推進を図ります。

主な取組
■介護給付【再掲】
■訓練等給付【再掲】
☆地域生活支援事業【再掲】

3．共生社会の実現

◆障害のある人が障害のない人と同じように生活するために過大な負担とならない範囲で合理的な配慮や工夫を行うことが求められており、合理的配慮※への理解の促進を図ります。

◆障害者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、障害の状態やライフスタイルに応じた環境整備に努めます。

主な取組
☆地域生活支援事業【再掲】
■福祉基金助成事業【再掲】

市民や地域でできること

●私たちは、障害に対する正しい知識や情報を習得し、その障害について理解を深めるよう努めます。

●私たちは、地域行事に障害者も参加しやすい環境づくりに努めます。

※合理的配慮：障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために提供されるべき配慮のこと。

基本施策6 地域福祉の推進

現状と課題

●核家族化・過疎化の進展や価値観・ライフスタイルの多様化に伴い、人と人とのつながりが希薄化していく中で、家族の介護力の低下、さらには、生活への不安やストレスの増大から、自殺や虐待、ひきこもりなど、様々な社会問題が顕在化しています。
●福祉ニーズが多様化・高度化する中で、行政主導の福祉サービスだけでは十分な対応が困難になっています。
●本市には昔から受け継がれてきた人情味や地域の連帯感が残っており、地区社会福祉協議会を中心とした自主的な福祉活動も活発に行われています。
●これからの地域福祉においては、全ての市民が福祉の担い手であり、受け手であることを認識し、お互いに助け合い、支え合う地域社会を形成することが必要です。
●地域福祉の中心的な推進役となる社会福祉協議会や民生委員・児童委員との連携に努めるとともに、関係団体やボランティアなどが協働し、地域の中でふれあい、助け合い、支え合い、見守る仕組みづくりを進めることが必要です。

基本方針

●関係団体やボランティアなどが協働して、地域福祉の推進に取り組みます。
●地域の中でふれあい、助け合い、支え合う仕組みづくりを進めるとともに、市民の福祉に対する理解を深め、「声を聴き」「共に考え」「共に支え」「共に動く」を基本とした小地域福祉活動を推進します。

めざすまちの姿

●関係団体やボランティアなどで福祉に関する情報が共有化され、小地域での福祉活動が根付いています。
●地域福祉や地域のまちづくりへの関心が高まり、地域住民の支え合いの仕組みが十分に機能しています。

施策の体系

地域福祉の推進	1．地域福祉活動の推進 2．地域福祉の担い手の支援 3．多様な世代間交流の促進

主な施策

1．地域福祉活動の推進

◆社会福祉協議会や行政が中心となり、関係団体やボランティアなどと連携し、地域福祉活動を推進します。

◆地域福祉活動の重要性について啓発に努めます。

主な取組

☆地域福祉推進事業

2．地域福祉の担い手の支援

◆複雑化、多様化する地域福祉のニーズを把握するため、地域福祉の担い手である民生委員・児童委員との連携に努めます。

◆民生委員・児童委員の資質向上のための活動を支援します。

主な取組

■民生委員・児童委員の支援
■社会福祉協議会の支援

3．多様な世代間交流の促進

◆井原・芳井・美星の３地域、高齢者・青年・児童の３世代の交流拠点施設である「いばらサンサン交流館」の事業を推進し、多様な世代間の交流を促進します。

◆各地域の特性を生かした世代間交流を支援します。

主な取組

■いばらサンサン交流館運営事業【再掲】
☆地域福祉推進事業【再掲】

市民や地域でできること

●私たちは、地域のまちづくりへ関心を持ち、福祉活動やボランティア活動へ協力します。

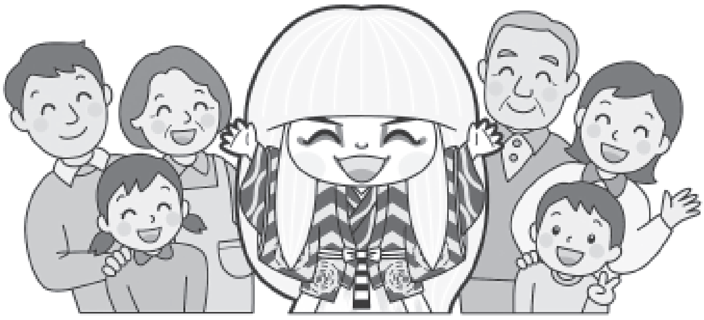

基本目標③

子育てしやすく、誰もが生きがいをもち、いきいきと暮らせるまちづくり【健康・医療・福祉】

重点分野

「健康寿命日本一を目指す」まちづくり

「健康寿命日本一を目指す」まちづくりをスローガンとして、生涯にわたり、いきいきと暮らすことができるよう、保健・医療・福祉の分野にわたる取組を進めます。

取組内容
- ☆笑って健康元気アップ事業
- ☆介護予防・生活支援サービス事業
- ☆生活習慣病予防事業

いばら流の子育ち環境づくり

子どもを育てる保護者への支援だけでなく、子ども自身の育ちのために、保育の質の向上への取組や本市の充実している子育ち環境を生かし、子ども自身がすくすくと健やかに成長できる事業に取り組みます。

取組内容
- ☆保育の質の向上対策事業
- ☆児童会館運営事業
- ☆つどいの広場事業
- ☆放課後児童健全育成事業

地域生活サポート体制の推進

高齢者や障害者等が住み慣れた地域で生きがいを感じながら、安心して自立した日常生活ができるよう、支援に努めます。

取組内容
- ☆軽度生活援助サービス事業
- ☆地域福祉推進事業
- ☆緊急通報装置貸与事業
- ☆地域生活支援事業（障害）
- ☆寝具類乾燥消毒サービス事業
- ☆心の健康づくり事業
- ☆食の確保事業

共通指針：市民参画の取組

●地区社会福祉協議会が中心となった地域福祉推進事業など、各地域での福祉活動を推進します。

●地域での高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援の担い手の育成・支援を推進します。

基本目標4 安全・安心で、美しい自然と調和した、みんなが住みよさを実感できるまちづくり【環境・防災・防犯・都市基盤】

基本施策1 環境保全・循環型社会の構築

現状と課題

【地球環境の保全】

●本市における大気、水、土壌などの環境は現在のところ概ね良好な状態ですが、今後の都市化の進展やライフスタイルの多様化に伴い、大気や水質の汚染、化学物質の増加、騒音・振動・悪臭など、健康や生活の平穏・快適性を損なう要因の発生が懸念されます。

●地球環境の保全に向け、行政だけではなく、市民や事業者等と連携・協働して取り組むことが求められています。

【自然との共生】

●本市には、市民の憩いの場となっている小田川、気軽に自然体験やレクリエーションができる経ヶ丸、優れた自然の風景地である天神峡、国指定名勝の鬼ヶ嶽、星の郷として有名な美星地域など、豊かで美しい自然が残されています。

●恵まれた自然環境は、市民一人ひとりの生活とともに育まれた郷土の情景であり、本市特有の大切な財産として、地域住民の主体的な参画のもと、保全に努めていますが、近年は、農業や林業の後継者不足等により、農地や森林の荒廃が進んでおり、その保全と活用が大きな課題となっています。

●今後は、自然環境の保全・再生に取り組み、次代に美しく豊かな自然を継承するとともに、自然とふれあい、自然に学び、自然と共に生きる機会を創出することによって、快適な市民生活と自然保護の意識を育んでいくことが必要です。

●心の豊かさやスローライフ※を求める人々の価値観に応じて、水辺の美化の促進、農林業の観光化など、豊かで美しい自然環境を守り続ける必要があります。

●夜空の星がきれいに見える町として有名な美星地域では、光害防止条例により、美しい星空を守る取組を推進しています。今後も美しい星空を保つべく、光害防止の取組を継続して推進していく必要があります。

【循環型社会の構築】

●私たちは、便利で快適な生活を求め、資源やエネルギーを大量に消費した結果、現在、二酸化炭素の増加による地球温暖化やフロンによるオゾン層の破壊など、地球規模の深刻な環境問題に直面しています。

●大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムは、廃棄物の増大や多様化を招く原因にもなっています。このようなことから、私たち一人ひとりがライフスタイルを見直し、社会のあり方そのものを循環型の社会システムに転換することが求められています。

●本市におけるごみ排出量は、家庭ごみ袋の有料化を機に減少しましたが、以後ほぼ横ばいで推移しています。リサイクル率についても、ほぼ横ばいで推移しています。また、平成25年３月から使用済小型家電の回収を始め、本市の３か所に回収ボックスを設置しています。

※スローライフ：大量生産・高速型のライフスタイルに対して、ゆっくりとした暮らしを提案するもの。

- 地球環境への負荷を軽減するためには、無駄なものを減らす「発生抑制（Reduce)」、繰り返し使う「再使用（Reuse)」、資源物として活用する「再利用（Recycle)」の３Ｒの推進が大切です。循環型社会の構築に向けて、市民・事業者・市民団体・行政などが一体となって３Ｒの取組体制を拡充することが必要です。
- 本市では、住宅用太陽光発電システム及び定置型蓄電池、太陽熱温水器の設置補助を行っています。こうした太陽光発電等に代表される自然界から創りだす再生可能エネルギー※1の重要性に対する意識が高まっており、総合的かつ計画的な取組が求められています。

【環境保全活動の推進】

- 本市では、自治会代表等の会員で構成される井原市環境衛生協議会が市の委託を受けて、資源ごみ集積所の管理、不燃性粗大ごみの回収、不法投棄監視パトロール等を行っています。そのほかにも、道路・河川や公共施設の清掃活動、エコツアー※2の実施等、環境保全活動が活発に行われています。また、ボカシ処理による生ごみの減量、環境フェア等のイベントで活発に活動している環境ボランティアグループもあり、市と協働した環境保全活動に取り組んでいます。
- 学校においては、総合学習の時間に環境教育が行われており、児童・生徒の環境保全意識の啓発につながっています。
- 市民の環境保全活動への参加意欲は比較的高いとされていますが、さらに、市民一人ひとりが身近な地域に関心を持ち、「自分たちのまちの環境は自分たちで守る」という意識を醸成していくことが求められます。
- 市民・事業者・行政等のエコパートナーシップ※3の確立を図り、協働による環境保全活動を推進していく必要があります。

基本方針

【地球環境の保全】

- 近年、地球温暖化などの環境問題が深刻化する中、良好な環境を次世代に引き継ぐため、市民や事業者、行政等が連携し、大気や水環境の保全に向けた啓発活動や環境整備活動を推進します。
- 騒音、振動、悪臭などの公害のない暮らしを確保できるよう、監視・指導の徹底を図ります。

【自然との共生】

- 恵まれた自然環境を誇りに思い、より一層大切にしていこうという意識が市民の中に育まれるよう、多様な生態系が生育・生息できる環境と全国でも有数の星空環境の保全・創出を図るとともに、自然保護意識の高揚を図り、生活の中で自然とふれあえる環境づくりを進めます。

【循環型社会の構築】

- 限りある資源を有効に活用する循環型社会の構築に向けて、市民・事業者・市民団体・行政などが一体となって、発生抑制（Reduce)、再使用（Reuse)、再利用（Recycle）の3Rの推進に努めます。
- 廃棄物の適正な処理及び不法投棄や野外焼却の防止に努めます。

【環境保全活動の推進】

- 市民・事業者・市民団体・行政などが協働して環境保全活動に取り組めるよう、エコパートナーシップの確立を図ります。
- 学校・地域・職場等における主体的な環境保全活動が更に発展し、広がっていくよう、その活動を支援します。

※1　再生可能エネルギー：太陽光、風力、波力・潮力、流水・潮汐、地熱、バイオマス等、自然の力で定常的（もしくは反復的）に補充されるエネルギー資源
※2　エコツアー：自然環境の他、文化・歴史等を観光の対象としながら、環境の保全性と持続可能性を考慮する旅行行程
※3　エコパートナーシップ：地球温暖化防止活動をはじめとする環境保全活動に市民・事業者・市民団体・行政などが、協働して取り組むこと。

めざすまちの姿

【地球環境の保全】

●大気質、水質、土壌などの生活環境が良好な状態に保たれ、自然環境の保全と公衆衛生の向上が図られています。

●良好な生活環境が、健康状態にも良い影響を与えています。

【自然との共生】

●自然環境が良好な状態に保たれ、次代に継承されています。

●自然にふれあう機会が多くあり、動植物の多様性が確保されています。

【循環型社会の構築】

●３Ｒ※1 の推進により、ごみ排出量が減少しています。

●マイバックの持参など、ごみを出さないための取組が徹底されています。

●市民一人ひとりがごみ出しルールを守り、廃棄物が適正に処理されています。

【環境保全活動の推進】

●環境保全に対する関心が高まり、自然豊かな本市の良さがあらためて認識されています。

●市民・事業者・行政がそれぞれの果たす役割を自覚し、協働して環境負荷を減らし、安全で安心なまちとなるよう取り組んでいます。

成果指標

指標名	現状実績値 平成28年度(2016年度)	目標値 平成34年度(2022年度)
水環境基準を達成する割合	97.1%	100%
大気質環境基準を達成する割合	97.5%	100%
公共下水道整備率	84.4%	98.0%
公共下水道水洗化率	74.7%	76.0%
合併浄化槽水洗化率	47.0%	54.0%
美星地域の夜空の明るさ	20.6 等級※2	20.6 等級
ごみ排出量	11,820t	10,736t
リサイクル率	22.8%	24.1%
環境マイスター※3活動回数	－	6 回

施策の体系

環境保全・循環型社会の構築

1．環境監視体制の充実
2．自然環境の保護・保全
3．廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進
4．廃棄物の適正処理の推進
5．省エネルギー・新エネルギー化の推進
6．学校・地域・職場等における環境保全活動の促進

主な施策

1．環境監視体制の充実

◆多様化する環境汚染物質の現況を把握するため、継続的な調査測定や事業者等への監視・指導体制の充実を図ります。

主な取組

■河川水質測定
■大気質の保全
■大気中の放射線量測定
■自動車騒音常時監視業務

※1　3Ｒ：Reduce（発生抑制）、Reuse（再利用）、Recycle（再生利用）の頭文字をとったもの
※2　等級：夜空の明るさを、空の１秒角平方（満月の見た目の面積の約 300 万分の１の広さ）あたりから届く光の量が、何等級の星と同じになるかという考え方で表したもの。星の等級は、数字が大きいほど暗く、また、1.0 等級の差は約 2.5 倍の明るさの違いに相当する。
※3　環境マイスター：身近なごみ問題をはじめとして、エネルギーや自然環境といった地球環境問題に対する理解を深める養成講座により認定された人のこと。

主な施策

2．自然環境の保護・保全

◆市民が美しく豊かな自然を享受できるよう、農地や森林の適正な管理など、計画的な土地利用を推進するとともに、自然環境や生態系の体系的な保護・保全を図ります。

◆市民が恵まれた自然環境を誇りに思い、より一層大切にしていこうという意識が育まれるよう、自然環境の保護・保全と再生への自覚と意識の醸成を図ります。

◆美星地域における美しい星空を将来の世代に引き継いでいくため、星空環境の保護・保全意識の高揚に努めます。

◆親水性や生態系に配慮した多自然型川づくり、井原堤など川に沿った散策路の整備による水辺空間の創出、レクリエーションエリアとしての森林整備、経ヶ丸や天神峡、美星地域での自然体験・レクリエーション、美しい星空とふれあう機会の創出など、自然とのふれあいの場の確保を図るとともに、自然体験型学習や野外教育プログラムの実施により、自然環境の保護・保全意識の啓発に努めます。

◆良好な自然環境と公共用水域の保全を図るため、公共下水道の整備と合併処理浄化槽の普及を進めます。

主な取組
- ■美星地域の光害の防止
- ■自然公園の維持・管理
- ■公共下水道事業
- ■合併浄化槽設置補助

3．廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進

◆市民・事業者・市民団体・行政などの協働のもと、３Ｒの推進を図り、ごみの減量化を促進するとともに、グリーン購入や廃棄公文書のリサイクル処理など、行政自らも率先した取組を進めます。

◆循環型社会の実現を目指すため、ごみ減量化及び資源化に向けての啓発に努めます。

主な取組
- ■ごみ分別及び資源化
- ■資源回収推進団体補助
- ■古紙古着類回収事業
- ■ごみ集積所施設整備補助
- ■ごみ減量化推進補助
- ■不燃性粗大ごみ回収事業
- ■生ごみ処理剤給付
- ■使用済小型家電回収事業

4．廃棄物の適正処理の推進

◆「新岡山県ごみ処理広域化計画」に基づき、近隣3市2町（笠岡市・井原市・浅口市・里庄町・矢掛町）で策定した「西部ブロックごみ処理広域化基本計画」により、焼却施設及び最終処分場を集約し、安全で衛生的なごみ処理を広域で進めるとともに、県や関係機関と連携を図りながら、不適正処分、不法投棄の防止に努めます。

主な取組
- ■廃棄物処理施設の整備
- ■地域環境美化推進事業
- ■不法投棄巡視業務

5．省エネルギー・新エネルギー化の推進

◆省エネルギーの普及の促進につながる設備、機器等の情報提供に努めるとともに、公共施設等においては、照明設備のＬＥＤ化を推進します。

◆太陽光発電システムなど市民の再生可能エネルギー利用を積極的に支援することにより、地球規模での環境保全及び環境問題に関する市民意識の高揚を図ります。

◆太陽光、バイオマス※、水力など再生可能なエネルギーの重要性が高まる中、国・県の政策の動向を踏まえた本市の新エネルギー推進の方向性を示す「井原市再生可能エネルギー推進ビジョン」に基づき、太陽光発電に代表される再生可能エネルギー設備の公共施設等への導入を推進します。

主な取組
- ☆エコまちモデル事業
- ■住宅用太陽光発電システム設置費補助【再掲】
- ■住宅用定置型蓄電池設置費補助【再掲】
- ■住宅用太陽熱温水器設置費補助【再掲】
- ■公共施設等の省エネルギー・新エネルギー化

※バイオマス：再生可能な生物由来の有機性資源そのものか、その資源からエネルギーを得ることを指す。

主な施策

6．学校・地域・職場等における環境保全活動の促進

◆市民・事業者・各種団体等から構成される井原市環境審議会において、「井原市環境基本計画」の進行管理を行うとともに、環境保全活動に取り組んでいる市民・事業者・市民団体・行政などが情報を交換し、交流を深める場を設置し、活動の活性化を図ります。

◆各学校にこどもエコクラブへの加入を呼びかけるとともに、水辺の学習、農業体験、林業体験など、自然に学ぶ環境教育を継続して推進します。

◆身近なごみ問題をはじめとして、エネルギーや自然環境といった地球環境問題に対する理解を深めた環境マイスター※1をはじめ、人材の確保と活用を図ることにより、多様な学習機会の充実を図ります。

◆道路アダプト制度やクリーンキャンペーンをはじめ、コミュニティ活動推進月間等で行われる道路、河川、公園等の美化活動のボランティア等を支援し、市民協働による公共空間の維持管理を図ります。

◆良好な大気や水環境等を保全するため、エコドライブ10※2の推進、マイカー通勤の自粛や河川の水質汚濁防止となる家庭排水対策など、市民にとって身近ですぐに取り組める内容を中心に、広報誌や多様な機会を通じた啓発を行い、公害防止への市民意識の啓発を図ります。

◆市民や事業者、行政等が協働して、省エネルギーの推進、新エネルギーの導入、森林の保全・整備、大気汚染物質の削減等の地球規模の環境保全への取組を進めます。

◆市民・学校などを対象に施設見学の受け入れを行い、一般廃棄物の焼却処理や汚水処理の仕組みについて理解を図ります。

主な取組

■環境学習用副読本の配布
■地域環境美化推進事業【再掲】
■道路・河川アダプト制度への加入の推進【再掲】
■「環境フェア」実施事業
■多面的機能支払交付金事業
■快適生活環境づくり制度【再掲】
■「公共交通利用の日」の啓発
■クリーンセンター・浄化センター施設見学の受入れ
☆夏休みこどもエコ教室
☆環境マイスターの活動の拡充

市民や地域でできること

【地球環境の保全】

●私たちは、アイドリングストップ運動やノーマイカーデー運動への参加、公共交通機関を積極的に利用します。

●私たちは、家電製品の不用な電源プラグを抜くなど、節電に心掛け、温室効果ガスの少ない生活様式に努めます。

【自然との共生】

●私たちは、野生植物を傷つけたり、ゴミのポイ捨てにより自然を荒らしたりしないよう努めます。

●私たちは、敷地に花や木を植えることで、緑化を推進します。

●私たちは、美しい星空を守るため、美星地域において適正な照明器具の使用、22時以降の屋外照明の消灯に努めます。

【循環型社会の構築】

●私たちは、「3R※3」の推進を心掛け、ごみの分別の徹底と減量化・資源化に努めます。

●私たちは、廃棄物の適正な処理を行うとともに、一層の減量化に努めます。

【環境保全活動の推進】

●私たちは、外出先で出たごみを家に持ち帰るよう努めます。

●私たちは、市・地域・NPOなどが主催する清掃活動へ積極的に参加します。

※1　環境マイスター：身近なごみ問題をはじめとして、エネルギーや自然環境といった地球環境問題に対する理解を深める養成講座により認定された人のこと。
※2　エコドライブ 10:車から排出される二酸化炭素の量を極力少なく抑えるために、運転において心がけるべき 10 の項目のこと。
※3　3R：Reduce（発生抑制）、Reuse（再利用）、Recycle（再生利用）の頭文字をとったもの

基本施策２　防災・防犯・交通安全対策の充実

現状と課題

【防災・救急救助】

●我が国は、地震、津波、暴風、洪水、地すべり、高潮、火山噴火、豪雪など極めて多種の自然災害が発生しやすい自然条件下にあります。

●本市では、近年、大きな災害は発生しておらず、比較的災害の少ないまちですが、頻発する豪雨による河川の氾濫や土砂災害、南海トラフ巨大地震や長者ヶ原ー芳井断層の地震等が危惧されており、防災対策の重要性はますます高まっています。

●平成 23 年３月の東日本大震災をはじめ、日本各地で相次ぐ大規模な自然災害の発生により、防災に対する市民の関心は高まっているものの、自主防災意識や自主防災組織活動は低調な状況です。行政・自主防災組織等の関係機関が一体となり、防災体制や防災機能の強化はもとより、自主防災意識の高揚、地域での支え合いによる災害時要配慮者への支援など、市民と共に災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。

●住宅等の耐震化の促進をはじめ、都市基盤の強化、消防用施設・資機材の整備・更新、消防団員の確保など、災害に対処する能力の増強を図ることが必要です。

●高齢化の進展、疾病構造の変化などにより、井原地区消防組合の救急出動件数は増加傾向にあり、救命率の向上を図るため、高度救急救助体制の整備が必要となっています。

●井原消防署、矢掛出張所及び芳井・美星各分駐所に高規格救急車を配備し、救急救命士を配置してきましたが、引き続き、高規格救急車の更新と救急救命士の増員及び救急隊員の育成や資質の向上を図っていくことが求められています。

●市民へＡＥＤ（自動体外式除細動器）を取り入れた応急手当の普及啓発に努めることで、救命率の向上を図っていくことが必要です。

【防犯】

●本市の人口当たりの犯罪認知件数は、県内 14 市と比べて少ないものの、全国的に凶悪犯罪や若い世代の犯罪が多発する中、日常生活における安全性の確保が大きな課題となっています。

●近年は、全国各地で子どもを対象とした事件や事故が多発しており、子どもたちに対する地域の安全性確保が求められています。

●本市では、地域の自治会やＰＴＡ等の団体、ボランティアなどの方々で構成する「子ども見守り隊」による登下校の見守りや地区内の防犯パトロール活動等の取組が行われており、今後も活動の充実を図ることが必要です。

●年々巧妙化する悪質商法や特殊詐欺などへの対応が求められています。

●平成 24 年１月には井原市暴力団排除条例を施行し、犯罪のない明るい社会を築いていくため、市民総ぐるみによる暴力を許さない社会づくりを推進しています。

●同年４月からは、井原市犯罪被害者等支援条例を施行し、市民の誰もが犯罪被害者等となる可能性がある中で、安心して暮らすことのできるまちづくりのため、犯罪被害者等への支援や権利・利益の保護を図る必要があります。

●人口減少、少子高齢化、核家族化、コミュニティ意識の希薄化などに伴い、地域の犯罪防止機能の低下も懸念されており、今後一層、防犯意識を高め、地域・関係機関・行政の協働による防犯体制の強化を進めていく必要があります。

【交通安全】

●運転免許人口や車両の保有台数の増加に加え、高齢者ドライバーの増加や飲酒運転、自転車利用者のマナーの悪さが社会問題化するなど、道路交通を取り巻く環境は、依然として厳しさを増しています。

●本市の交通事故発生件数は、この５年間、毎年 800 件を超えるなど、更なる交通安全対策が課題となっています。

●本市では、出前講座として交通安全マナー教室等を実施するとともに、警察や関係団体等と連携しながら、高齢者への交通安全指導や各種交通安全運動の展開をはじめ、幼児・児童についても継続的な交通安全指導を実施していますが、今後も地域ぐるみの交通安全運動を推進し、市民の交通安全意識の高揚に努める必要があります。

●防護柵や視線誘導標等の交通安全施設の整備については、緊急度に配慮して整備を進める必要があります。

基本方針

【防災・救急救助】

●あらゆる災害から市民の生命と財産を守るため、「井原市地域防災計画」に基づき、「自助」「共助」「公助」の役割分担を明確にし、災害予防、応急対策、復旧対策を進めるとともに、情報の収集・伝達体制の充実に努めます。災害時には地域での支え合いが大きな役割を果たすことから、自主防災組織の充実・強化を図ります。

●「井原市国民保護計画」に基づき、有事の際の避難体制の整備を図るとともに、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）を活用して市民へ緊急情報を提供します。

●安全・強靭・持続可能な災害に強い都市基盤の整備を推進します。

●消防用施設・資機材の年次的な整備など、消防力の強化を図るとともに、あらゆる災害を想定した訓練や、防火安全対策、消防団の育成強化など、地域防災力の向上を図ります。

●医療機関との連携を強化し、救急搬送体制の確保と救急業務の高度化を図るとともに、市民による応急手当の普及啓発等により、救命率の向上を図ります。

【防犯】

●地域の要請に基づき、防犯施設の整備を進めるとともに、警察をはじめとする関係機関や地域と一体となった防犯活動を促進し、「自らの地域は自ら守る」という、市民の防犯意識の高揚を図ります。

【交通安全】

●緊急度に配慮した交通安全施設の整備を進めるとともに、警察をはじめとする関係機関や地域と一体となった交通安全運動を推進し、市民の交通安全意識の高揚を図ります。

めざすまちの姿

【防災・救急救助】

- 市民の防災意識が高まり、災害に対する備えや心構えができています。
- 防災訓練や避難訓練を通じ、災害時に迅速かつ的確に対応できる体制が整い、災害に強いまちになっています。
- 各地区で自主防災組織が活発に活動し、多くの市民が防災活動に参加しています。
- 救急搬送体制が充実し、救急救命率が高まっています。
- 市民による応急手当が普及し、現場に居合わせた人による適切な処置ができています。

【防犯】

- 地域ぐるみで防犯活動が行われ、犯罪件数が減少しています。
- 消費者問題への正しい知識や情報が提供され、消費者トラブルがなくなっています。

【交通安全】

- 市民が高い交通安全意識を持ち、交通マナーが徹底されています。
- 飲酒運転の根絶等により、交通死亡事故等が大幅に減少しています。

成果指標

指標名	現状実績値 平成28年度(2016年度)	目標値 平成34年度(2022年度)
自主防災組織数（累計）	72団体	90団体
自主防犯組織等数（累計）	8団体	13団体
防災士資格取得者数(累計)	49人	115人
実働救急救命士数（累計）	19人	27人
普通救命講習受講者数（累計）	3,345人	4,200人
交通事故発生件数	850件	800件以下

施策の体系

- 防災・防犯・交通安全対策の充実
  - 防災・救急救助
    - 1．防災意識の醸成と防災対策の促進
    - 2．消防・防災組織の育成
    - 3．防災体制の整備
    - 4．災害に強い都市基盤の整備
    - 5．消防体制の整備
    - 6．救急救助体制の整備
    - 7．応急手当の普及啓発
  - 防　犯
    - 8．地域防犯活動の促進
    - 9．消費生活・防犯対策の促進
  - 交通安全
    - 10．交通安全運動の推進
    - 11．交通安全施設の整備

主な施策

【防災・救急救助】

1．防災意識の醸成と防災対策の促進

◆市民の災害に対する心構えや備え、災害発生時にとるべき行動など、「自助」により被災を軽減するため、防災イベントやハザードマップ※等を活用しながら、防災知識の普及啓発を図ります。

◆災害発生時において、市や防災関係機関及び市民それぞれが、迅速かつ的確な行動がとれるよう、防災研修や避難訓練を実施します。

◆予防行政として火災を未然に防止するため、住宅用火災警報器の設置、火災予防指導、防火広報活動を行うなど、関係者の意識高揚を図り、建築物や設備の安全対策の強化に努めます。

主な取組
■井原市総合防災訓練
☆地域主導型避難訓練
■防災研修会
☆防災士養成事業
☆安全安心地域活動活性化支援事業【再掲】
■建築物耐震診断等事業費補助【再掲】
■木造住宅耐震改修等事業費補助【再掲】

2．消防・防災組織の育成

◆地域における自主的な「互助」による防災活動を推進するため、自主防災組織の拡充と活動支援を積極的に行います。

◆高齢者や障害者等の災害時要配慮者の避難援助にも対応できる体制整備を進めます。

◆消防団員の確保を図るため、青年層や女性、消防団ＯＢの消防団への加入促進に努めるとともに、通信連絡体制の整備や団員教育・訓練などを進め、地域防災力の強化を図ります。また、井原市消防団協力事業所表示制度や井原市消防団応援の店事業を推進し、消防団を中核とした地域防災力の強化に努めます。

主な取組
☆自主防災組織の設立支援
☆安全安心地域活動活性化支援事業【再掲】
■消防団を中核とした地域防災力強化対策

3．防災体制の整備

◆「井原市地域防災計画」に基づき、防災関係機関と連携しながら、災害関連情報の収集を行うとともに、緊急告知システム「お知らせくん」や「メール配信サービス」などを活用して災害への注意喚起や避難勧告等の緊急情報の的確な提供に努めます。移動系防災行政無線については、デジタル化の検討も進めます。

◆避難生活物資、資機材等の計画的な備蓄や各種応援協定の締結を図るとともに、災害に対する地域の特性と実態を把握し、災害対策に努めます。

◆大規模災害対策の充実に向け、広域的な応援体制の確保や災害救援ボランティアの受け入れ体制の整備に努めます。

◆外部からの武力攻撃事態及びこれに準ずるテロ等の緊急対処事態に対処するため、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）を活用して市民へ緊急情報を提供するなど、「井原市国民保護計画」に基づき、国民保護措置の総合的な推進に取り組みます。

主な取組
■緊急告知システム「お知らせくん」の活用【再掲】
■メール配信サービス事業【再掲】
■災害緊急告知放送システムの活用【再掲】
■エリアメールの活用
■災害時備蓄食糧等整備事業
■全国瞬時警報システム（Ｊアラート）の活用

※ハザードマップ：地域における洪水や土砂災害等による災害発生の危険性や避難情報等を記載した地図

主な施策

4．災害に強い都市基盤の整備

◆災害に強い都市基盤を整備し、市民生活の安全・安心を確保するため、落石防止、橋梁補強など、道路防災対策及び上・下水道施設の耐震化とともに、治山、治水、砂防、地すべり、急傾斜地対策を進めます。

◆災害時の防災拠点や避難場所の確保・整備を図るとともに、公共施設の防火・避難対策や耐震化の推進に努めます。

◆電気・ガスなどライフライン事業者との連携強化を図り、防災力の向上に努めます。

主な取組
■防災事業（都市基盤整備）
☆道路橋梁修繕事業
■道路防災事業
☆水道基幹施設・管路の耐震化事業
☆公共下水道施設長寿命化対策事業

5．消防体制の整備

◆井原地区消防組合消防本部、消防団等の連携を強化するとともに、より効果的な消防活動を行えるよう、常備・非常備の役割分担を明確にし、各種消防訓練の充実を図ります。

◆消防施設整備基準により、必要な消防用施設・資機材の整備・更新を図ります。

主な取組
■消防施設・設備整備事業

6．救急救助体制の整備

◆医療機関との協力体制を強化し、救急搬送体制の整備に努めます。

◆救急救命士及び指導救命士の継続的な育成・補充を図るとともに、高度救命処置用資機材の整備・充実に努めます。

主な取組
■救急救命士養成事業
■指導救命士養成事業

7．応急手当の普及啓発

◆ＡＥＤ（自動体外式除細動器）を取り入れた普通救命講習等の開催により、市民の応急手当に関する知識の向上を図ります。

主な取組
■普通救命講習実施事業

【防犯】

8．地域防犯活動の促進

◆市民との協働や警察をはじめとする関係機関との連携により、暴力追放運動や、子ども見守り隊活動など、地域ぐるみの防犯活動を促進し、市民の防犯意識の高揚に努めるとともに、地域における自主的な防犯組織の育成を図ります。

◆防犯のための環境整備として、自治会等による防犯灯の設置を促進するとともに、適正な維持管理に努めます。

主な取組
■暴力追放運動の推進
■防犯対策への取組
☆安全安心地域活動活性化支援事業
■「子ども 110 番」の推進
■緊急告知システム「お知らせくん」の活用【再掲】
■災害緊急告知放送システムの活用
■メール配信サービス事業
■防犯灯設置費補助

9．消費生活・防犯対策の促進

◆悪質商法や振り込め詐欺等の特殊詐欺による被害防止のため、正しい知識の啓発や消費者教育の推進、相談窓口の機能強化に努めます。

主な取組
■消費生活相談窓口の充実
■緊急告知システム「お知らせくん」の活用【再掲】

主な施策

【交通安全】

10. 交通安全運動の推進

◆市民との協働や警察をはじめとする関係機関との連携により、高齢者及び幼児・児童への交通安全指導や地域ぐるみの交通安全運動を推進し、市民の交通安全意識の高揚に努めます。

主な取組
■交通マナー教室（一般）
■交通教室・自転車教室（幼児・児童）

11. 交通安全施設の整備

◆交通危険箇所に防護柵や視線誘導標の交通安全施設を設置するとともに、歩道を整備することにより、ドライバーや歩行者等の安全の確保を図ります。

主な取組
■交通安全施設整備
■歩道整備

市民や地域でできること

●私たちは、地域の防災訓練や防災に関する学習会へ積極的に参加します。
●私たちは、災害や緊急時に迅速かつ適切に対応できるよう、日頃から近隣との付き合いを大切にします。
●私たちは、地震・災害時の備えとして、住宅の耐震化や家具の転倒防止、非常用持ち出し袋を備えるなど自己防衛に努めます。
●私たちは、応急手当ができるように、積極的に普通救命講習を受講します。
●私たちは、救急車の必要のないと思われる軽症以下での利用をしないよう、救急車の正しい利用に努めます。【再掲】
●私たちは、地域の自主防犯パトロール活動や子どもの見守り活動に努めます。
●私たちは、悪質商法や振り込め詐欺等による被害にあわないようにするため、知識の習得や情報収集に努めます。
●私たちは、夜間外出時には夜光タスキを着用するなど、歩行者としてのマナー向上に努めます。
●私たちは、日頃から自転車や自動車等の運転マナーの向上に努めます。
●私たちは、地域内の交通事故防止のため、子どもや高齢者などの見守り活動に努めます。

基本施策3 道路網の整備

現状と課題

●道路は、都市の骨格として円滑な都市生活を支え、都市の持続的な発展を促進する総合的な社会基盤であり、ライフラインや防災空間など、多面的な機能を持っています。
●主要な道路としては、主要地方道笠岡井原線が山陽自動車道の笠岡インターチェンジで接続しています。また、一般国道313号が本市や高梁市を経由して福山市と鳥取県北栄町を結び、一般国道486号が本市を経由して総社市と広島県東広島市を結んでいます。
●主要地方道では、高屋町と福山市を結ぶ井原福山港線、井原町と笠岡市を結ぶ笠岡井原線、美星町明治と笠岡市を結ぶ笠岡美星線、芳井町吉井と広島県神石高原町を結ぶ芳井油木線、美星町三山と高梁市を結ぶ美星高山市線、美星町明治や美星町宇戸谷を経由して高梁市と倉敷市を結ぶ倉敷成羽線などが地域の広域幹線道路としての役割を担っています。
●近年、都市間・地域間のネットワークの構築が求められている中にあって、現在、主要都市間の道路整備は順調に進んでいます。
●今後は、地域間ネットワーク構築の早期実現に向け、地域の実情にあった幹線道路の整備が求められています。
●生活道路については、超高齢社会の中、歩行者と車の通行の危険を排除し、安全で安心して利用できる空間整備を進める必要があります。
●道路・橋梁は災害時において重要なライフラインの一つであり、その機能維持に向け、「井原市道路橋梁長寿命化計画」に基づき、計画的な道路橋梁修繕が必要です。

基本方針

●広域幹線道路の整備促進を図るとともに、地域間ネットワークを構築するため、幹線道路の整備と安全で安心して利用できる生活道路の整備に努めます。併せて、重要な道路橋梁の修繕整備を進めます。

めざすまちの姿

●利便性、機動性に優れた道路が整備され、社会経済活動が活発化しています。
●道路環境の改善、歩道の改良により、歩行者の安全が確保されています。
●道路橋梁修繕により、災害時のライフラインが確保されています。

成果指標

指標名	現状実績値 平成28年度(2016年度)	目標値 平成34年度(2022年度)
市道改良率(幅員4.5m以上)	92.2%	96.8%

施策の体系

道路網の整備	1．広域幹線道路の整備 2．幹線道路等の整備 3．生活道路の整備

主な施策

1．広域幹線道路の整備

◆国道、主要地方道の広域幹線道路について、未改良区間及び歩道未整備区間の早期整備を要望します。

主な取組
■国道・県道の整備
■広域営農団地農道の整備

2．幹線道路等の整備

◆地域間ネットワークの構築促進のため、未改良区間について地域の実情にあった道路整備を推進します。

◆「井原市道路橋梁長寿命化計画」に基づき、道路橋梁の修繕を実施します。

主な取組
■幹線市道の整備【再掲】
■道路防災事業【再掲】
☆道路橋梁修繕事業【再掲】

3．生活道路の整備

◆道路の拡幅や歩道の整備、通行危険箇所の排除など、生活者が安全で安心して利用できる空間整備に努めるとともに、点検・補修など、道路施設の適切な維持管理に努めます。

主な取組
■一般市道の整備

市民や地域でできること

●私たちは、周辺の道路環境に目を配り、危険箇所等の改善の提案に努めます。

基本施策４ 上・下水道の整備

現状と課題

●本市においても、市民の生活環境の向上に向けた様々な事業を行っていますが、水道整備については、水資源の確保はもとより、災害に強い水道を目指すため、水道施設の耐震化を推進するとともに、１市１水道事業を目指し、簡易水道の統合整備を行うなど、経営の効率化を図る必要があります。また、給水区域外への支援も継続的に行っています。
●汚水処理については、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及促進により、快適な生活環境と公共用水域の水質保全に努めています。公共下水道では、引き続き、整備面積の拡大を図るとともに経営基盤の強化や老朽化した施設の長寿命化、災害に強い安全安心な施設整備も必要となります。また、公共下水道区域外においては、さらに合併処理浄化槽による水洗化を進め、命の源でもある水の水質保全を図る必要があります。
●内水・浸水が想定される区域については、浸水防除の対策を図る必要があります。

基本方針

●安全でおいしい水であることを広くＰＲし、安定した供給ができるよう、水資源の確保、災害に強い水道づくりに努めるとともに、給水区域外における飲料水供給事業の支援も引き続き行います。
●市民の質の高い生活環境と公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道事業区域内の整備を推進するとともに、合併処理浄化槽（事業区域外）の設置による健全な汚水処理を促進します。
●経営の安定化を図るため、公共下水道への接続を促し、水洗化率を向上させます。

めざすまちの姿

●市民に安全でおいしい水が供給されています。
●水洗化が進み、公共用水域の水質保全と快適な生活環境が確保されています。
●安全・強靭・持続可能な都市基盤の整備を推進しています。

成果指標

指標名	現状実績値 平成28年度(2016年度)	目標値 平成34年度(2022年度)
基幹管路の耐震化率	6.9%	13.3%
配水池の耐震化率	43.1%	86.1%
公共下水道整備率【再掲】	84.4%	98.0%
公共下水道水洗化率【再掲】	74.7%	76.0%
合併浄化槽水洗化率【再掲】	47.0%	54.0%

施策の体系

上・下水道の整備 ── 1．上水道の整備
　　　　　　　　　　2．下水道の整備

主な施策

1．上水道の整備

◆安全でおいしい水を安定して供給するため、水道事業においては、配水池等基幹施設や基幹管路の耐震化を図るとともに、上水道・簡易水道事業の経営統合を目指すにあたり、将来の水需要の動向や経営面を十分検討したうえで、上水道第４次拡張事業に取り組んでいきます。

◆給水区域外における飲料水供給事業の支援も引き続き行います。

主な取組

■上水道第４次拡張事業
☆水道基幹施設・管路耐震化事業【再掲】
■飲料水供給事業補助

2．下水道の整備

◆「地域再生計画」に基づき、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及に努め、水洗化を促進します。

◆「社会資本総合整備計画」に基づき、浄化センター施設の改築・更新及び増設を進め安定した施設の運転管理や維持管理を行い公共用水域の保全を図るとともに、雨水路を整備し、市街地の浸水防除に努めます。

主な取組

■公共下水道事業【再掲】
■合併処理浄化槽設置補助【再掲】
☆公共下水道施設長寿命化対策事業【再掲】

市民や地域でできること

●私たちは、水は限りある資源であるため、水道水を大切に使うよう心がけます。
●私たちは、公共用水域の水質保全と快適な生活環境実現のため、早期に下水道への接続、合併処理浄化槽の設置、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を行います。
●私たちは、下水道には台所のごみや廃油、水に溶けないものは流さないなど正しく使用します。

基本施策５　情報通信基盤の整備と活用

現状と課題

●我が国では、「ｅ－Ｊａｐａｎ 戦略」「ｅ－Ｊａｐａｎ戦略Ⅱ」に続き、政府のＩＴ戦略本部が「国民本位の電子行政」「地域の絆の再生」「新市場の創出と国際展開」の３つに重点を置き、新たな情報通信技術戦略を決定し、経済社会システムの抜本的な効率化を目指しています。

●本市では、これまでの3次にわたる「情報化計画」により、高度情報化社会に対応したブロードバンド環境を市内全域に整備することで、市民誰もが情報を入手･発信できる環境を整えました。

●ＩＣＴ※1 が急速に進化する中で、新しいサービスが創出されるなど、社会・経済活動や市民生活が大きく変化しています。

●本市においても、時代に即した新たな計画が必要となり、平成 27 年度に「第４次井原市情報化計画」を策定しました。

●今後もこの情報化計画に基づき、「情報通信基盤づくり」から「情報通信基盤の利活用」へと移行するとともに、「やさしさ」と「つながり」が実感できる、新しいコミュニティの形成を目指すことが必要です。

●ＩＣＴが飛躍的に向上する中、都市の活力と利便性の向上、豊かな市民生活を実現させるためには、このＩＣＴを利活用できる人材の育成が不可欠です。

●小・中・高等学校の教育では子どもたちが安心して情報に触れられるような情報教育の実施に努めるとともに、市民に対しては教育・講習の機会の提供により、地域におけるＩＣＴ人材の育成を推進する必要があります。

●地域産業分野のＩＣＴ活用能力の育成については、産業分野において実践力のある、また即戦力となる先導的ＩＣＴ人材の育成を推進することが必要です。

●マイナンバーカードの電子証明書や人工知能（ＡＩ）といったＩＣＴを活用した市民サービスの導入や、新たなコミュニケーションの創出により、市民生活の利便性の向上や、地域全体の活性化につなげていくことが求められています。

基本方針

●整備された情報通信基盤の安定運用を図り、全ての市民がＩＣＴを利用できる環境づくりを維持します。

●市民・地域・事業者・行政が一体となり、様々な情報発信をしていくことで、人・ものの交流が活性化するよう、地域産業への情報化推進の支援や、市民一人ひとりが主体的に情報を利活用できる環境づくりを進めます。

めざすまちの姿

●地域全体の情報化が進み、市民の情報活用の機会が増えて、市民生活の利便性が向上しています。

●ＩＣＴを活用した様々なサービスが展開され、市民生活の質が向上しています。

●地域の情報通信基盤を活用した新たなサービスが生まれ、地域産業が活性化しています。

●あらゆる地域情報が集約され、便利に利用できるポータルサイト※2 が稼動しています。

※1　ＩＣＴ:Information and Communication Technology の略で情報通信技術を表す言葉
※2　ポータルサイト : インターネットに接続した際、最初に訪れる入り口（Portal）となる様々な情報が集約されたサイト

成果指標

指標名	現状実績値 平成28年度（2016年度）	目標値 平成34年度（2022年度）
コンビニ交付による住民票交付率	−	21%
コンビニ交付による印鑑登録証明書交付率	−	39%
コンビニ交付による所得・課税証明書交付率	−	9%
コンビニ交付による戸籍・附票交付率	−	9%

施策の体系

情報通信基盤の整備と活用
- 1．超高速ブロードバンド※環境の整備
- 2．情報化に対応した人材の育成
- 3．情報技術を活用した市民サービスの向上

主な施策

1．超高速ブロードバンド環境の整備

◆インターネット環境の高度化及び携帯電話通話エリアの拡大を図るよう、民間通信事業者に整備に向けての働きかけを行うとともに、新たなサービスの促進を図り、誰でも手軽にインターネットを利用できる環境づくりを進めます。

主な取組
- ■「第５次井原市情報化計画」及び「第５次井原市庁内情報化推進計画」の策定
- ■地域情報通信基盤設備機器の更新等

2．情報化に対応した人材の育成

◆子どもから高齢者まで、誰もがＩＣＴの利便性を実感できるよう、小・中学校において情報教育を推進するとともに、アクティブライフ井原や各地区公民館での市民向けパソコン教室を開催します。

◆井原商工会議所及び備中西商工会等が中心となり、地域産業の情報化に関する学習支援体制を整備し、市内の企業等で働く人のＩＣＴ活用能力の向上を図ります。

◆行政はもとより、市民・事業者等に対し、情報化社会における個人情報保護・セキュリティ対策の必要性について啓発・指導します。

主な取組
- ■「井原市情報化計画」及び「井原市学校情報化計画」に基づく人材育成
- ■学校ＩＣＴ環境整備事業【再掲】

3．情報技術を活用した市民サービスの向上

◆本庁舎と出先機関のネットワーク専用線の光ファイバ網により、本市の情報化拠点、情報受発信の核としての機能のより一層の強化を図ります。

◆コンビニ収納及び証明書コンビニ交付サービスを導入します。

◆人工知能（ＡＩ）等の新たな技術を活用したサービスの検討を進めます。

主な取組
- ■「第５次井原市情報化計画」及び「第５次井原市庁内情報化推進計画」の策定【再掲】
- ■コンビニ収納の導入
- ■証明書コンビニ交付サービスの導入
- ■新技術を活用したサービスの検討

市民や地域でできること

●私たちは、ＩＣＴの利便性と危険性を十分認識し、適正な利用をします。

●私たちは、ＩＣＴを通じた業務の効率化や新たなビジネスチャンスの創出など、ＩＣＴを有効活用します。

※超高速ブロードバンド環境：光ファイバー等により上り下りのインターネット通信が高速で利活用できる環境

基本施策６　公共交通の確保

現状と課題

●本市においては、鉄道、バス及び予約型乗合タクシーが、市民の移動手段として、重要な役割を果たしていますが、人口減少やマイカーの普及による利用者の減少に伴い、公共交通を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。

●本市における広域的な交通手段として大きな役割を担っている鉄道井原線は、通勤・通学及び産業・経済活動の動脈として生活に欠かすことのできないものであり、趣向を凝らした利用促進策の展開や沿線での様々なイベント等の開催など、今後も「市民みんなの鉄道」としてマイレール意識の高揚を図り、利用促進を図っていく必要があります。

●市内を運行している民間路線バスや井原あいあいバスに加え、芳井地域と美星地域では一般客も乗車可能なスクールバスがありますが、利用者の減少や国・県の補助制度の見直しに伴う本市の負担増など、今後更に厳しい局面が予想されます。このため、利用者の動向・要望を把握しながら、効率的で利用しやすい体系を構築していくとともに、積極的な啓発に努め、公共交通利用への市民意識の醸成を図っていくことが必要です。

●市内の「公共交通空白地※1」は解消されましたが、地域特性や生活圏に応じた使いやすい移動手段を提供するため、バス路線の見直しや鉄道・バスを補完する交通手段として、予約型乗合タクシーを導入することにより、「公共交通てくてくエリア※2」を市内全域に拡大していくことが求められています。

基本方針

●公共交通を、誰もが自立した生活を送ることができる「生活交通」として位置づけ、みんなで守り、育て、未来に残していくため、持続可能かつ効率的で利便性の高い公共交通体系を構築するとともに、公共交通利用への市民意識の醸成を図り、地域と協働して公共交通の維持に努めます。

めざすまちの姿

●いつまでも私たちのまちに、公共交通が走っており、市民誰もが公共交通を使って日常生活を行うことができます。

●市民が「自分たちの鉄道･バス」という意識を持ち、積極的に公共交通機関を利用しています。

成果指標

指標名	現状実績値 平成28年度（2016年度）	目標値 平成34年度（2022年度）
公共交通てくてくエリア	92%	100%

※１　公共交通空白地：既存のバス停から 1km 以上離れ、かつ、予約型乗合タクシーが運行していない地区

※２　公共交通てくてくエリア：自宅から概ね徒歩圏内で公共交通を利用することができる区域（最寄りの駅又はバス停から半径 400m の範囲、又は予約型乗合タクシーの運行区域）

施策の体系

公共交通の確保	1．鉄道井原線の利用促進 2．バス路線等の利便性向上と利用促進

主な施策

1．鉄道井原線の利用促進

◆市民・事業者・各種団体・行政が一体となって、様々なＰＲ・企画・イベント等を展開し、利用促進を図ります。

◆「自分たちの鉄道を自分たちで育てよう」という機運が盛り上がるよう、マイレール意識の高揚を図ります。

主な取組

■井原線利用促進事業
■「公共交通利用の日」の啓発【再掲】

2．バス路線等の利便性向上と利用促進

◆井原あいあいバスや民間路線バス、予約型乗合タクシーについては、利用実態や利用者の動向・要望等を把握しながら、利用者のニーズにあった効果的・効率的な運行体系の構築を図ります。

◆乗合バス運行の拠点となる「井原バスセンター」については、引き続き指定管理者制度により、適正な管理運営に努めます。

◆各種の啓発活動の展開により、公共交通利用への市民意識の醸成を図り、利用促進に努めます。

主な取組

■地域公共交通維持再編事業
■「公共交通利用の日」の啓発【再掲】
■井原バスセンター管理運営事業

市民や地域でできること

●私たちは、日頃から地域内で声掛けを行うなど、交通弱者の移動への協力を心掛けます。
●私たちは、環境保全等の意識を持ち、公共交通の利用に努めます。

基本目標4

安全・安心で、美しい自然と調和した、みんなが住みよさを実感できるまちづくり【環境・防災・防犯・都市基盤】

重　点　分　野

「エコまち事業」の推進

再生可能エネルギーの導入や環境教育の推進、環境保全啓発事業を通じて、本市の豊かな自然環境を未来に継承する「エコまち事業」を推進します。

取組内容
☆エコまちモデル事業　☆夏休みこどもエコ教室
☆環境マイスター※1の活動拡充　☆住宅用太陽光発電システム設置費等補助事業

安全・安心な地域づくりの促進

安全・安心のまちづくりを進めるうえで、「公助」だけでなく、身近な地域コミュニティにおける「共助」や自身の災害への備えとしての「自助」につながる取組が重要であり、地域自主防災組織の設立支援をはじめとして、地域での防災・防犯活動への取組を支援します。

取組内容
☆自主防災組織の設立支援　☆防災士養成事業
☆安全安心地域活動活性化支援事業　☆地域主導型避難訓練

安全で快適な都市環境の整備

安全・安心で快適な暮らしを送ることができるよう、道路・橋梁や上下水道施設といった都市基盤について、長期的な視点に立ち、計画的な耐震化･長寿命化対策をはじめとした整備を図ります。

取組内容
☆道路橋梁修繕事業　☆公共下水道施設長寿命化対策事業
☆水道基幹施設・管路耐震化事業

利便性の高い公共交通の確保

団塊の世代も後期高齢者となる時代を迎え、自らの移動手段を持たない人の増加が見込まれることから、従前にも増して公共交通の意義は重要となっており、効率的で利便性が高く、ニーズに対応した公共交通の維持再編に取り組みます。

取組内容
☆地域公共交通維持再編事業（地方バス路線維持費補助、井原あいあいバスの運行、予約型乗合タクシーの運行、公共交通てくてくエリア※2の拡大）

共通指針：市民参画の取組

●自主防災組織の設立支援等、「自助」「共助」の体制づくりを推進します。
●本市の恵まれた自然環境を次世代に継承するため、環境マイスターの活動の拡充等市民と協働による環境保全の啓発活動を推進します。

※1　環境マイスター：身近なごみ問題をはじめとして、エネルギーや自然環境といった地球環境問題に対する理解を深める養成講座により認定された人のこと。
※2　公共交通てくてくエリア：自宅から概ね徒歩圏内で公共交通を利用することができる区域（最寄りの駅又はバス停から半径400mの範囲、又は予約型乗合タクシーの運行区域）

計画実現のための共通指針

1．市民と行政が手を携えてまちづくりを進めます【市民参画】

現状と課題

●人口減少と少子高齢化の進展などを背景として、コミュニティの弱体化など、様々な問題が深刻化してきています。また、増大する地域課題を克服しながら多様化する市民ニーズに対応するためには、各分野において市民・地域・団体・事業者・行政が協働し、それぞれが主体的にまちづくりを担うことができる仕組みが必要です。

●本市では、将来の子どもたちへ誇りを持って引き継ぐことができるまちをつくるため、「パートナーシップ・プロジェクト事業」の推進をはじめ、市民活動支援の拠点となる市民活動センター「つどえ～る」の施設整備及び利用促進に努めていますが、今後更に「協働」の取組を推進していくことが求められています。

●市内各地区に「地区まちづくり協議会」等が設立され、地域でのまちづくりの推進体制が整いつつあり、今後も引き続き、地域住民が主体的にまちづくりに取り組める仕組みづくりを進める必要があります。

●本市では、広報誌や市ホームページ、メール配信サービス、ＣＡＴＶによる行政番組（市政だより、文字放送、市議会中継）、各種回覧・配布資料等多様な手段により、行政情報を市民に提供しています。

●ホームページについては約 1,200 件 / 日の非常に多くの閲覧があり、また、メール配信サービスについても 8,300 人を超える登録者があり、多くの市民に利用されています。

●広報誌については、平成 24 年度にリニューアルを実施し、携帯端末からもアクセスしやすくするため、ＱＲコードを表示するなど、多様化する情報媒体に対応するための改良を重ねています。

●平成 24 年度から、情報伝達手段として、音声で情報を伝える緊急告知システムを活用して「お知らせくん定期便」の放送を行っているほか、公民館から各地区のイベント等の情報発信に活用しています。

●今後更に行政情報を浸透させていくためには、様々な媒体を通じて情報を発信していくとともに、より分かりやすく身近で親しみのある広報誌や行政番組等の制作に取り組む必要があります。

基本方針

●地域が自ら立案した「地区まちづくり計画」により、地域が主体となったまちづくりが展開されるよう、その仕組みづくりを進める中で、市民と行政とが連携し、互いに役割分担を図りながら協働によるまちづくりを推進します。

●市民に対する情報公開や広聴・広報活動の充実により、市民への的確かつ正確な情報の提供と市民意識の把握に努めることにより、市民と行政との双方向による情報と市民ニーズの共有化を図ります。

めざすまちの姿

●多様化する市民ニーズに対し、市民と行政が互いに自分の役割を自覚し、よきパートナーとしてまちづくりが進展しています。

●市民が主体的に地域の課題の解決に関わり、行政がそれを支援する協働のまちづくりが進んでいます。

●市民が活用しやすいよう、様々な情報媒体を通じて、必要な行政情報を入手することができます。

成果指標

指標名	現状実績値 平成28年度(2016年度)	目標値 平成34年度(2022年度)
市民活動センター「つどえ～る」利用者数	13,287人	16,000人

施策の体系

市民と行政が手を携えてまちづくりを進めます【市民参画】

1．協働のまちづくりを進める仕組みづくり
2．自治意識の醸成
3．市民主体のまちづくり活動の促進
4．地域の主体的な取組の促進
5．広聴・広報活動の充実
6．市民との協働による開かれた市政の推進

主な施策

1．協働のまちづくりを進める仕組みづくり

◆施策形成への市民参加を図るため、アンケート調査はもとより、公募制による各種計画策定委員の委嘱やパブリック・コメント手続※の実施など、あらゆる手法の活用に努めます。

◆「市民協働の基本指針」に掲げる目標を実現するため、「パートーシップ・プロジェクト事業」を核として、市民の主体的なまちづくりの取組を進めるための仕組みづくりを進めます。

主な取組
■パブリック・コメント手続の実施
☆パートナーシップ・プロジェクト事業

2．自治意識の醸成

◆市民の主体的なまちづくりや地域づくりへの参加を促進するため、広報誌や市ホームページ、市民活動センター「つどえ～る」等を有効に活用するとともに、協働のまちづくりを進めるための学習機会を拡充するなど、市民の自治意識の醸成に努めます。

主な取組
☆パートナーシップ・プロジェクト事業【再掲】
■市民活動センター「つどえ～る」の活用・拠点化【再掲】

3．市民主体のまちづくり活動の促進

◆市民が気軽に安心してまちづくり活動に参加できるよう、市民活動総合補償保険等による参加しやすい環境づくりを進めるとともに、市民活動支援の拠点となる市民活動センター「つどえ～る」の利用促進に努めます。

◆市民自らが企画立案する創造的で実効性のあるまちづくり活動を支援します。

主な取組
■市民活動総合補償保険への加入
■市民活動センター「つどえ～る」の活用・拠点化【再掲】
■協働のまちづくり事業補助
■地域活性化イベント補助

※パブリック・コメント手続：市の基本的な施策等の策定に当たって、その趣旨・目的・内容等の必要な事項を広く公表し、市民から意見を募集し、寄せられた意見を考慮して、市が最終的な意思決定を行う一連の手続

主な施策

4．地域の主体的な取組の促進

◆地域住民がいつまでも住み続けたいと思えるまちづくりを実現するためには、自分たちの住む地域のまちづくりについて自ら考え、行動することが重要です。このため、「パートナーシップ・プロジェクト事業」において、各地区のまちづくり協議会等による「地区まちづくり計画」の策定や各地区が当該計画に基づく取組を進める中で、地域住民が主体的に取り組むまちづくり活動の促進を図ります。また、各地区まちづくり協議会等による連絡会議などを定期的に行い、情報の共有化をとおして各地区が取り組む活動の活性化を図るとともに、各地区のまちづくり協議会等が連携して取り組む活動の促進に努めます。さらに、まちづくりリーダーの養成事業や市民の協働意識の醸成を目的とした啓発事業等を引き続き行い、地域に根ざしたまちづくりの推進に努めます。

主な取組
☆パートナーシップ・プロジェクト事業【再掲】
☆地区まちづくり協議会等への支援
☆「地区まちづくり計画」の策定促進
☆井原市まちづくり協議会連絡会議の推進

5．広聴・広報活動の充実

◆自治連合会長会議等の開催、市総合窓口での相談、各種団体との懇談会、市長への提案箱、ホームページでのご意見ご提言の受付など、あらゆる機会を通じた広聴活動の充実に努めます。

◆市政に関する様々な情報を的確に提供するため、携帯端末から広報誌へアクセスしやすくするなど、多様化する情報媒体に対応するための改良や行政番組の内容の充実を図ります。

◆様々な情報媒体を活用しながら、市ホームページのリニューアルなど、市民に必要な行政情報を発信していく環境を整備するとともに、出前講座による詳細な行政情報の提供を図ります。

◆緊急告知システムについては、更なる有効活用を図る中で、市民主体で地域から情報の配信ができる環境の活用を促進します。

主な取組
■緊急告知システム「お知らせくん」の活用【再掲】
■メール配信サービス事業【再掲】

6．市民との協働による開かれた市政の推進

◆市政に関する市民の理解と信頼を深め、公正で開かれた市政運営を進めるために、個人情報の保護に配慮しながら、「井原市情報公開条例」の周知と活用に努め、市政運営の透明性を確保します。

◆基本的な施策などの策定にあたり、市民の意見を募るパブリック・コメント手続を実施し、市民との協働による市政の推進に努めます。

主な取組
■情報公開制度の推進
■パブリック・コメント手続の実施【再掲】

市民や地域でできること

●私たちは、地域の特色や良さの再認識に努めます。
●私たちは、まちづくりについて自ら考え、行政と連携しながら、住みよい地域づくりへの参画に努めます。
●私たちは、市が進めるまちづくりに関心を持ち、アンケート等へ積極的に協力します。

計画実現のための共通指針

市民と行政が手を携えてまちづくりを進めます【市民参画】

重　点　分　野

協働のまちづくりの推進

市民と行政の「協働のまちづくり」が成熟度を増す中、各地区においてその地域ごとの特色を生かしたまちづくりが活発となっており、さらには地区間の連携事業に取り組む動きも出ています。今後もこうした地域の住民自らの活動を支援することで、地域の活性化を図り、誰もが輝く地域を目指します。

取組内容

☆パートナーシッププロジェクト事業
☆各地区まちづくり協議会等への支援

各地区のまちづくりの取組

2．持続可能な行財政の仕組みづくりを進めます【行財政】

現状と課題

【行政運営】

●人口減少と少子高齢化や価値観の多様化など、社会経済情勢が大きく変化する中、歳入の根幹となる市税収入の伸び悩みや地方交付税が削減される一方で、市民ニーズは多様化・高度化しています。

●簡素で効率的な行政運営を進めるとともに、市民ニーズに迅速かつ的確に対応できる仕組みづくりが求められています。

●本市では、「行政改革大綱・集中改革プラン」に基づき、民間経営の視点に立ち、住民満足度や成果に配慮した行政サービスの提供に努めるとともに、行政の果たすべき責任範囲と市民が自主的に果たすべき役割を明確化することで、より効率的で効果的な行財政運営を引き続き進めていくことが必要です。あわせて、今後も一層の行政改革と職員の意識改革を進めながら、新しい時代にふさわしい組織機構の確立と職員の政策形成能力の向上を図ることが必要です。

●特に、市民ニーズや行政課題が多様化・高度化する中で、限られた資源を最大限に活用し、質の高い行政サービスを提供していくためには、選択・集中の視点から、費用対効果の高い、成果重視の事業展開が求められています。

●地方分権の流れの中で、補助金に代表される画一的な地方行財政システムは転換期を迎え、「構造改革特区※」や「地域再生」など、各地域の特性を生かして新たな魅力を創出するための仕組みが構築されつつあり、やる気と意欲のある自治体のみが生き残っていくことのできる自治体間競争の時代になっています。

●本市では、「構造改革特区」「地域再生」の取組を進めていますが、この流れを大きなチャンスと捉え、自らの意思と発想による様々な提案を展開することにより、地方から国へと新たな改革の流れを創り出していく必要があります。

●本市の公共施設等は高度経済成長期に整備された施設が多く、老朽化により、今後、一斉に建て替えや大規模改修が必要な時期を迎え、本市の財政を圧迫することが懸念され、公共施設等の維持更新に当たっては、これまでの考え方を大きく転換させることが求められています。

【財政運営】

●本市の財政健全化判断比率は、４つの指標全てが早期健全化基準以下であり、健全な財政状況が保たれているところですが、義務的経費である社会保障関係経費や公共施設等の維持更新経費の増加により、財政構造の硬直化が懸念されます。

●自主財源である市税収入の増加が見込めず、依存財源の大半を占める普通交付税についても、合併算定替特例期間の終了により、平成 27 年度から平成 32 年度まで段階的に削減されるため、依存財源に頼るところが大きい本市においては、一層深刻な歳入不足が予想されます。

●今後は、効率的な行財政運営に加え、従来にも増して歳出全体の徹底した洗い直しを行い、制度・施策の抜本的な見直しや各経費間の優先順位の厳しい選択を行うことにより、予算配分の重点化・効率化を実施し、社会経済情勢の変化を踏まえ、緊要と考えられる施策に必要な経費の確保を図る必要があります。

●積極的な国・県の資金導入や交付税措置のある有利な地方債の活用により、財源の確保に努め、健全な財政運営を維持することが求められています。

※構造改革特区：地域活性化を目的として、地域の実情に合わなくなった国の規制について、地域を限定して規制を緩和あるいは撤廃することが認められた区域のこと。

【電子市役所】

●ＩＣＴ[※1]が急速に進展する中、行政においても、ＩＣＴを有効に活用し、多様化する市民ニーズに対応した効率的で質の高い市民サービスを提供することが求められています。

●本市では、古くは昭和 40 年代の電子計算機の導入から、いち早く行政事務の効率化としてＯＡ化を図ってきた経緯があり、現在も自治体クラウド[※2]の研究など、高度情報化に対応した電子市役所の構築に向けて、様々な取組を進めています。

●庁内情報化の推進は、行政事務の効率化だけでなく、市民サービスの向上にも大きく寄与していますが、本市としては、単に最先端の情報化を進めるのではなく、小さな市であることに誇りを持ち、顔の見える行政運営を推進し、今後もＩＣＴの活用に馴染まないサービスは従来からのきちんとした対応をとり、ＩＣＴの活用によって市民サービスの質を向上できるものは、従来の手順に固執せず再構築し、効率化を図る必要があります。

【広域連携】

●本市では、消防、し尿処理、ごみ処理、農業共済等の広域的な事務を共同で取り組んでいます。

●井笠圏域振興協議会や備後圏域連携協議会[※3]、高梁川流域自治体連携推進協議会[※4]では、圏域における観光振興や定住促進、地域振興等の広域的な行政課題の解決に向けて、自治体の枠を超えた取組を展開しています。

●備後圏域連携協議会では、圏域内の病院へ福山市民病院からの医師派遣、福山市保健センター内に開所した「こども発達支援センター」や産業支援拠点の「福山ビジネスサポートセンターＦｕｋｕ－Ｂｉｚ」の共同運営、災害時の相互応援に関する協定書の締結など、県境を越えた関係自治体との連携による広域行政を進めていきます。

●高梁川流域自治体連携推進協議会では 圏域内地域資源の活用を推進するため、企業を対象とした商談会や物産展、農水産物の県外販売等の開催、圏域の観光資源を活用した集客力を高める取組に対する補助事業の創設、国内外の旅行会社等を対象とした視察ツアーの開催、図書館の相互返却利用、小学生の圏域内美術館等の免除など、関係市町との連携による広域行政を進めていきます。

●今後も、広域的な対応を要する課題や住民の様々な要請に応え、効率的な事務処理を推進していくためにも、関係自治体と様々な分野で連携を図りながら、地域の特性に応じた役割分担のもと、広域行政を推進することが必要です。

基本方針

【行政運営】

●「行政改革大綱・集中改革プラン」に基づき、効率的・効果的な行政サービスを継続して提供するため、市民ニーズに迅速かつ的確に対応できる組織機構の確立や職員の資質の向上を図るとともに、新たな行政評価システムの構築、民間委託や協働のまちづくり、公共施設の適正配置等により、効率的・効果的な行政運営を推進します。

●今後の公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを、どのように進めていくかについて、基本的な方針・考え方を定めた「井原市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進します。

※1　ＩＣＴ：Information and Communication Technology の略で情報通信技術を表す言葉
※2　自治体クラウド：クラウドコンピューティング技術を電子自治体の基盤構築にも活用して、地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、情報システムに係る経費の削減や住民サービスの向上等を図るもの
※3　備後圏域連携協議会：福山市を中心とし、本市のほか、笠岡市、府中市、尾道市、三原市、世羅町、神石高原町の６市２町の自治体により平成２３年１１月に設立された。「びんご圏域ビジョン」に基づく各種連携事業に取り組んでいる。
※4　高梁川流域自治体連携推進協議会：倉敷市を中心とし、本市のほか、笠岡市、新見市、高梁市、総社市、浅口市、早島町、矢掛町、里庄町の７市３町の自治体により平成 26 年8月に設立された。「高梁川流域圏成長戦略ビジョン」に基づく各種連携事業に取り組んでいる。

【財政運営】

●将来にわたって持続可能な財政基盤を確立するため、「選択」と「集中」による徹底した事務事業の見直しを行い、歳出改革に取り組むとともに、中期的な視点で社会経済情勢の変化に柔軟に対応できる、自主性・自律性の高い健全な財政運営を確保します。

【電子市役所】

●ＩＣＴを活用した事務の効率化・高度化を図り、市民サービスの向上に努めるとともに、市民との行政情報の共有、市民ニーズの行政運営への反映など、ＩＣＴを通じて市民と行政とが双方向に情報交流できる環境を整備することにより、本市に見合った電子市役所の構築に努めます。その際、情報セキュリティ対策の強化に努めます。

【広域連携】

●市域を越えた行政需要や課題に対応するため、関係自治体との連携のもと、広域的な共同処理を推進することにより、事務処理の効率化を図ります。また、井笠圏域、備後圏域及び高梁川流域圏の関係市町の特色を生かした広域行政を展開することにより、圏域の均衡ある発展に努めます。

めざすまちの姿

【行政運営】

●柔軟で機動性の高い組織機構が確立され、企画力や職務遂行能力の高い職員により、創意と工夫にあふれた事業が遂行されています。

●地域経営の視点に立ち、民間経営のノウハウが行政運営に生かされています。

●公共施設が適正に配置されています。

●職員一人ひとりが成果やコスト意識を持って事業を遂行しています。

【財政運営】

●財政基盤の強化が図られ、魅力あるまちづくりを展開する力が蓄えられています。

●予算・決算の内容や事業の実施状況が市民に分かりやすく公表されています。

【電子市役所】

●様々な情報機器により、行政に関するあらゆる情報を入手できます。

●行政内部の効率化・高度化が進み、質の高い行政サービスが提供できるようになっています。

●インターネットを通して、市民と行政とのコミュニケーションが活発化し、協働のまちづくりが進んでいます。

●情報の安全性がしっかりと守られています。

【広域連携】

●広域的サービスが展開され、市民サービスが向上しています。

●広域的な市民活動や企業活動が展開され、圏域全体が活性化しています。

成果指標

指標名	現状実績値 平成28年度（2016年度）	目標値 平成34年度（2022年度）
経常収支比率※1	93.6%	94.5%以下
実質公債費比率※2	11.2%	11.2%以下
市税（現年分）収納率	98.9%	98.9%
市税（滞納分）収納率	11.7%	16.0%
国保税（現年分）収納率	93.6%	94.0%
国保税（滞納分）収納率	10.1%	15.0%
介護保険料（現年分）収納率	99.5%	99.6%
介護保険料（滞納分）収納率	19.6%	30.9%
後期高齢者医療保険料（現年分）収納率	99.6%	99.8%
後期高齢者医療保険料（滞納分）収納率	25.8%	38.5%
保育園保育料収納率	100%	100%
市税等口座振替の推進（市税、国保税、介護保険料、後期高齢者医療保険料）	45.6%	50.0%
水道料金収納率	99.1%	99.5%
下水道使用料収納率	99.2%	99.5%

施策の体系

持続可能な行財政の仕組みづくりを進めます【行財政】

- 行政運営
  - 1．行政の担うべき役割の重点化
  - 2．組織機構の機能強化
  - 3．ＰＤＣＡサイクル※3の実施
  - 4．市民本位のサービス提供体制の確立
  - 5．定員適正化の推進
  - 6．意欲あふれる柔軟な職員の育成
  - 7．地方分権の確立
- 財政運営
  - 8．財政運営の効率化の推進
  - 9．安定的な財源の確保
- 電子市役所
  - 10．行政運営の効率化・高度化の推進
  - 11．市民サービスの向上
  - 12．情報セキュリティ対策の推進
- 広域連携
  - 13．共同処理の推進
  - 14．広域的な連携

主な施策

【行政運営】

1．行政の担うべき役割の重点化

◆行政が直接担うよりも効率的・効果的な展開が可能な専門的業務や定型的業務については、行政サービスや行政責任の確保等に十分留意して、可能な限り民間委託を進めます。

◆指定管理者制度による公共施設の管理を推進するとともに、公共施設の適正配置を進めます。

◆地方公営企業等の効率的な運営と経営基盤の強化に努めるとともに、新たな施設整備に当たっては、周辺施設や類似施設を可能な限り集約する形で進めます。

主な取組

- ■「井原市第６次行政改革大綱」に基づく行財政改革の推進
- ■「井原市第７次行政改革大綱」の策定及びこれに基づく行財政改革の推進
- ■「井原市公共施設等総合管理計画」に基づく公共施設等の適正配置

※1　経常収支比率：経常一般財源（地方税や普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源）が、毎年度経常的に支出される経常的経費（人件費、扶助費、公債費など）にどの程度充当されているかの割合を示す指標。
※2　実質公債費率：毎年度経常的に収入される財源のうち、一般会計の公債費や公営企業債に対する一般会計から特別会計への繰出金など公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く。）に充当されたものの占める割合を示す指標。
※3　ＰＤＣＡサイクル：Plan（計画）・Do（実施）・Check（評価）・Action（改善・見直し）というサイクルで、効率的・効果的に組織運営を実現するための手法

主な施策

2．組織機構の機能強化

◆多様化・高度化する市民ニーズや行政課題に迅速かつ的確に対応できるよう、柔軟で効率的な組織機構の確立に努めるとともに、従来の縦割り型行政から連携・協働型の機動性の高い組織運営への転換を図ります。

主な取組
■「井原市第６次行政改革大綱」に基づく行財政改革の推進【再掲】
■「井原市第７次行政改革大綱」の策定及びこれに基づく行財政改革の推進【再掲】

3．ＰＤＣＡサイクルの実施

◆限られた資源を最大限に活用し、成果を重視した市民満足度の高い行政運営を推進するため、毎年度の事業評価等により、総合計画の成果指標とも連動したＰＤＣＡサイクルを実施します。

主な取組
■事業評価等によるPDCAサイクルの実施

4．市民本位のサービス提供体制の確立

◆ＩＣＴを活用した窓口サービスの簡略化や関連する複数の用件を１か所で処理するワンストップサービスの徹底に努めるなど、市民にとって利便性の高いサービス提供体制の確立を図ります。

主な取組
■「井原市第６次行政改革大綱」に基づく行財政改革の推進【再掲】
■「井原市第７次行政改革大綱」の策定及びこれに基づく行財政改革の推進【再掲】

5．定員適正化の推進

◆地方分権や国・県からの事務移譲等により、市行政の果たす役割がますます重要になっており、良質な市民サービスの提供が維持できるよう、適切な定員管理に努めます。

主な取組
■「井原市第６次行政改革大綱」に基づく行財政改革の推進【再掲】
■「井原市第７次行政改革大綱」の策定及びこれに基づく行財政改革の推進【再掲】

6．意欲あふれる柔軟な職員の育成

◆地方分権時代に的確に対応していくため、「井原市人材育成基本方針」に基づき、政策形成能力や創造的能力など、職員の資質の向上と意識改革を進めます。また、職員の持つ資質や能力が十分に発揮されるよう、適正な人事管理制度の運用に努めます。

主な取組
■人材育成の推進

7．地方分権の確立

◆国は、「国主導による集中的な取組」から、「地方に根差した息の長い取組」へと地方分権改革を前進させ、「個性を活かし自立した地方をつくる」ことを目標とし、国の権限や財源を精査し、地方公共団体への移譲を進めていくこととしています。

◆本市は、国の動向を注視しながら、地方提案型の制度の積極的な活用や国・県に対する主体的な提案を進めるとともに、国や県と連携し、住民との協働による本市固有の自立した行政の実現に努めます。

【財政運営】

8．財政運営の効率化の推進

◆バランスシート等の財務諸表及び健全化判断比率などから、財政状況を的確に把握し、事業評価システムを活用することで、緊急度や重要度の高い事業の重点化に努めます。

◆未利用財産の売却や有効活用により、財源の確保に努め、財政運営の効率化を図ります。

◆公共工事のコスト縮減、入札制度の適正化、補助金の整理・合理化を推進します。

主な取組
■「井原市第６次行政改革大綱」に基づく行財政改革の推進【再掲】
■「井原市第７次行政改革大綱」の策定及びこれに基づく行財政改革の推進【再掲】
■補助金・負担金の見直し

主な施策

9．安定的な財源の確保

◆経済・雇用、移住・定住施策を進め、市税の増収を図るとともに、課税客体の的確な把握や収納率の向上、口座振替制度の普及等により、市税、分担金、負担金及び使用料など、自主財源の確保に努めます。

◆市民負担の公平性の観点から、公費負担と受益者負担の基準について検討し、適正な負担水準の設定に努めるとともに、市債については、交付税措置のある有利な市債の借入を進めます。

【電子市役所】

10．行政運営の効率化・高度化の推進

◆行政運営の効率化・高度化を図るため、内部情報系システムや基幹業務系システムの再構築や新規構築を図るとともに、これらが真に有効活用されるよう、職員の意識改革に努めます。

◆電子市役所を担う職員の育成を図るとともに、情報機器の整備・更新や最新技術の積極的な活用など、行政内部の情報化を進めます。

主な取組

■「第５次井原市情報化計画」及び「第５次井原市庁内情報化推進計画」の策定【再掲】
■情報機器等の整備
■統合型地理情報システム（ＧＩＳ）の構築

11．市民サービスの向上

◆ウェブアクセシビリティ※1 対策に配慮しながら、子ども向けホームページや市民参加型ホームページなど、市民ニーズに対応した市ホームページの積極的な活用を図ります。

◆電子申請システムや地域防災情報システムをはじめ、ＩＣＴを活用した窓口サービスや情報・相談サービスを整備することにより、一人ひとりの市民にとって利用しやすい双方向の市民サービスの向上に努めます。

◆人工知能（ＡＩ）等の新たな技術を活用したサービスの検討を進めます。

主な取組

■「第５次井原市情報化計画」及び「第５次井原市庁内情報化推進計画」の策定【再掲】
■施設予約管理システムの更新
■コンビニ収納の導入【再掲】
■証明書コンビニ交付サービスの導入【再掲】
■新技術を活用したサービスの検討【再掲】

12．情報セキュリティ対策の推進

◆市が保有する情報資産を保護するため、個人情報保護や情報セキュリティの重要性を全ての職員に周知徹底するとともに、情報セキュリティポリシー※2 に基づき、情報システムの安全対策やチェック機能、危機管理体制を強化します。

主な取組

■「第５次井原市情報化計画」及び「第５次井原市庁内情報化推進計画」の策定【再掲】
■情報セキュリティ対策

【広域連携】

13．共同処理の推進

◆広域的な行政課題に対応するため、関係自治体と連携し、相互の役割分担のもと、消防、し尿処理、ごみ処理、農業共済等の共同処理事務の効果的な展開を図ります。

主な取組

■一部事務組合等による事務の共同処理

14．広域的な連携

◆単独での対応が困難な状況にある医療救急体制や災害時の援助体制をはじめ、関係市町の特色を生かした観光振興・定住促進や地域振興等について、今後更なる広域圏での連携を推進していきます。

主な取組

■こども発達支援センターの共同運営
■災害時における相互協力体制
■結婚推進事業
■定住促進事業

市民や地域でできること

●私たちは、市の事業や施設に対して税金が有効に活用されているかどうか、市のホームページや広報いばらへの掲載情報などに日頃から関心を持つよう努めます。

※1　ウェブアクセシビリティ：ウェブページの利用のしやすさ。画像や音声等には注釈をつける、全ての要素をキーボードで指定できるようにする、情報内容と構造及び表現を分離できるようにするなどの方針が定められている。
※2　情報セキュリティポリシー：地方自治体における情報セキュリティに関する基本方針。大切な「情報資産」をどのような脅威からいかにして守るのかについて、基本的な考え方やセキュリティを確保するための体制、運用規定、具体的な手順や実施方法などを明文化したもの

第４部

資料編

■　策定体制……………………………………P131
■　策定経過……………………………………P132
■　井原市第７次総合計画策定審議会……P134
■　井原市まちづくり計画推進会議………P135
■　諮問書………………………………………P136
■　答申書………………………………………P137
■　まちづくりに関する市民意識調査・
中学生アンケート…………………………P138
■　主な取組一覧………………………………P154

策　定　体　制

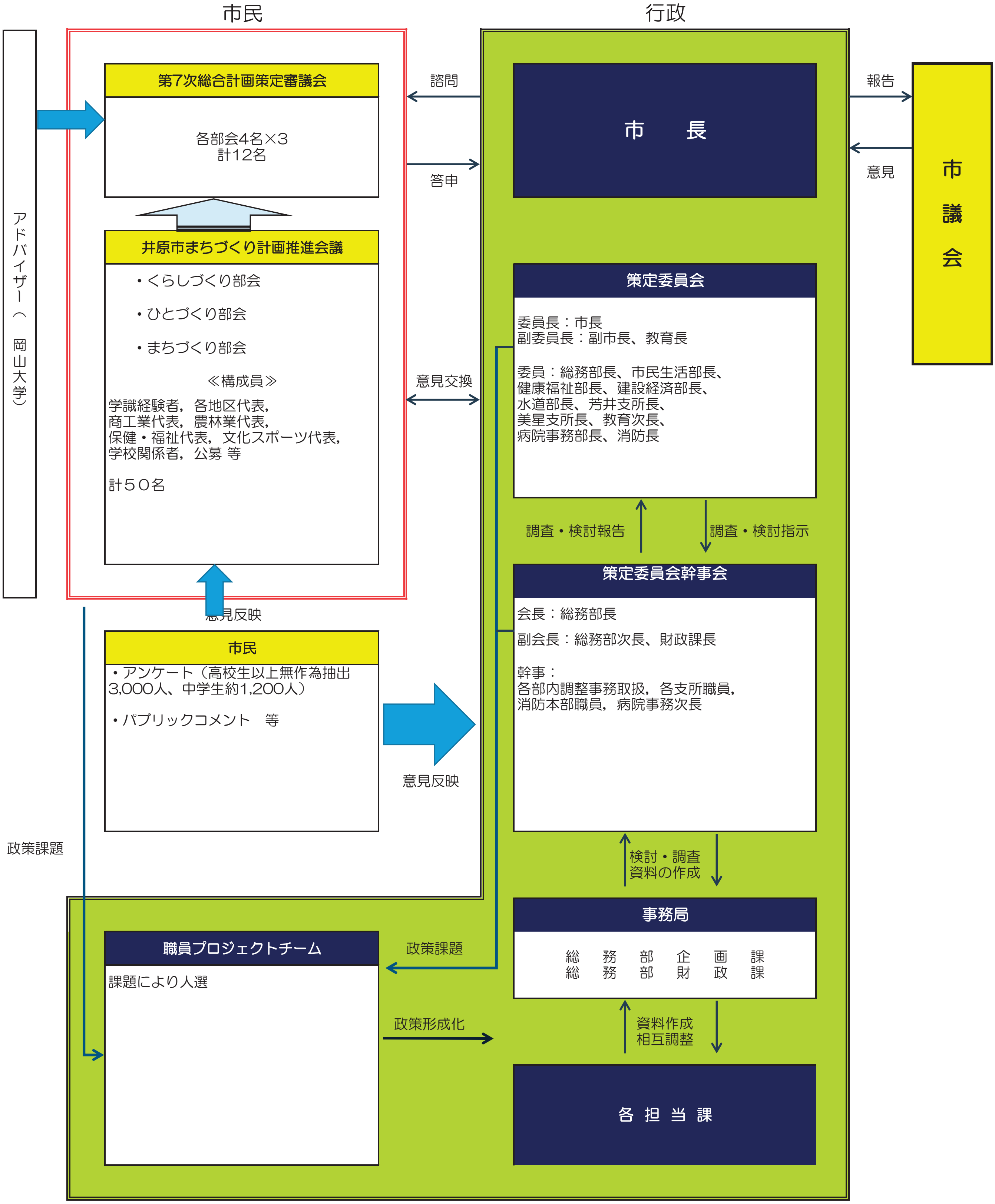

市民
行政
アドバイザー（岡山大学）
第7次総合計画策定審議会
各部会4名×3
計12名
井原市まちづくり計画推進会議
・くらしづくり部会
・ひとづくり部会
・まちづくり部会
≪構成員≫
学識経験者，各地区代表，
商工業代表，農林業代表，
保健・福祉代表，文化スポーツ代表，
学校関係者，公募 等
計５０名
見反映
市民
・アンケート（高校生以上無作為抽出
3,000人、中学生約1,200人）
・パブリックコメント　等
意見反映
政策課題
諮問
答申
意見交換
市　長
報告
意見
市議会
策定委員会
委員長：市長
副委員長：副市長、教育長
委員：総務部長、市民生活部長、
健康福祉部長、建設経済部長、
水道部長、芳井支所長、
美星支所長、教育次長、
病院事務部長、消防長
調査・検討報告
調査・検討指示
策定委員会幹事会
会長：総務部長
副会長：総務部次長、財政課長
幹事：
各部内調整事務取扱，各支所職員，
消防本部職員，病院事務次長
検討・調査
資料の作成
事務局
総務部企画課
総務部財政課
資料作成
相互調整
各担当課
職員プロジェクトチーム
課題により人選
政策課題
政策形成化

策　定　経　過

年　月　日	項　　　目	備　　考
平成 28 年４月１日	井原市第７次総合計画策定委員会設置要綱制定	庁内組織
４月 14 日	井原市第７次総合計画策定委員会第１回会議	策定推進体制等協議
４月 22 日	井原市第７次総合計画策定委員会第２回会議	〃
５月 16 日	井原市まちづくり計画推進会議設置要綱制定	外部委員 50 人以内
５月 16 日	井原市第７次総合計画策定審議会設置要綱制定	外部委員 15 人以内
５月 31 日	井原市まちづくり計画推進会議学識経験者 就任決定	岡山大学　３教授
６月 14 日	井原市まちづくり計画推進会議委員 各地区・各種団体等から選出	
６月 16 日	井原市まちづくり計画推進会議委員決定	公募委員９人
６月 29 日	井原市第７次総合計画策定委員会第３回会議	市民意識調査等協議
７月７日	井原市第７次総合計画策定委員会幹事会 第１回会議	市民意識調査等協議
７月 14 日	井原市まちづくり計画推進会議第１回推進会議	委員委嘱、役員選出、市民意識調査等協議
８月 12 日	井原市第７次総合計画策定委員会第４回会議	市民意識調査等協議
８月 22 日	井原市第７次総合計画策定審議会第１回会議	委員委嘱、諮問、市民意識調査等協議
９月中	「まちづくりに関する市民意識調査」 「中学生アンケート」実施	市民意識調査：16 歳以上の市民 3,000 人を無作為抽出　回収率 43.8% 中学生アンケート:市内の中学校に通う全生徒　回収率　96.6%
10 月５日	井原市まちづくり計画推進会議第２回推進会議	まちづくりに関するワークショップ（井原市の現状について）
11 月７日	井原市まちづくり計画推進会議第３回推進会議	まちづくりに関するワークショップ（井原市の将来について）
12 月 16 日	井原市第７次総合計画策定委員会第５回会議	市民意識調査集計報告、 第６次総合計画の検証等
12 月 26 日	井原市第７次総合計画策定審議会第２回会議	市民意識調査集計報告、 第６次総合計画の検証等
１月 25 日	井原市第７次総合計画策定委員会幹事会 第２回会議	井原市第７次総合計画基本構想について
２月７日	井原市第７次総合計画策定委員会幹事会 第３回会議	井原市第７次総合計画基本構想について
２月 13 日	井原市第７次総合計画策定委員会第６回会議	井原市第７次総合計画基本構想について
２月 16 日	職員プロジェクトチーム・ワーキング会議	井原市第７次総合計画基本理念について
３月８日	井原市第７次総合計画策定委員会第７回会議	井原市第７次総合計画基本構想・基本理念について
３月 13 日	井原市まちづくり計画推進会議第４回推進会議 （第１回ひとづくり部会）	井原市第７次総合計画基本構想について
３月 15 日	井原市まちづくり計画推進会議第４回推進会議 （第１回くらしづくり部会）	井原市第７次総合計画基本構想について
３月 15 日	井原市まちづくり計画推進会議第４回推進会議 （第１回まちづくり部会）	井原市第７次総合計画基本構想について
３月 27 日	井原市第７次総合計画策定審議会第３回会議	井原市第７次総合計画基本構想について
４月 25 日~	第７次総合計画前期基本計画に係る事業の検討	庁内各担当課による検討
５月 30 日	井原市まちづくり計画推進会議第５回推進会議 （第２回まちづくり部会）	第６次総合計画後期基本計画の評価について
５月 19 日	井原市第７次総合計画策定委員会第８回会議	第６次総合計画後期基本計画の評価について

年　　月　　日	項　　　　　　目	備　　　　考
5月30日	井原市まちづくり計画推進会議第５回推進会議 （第２回まちづくり部会）	第６次総合計画後期基本計画の評価について
6月1日	井原市まちづくり計画推進会議第５回推進会議 （第２回くらしづくり部会）	第６次総合計画後期基本計画の評価について
6月2日	井原市まちづくり計画推進会議第５回推進会議 （第２回ひとづくり部会）	第６次総合計画後期基本計画の評価について
7月24日 ～8月1日	事業評価委員会	前期基本計画期間中に取り組む事業を検討
8月17日	井原市第７次総合計画策定委員会第９回会議	前期基本計画の施策体系について
8月21日	井原市まちづくり計画推進会議第６回推進会議 （第３回くらしづくり部会）	前期基本計画の施策体系について
8月22日	井原市まちづくり計画推進会議第６回推進会議 （第３回ひとづくり部会）	前期基本計画の施策体系について
8月23日	井原市まちづくり計画推進会議第６回推進会議 （第３回まちづくり部会）	前期基本計画の施策体系について
9月4日	井原市議会９月定例会全員協議会策定経過報告	第７次総合計画骨子について
9月25日	井原市第７次総合計画策定委員会第１０回会議	前期基本計画期間中の主な取組・事業について
9月27日	井原市第７次総合計画策定委員会第11回会議	前期基本計画期間中の主な取組・事業について
9月29日	井原市第７次総合計画策定委員会第12回会議	前期基本計画期間中の主な取組・事業について
10月4日	井原市第７次総合計画策定委員会幹事会 第４回幹事会	前期基本計画について
10月6日	井原市第７次総合計画策定委員会第13回会議	前期基本計画について
10月16日	井原市第７次総合計画策定委員会第14回会議	前期基本計画について
10月23日	井原市まちづくり計画推進会議第７回推進会議 （第４回くらしづくり部会）	前期基本計画について
10月25日	井原市まちづくり計画推進会議第７回推進会議 （第４回まちづくり部会）	前期基本計画について
10月26日	井原市まちづくり計画推進会議第７回推進会議 （第４回ひとづくり部会）	前期基本計画について
11月7日	井原市第７次総合計画策定委員会第15回会議	前期基本計画について
11月10日	井原市第７次総合計画策定委員会第16回会議	前期基本計画について
11月20日	井原市第７次総合計画策定審議会第５回会議	井原市第７次総合計画基本構想・前期基本計画について
11月22日	井原市第７次総合計画策定審議会　答申	齋藤会長より井原市長へ
12月4日・11日	井原市議会12月定例会で報告・質疑	基本構想及び前期基本計画について
平成30年1月9日 ～2月8日	パブリック・コメント手続意見募集	意見数　25件
3月	井原市第７次総合計画基本構想・前期基本計画　策定	

井原市第７次総合計画策定審議会

役職	氏名	部会	団体（機関）名
会　長	齋 藤　信 也	くらしづくり部会　部会長	岡山大学大学院保健学研究科
副会長	原 田　節 子	ひとづくり部会　副部会長	井原市文化協会
副会長	佐藤　須賀則	まちづくり部会　幹事	井原商工会議所
委　員	笠 原　正 広	くらしづくり部会　副部会長	井原市民生児童委員協議会
	藤 井　豊 美	くらしづくり部会　幹事 （～平成 29 年 5 月）	井原市愛育委員連合会
	三 宅　亮 三	くらしづくり部会　幹事 （平成 29 年 5 月～）	㈱井原放送
	小 出　里 美	くらしづくり部会　幹事	公募
	熊谷　愼之輔	ひとづくり部会　部会長	岡山大学大学院教育学研究科
	西 田　友 美	ひとづくり部会　幹事	青野地区
	三 宅　康 子	ひとづくり部会　幹事	公募
	北　　真 収	まちづくり部会　部会長	岡山大学大学院社会文化科学研究科
	岡 田　正 樹	まちづくり部会　副部会長	出部地区
	妹 尾　礼 子	まちづくり部会　幹事	公募

役職	氏名	団体（機関）名
アドバイザー	三 村　　聡	岡山大学地域総合研究センター

井原市まちづくり計画推進会議

部　　会	役　　職	氏　　名	所　　属
くらしづくり部会	部会長	齋 藤　信 也	岡山大学大学院保健学研究科
	副部会長	笠 原　正 広	井原市民生児童委員協議会
	幹　事	小 出　里 美	公募
	委員(～平成 29 年 5 月) 幹事(平成 29 年 5 月～)	三 宅　亮 三	㈱井原放送
	幹　事	藤 井　豊 美	井原市愛育委員連合会（～平成 29 年 5 月）
	委　員	浅 尾　美 華	井原市愛育委員連合会（平成 29 年 5 月～）
	委　員	猪 原　通 康	大江地区
	委　員	入 江　佳 子	公募
	委　員	加 賀　滋 子	岡山県身体障害者福祉連合会井原支部
	委　員	金 宅　絵 美	井原市母親クラブ
	委　員	多 賀　信 祥	木之子地区（～平成 29 年 5 月）
	委　員	井 上　晴 正	木之子地区（平成 29 年 5 月～）
	委　員	東 田　富 子	美星地区
	委　員	中 村　静 香	公募
	委　員	西 山　泉	荏原地区
	委　員	三 嶋　貞 子	井原市老人クラブ連合会
	委　員	三 宅　秀 美	公募
	委　員	森 政　俊 子	高屋地区
ひとづくり部会	部会長	熊 谷　慎 之 輔	岡山大学大学院教育学研究科
	副部会長	原 田　節 子	井原市文化協会
	幹　事	西 田　友 美	青野地区
	幹　事	三 宅　康 子	公募
	委　員	井 上　猛 志	井原市小学校長会
	委　員	上 田　沙 織	公募
	委　員	川 上　稔	公募
	委　員	佐 藤　誠	公募
	委　員	塩 飽　千 歳	稲倉地区
	委　員	多 賀　紀 代 子	井原市ＰＴＡ連合会
	委　員	谷 本　光 教	井原市ＰＴＡ連合会
	委　員	原 田　俊 和	西江原地区
	委　員	藤 原　俶 子	野上地区
	委　員	三 宅　久 美 子	井原市中学校長会
	委　員	三 宅　秀 治	井原地区
	委　員	山 室　良 巳	井原市体育協会
まちづくり部会	部会長	北　真 収	岡山大学大学院社会文化科学研究科
	副部会長	岡 田　正 樹	出部地区
	幹　事	佐 藤　須 賀 則	井原商工会議所
	幹　事	妹 尾　礼 子	公募
	委　員	青 木　辰 朗	井原市新農業経営者クラブ
	委　員	朝 倉　由 男	美星町観光協会
	委　員	加 賀　安 廣	井原市森林組合
	委　員	小 泉　登	地域おこし協力隊
	委　員	小 谷　仁 志	井原市観光協会
	委　員	大 東　彩 子	地域おこし協力隊
	委　員	竹 本　大 稚	井原青年会議所
	委　員	名 合　憲 司	備中西商工会
	委　員	西 村　誠 司	井原市金融協議会（～平成 28 年 6 月）
	委　員	近 藤　桂 司	井原市金融協議会（平成 28 年 7 月～）
	委　員	西 本　興	県主地区
	委　員	三 村　多 美 子	井原市農業委員会
	委　員	三 宅　順 治	井原市全労働組合協議会（～平成 28 年 9 月）
	委　員	田 原　朋 之	井原市全労働組合協議会（平成 28 年 9 月～）
	委　員	本 井　誠 治	芳井地区
	委　員	山 脇　節 史	地域おこし協力隊（～平成 28 年 9 月）
	委　員	榎 本　輝	地域おこし協力隊（平成 29 年 4 月～）

諮　　　問　　　書

平成２８年８月２２日

井原市第７次総合計画策定審議会
会　長　　齋　藤　信　也　　殿

井原市長　瀧　本　豊　文

井原市第７次総合計画策定について（諮問）

本市のまちづくりの指針となる井原市第７次総合計画を策定するにあたり、貴審議会の意見を求めます。

答　　申　　書

平成２９年１１月２２日

井原市長　瀧　本　豊　文　　殿

井原市第７次総合計画策定審議会
会　長　　齋　藤　信　也

井原市第７次総合計画基本構想・前期基本計画（案）について（答申）

平成２８年８月２２日に諮問を受けました「井原市第７次総合計画」の策定について、次の意見を添え、別紙のとおり答申します。

記

本審議会は、平成３０年度から１０年間を計画期間とする「井原市第７次総合計画基本構想」並びに平成３０年度から５年間を計画期間とする「井原市第７次総合計画前期基本計画」について、市民意識調査結果や井原市まちづくり計画推進会議での協議を踏まえ、審議を行いました。

基本構想では、基本理念を「輝くひと　未来創造都市　いばら」とし、市民の視点からの４つ将来像と政策分野別の基本目標及び計画実現のための共通指針を設定しています。

これら将来像及び基本目標達成のため、前期基本計画に記載した各種施策・事業を積極的に推進され、市勢の発展に努めていただくよう望みます。

井原市第７次総合計画策定審議会

会　長	齋藤　信也
副会長	佐藤　須賀則
副会長	原田　節子
委　員	笠原　正広
委　員	小出　里美
委　員	三宅　亮三
委　員	熊谷　愼之輔
委　員	西田　友美
委　員	三宅　康子
委　員	北　真収
委　員	岡田　正樹
委　員	妹尾　礼子

まちづくりに関する市民意識調査・中学生アンケート

Ⅰ 調査の概要

区　分	市民意識調査	中学生アンケート調査
1.調査対象者と抽出方法	市内に居住する 16 歳以上の市民の中から 3,000 人を無作為に抽出	市内の中学校に通う全生徒
2.調査方法	郵送配布・郵送回収	中学校の各学校にて記入
3.調査期間	平成 28 年 9 月 9 日～9 月 23 日	平成 28 年 9 月
4.回収状況	発送数　3,000 回収数　1,313 回収率　43.8%	配布数　1,083 回収数　1,046 回収率　96.6%

◆対象者の属性

市民意識調査

■ 性　別 ■

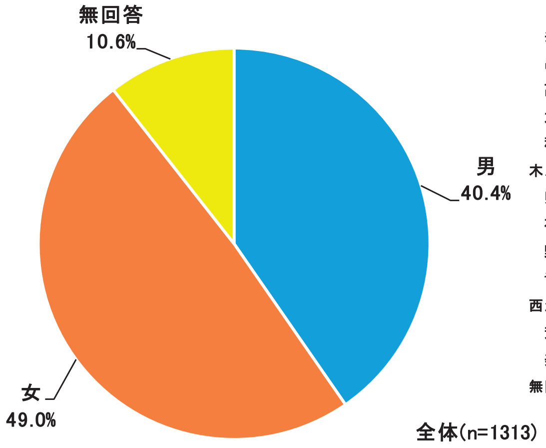

■ 居 住 地 区 ■

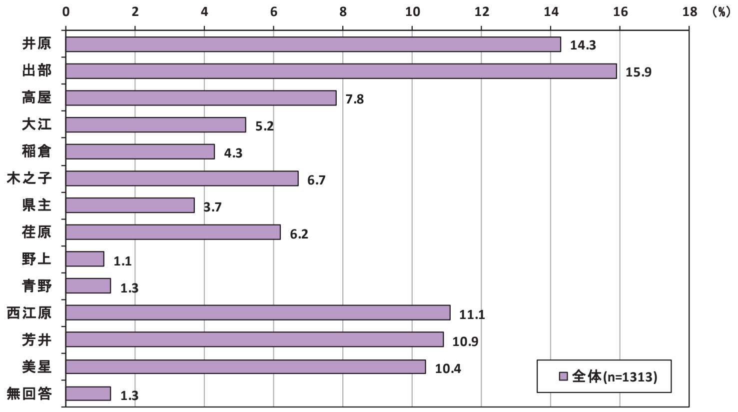

■ 年　齢 ■

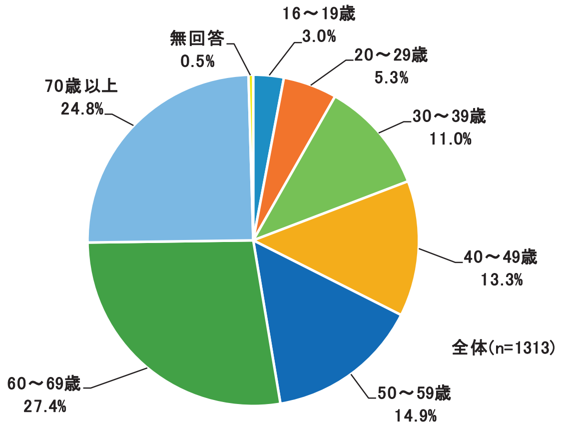

■ 家 族 形 態 ■

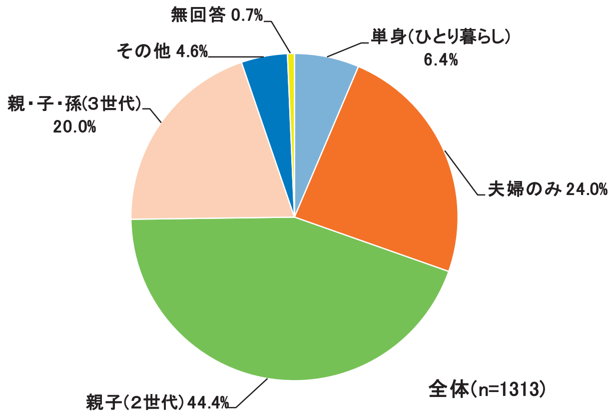

■ 職　業 ■

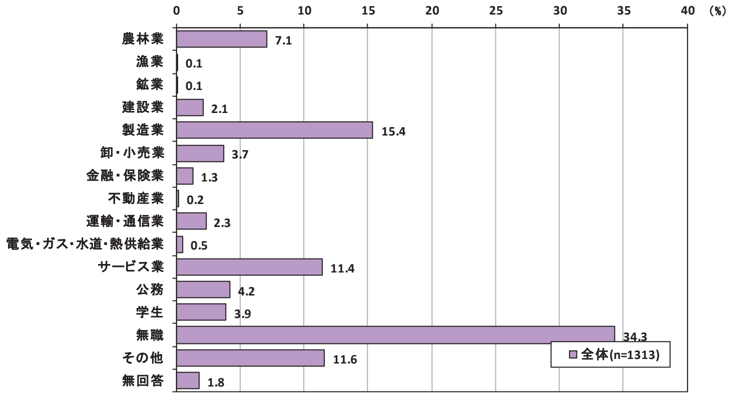

■ 居　住　年　数 ■

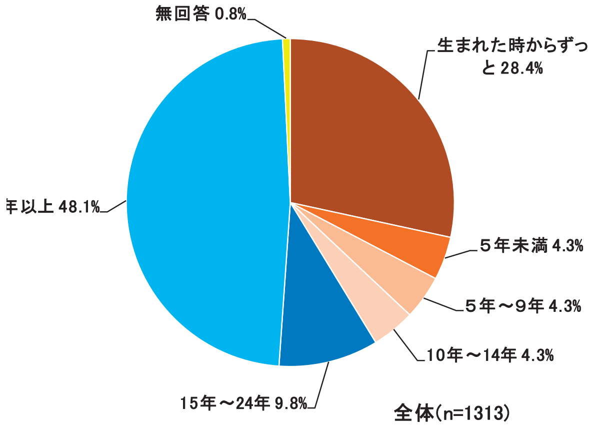

中学生アンケート調査

■ 性　別 ■

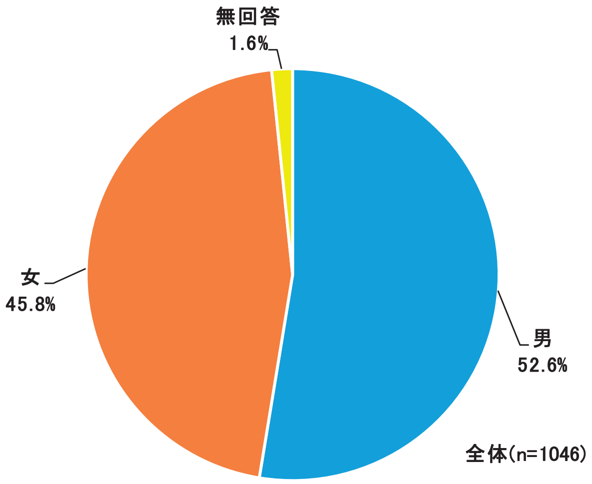

■ 学　年 ■

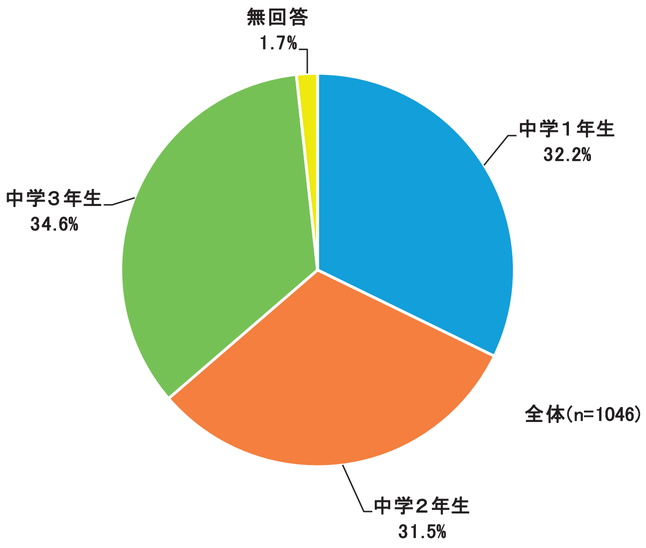

現在の井原市に対する考え方について（市民意識調査）

井原市の事業・行政サービスへの関心度

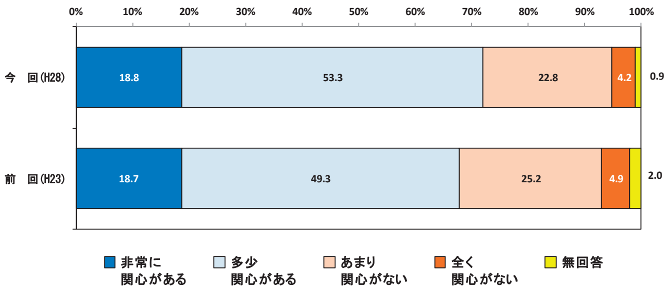

井原市の事業・行政サービスに対する満足度

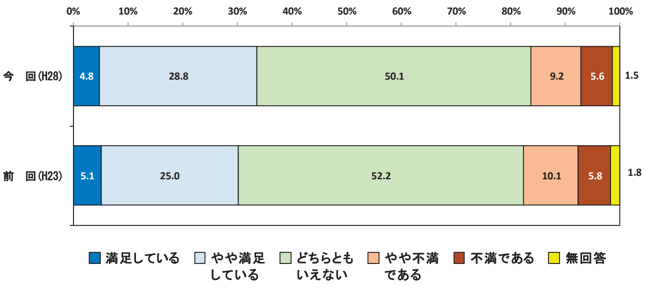

■　満足度と関心度　■

（注）満足度の平均スコア算出ウエイト
- 満足している・・・・・・　５点
- やや満足している・・・・　４点
- どちらともいえない・・・　３点
- やや不満である・・・・・　２点
- 不満である・・・・・・・　１点

（注）関心度の平均スコア算出ウエイト
- 関心がある・・・・・・・・　５点
- やや関心がある・・・・・　４点
- どちらともいえない・・・　３点
- あまり関心がない・・・・　２点
- 関心がない・・・・・・・・　１点

■　満足度平均スコアによる評価　■

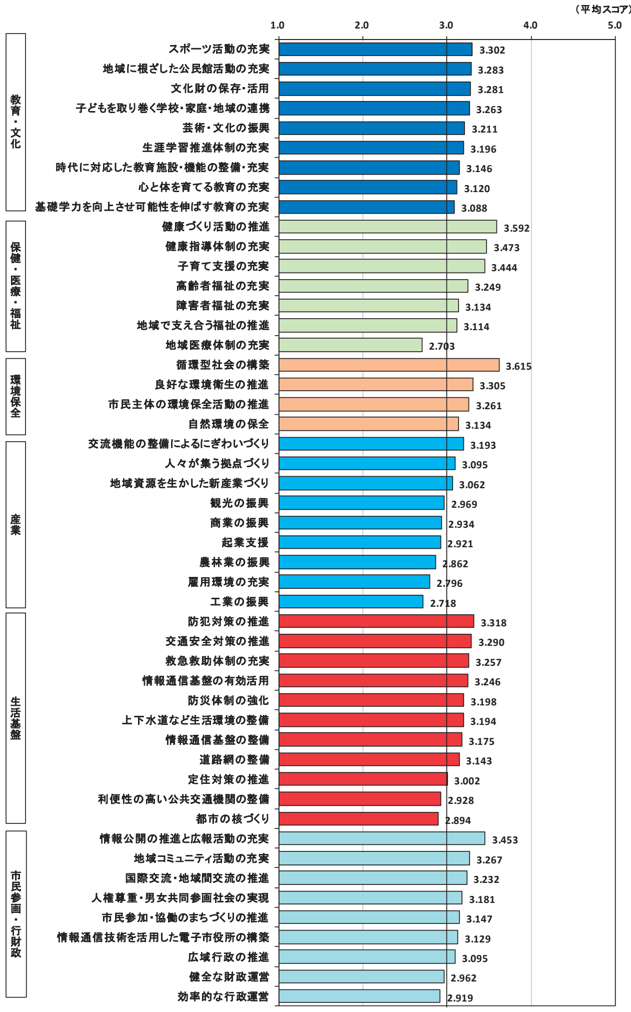

■　関心度平均スコアによる評価　■

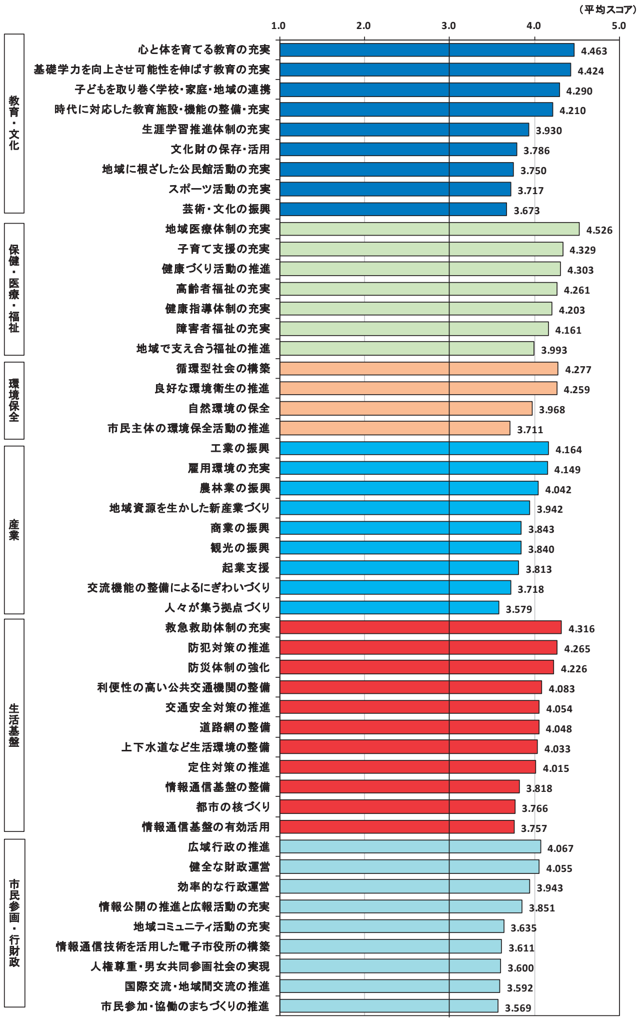

■満足度・関心度の平均スコアによる散布図■（拡大図）

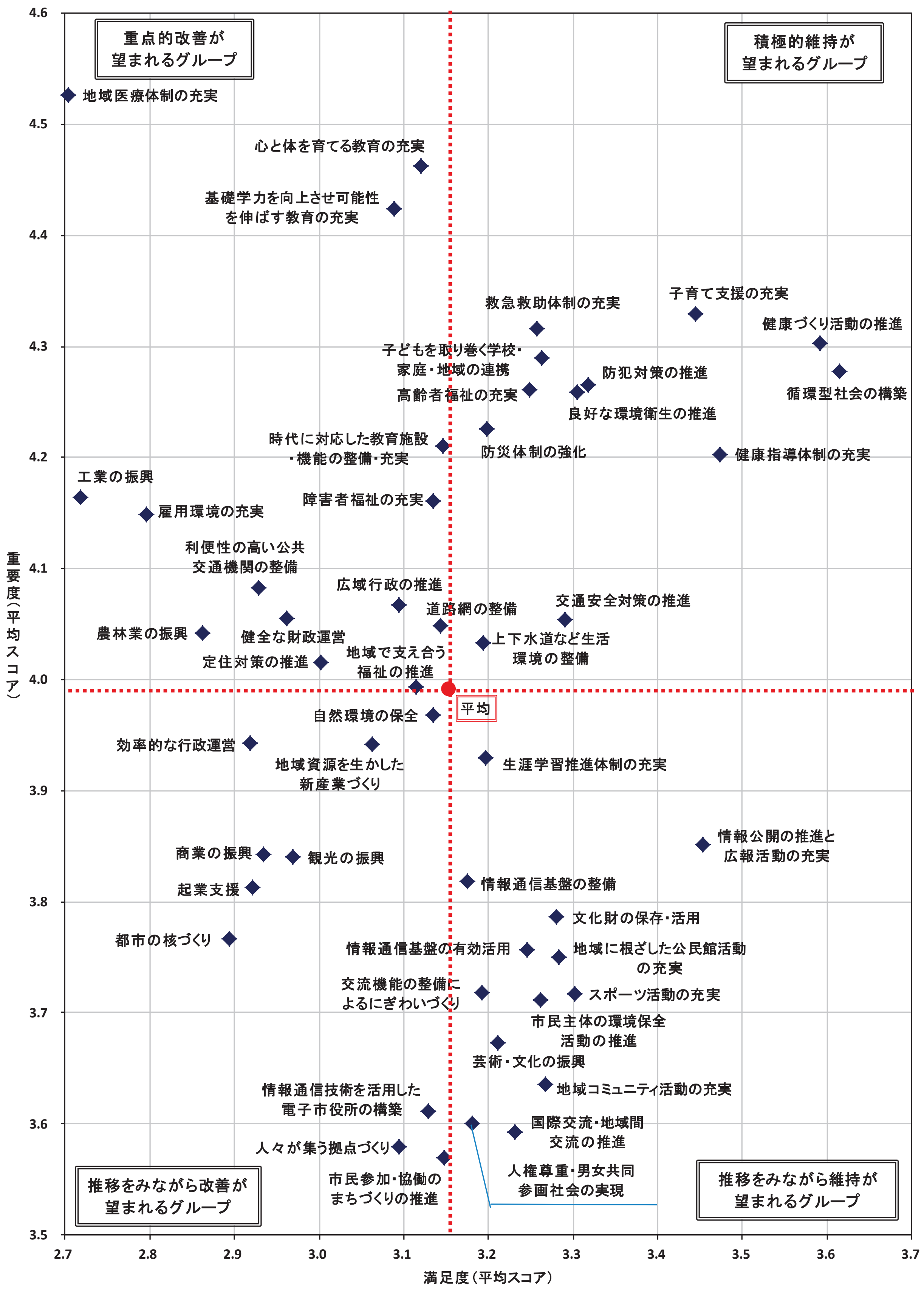

■　まちづくりを進めるにあたって特に重要なこと　■

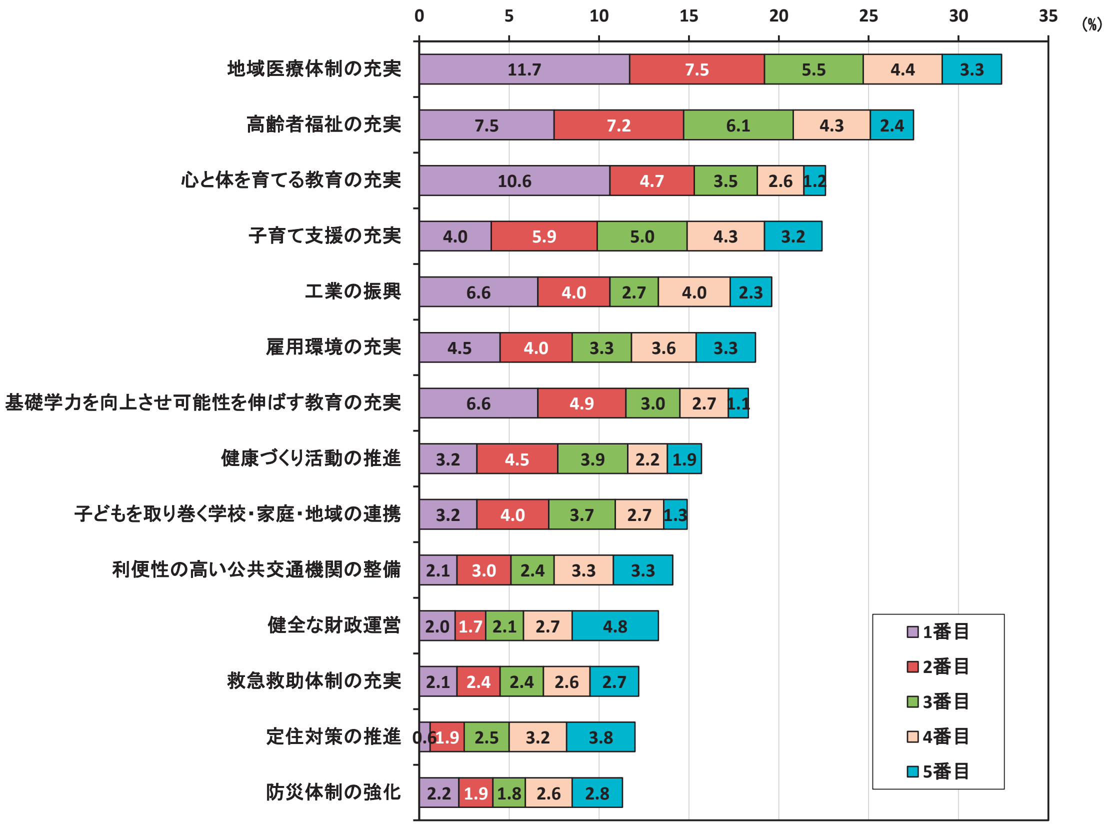

■　住みよさについて　■

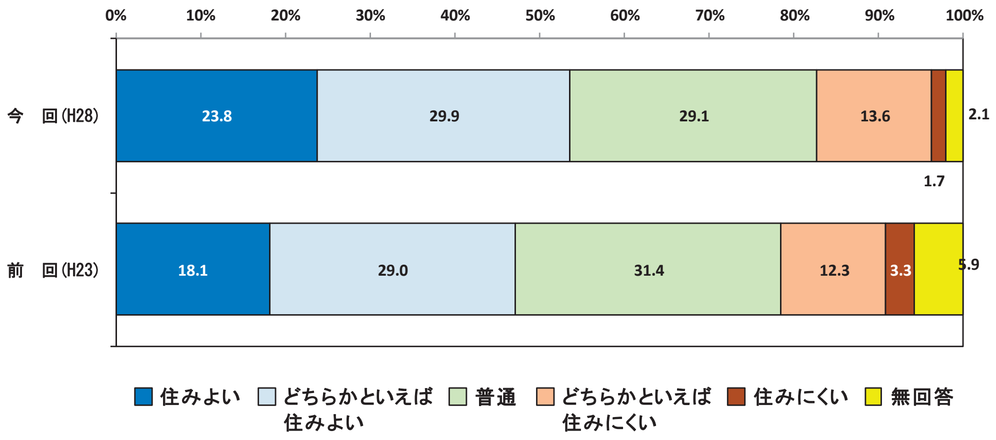

■　今後の地域づくりの進め方　■

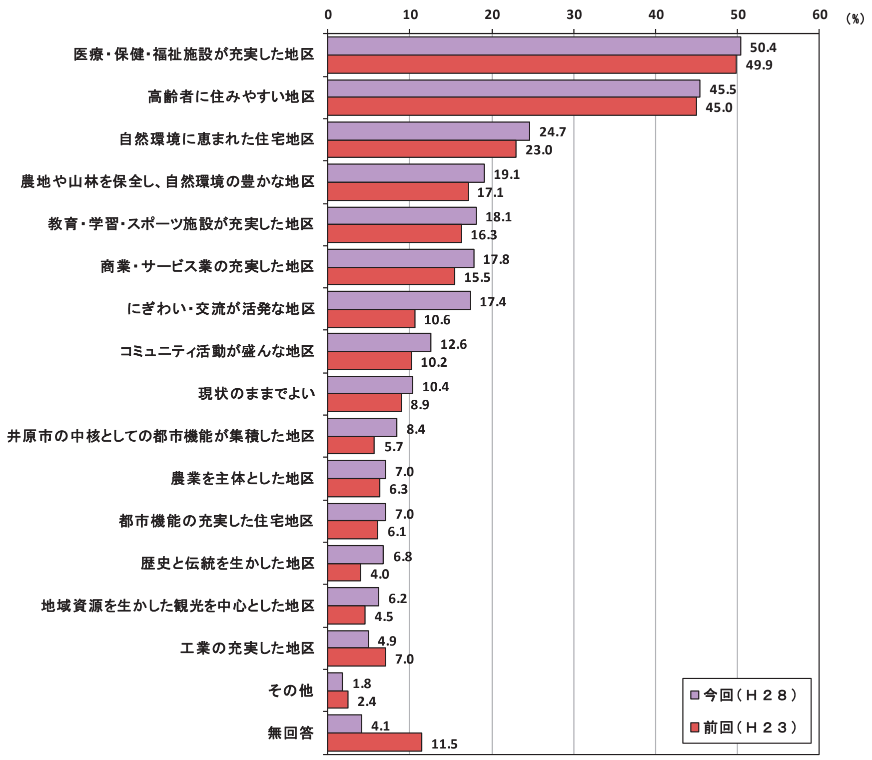

将来の井原市のまちづくりについて（市民意識調査）

■　交通・情報基盤のあり方　■

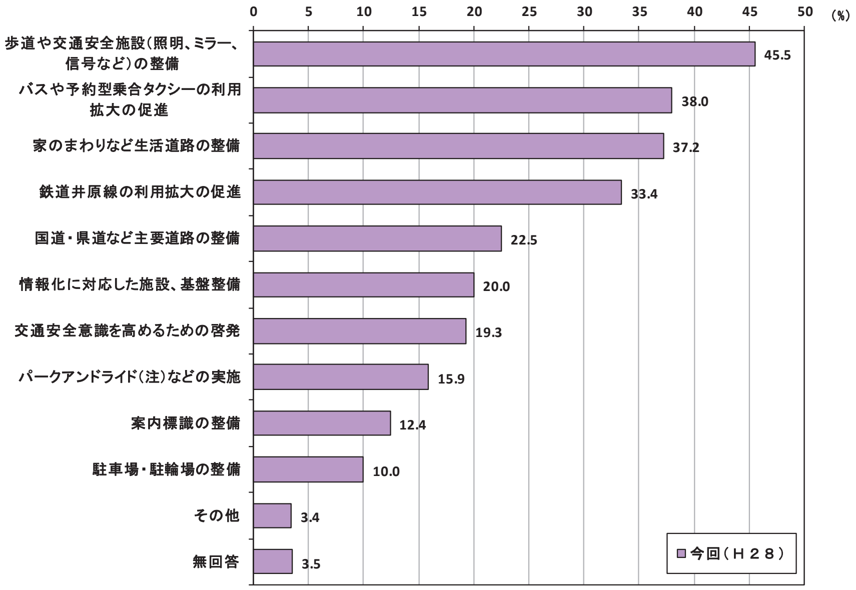

(注)駅まで自家用車を利用し、駐車したのちに公共交通機関を利用すること

■　環境問題のあり方　■

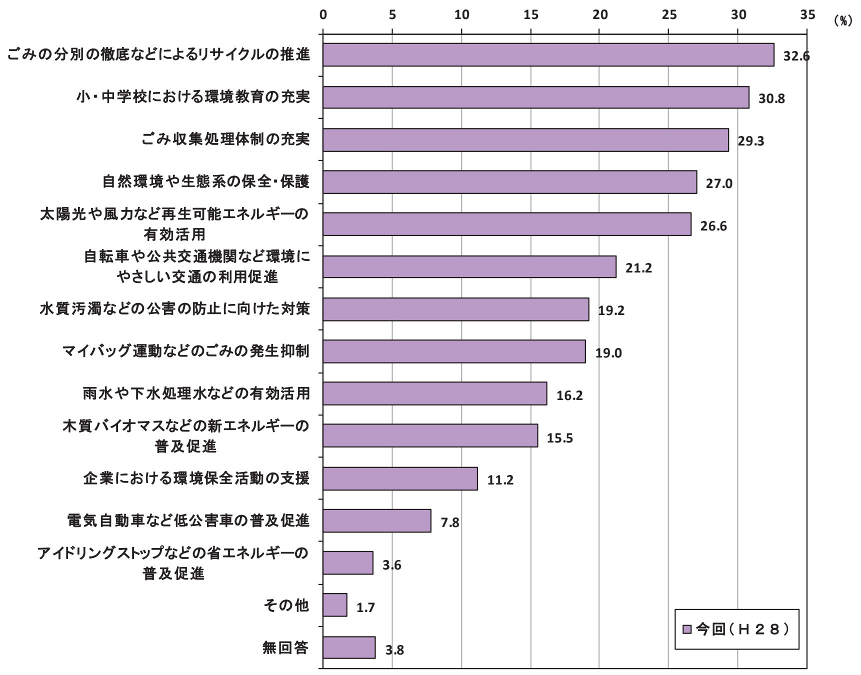

■　定住化対策のあり方　■

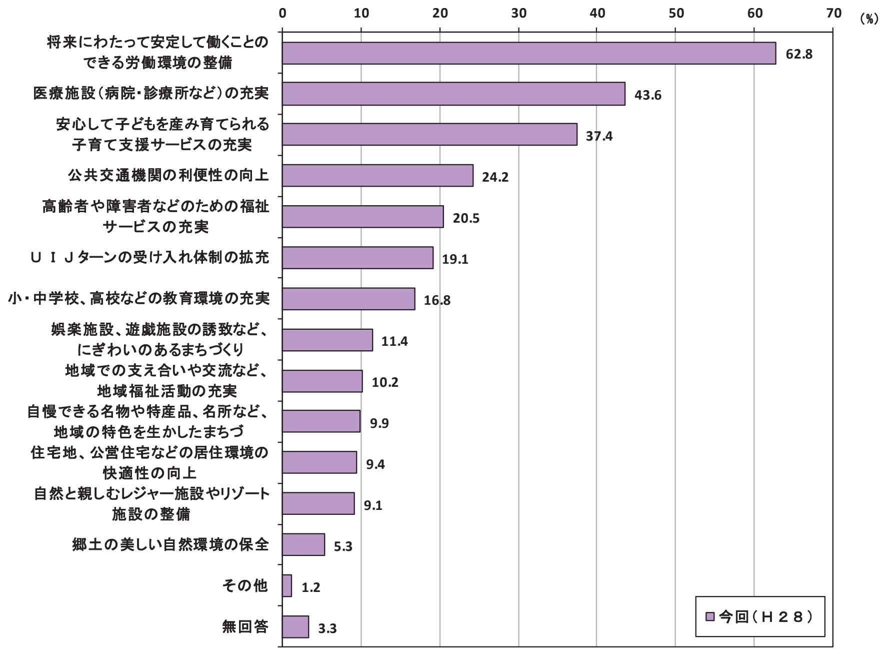

■安全・安心に暮らせるまちづくりの在り方■

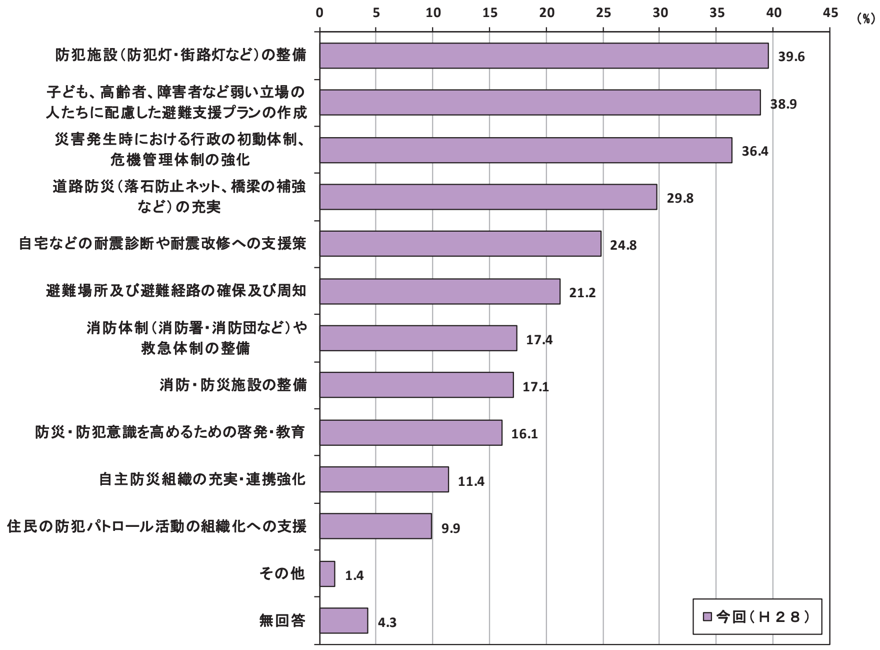

■　高齢者や障害者施策のあり方　■

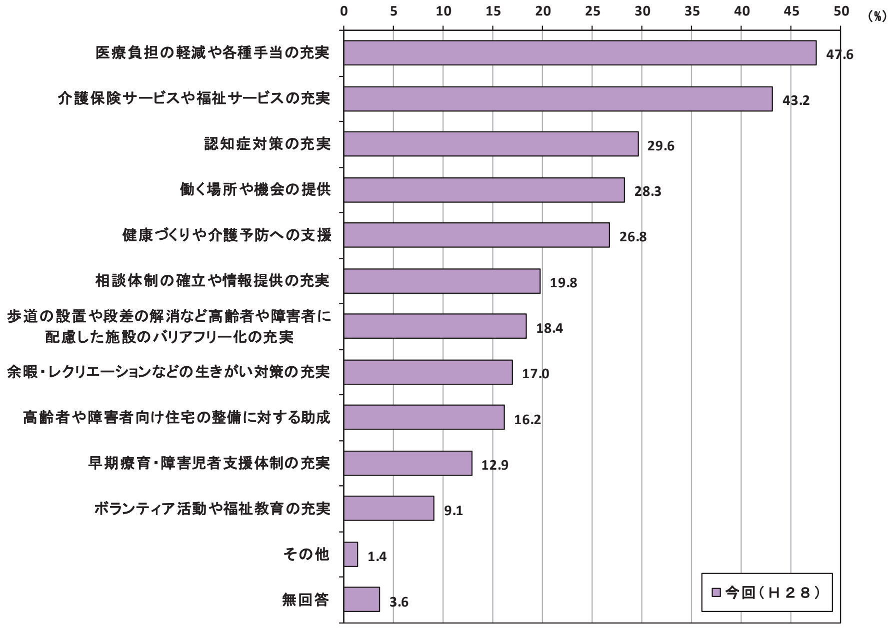

■　少子化対策・子育て支援のあり方　■

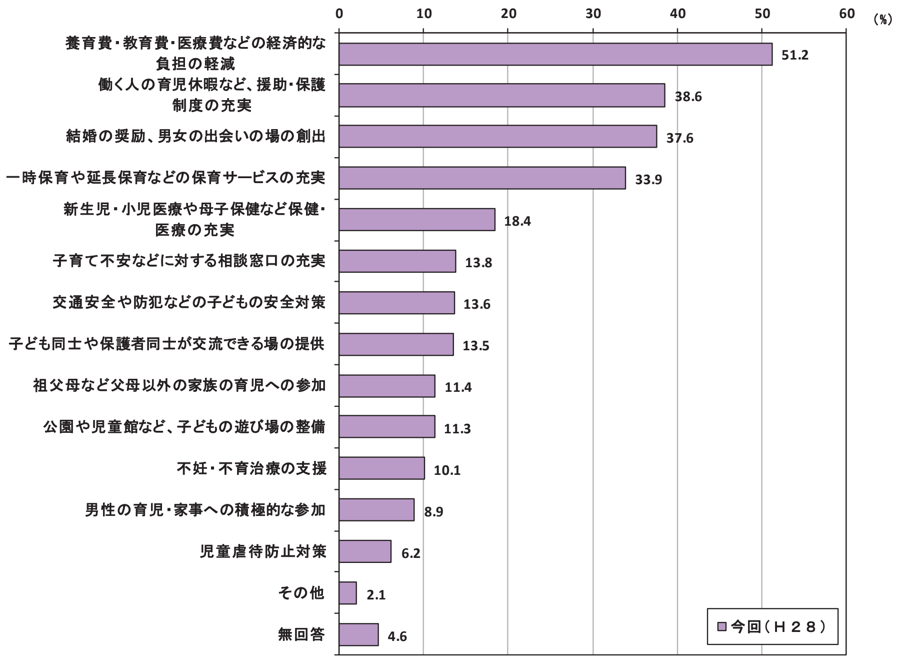

■　健康・医療のあり方　■

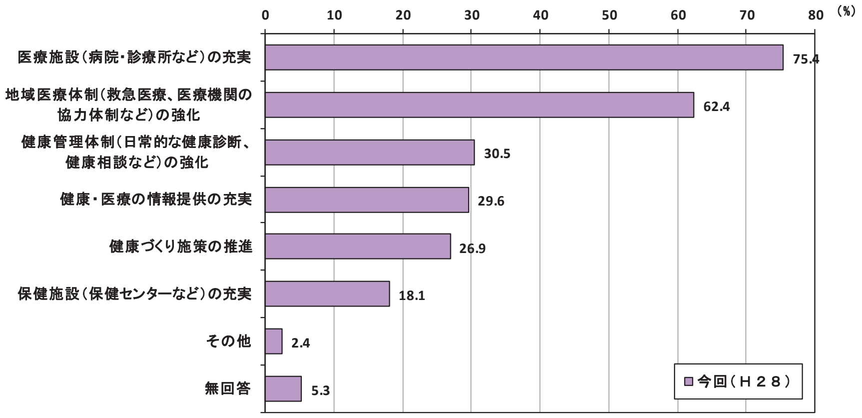

■　産業振興のあり方　■

≪農林業≫

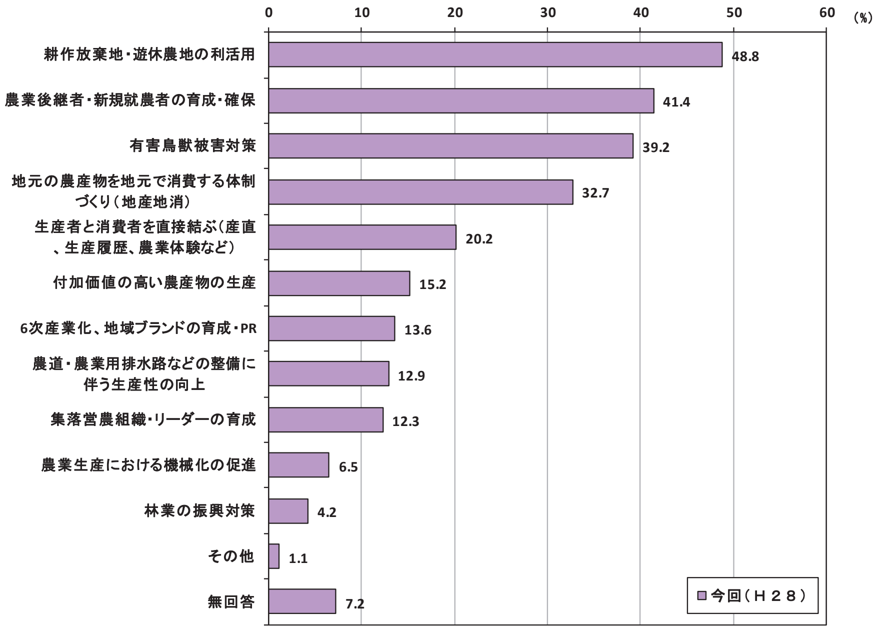

≪工業≫

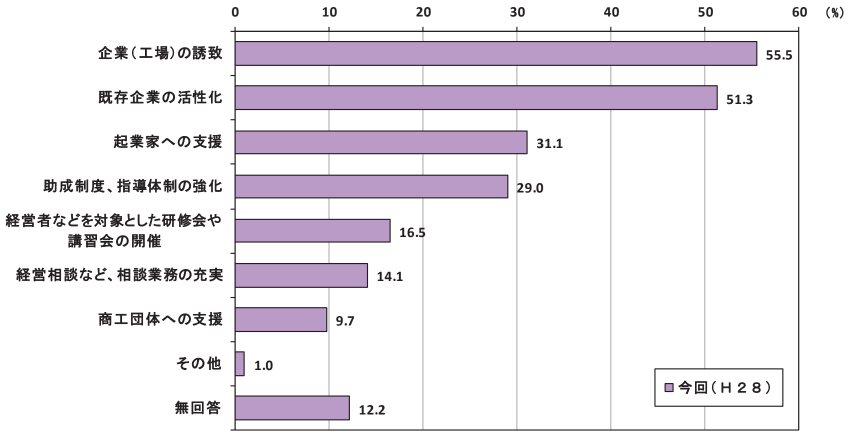

≪商業≫

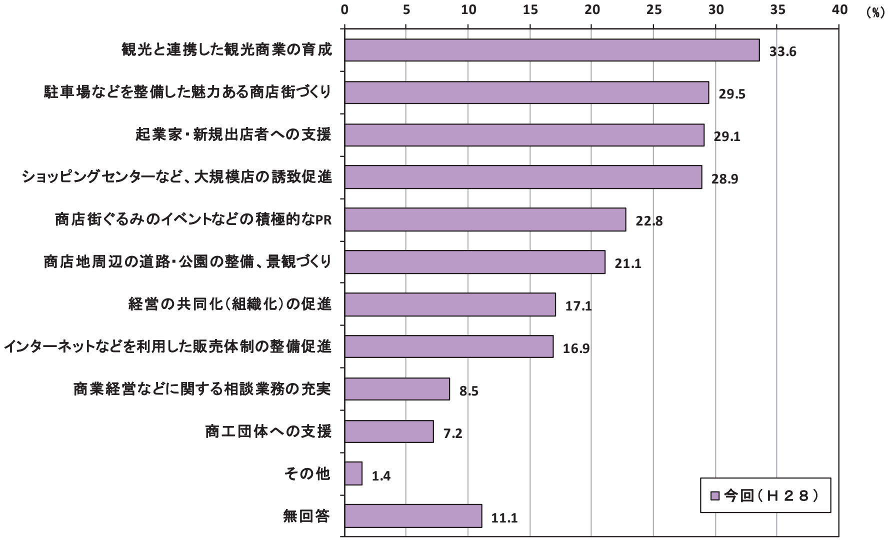

≪観光≫

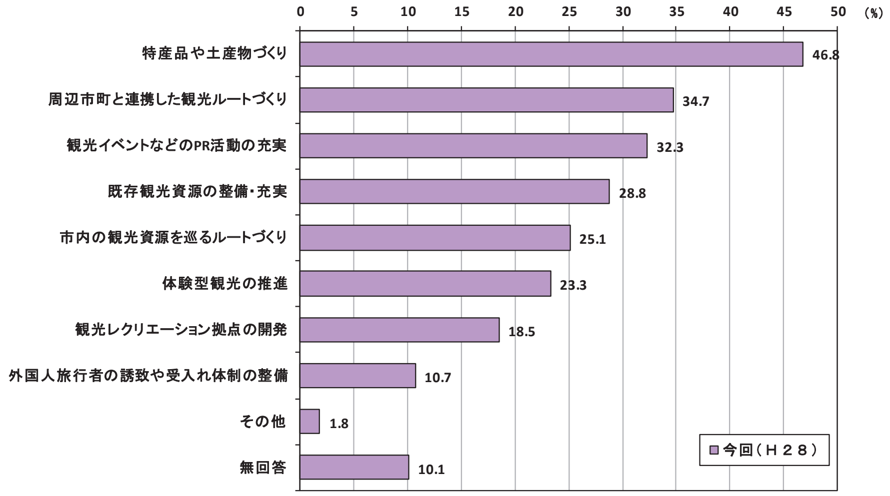

≪雇用対策≫

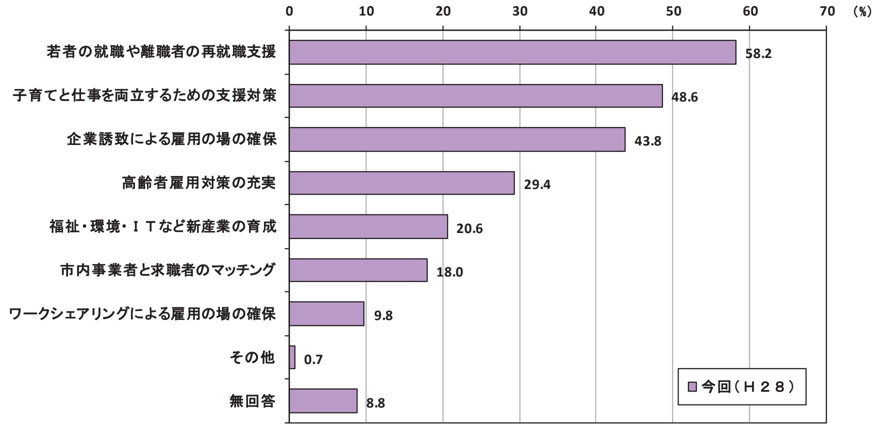

■　学校教育のあり方　■

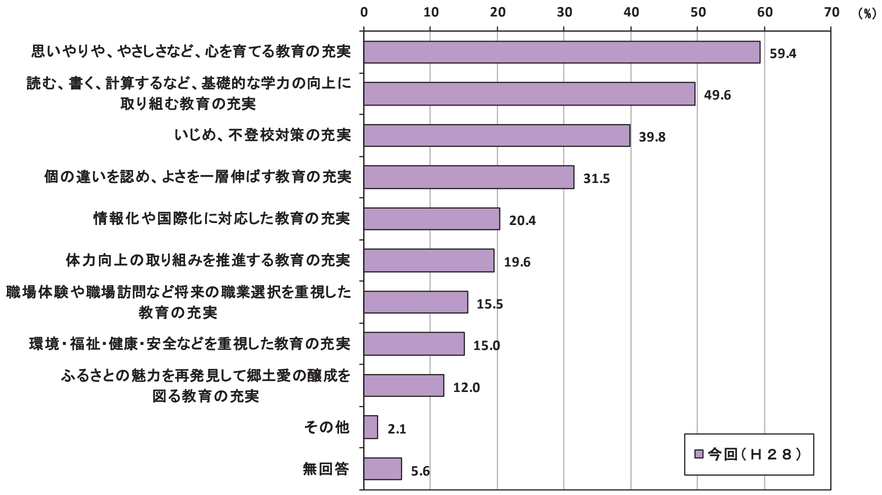

■ 生涯学習・文化・スポーツのあり方 ■

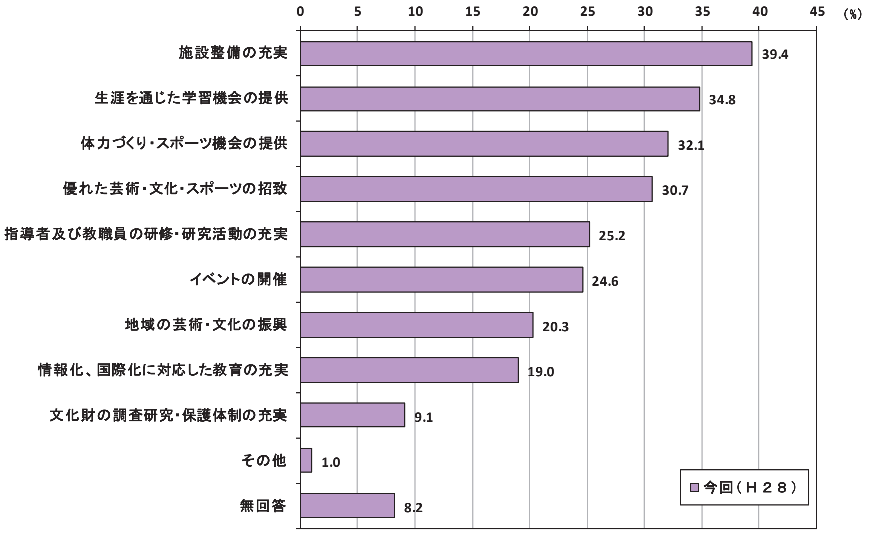

■ 男女共同参画社会のあり方 ■

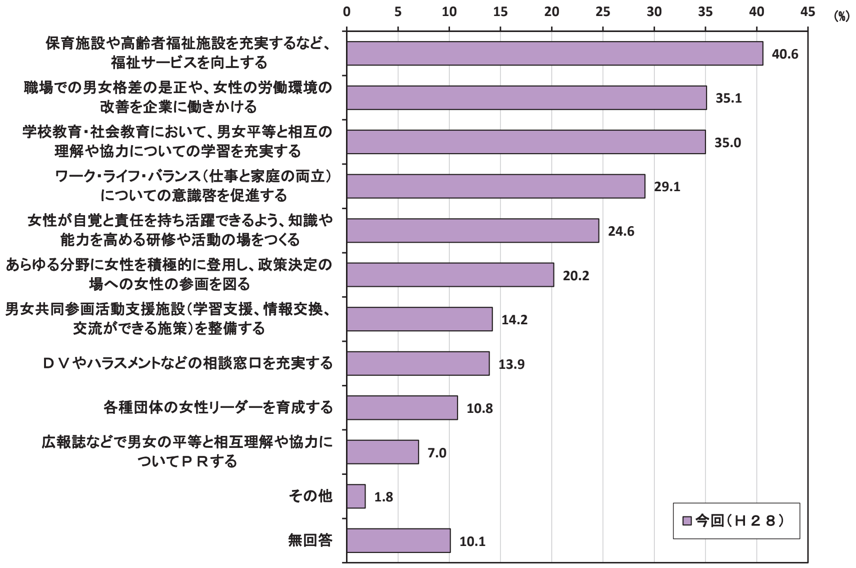

■ 住民参加のまちづくりを活発にするために必要なこと ■

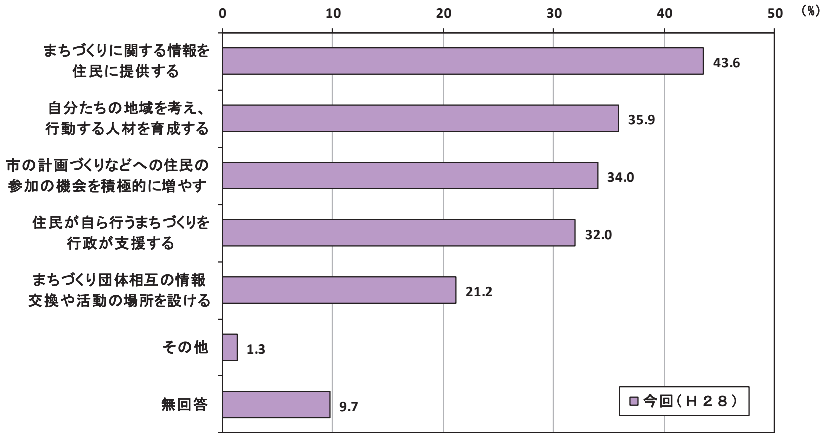

■ 効率的な行政運営を行うために重点的に取り組むべきこと ■

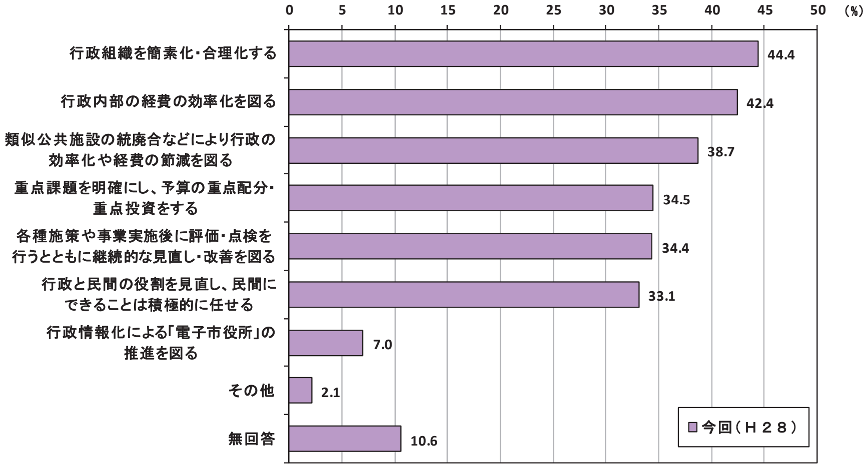

■ まちづくりにおけるキーワード ■

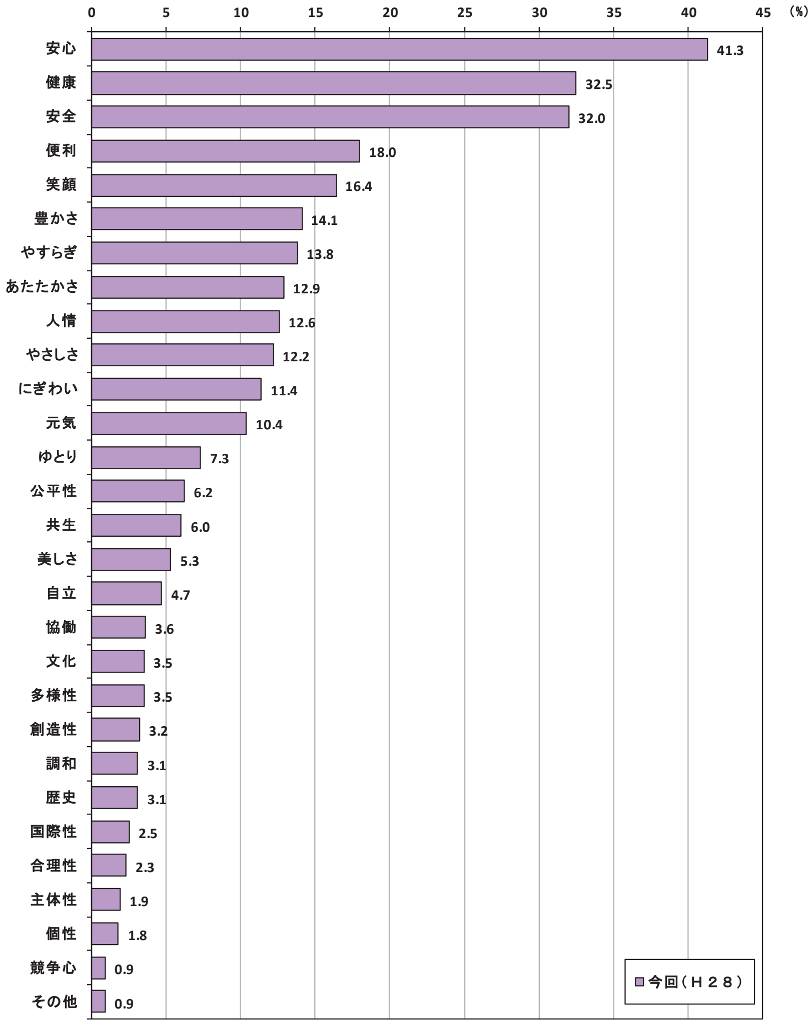

井原市の現状について（中学生アンケート）

■　井原市のイメージ　■

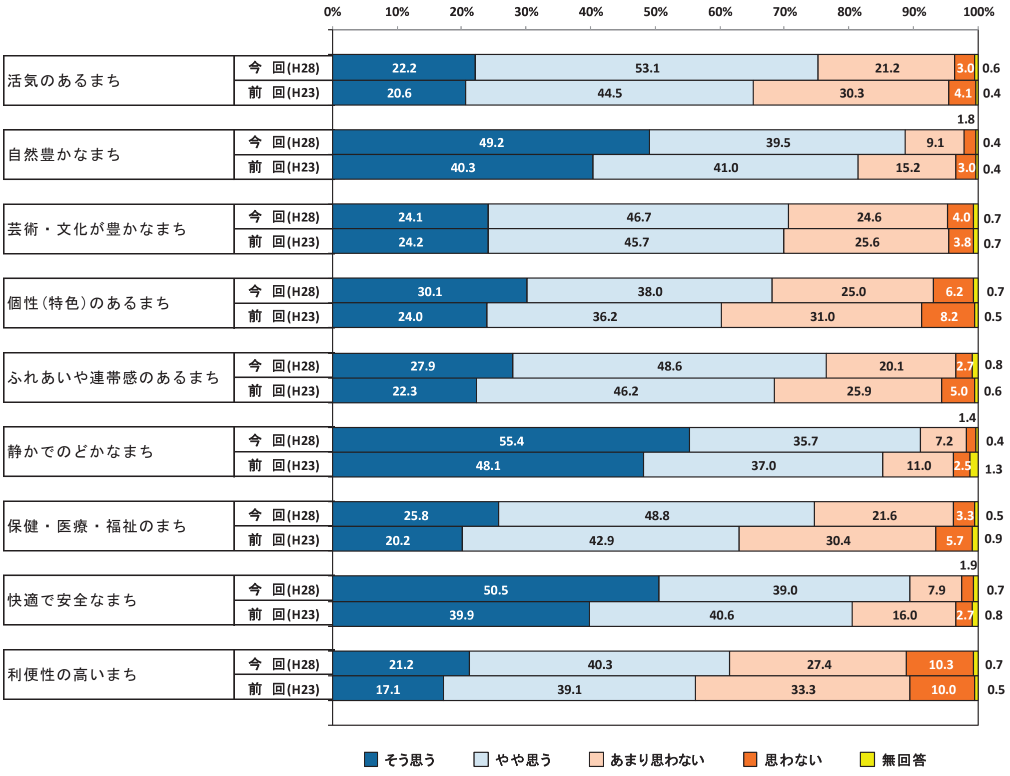

井原市に期待する地域像について（中学生アンケート）

■　井原市に期待する地域像　■

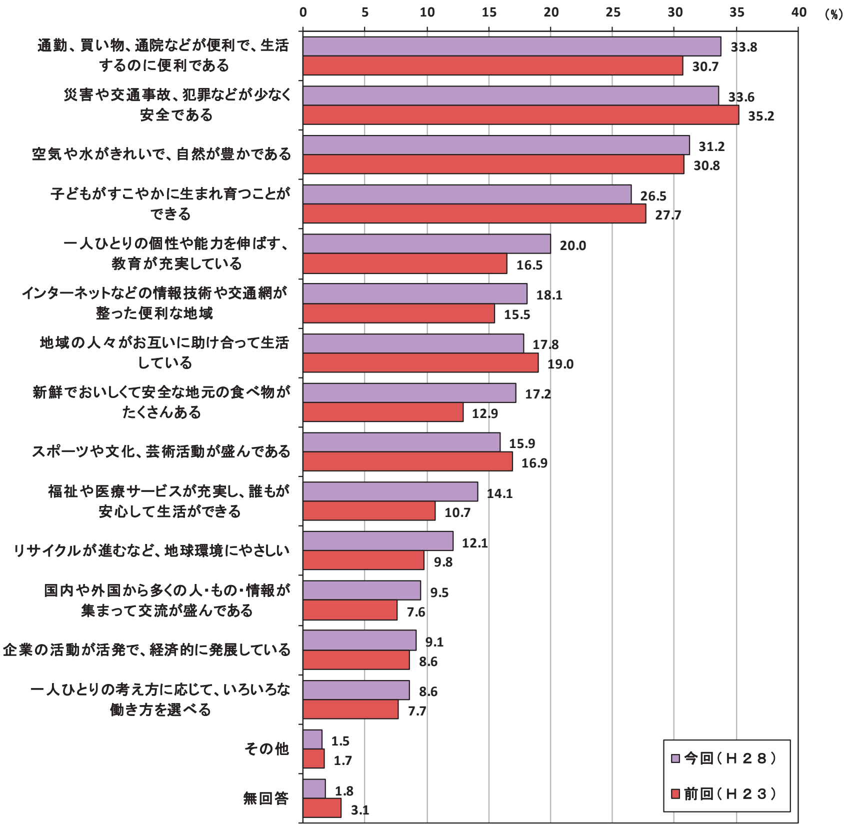

あなたの将来について（中学生アンケート）

■　居住意向　■

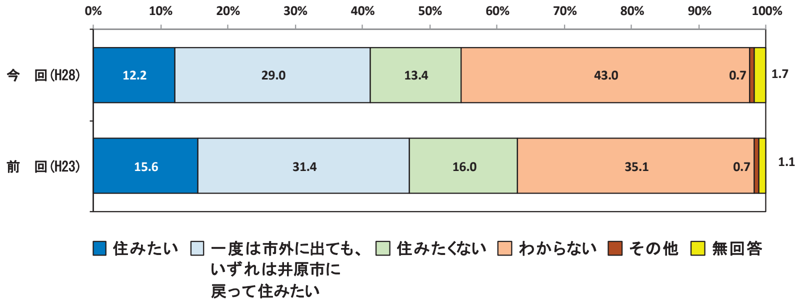

■井原に住みたい理由■

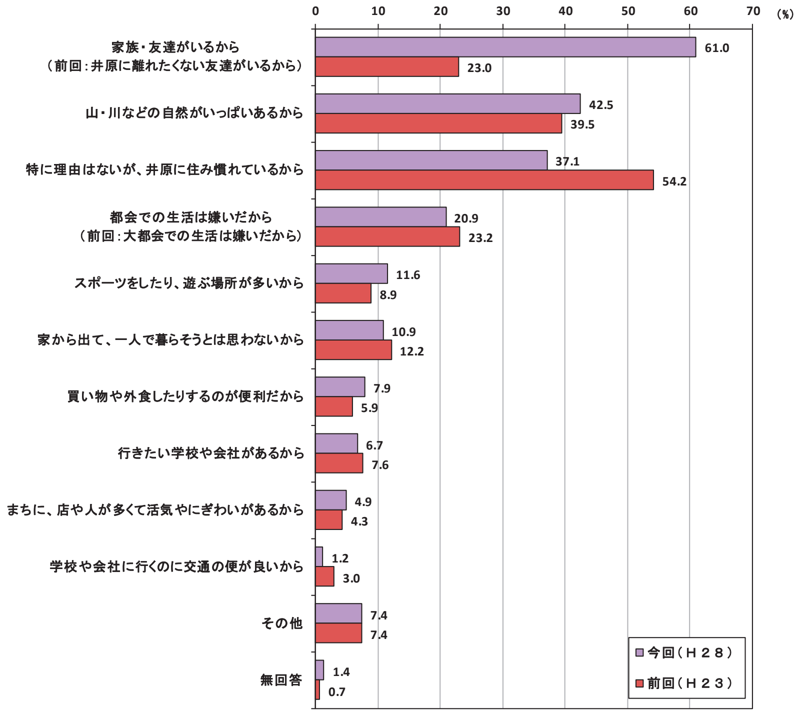

■井原に住みたくない理由■

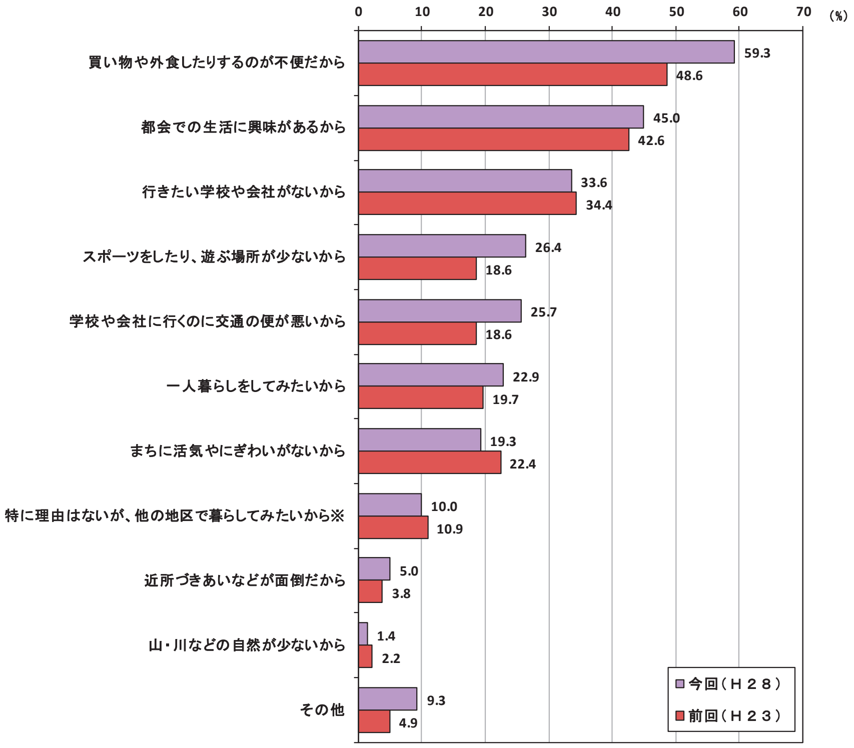

まちづくりのキーワードについて（中学生アンケート）

■　まちづくりのキーワード　■

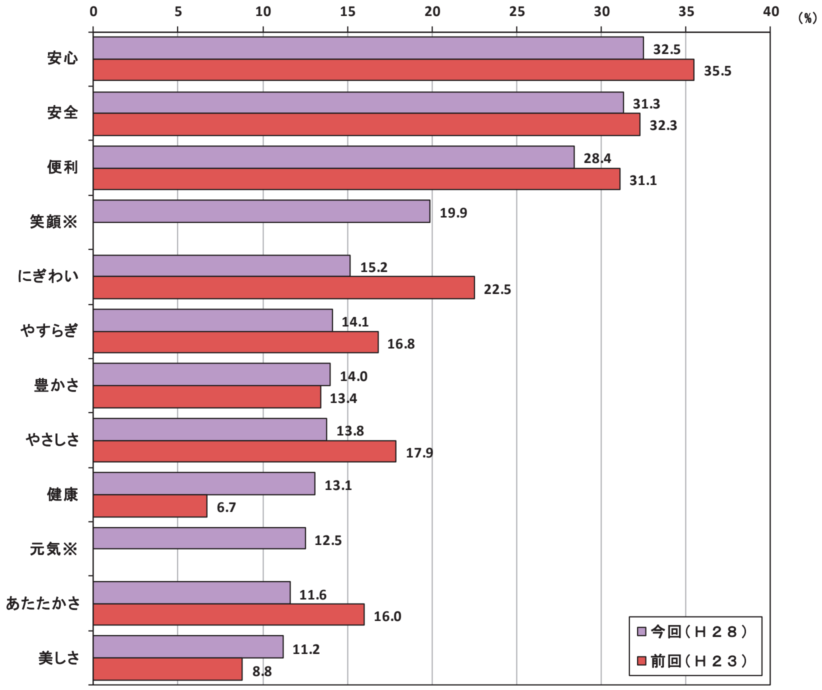

主な取組一覧

№.	基本施策	主な施策	主な取組	事業概要	期間
1	1　基礎学力の向上	1.幼児教育の推進	保幼少接続事業	保育園･幼稚園から小学校教育につながる連続性をもったカリキュラムにより、教育を進め、スムーズな育ちを図るもの	H30-H34 (2018-2022)
2		2.義務教育の推進	外国語指導助手の配置	生きた英語に触れるため、また、小学校で英語授業が導入されることに対応し、外国語指導助手を配置	H30-H34 (2018-2022)
3			英語検定助成事業	英語コミュニケーション能力の底上げを図るため、中学生が英語検定を受ける際に助成を行うもの	H30-H34 (2018-2022)
4			いばらっ子伸びる学力支援事業	非常勤講師を小・中学校に配置し、子どもたちに確かな学力を身につけさせるとともに、小１支援員(30 人以上の学級に 1 人配置)を配置するもの	H30-H34 (2018-2022)
5			放課後学習サポート事業	児童の学力向上を図るため、小学校全校において放課後に外部人材を指導者とした補充活動を行うもの	H30-H34 (2018-2022)
6			地域土曜学習サポート事業	児童の学力向上を図るため、公民館等において地域人材を指導者として、土曜日に補充学習を行うもの	H30-H34 (2018-2022)
7			学習支援員の配置	発達障害等で特別支援教育が必要な児童生徒に対応するため、支援員を配置するもの	H30-H34 (2018-2022)
8			片山科学省基金運営事業	自然科学部門で優秀な研究をした児童・生徒の表彰及び児童・生徒の科学する心を育む科学実験教室等の開催	H30-H34 (2018-2022)
9		3.高校教育の推進	学校設定教科「かけはし」	社会生活の基礎となる様々な能力を一人ひとりの段階に応じて伸ばすことを目的とした、オリジナルの教科による指導	H30-H34 (2018-2022)
10			インターンシップ	地域の企業や事業所・関連機関との連携を図り、高校生を対象とした就業体験を実施	H30-H34 (2018-2022)
11		4.情報教育の推進	学校ＩＣＴ環境整備事業	Wi-Fi 環境整備やＩＣＴ機器の総合的なモデル的導入により、効果的な授業づくりを推進するもの	H30-H34 (2018-2022)
-		5.特別支援教育の推進	学習支援員の配置【№7 再掲】	–	–
12			特別支援教育巡回相談員の配置	市内保育園や幼稚園、小・中学校を巡回し、教職員への特別支援教育巡回相談を行う相談員を配置	H30-H34 (2018-2022)
13		6.教師力の向上	井原市学校教育研究会研修事業	幼・小・中教職員を対象に、教師としての指導力向上を目的とした組織的共同研修の実施	H30-H34 (2018-2022)
14			研究発表会の実施	市全体の教育力の向上を目的として、計画的に研究校園を指定し、授業公開、研究成果発表等を実施	H30-H34 (2018-2022)
15			教育ネットワーク、校務支援システムの活用促進	教育ネットワーク、校務支援システムを活用し、セキュリティを確保しながら教育施設間の情報共有を図るとともに学校教職員の多忙感解消に努めるもの	H30-H34 (2018-2022)
16		7.修学の支援	井原市奨学資金貸付事業	高校・大学へ進学する生徒への奨学資金の貸付	H30-H34 (2018-2022)
17	2　心と体を育てる教育の充実・郷土愛の醸成	1.心の教育の推進	スポーツふれあい交流事業「夢の教室」	トップアスリートを小学校に派遣し、５年生児童を対象に「夢の教室」を開催し、次代を担う子どもの豊かな心を醸成	H30-H34 (2018-2022)
18			ふるさと井原魅力発見事業	地域の文化財にふれる活動、地域の施設を活用した体験活動、地域題材を取り上げた道徳教育の推進	H30-H34 (2018-2022)
19			チャレンジワーク１４	地域の企業や事業所・関連機関との連携を図り、中学生を対象とした職場体験活動を実施	H30-H34 (2018-2022)
-			インターンシップ【№10 再掲】	–	–
20		2.健やかな体づくりの推進	小児生活習慣病予防健診の実施	小学校４年生及び中学校１年生を対象に、血圧・血液検査等を実施	H30-H34 (2018-2022)
21			井原市新体力テスト表彰	「新体力テスト」で優秀な成績であった学校を表彰するもの	H30-H34 (2018-2022)
22		3.郷土愛の醸成	郷土に誇りを持ち愛する教育の充実	学校・地域・家庭それぞれで共通する視点としてことあるごとに実施するもの	H30-H34(2018-2022)
23		4.不登校児童生徒への対応	不登校児童生徒の適応指導対策事業	適応指導教室「大山塾」の運営、訪問カウンセラー、不登校支援コーディネーター、家庭環境改善サポーター、スクールサポーター、スクールカウンセラー等を配置	H30-H34 (2018-2022)
24			よりよい学級集団づくり推進事業	小学校４年生～中学生を対象にアンケート調査を実施し、いじめや不登校の早期発見及び未然防止とともに、学級崩壊を予防し、よりよい学級集団づくりを推進	H30-H34 (2018-2022)
25		5.食育の推進	学校園での食育の推進	栄養教諭の専門性を生かし、学校教育活動全体を通して食に関する指導を実施	H30-H34 (2018-2022)
26			学校給食における地産地消の推進	関係機関や生産団体等と連携し、農産物の安定的な確保及び学校給食での地元食材の活用	H30-H34 (2018-2022)
27			いばらっ子生活リズム向上プロジェクト	子どもの健全な食習慣・生活リズムが身につき、健やかな体の育成を図るとともに、家庭の教育力向上を推進	H30-H34 (2018-2022)
28		6.教育相談の充実	教育相談事業	教育相談員による電話・来室・訪問相談及び児童相談所による特別教育相談の実施	H30-H34 (2018-2022)

№.	基本施策	主な施策	主な取組	事業概要	期間
29	3　学校・家庭・地域の連携によるひとづくり	1.家庭や地域の教育力の向上	ブックスタート事業	４か月児健康診査の際に、絵本２冊・ブックスタートバック・イラストアドバイス集を贈り、絵本を介して心ふれあうひと時を持ち、読書のきっかけづくりを推進	H30-H34 (2018-2022)
30			セカンドブック事業	2歳児健診時にボランティアによる本の読み聞かせを行い、子どもと保護者に本に親しんでもらうもの	H30-H34 (2018-2022)
31			家庭教育支援総合推進事業	井原子育てネットワーク協議会と連携した課題別子育て講座や子育てサポーターの養成及び活動支援、次世代の親となる中・高校生のふれあい交流事業などを通して、家庭教育の充実を総合的に推進	H30-H34 (2018-2022)
32			いばら子ども応援事業	地域住民の参画による授業等における学習補助などの学校支援、放課後等に安心安全な居場所を確保し学習や様々な体験活動の機会を提供する放課後等支援を通して、時代を担う児童の健全育成を推進	H30-H34 (2018-2022)
-			いばらっ子生活リズム向上プロジェクト【№27 再掲】	－	－
33			友好親善都市児童交流事業	友好親善都市である「魚津市」「大田原市」の小学生と本市の小学生との交流により、相互の理解と友好を深め、地域の社会づくりに貢献できる青少年を育成	H30-H34 (2018-2022)
34			子どもの読書活動推進事業	本市のすべての子どもたちが、読書に親しむための環境をつくることを目的とし、家庭、学校、地域、行政がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携しながら読書活動を推進	H30-H34 (2018-2022)
-		2.地域とともにある学校づくり	放課後学習サポート事業【№5 再掲】	－	－
-			地域土曜学習サポート事業【№6 再掲】	－	－
35			地域とともにある学校づくり推進事業	地域の人材活用、福祉施設での児童交流など、各学校において地域と連携した特色ある取組を推進 「開かれた学校づくり」をさらに進め、学校から地域へ積極的に出ていく視点で取り組む	H30-H34 (2018-2022)
36			市立高校学校開放講座	市立高校の校舎を活用し、地域の教育力を生かした社会教育講座など、多様な学習機会を一般市民に提供	H30-H34 (2018-2022)
37			まちづくり協議会等との連携	各地区において様々な形で学校とまちづくり協議会等地域組織と連携した取組を進める	H30-H34 (2018-2022)
38	3　学校・家庭・地域の連携によるひとづくり	3.地域健全育成活動の推進	少年団活動の促進	友情・秩序・奉仕の精神の養成及び集団活動を通して自主的に社会的・道徳的人間形成を行う少年団活動の促進	H30-H34 (2018-2022)
39			地区青少年を育てる会等の活動支援	市内１３地区の青少年を育てる会等の活動助成及び青少年健全育成功労者の顕彰	H30-H34 (2018-2022)
40			青少年育成センターが行う巡回活動など	青少年問題協議会や青少年健全育成大会の開催、「明るい家庭づくり」作文集、特別街頭補導・特別巡回補導・環境浄化補導・広域補導の実施	H30-H34 (2018-2022)
41			「少年キラリ賞（子誉め条例）」による顕彰	学校や地域社会の中で、大人が子どもの良い点を見つけ、誉めることにより、心身ともに健全な児童・生徒を育成	H30-H34 (2018-2022)
42	4　時代に対応した教育施設・機能の整備	1.安全で快適な教育環境の整備	学校施設・設備整備事業	井原中学校建設事業のほか、老朽化した学校施設設備を計画的に整備	H30-H34 (2018-2022)
43			学校給食施設・設備整備事業	給食施設・設備の計画的な整備・充実	H30-H34 (2018-2022)
44			適応指導教室「大山塾」整備事業	建物の老朽化に伴う計画的な整備	H30-H34 (2018-2022)
-		2.情報化に対応した教育環境の整備	学校ＩＣＴ環境整備事業【№11 再掲】	－	－
45	5　生涯学習の充実	1.生涯学習推進体制の充実と人材の養成	「第３次井原市生涯学習基本構想・基本計画改訂版」の策定	ライフステージに応じた学習機会の創出や生涯学習推進のための体制づくりを計画的に進めるため、基本構想・基本計画を策定	H34 (2022)
46			成人を対象にした学習機会の提供	成人大学講座、出前講座、広域連携講座の開催	H30-H34 (2018-2022)
47			ふるさと人材バンク事業「びんご人材ネットワーク」の活用	備後圏域で構成市町の生涯学習指導者となる人材バンクである「ふるさと人材ネットワーク」を通じた学習機会の提供を図る	H30-H34 (2018-2022)
48		2.生涯学習によるまちづくりの推進	市民活動センター「つどえ～る」の活用・拠点化	施設利用登録団体を増やすなど利用の促進を図るとともに、諸事業を実施することにより市民活動の拠点化を推進	H30-H34 (2018-2022)
49			緊急告知システム「お知らせくん」を活用した各地区からの情報発信	地区公民館等からの緊急告知システム「お知らせくん」を活用した、地域内の行事案内等の情報発信	H30-H34 (2018-2022)
50		3.魅力ある学習機会の提供	若者が主役！「みらいのひかりをつなげ」プロジェクト	中高生が地域の大人の支援を受けながら、地域活動等へ参加・参画し、自己有用感の高揚や郷土愛の醸成を図るもの	H30-H34 (2018-2022)
-			ブックスタート事業【№29 再掲】	－	－
-			セカンドブック事業【№30 再掲】	－	－

№.	基本施策	主な施策	主な取組	事業概要	期間
51	5　生涯学習の充実	3.魅力ある学習機会の提供	中学生海外ホームステイ派遣事業	国際社会における人間性豊かな生徒の育成を目的として、毎年７～８月にカナダ・オーストラリアへ１０人程度派遣	H30-H34 (2018-2022)
52			いばら生き生きクラブ事業	総合型地域スポーツクラブの運営	H30-H34 (2018-2022)
53			「まなびめいと」の活動支援	市内の生涯学習を推進する目的で設立された市民団体「まなびめいと」の活動支援	H30-H34 (2018-2022)
54			学習成果を発表する場の充実	生涯学習の集いの開催など、市民の学習意欲の向上に向けた取組の推進	H30-H34 (2018-2022)
55			高齢者生きがい促進事業	寿大学院、芳寿大学、長寿学級、むつみ会の開設	H30-H34 (2018-2022)
56			幼児教育学級、家庭教育学級、高齢者学級の活動支援	地域の教育力を高めるため、幼児教育学級、家庭教育学級、高齢者学級の活動を支援	H30-H34 (2018-2022)
57			図書館蔵書充実事業	市民の多様化、高度化する学習ニーズに対応するため、3館の蔵書の計画的な整備	H30-H34 (2018-2022)
58			図書館書架充実事業	蔵書充実事業に伴う、開架書架の整備	H30-H34 (2018-2022)
59		4.生涯学習関連施設の整備と機能の充実	美星天文台施設整備事業	美星天文台の計画的な施設修繕整備	H30-34 (2018-2022)
60			星空公園施設整備事業	星空公園の計画的な施設修繕整備	H30-H34 (2018-2022)
61			アクティブライフ井原・芳井生涯学習センター施設整備事業	アクティブライフ井原及び芳井生涯学習センターの計画的な施設整備	H30-H34 (2018-2022)
62			公民館施設管理・事業実施委託	地区公民館の管理や事業を地元公民館組織に委託するもの	H30-H34 (2018-2022)
63			地区公民館整備事業	地区公民館の計画的な施設修繕整備	H30-H34 (2018-2022)
64			中央公民館施設整備事業	中央公民館の計画的な施設修繕整備	H30-H34 (2018-2022)
65	6　文化活動の充実	1.芸術・文化活動の活性化	鑑賞・発表機会の充実	幼児期より優秀舞台等を鑑賞する機会を提供し、豊かな情操を養い、青少年健全育成を推進するとともに、活動成果の発表の機会を設け、広く市民に芸術にふれあう機会を提供	H30-H34 (2018-2022)
66			芳井生涯学習センター芸術文化事業	●コンサートの開催：優れた舞台芸術を広く市民に提供 ●文化講演会の開催：著名人の講演を広く市民に提供	H30-H34 (2018-2022)
67			芸術・文化団体の育成・支援	井原市文化協会など各種文化団体の育成・支援	H30-H34 (2018-2022)
68			市民会館文化事業	市民大学講座や会館自主事業等の開催	H30-H34 (2018-2022)
69			田中美術館特別展・企画展開催事業	田中賞受賞記念特別展の開催 特別展の開催 企画展の開催	H30-H34 (2018-2022)
70			伝統文化体験教室の開催支援	文化協会等で行われる、小中学生等を対象とした伝統文化体験教室の開催を支援するもの	H30-H34 (2018-2022)
71			「子守唄の里」推進事業	子守唄の里音楽祭への支援	H30-H34 (2018-2022)
72		2.文化施設の整備と特色づくり	田中美術館施設・設備整備事業	田中美術館の計画的な施設・設備の整備	H30-H34 (2018-2022)
73			市民ギャラリー整備事業	田中美術館と一体的な市民ギャラリー施設・設備の整備	H30-H34 (2018-2022)
74			市民会館施設・設備整備事業	市民会館の計画的な施設・設備の整備	H30-H34 (2018-2022)
75		3.文化財・歴史的資源の保存・活用	文化財センター整備事業	文化財センターの計画的な施設・設備の整備	H30-H34 (2018-2022)
76			歴史・文化遺産情報発信事業	旧山陽道や山城を巡るマップを作製し、市内外から訪れる人々に井原市の歴史・魅力を再認識いただくもの	H30-H34 (2018-2022)
77			指定文化財保護費等補助	市内に所在する指定文化財を後世に伝承するため、文化財所有者等に保存修理に要する経費の一部を補助	H30-H34 (2018-2022)
78			郷土偉人伝承事業	本市にゆかりのある偉人をデータベース化及びインターネットによる公開	H30-H34 (2018-2022)
79			伝統芸能の保存・継承	後継者育成のための指導者確保、活動環境の整備等への支援による自主的な活動の促進及び伝統文化子ども教室事業の継続実施と自立支援	H30-H34 (2018-2022)
-	7　スポーツの充実	1.気軽にスポーツに親しむことができる環境づくり	いばら生き生きクラブ事業【№52 再掲】	−	−
80			体育・レクリエーション施設の利用促進	生涯スポーツや競技スポーツなどに資するため、井原市グラウンド・ゴルフ場をはじめ、井原運動公園、B＆G海洋センター、井原リフレッシュ公園等の体育・レクリエーション施設の有効活用を図り、交流を促進	H30-H34 (2018-2022)

№.	基本施策	主な施策	主な取組	事業概要	期間
81	7　スポーツの充実	1.気軽にスポーツに親しむことができる環境づくり	ニュースポーツの振興	井原市グラウンド・ゴルフ場を有効活用するとともに、ニュースポーツ教室を開催	H30-H34 (2018-2022)
82			井原市民体育祭	スポーツ水準の向上と体育レクリエーション活動の振興を目的に毎年１０月に開催	H30-H34 (2018-2022)
83		1.気軽にスポーツに親しむことができる環境づくり	市民スポーツの日	体育の日を「市民スポーツの日」と定め、スポーツに親しむきっかけづくりとするもの	H30-H34 (2018-2022)
84			体育施設整備事業	スポーツニーズの多様化、高度化への対応や施設の機能充実を図るため、老朽化した施設の計画的な改修を実施	H30-H34 (2018-2022)
85			各種スポーツ大会及び教室の開催	各種目の大会、教室を年間を通して計画的に開催	H30-H34 (2018-2022)
86		2.競技スポーツの振興	ハイレベルな技術に触れる機会の創出	新体操等、全国トップクラスのスポーツ技術を持つ選手、団体に触れる機会を創出	H30-H34 (2018-2022)
87			高等学校での競技力向上	新体操、陸上競技等のスポーツ活動に対しての財政支援	H30-H34 (2018-2022)
-			体育・レクリエーション施設の利用促進【№80 再掲】	－	－
88	8　人権尊重・男女共同参画社会の実現	1.人権教育の推進	くらしと人権講座	各人権課題（女性、子ども、高齢者、障害のある人など）について、社会教育関係団体、市職員をはじめ市民を対象に人権教育講座を開催	H30-H34 (2018-2022)
89			井原市ふれあいセンター事業	ふれあい交流事業、人権に関する教育啓発活動、生涯学習社会づくりの推進などを目的とした事業を実施	H30-H34 (2018-2022)
90			ＰＴＡ人権教育研修事業	市内幼・小・中学校ＰＴＡによる、保護者（児童・生徒）を対象とした人権教育研修の開催	H30-H34 (2018-2022)
91		2.人権擁護活動の推進	人権が尊重されるまちづくりの集い	人権問題について正しい知識と認識をもってもらうことを目的に、講演会、人権標語・ポスターの展示、人権啓発映画の上映などを開催	H30-H34 (2018-2022)
92			人権啓発強調月間の設定	毎年５月と１２月を人権啓発強調月間と定め、懸垂幕の掲示、のぼり、CATV スポット放送、街頭啓発など、人権意識の高揚を図るための啓発活動を展開	H30-H34 (2018-2022)
93		3.男女共同参画を支える環境づくり	男女共同参画推進事業	「男女共同参画プラン、ＤＶ防止及び被害者支援計画」に基づく取組の推進、「男女共同参画フォーラム」の開催	H30-H34 (2018-2022)
-			くらしと人権講座【№88 再掲】	－	－
-			ＰＴＡ人権教育研修事業【№90 再掲】	－	－
94	1　商工業の振興	1.地場企業の育成と経営基盤の強化	井原市経済・雇用・移住定住対策事業（イバラノミクス）	経済活性化、雇用対策、移住定住促進のための助成事業	H30-H34 (2018-2022)
95			大企業等とのマッチング支援事業	地場企業の強みを把握し、専門家提案型のマッチングサービスを行うサイトに登録、国内外の大企業との新たな取引につなげるもの	H30-H34 (2018-2022)
96			ものづくり井原ブランドの構築	「協同組合井原ものづくり研究部会」による業種を超えた製品を開発	H30-H34 (2018-2022)
-		2.販路開拓の促進	井原市経済・雇用・移住定住対策事業（イバラノミクス）【№94 再掲】	－	－
97		3.企業誘致の推進	企業誘致事業	企業誘致に係る各種奨励金・助成金の交付等	H30-H34 (2018-2022)
-			井原市経済・雇用・移住定住対策事業（イバラノミクス）【№94 再掲】	－	－
98			稲倉産業団地開発事業	稲倉地区に産業団地（２区画）を開発するもの。 業種は問わない。	H30-H34 (2018-2022)
99			「大阪の企業さん　いばらへおいでんせー」事業	大阪商工会議所が提供するサービスを活用し、会員企業（約２万８千社）への新産業団地等の情報提供を行うもの	H30-H34 (2018-2022)
-		4.商業環境の整備と経営基盤の強化	井原市経済・雇用・移住定住対策事業（イバラノミクス）【№94 再掲】	－	－
-		5.広域的な商業ゾーンの形成	井原市経済・雇用・移住定住対策事業（イバラノミクス）【№94 再掲】	－	－
-		6.サービス業の振興	井原市経済・雇用・移住定住対策事業（イバラノミクス）【№94 再掲】	－	－
100	2　農林業の振興	1.農林業の基盤整備の推進	中山間地域等直接支払対策事業	中山間地域の農用地を保全するため、集落協定を結んだ集落に対して交付金を支払い、農地の耕作維持の支援	H30-H34 (2018-2022)
101			多面的機能支払交付金事業	地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全向上の取組に対し支援するもの	H30-H34 (2018-2022)
102			中山間地域総合整備事業	農用地内の農業用施設改修による営農の効率化と近代化の推進	H30-H34 (2018-2022)

№.	基本施策	主な施策	主な取組	事業概要	期間
103	2　農林業の振興	1.農林業の基盤整備の推進	森林病害虫等駆除事業	松くい虫の防除（薬剤の地上散布・空中散布）及び、間伐等による森林環境の整備	H30-H34 (2018-2022)
104			岡山県園芸総合対策事業	●ぶどう 次世代大粒ぶどう（ピオーネ・オーロラブラック・シャインマスカット等）の生産拡大と作業の効率化、品質向上対策 ●りんどう トルコキキョウに次ぐ有望花卉品種である「りんどう」の産地化をめざした、生産拡大品質向上対策	H30-H34 (2018-2022)
-		2.経営の安定化の促進	中山間地域等直接支払対策事業【№100 再掲】	−	−
105			有害鳥獣駆除事業	イノシシ、サル、ヌートリア、タヌキ、カラス等有害鳥獣の捕獲・駆除に対する報奨、被害防止設備（防護柵等）の設置補助	H30-H34 (2018-2022)
106			農地流動化助成金交付事業	農地の賃貸借契約に対する助成を行うことで利用集積を図り、農地の荒廃を防止	H30-H34 (2018-2022)
107			帰農者支援事業	意欲的に農業に取り組もうとするＵターン者や定年退職者等に対し、収益性が見込める「ぶどう栽培」による就農と経営安定に向けた実践的な研修の実施	H30-H34 (2018-2022)
108		3.農産物のブランド化の推進	農産物ブランド化チャレンジ事業	こだわりの農産物を栽培・加工し、ブランド化にチャレンジしようとするグループ・団体に対して経費の一部を助成し、付加価値のある農産物の創出・産地化、6次産業化を推進するもの	H30-H34 (2018-2022)
109			第6次産業創出支援事業	新たな加工品の開発や販路拡大の支援とともに、必要に応じて、構造改革特別区域指定等の活用を検討	H30-H34 (2018-2022)
110			冬ぶどう産地確立支援事業	「井原冬ぶどう」の主力品種の品質向上と収量増大を推進するとともに、ブランド力向上、販路拡大の取組の支援	H30-H34 (2018-2022)
111			井原市ワイン産業創出事業	備後圏域及び本市単独のワイン特区認定を活用した小規模ワイナリーや農家カフェ等の開設を促し、ワイン産地の形成(ワイン産業の創出)を図るため、原材料であるワイン用ぶどうの確保に向け、栽培規模の拡大を図るもの	H30-H34 (2018-2022)
-			岡山県園芸総合対策事業【№104 再掲】	−	−
112			地力回復・維持・強化事業	土質の影響を受けやすい「ピオーネ」等、大粒系ぶどう園地に対し、有機肥料（バーク堆肥）投入による地力回復・維持・強化に向けた取組の支援	H30-H34 (2018-2022)
-			学校給食における地産地消の推進【№26 再掲】	−	−
-		4.担い手の育成	帰農者支援事業【№107 再掲】	−	−
113			農業実務研修事業	意欲ある新規就農者に対して、収益性が見込める「ぶどう栽培」による就農と経営安定に向けた実践的な研修を行うとともに、農地確保等の就農に向けた取組の支援	H30-H34 (2018-2022)
114			就業奨励金支給事業	井原市内の新規就農者に対して奨励金の支給	H30-H34 (2018-2022)
115			移動青空市設置事業	井原線の利用促進と地場産品のＰＲのため、井原駅前に市内農産物直売所「井原線ＤＥ得得市」を定期的に設置	H30-H34 (2018-2022)
-	3.観光の振興	1.観光資源の整備・開発とネットワーク化 の推進	井原市経済・雇用・移住定住対策事業（イバラノミクス）【№94 再掲】	−	−
116			「願いかなう町　美星」プロモーション事業	LINE で、願い事の短冊を作り、「天の川まつり」に LINE 上で参加。SNS 上で本市に興味を持ってもらい、知名度向上や参加を通じて観光客の増加を図るもの	H30-H34 (2018-2022)
117			観光資源・施設の開発及び整備	嫁いらず観音院、田中美術館、星の郷青空市、葡萄浪漫館、ごんぼう村ふるさと市場、経ヶ丸グリーンパーク、天神峡、星の郷アクティブヴィラ、高原荘、中世夢が原、美星天文台等	H30-H34(2018-2022)
118			天神峡環境整備事業	市内外から訪れる観光客に天神峡を楽しんでいただくため、駐車場等を整備	H30 (2018)
-			美星天文台施設整備事業【№59 再掲】	−	−
119			観光情報発信の強化	元気いばらセールスマン事業、首都圏等情報発信事業等や各種メディアを活用した観光情報を発信するもの	H30-H34 (2018-2022)
120			サイクリングロード整備事業	県が行うサイクリングロード整備事業にあわせ、サブルートとして本市の推奨ルートを考案し、要所にサイクルラックや案内板等を設置するもの	H30-H33 (2018-2021)
-			歴史・文化遺産情報発信事業【№76 再掲】	−	−
121			周遊型観光ツアー助成事業	本市への観光ツアーを企画した旅行業者に対して助成を行うことで地域資源を活用した特色ある観光を促進	H30-H34 (2018-2022)
122			観光商品づくり支援事業	地元事業者が魅力的な観光商品・サービスをさらに充実させるための取組に対し、その必要経費の一部を補助	H30-H34 (2018-2022)
123			広域連携事業の推進	高梁川圏域・備後圏域の自治体と連携した広域的な観光の情報発信等	H30-H34 (2018-2022)

№.	基本施策	主な施策	主な取組	事業概要	期間
124	3.観光の振興	2.特色ある祭りやイベント等の振興	各種集客イベントの開催	産業まつり、早雲まつり、夏まつり、納涼花火大会、与一まつり、芳井ふるさとまつり、ごんぼう村フェスティバル、美星ふるさとまつり、天の川まつり、中世夢が原関係イベント等	H30-H34 (2018-2022)
125		3.市民・地域の受け入れ体制の整備	「おもてなしの心」啓発事業	ボランティアガイドの発掘と育成（研修）	H30-H34 (2018-2022)
126			観光案内所の整備	市の玄関口として利便性の高い場所に観光案内所を整備	H30-H34 (2018-2022)
127			インバウンドへの対応	増加が見込まれる外国人観光客への対応	H30-H34 (2018-2022)
128	4.雇用対策・起業支援	1.雇用の安定と人材の確保	「井原市ふるさとハローワーク」事業	市内への就職促進を図ることを目的として、井原市地場産業振興センターに設置	H30-H34 (2018-2022)
129			高校生就職ガイダンス	新規高等学校卒業予定者と地場企業との企業説明会の開催	H30-H34 (2018-2022)
130			大学等就職面接会	新規大学等卒業予定者等と地場企業との就職面接会の開催	H30-H34 (2018-2022)
-			企業誘致事業【№97 再掲】	–	–
-			井原市経済・雇用・移住定住対策事業（イバラノミクス）【№94 再掲】	–	–
-			稲倉産業団地開発事業【№98 再掲】	–	–
131	4.雇用対策・起業支援	2.働きやすい労働環境の推進	井原地域勤労者互助会事業	中小企業を対象とした福利厚生事業の充実と互助会への加入促進	H30-H34 (2018-2022)
132			勤労者融資制度	勤労者の生活資金の融資の実施	H30-H34 (2018-2022)
133			ワークライフバランスの啓発	仕事と家庭や趣味のバランスを図り生き生きとした生活を送ることを啓発	H30-H34 (2018-2022)
-		3.起業に向けた支援体制の充実	井原市経済・雇用・移住定住対策事業（イバラノミクス）【№94 再掲】	–	–
-	5.いばらブランドの確立と魅力発信	1.地域資源を生かしたいばらブランド商品の研究開発と流通拡大	第6次産業創出支援事業【№109 再掲】	–	–
-			井原市経済・雇用・移住定住対策事業（イバラノミクス）【№94 再掲】	–	–
134			井原デニムによる地域活性化事業（D＃プロジェクト）	井原産デニムを活用した地域振興策の実施	H30-H34 (2018-2022)
-			ものづくり井原ブランドの構築【№96 再掲】	–	–
-			農産物ブランド化チャレンジ事業【№108 再掲】	–	–
135		2.シティプロモーションの展開	元気いばらセールスマン事業	全国に向けて井原市の魅力発信、関係事業所へのセールスを行い、移住・定住の促進、観光交流人口の増加、企業誘致の推進を図る	H30-H34 (2018-2022)
136			大都市圏プロモーション事業	首都圏において、年2回井原市単独の PR ﾌｪｱを開催し、本市の魅力を発信するほか、本市までのアクセスに優れる関西圏をターゲットに、出版物への広告掲載やイベント出展などのプロモーション活動を通じて本市の魅力を積極的に発信	H30-H34 (2018-2022)
137			海外プロモーション事業	H29 年度のジャパンエキスポへの出展を契機として、継続的に海外プロモーションを行うことで、インバウンド誘客にもつなげる	H30-H34 (2018-2022)
138			でんちゅうくん活用事業	全国に広く知られるでんちゅうくんを活用して本市のＰＲを行う	H30-H34 (2018-2022)
-			冬ぶどうブランド化推進事業【№110 再掲】	–	–
-			「願いかなう町　美星」プロモーション事業【№116 再掲】	–	–
-			井原市ワイン産業創出事業【№111 再掲】	–	–
139	6.住環境の整備･定住促進	1.公園・緑地の整備・維持管理	都市公園の整備・維持管理	都市公園の高木化、繁茂した樹木の年次計画による伐採、剪定	H30-H34 (2018-2022)
140			道路・河川アダプト制度への加入の推進	地域が主体的に取り組む環境保全活動を支援するため、制度のＰＲと加入の推進	H30-H34 (2018-2022)
141			快適生活環境づくり制度	地域ぐるみで、幹線市道（1・2級）・通学路・集落間を結ぶ林道などの草刈奉仕活動を行う団体へ報奨金を交付	H30-H34 (2018-2022)
142		2.住宅・建築物等の耐震化の推進	建築物耐震診断等事業費補助	民間建築物の耐震診断等に要する経費の一部を補助	H30-H34 (2018-2022)
143			木造住宅耐震改修等事業費補助	民間の既存木造住宅の耐震改修に要する経費の一部を補助	H30-H34 (2018-2022)

№.	基本施策	主な施策	主な取組	事業概要	期間
144	6.住環境の整備・定住促進	3.快適な居住空間の整備	四季が丘・さくら団地分譲事業	四季が丘団地分譲地の早期販売に努めるため、助成措置を講じるもの	H30-H34 (2018-2022)
-			井原市経済・雇用・移住定住対策事業（イバラノミクス）【№94 再掲】	–	–
145			空き家バンク制度	空家を登録し、ＨＰ上で紹介することで移住等の受け皿として活用するもの	H30-H34 (2018-2022)
146			老朽危険空家等除却費補助	老朽化し、倒壊等の危険があると認められる家屋を除却するさいにその費用の一部を助成	H30-H34 (2018-2022)
147			住宅用太陽光発電システム設置費補助	市民のクリーンエネルギー利用を支援するため設置費用の一部を補助	H30-H34 (2018-2022)
148			住宅用定置型蓄電池設置費補助	市民のクリーンエネルギー利用を支援するため設置費用の一部を補助	H30-H34 (2018-2022)
149			住宅用太陽熱温水器設置費補助	市民のクリーンエネルギー利用を支援するため設置費用の一部を補助	H30-H34 (2018-2022)
150		5.良質な公営住宅の供給	市営住宅長寿命化事業	「井原市公営住宅等長寿命化計画」により良質な公営住宅のストック水準を確保するため「長寿命化改善」判定としている住宅において、給水管更新、外壁塗装修繕、屋根防水修繕工事を実施し、住宅の長寿命化を図るもの	H30-H34 (2018-2022)
-		6.定住対策の推進	井原市経済・雇用・移住定住対策事業（イバラノミクス）【№94 再掲】	–	–
-			空き家バンク制度【№145 再掲】	–	–
151			元気いばらおいでんせ～事業	いばらぐらし体験ツアーやいばらぐらしお試し住宅（井原・芳井・美星 3 地区）により、移住希望者に本市での暮らしを体験いただくもの	H30-H34 (2018-2022)
152			井原市ハッピーウエディング支援事業	出会いの場事業、県が実施する「おかやま縁むすびネット」会員登録支援、結婚新生活に伴う住居費等の一部助を助成	H30-H34 (2018-2022)
-	7.交流促進	1.地域資源を生かした広域交流拠点の整備	観光資源・施設の開発及び整備【№117 再掲】	–	–
153		2.世代や地域を超えた交流の促進	いばらサンサン交流館運営事業	高齢者の社会参加と交流を促進するため、地域・世代間の交流事業を推進	H30-H34 (2018-2022)
-			観光資源・施設の開発及び整備【№117 再掲】	–	–
-			体育・レクリエーション施設の利用促進【№80 再掲】	–	–
154			幹線市道の整備	幹線市道の計画的な整備	H30-H34 (2018-2022)
155		3.地域による主体的なコミュニティ施設運営の促進	地区集会所等施設整備事業補助	地域のコミュニティ活動の振興と円滑な運営を図るため、自治会等が管理する集会所及び市立公民館以外で市が管理委託している施設の整備に対する補助	H30-H34 (2018-2022)
-		4.国際感覚に豊かな人づくり・地域づくり	外国語指導助手の配置【№2 再掲】	–	–
-			中学生海外ホームステイ派遣事業【№51 再掲】	–	–
-			英語検定助成事業【№3 再掲】	–	–
156			小学生国際交流キャンプ事業	小学校４～６年生を対象に、青少年の国際性を養うことを目的として、毎年８月初旬に実施	H30-H34 (2018-2022)
157			井原市国際交流協会への支援	国際交流事業への財政支援	H30-H34 (2018-2022)
158			外国人住民へのコミュニケーション支援	外国人住民をサポートするため、語学ボランティア団体が行う日本語教室への支援	H30-H34 (2018-2022)
159			多文化共生に向けた意識啓発事業	文化や習慣の異なる住民が、互いに理解を深め、地域に根ざした多文化共生の環境づくりを進めるため、市民の意識啓発を推進	H30-H34 (2018-2022)
160			外国人住民も暮らしやすいまちづくり事業	市民生活に必要な情報について、英語や中国語などの多言語による冊子やホームページでの提供。関係機関との連携により、相談体制の充実	H30-H34 (2018-2022)
-		5.友好親善都市等との交流の促進	友好親善都市児童交流事業【№33 再掲】	友好親善都市である「魚津市」「大田原市」の小学生と本市の小学生との交流により、相互の理解と友好を深め、地域の社会づくりに貢献できる青少年を育成	H30-H34 (2018-2022)
161			井原・魚津スポーツ交流事業	友好親善都市である「魚津市」とのスポーツを通じた交流事業の実施	H30-H34 (2018-2022)
162	1　健康づくり体制の充実	1.健康づくりの推進	生活習慣病予防事業	糖尿病予防教室、ウォーキング教室等の実施	H30-H34 (2018-2022)
163			心の健康づくり事業	自殺対策基本計画に基づく心の健康づくり	H30-H34 (2018-2022)

№.	基本施策	主な施策	主な取組	事業概要	期間
164	1　健康づくり体制の充実	1.健康づくりの推進	笑って健康元気アップ事業	「笑いと健康」「笑いと食育」「笑いと教育」をテーマに市民の生活の質の向上を図るもの	H30-H34 (2018-2022)
165		2.健康診査の推進	総合検診事業	生活習慣病や、がんの早期発見・早期治療を目的に 75 歳以上の健康診査や、各種がん検診の受診を促進する	H30-H34 (2018-2022)
166			特定健康診査	井原市国保加入者を対象とした健康診査	H30-H34 (2018-2022)
167		3.保健指導・相談体制の充実	心の健康づくりに関する教育・相談	自殺対策基本計画に基づく心の健康づくり	H30-H34 (2018-2022)
168			おせっかい保健師健康相談事業	生活習慣病予防、検診後の健康づくり、こころの健康、食事と運動等について、保健師、管理栄養士が地区公民館、企業に出向き、健康相談を行うもの	H30-H34 (2018-2022)
169			健康カフェ	公共施設や地域のイベント等を活用し、仕事などで健康相談を利用しにくい人を対象に、飲み物を無料で提供しながら保健師・管理栄養士が健康に関する相談に応じるもの	H30-H34 (2018-2022)
170			特定保健指導	メタボリックシンドロームの該当者・予備軍を減少させることを目的に実施	H30-H34 (2018-2022)
171		4.健康づくり拠点施設の利用促進	芳井健康増進福祉施設（ASUWA）運営管理事業	利用者ニーズの把握と計画的な施設修繕に努め、利用者が健康づくりに取り組みやすい環境整備を図るもの	H30-H34 (2018-2022)
-			体育・レクリエーション施設の利用促進【№80 再掲】	−	−
172	2　地域医療体制の充実	1.地域医療の確保	かかりつけ医の普及啓発	１つの病気で複数の医療機関の受診を防ぐなど、適正な受診につなげるもの	H30-H34 (2018-2022)
173			広域での地域医療機関の連携の充実・強化	岡山県や広島県、圏域の市まちと連携し、人材確保や人材育成機能強化を図るもの	H30-H34 (2018-2022)
174		2.救急医療体制の充実	在宅当番医制事業	市内における休日等の診療確保	H30-H34 (2018-2022)
175			救急医療適正利用普及啓発事業	救急医療の適正利用について普及啓発	H30-H34 (2018-2022)
176			二次救急医療体制整備事業	県南西部圏域等における二次救急医療の整備	H30-H34 (2018-2022)
177		3.市民病院等の機能の充実	市民病院・国保診療所の機能充実	地域の中核的病院として住民の要望に応え、さらなる経営改善に取り組むもの	H30-H34 (2018-2022)
178	3　子育て支援の充実	1.地域における子育て支援の推進	つどいの広場事業	井原保健センター２階へ開設 主に乳幼児（０歳～３歳）親子を対象に、気軽につどい、交流できる場を提供。 育児相談などの支援、子育て講演会の開催	H30-H34 (2018-2022)
179			児童会館運営事業	地域の児童に健全な遊び場を提供し、情緒を豊かにするために、各館ごとに年間計画による自主事業を実施（井原・木之子・高屋・芳井）	H30-H34 (2018-2022)
180			放課後児童健全育成事業	放課後に小学校等の余裕教室等を利用し、保護者が就労等で昼間家庭にいない小学校児童を対象に学校・家庭・地域の協力のもと、適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的に実施する市内児童クラブ運営に対する補助	H30-H34 (2018-2022)
181			幼児教育学級	地域の教育力を高めるため、幼児教育学級の活動を支援	H30-H34 (2018-2022)
182			家庭教育学級	地域の教育力を高めるため、家庭教育学級の活動を支援	H30-H34 (2018-2022)
183			子育てサポート事業	育児の援助を行いたい人（おまかせ会員）と、育児の援助を受けたい人（おねがい会員）を登録し、お互い会員同士で支え合う地域の援助活動	H30-H34 (2018-2022)
184		2.保育の充実	特別保育事業	病後児保育、乳児保育、延長保育、一時預かり、休日保育、障害児保育、保育所地域活動等の保育サービスの実施	H30-H34 (2018-2022)
185			保育の質向上対策事業	本市は待機児童を出さない量の拡大や保育料の軽減に努めてきたが、さらに私立保育園もあわせて「保育の質」を向上させることで、さらなる本市の魅力も向上させるもの	H30-H34 (2018-2022)
186		3.子どもと親の健康づくりの推進	妊婦・乳幼児健康診査事業	妊婦の定期健康診査への助成、４か月、１歳６か月、２歳、３歳児の健康診査	H30-H34 (2018-2022)
187			乳幼児予防接種事業	乳幼児を対象にワクチン接種	H30-H34 (2018-2022)
188			マタニティセミナー事業	妊娠・出産・育児に関する学習会の開催	H30-H34 (2018-2022)
189			生後４か月までの全戸訪問	生後４か月までの乳児の家庭を訪問し、母子の心身状況の把握や養育環境に対する助言、情報提供を行うもの	H30-H34 (2018-2022)
190			乳幼児の食育事業	親子を対象にした幼い頃からの食育の推進	H30-H34 (2018-2022)
191			産後ママあんしんケア事業	市が委託した医療機関等で、産後間もない母子が日中又は宿泊を伴って育児支援を受けた場合に医療機関等に補助金を交付	H30-H34 (2018-2022)

№.	基本施策	主な施策	主な取組	事業概要	期間
192	3　子育て支援の充実	4.子育て世帯に対する総合的施策の推進	保育園保育料の軽減	国基準より引き下げることにより、子育てしやすい環境をつくり、保護者の負担を軽減	H30-H34 (2018-2022)
193			子ども医療費給付事業	中学校3年生まで保険適用医療の自己負担分を無料化	H30-H34 (2018-2022)
194			ひとり親家庭支援事業	就学奨励費及び祝金支給、医療費等給付等	H30-H34 (2018-2022)
195			発達障害児支援事業	専門員を配置し、発達障害のある又は疑いのある子どもの相談・見守り等支援の実施	H30-H34 (2018-2022)
196			要観察児教室（きらり広場）事業	ことば、行動、発達などで悩みをもつ親子を対象とした小集団による遊びの教室の開催	H30-H34 (2018-2022)
197	4　高齢者福祉の充実	1.地域包括ケアシステム構築の推進	在宅医療・介護連携推進事業	在宅で医療と介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるよう、関係機関と介護事業所等の連携を推進	H30-H34 (2018-2022)
198			認知症総合支援事業	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らせるよう、認知症の早期診断、早期対応に向けた支援を行い、認知症ケアの向上を図るための取組を推進	H30-H34 (2018-2022)
199			総合相談支援・権利擁護業務	高齢者の心身の状況や生活の実態などを幅広く把握し、高齢者に関する様々な相談を受け、適切な機関又は制度の利用につなげる支援を行い、困難な状況にある高齢者に対しては、権利擁護のため必要な支援を実施	H30-H34 (2018-2022)
200			包括的・継続的ケアマネジメント支援	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、多職種相互の協働等により連携するとともに、高齢者の状況や変化に応じた、包括的・継続的ケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや、個々の介護支援専門員に対する支援等を実施	H30-H34 (2018-2022)
201		2.介護予防の推進	介護予防・生活支援サービス事業	要支援者等の介護予防、悪化防止及び自立した日常生活が送れるよう支援	H30-H34 (2018-2022)
202			一般介護予防事業	住民主体の通いの場を充実させ、人々のつながりを通じて、地域づくりを推進するとともに、生きがい、役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進	H30-H34 (2018-2022)
203		3.介護サービスの基盤整備と適正な運用	介護相談員派遣事業	介護サービスの質の向上を図るため、介護相談員を介護サービス事業所に派遣し、利用者の身近な場所での相談を実施	H30-H34 (2018-2022)
204			事業者指導・監督	介護サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図るため、事業者に対し指導及び監査を実施	H30-H34 (2018-2022)
205			介護給付適正化事業	要介護者の自立支援に資するものか、不適切な給付になっていないかなど、給付内容の確認を行う適正化事業を実施	H30-H34 (2018-2022)
206		4.高齢者福祉サービスの充実	軽度生活援助サービス事業	65 歳以上の一人暮らしや 65 歳以上の人のみの世帯で、日常生活上の援助が必要な人を対象に軽易な日常生活上の援助の実施	H30-H34 (2018-2022)
207			緊急通報装置貸与事業	65 歳以上の一人暮らしや 65 歳以上の人のみの世帯、体の不自由な人への専用電話機やペンダントの貸与	H30-H34 (2018-2022)
208			寝具類乾燥消毒サービス事業	65 歳以上の一人暮らしや 65 歳以上の人のみの世帯及び身体障害者で、寝具類の衛生管理が困難な人を対象に月 1 回を限度に寝具類の乾燥・消毒を実施	H30-H34 (2018-2022)
209			食の確保事業	弁当配達の空白地域を対象に、65 歳以上の一人暮らしや 65 歳以上の人のみの世帯で、自分で食事を確保できない世帯に、弁当を配達する。弁当は実費負担。	H30-H34 (2018-2022)
210			いきいきデイサービス事業	対象は、概ね 65 歳以上で介護保険法による認定を外れた高齢者	H30-H34 (2018-2022)
211			福祉基金助成事業	障害者、高齢者の福祉の増進を目的として、福祉基金を活用した事業を展開	H30-H34 (2018-2022)
-		5.社会参加と交流の促進	いばらサンサン交流館運営事業【№153 再掲】	－	－
212			老人クラブ活動支援	明るい長寿社会をつくるため、高齢者の知識と経験を生かし、生きがいと健康づくり、社会参加活動などを行っている自主的な組織の活動を支援	H30-H34 (2018-2022)
-			福祉基金助成事業【№211 再掲】	－	－
213			井原市シルバー人材センター支援	健康で働く意欲のある高齢者に、地域社会と連携して知識、経験、技能を生かした「働く場」を提供し、生活感の充実、福祉の増進を図り、活力のある地域社会づくりを目指すための支援	H30-H34 (2018-2022)
214	5　障害者福祉の充実	1.自立の支援	介護給付	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、療養介護、生活介護、施設入所支援、共同生活介護、短期入所	H30-H34 (2018-2022)
215			訓練等給付	自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助	H30-H34 (2018-2022)
216			地域生活支援事業	相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業、福祉ホーム事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、生活サポート事業、社会参加促進事業	H30-H34 (2018-2022)
-			福祉基金助成事業【№211 再掲】	－	－

№.	基本施策	主な施策	主な取組	事業概要	期間
-	5　障害者福祉の充実	2.主体性・選択性の尊重	介護給付【№214】再掲	–	–
-			訓練等給付【№215 再掲】	–	–
-			地域生活支援事業【№216 再掲】	–	–
-		3.共生社会の実現	地域生活支援事業【№216 再掲】	–	–
-			福祉基金助成事業【№211 再掲】	–	–
217	6　地域福祉の推進	1.地域福祉活動の推進	地域福祉推進事業	総合相談・援護活動の確立、地域福祉サービス体制の強化、福祉情報等の管理システムの一体化、地域福祉ボランティアの育成と支援体制の強化（井原市社会福祉協議会へ委託）	H30-H34 (2018-2022)
218		2.地域福祉の担い手の育成	民生委員・児童委員の支援	地区住民の実態調査や生活相談活動、情報提供活動、生活援助活動の支援	H30-H34 (2018-2022)
219			社会福祉協議会の支援	地域福祉の担い手である地区社会福祉協議会への支援	H30-H34 (2018-2022)
-		3.多様な世代間交流の促進	いばらサンサン交流館運営事業【№153 再掲】	–	–
-			地域福祉推進事業【№217 再掲】	–	–
220	1　環境保全・循環型社会の構築	1.環境監視体制の充実	河川水質測定	小田川、高屋川、雄神川、稲木川、美山川、都市下水路で測定	H30-H34 (2018-2022)
221			大気質の保全	岡山県一般環境大気測定井原局での大気質測定（井原小学校校庭）	H30-H34 (2018-2022)
222			大気中の放射線測定	市役所、芳井支所、美星支所の３定点で測定	H30-H34 (2018-2022)
223			自動車騒音常時監視業務	市内の２車線以上の国道・県道、及び４車線以上の市道	H30-H34 (2018-2022)
224		2.自然環境の保護・保全	美星地域の光害の防止	適正な照明環境の維持、星空環境保護・保全意識の高揚のため、美星天文台の夜空の明るさを測定	H30-H34 (2018-2022)
225			自然公園の維持・管理	地域の自治会活動の一環として、農村公園を管理	H30-H34 (2018-2022)
226			公共下水道事業	下水道の整備を促進し、快適な生活環境と公共用水域の水質保全を図るもの	H30-H34 (2018-2022)
227			合併処理浄化槽設置補助	公共下水道認可区域外において合併処理浄化槽を設置する場合に経費の一部を補助	H30-H34 (2018-2022)
228		3.廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進	ごみ分別及び資源化	井原・芳井地域における一般廃棄物分別資源化委託	H30-H34 (2018-2022)
229			資源回収推進団体補助	自治会、ＰＴＡ、子ども会、少年団等が自主的に資源回収活動を実施した場合に、資源回収量に応じて補助金を交付	H30-H34 (2018-2022)
230			古紙古着類回収業務	毎月第２土曜日に実施（シルバー人材センターによる回収・搬送）	H30-H34 (2018-2022)
231			ごみ集積所施設整備補助	自主的にごみ集積所の整備を行う自治会等に対して整備経費の一部を補助	H30-H34 (2018-2022)
232			ごみ減量化推進補助	ごみ処理機等を購入する者に対する購入経費の一部を補助	H30-H34 (2018-2022)
233			不燃性粗大ごみ回収業務	市内１６か所・２４品目	H30-H34 (2018-2022)
234			生ごみ処理剤給付	ニオワン（ボカシ）６袋購入者に対して３袋現物支給	H30-H34 (2018-2022)
235			使用済小型家電回収事業	本庁及び各支所に回収箱を設置し、携帯電話・デジタルカメラ等小型家電の回収によるリサイクルの推進	H30-H34 (2018-2022)
236		4.廃棄物の適正処理の推進	廃棄物処理施設の整備	広域での処理施設整備の推進	H30-H34 (2018-2022)
237			地域環境美化推進事業	環境美化推進員による不法投棄監視パトロール	H30-H34 (2018-2022)
238			不法投棄巡視業務	不法投棄巡視員による不法投棄監視パトロール及び撤去業務	H30-H34 (2018-2022)
239	1　環境保全・循環型社会の構築	5.省エネルギー・新エネルギー化の推進	エコまちモデル事業	美星産直プラザに電気自動車の急速充電器、太陽光発電システム等を導入し、エコまちモデル事業として電力の見える化や、地域と連携した啓発イベントを実施することにより、環境学習の強化を図るもの	H30-H34 (2018-2022)
-			住宅用太陽光発電システム設置費補助【№147 再掲】	–	–
-			住宅用定置型蓄電池設置費補助【№148 再掲】	–	–

No.	基本施策	主な施策	主な取組	事業概要	期間
-	1　環境保全・循環型社会の構築	5.省エネルギー・新エネルギー化の推進	住宅用太陽熱温水器設置費補助【No.149 再掲】	–	–
240			公共施設等の省エネルギー・新エネルギー化	公共施設等への照明設備のＬＥＤ化や太陽光発電システム等の設置	H30-H34 (2018-2022)
241		6.学校・地域・職場等における環境保全活動の促進	環境学習用副読本の配布	学校における環境教育の推進のため、3年に1度、小学校4～6年生を対象に配布	H30-H34 (2018-2022)
-			地域環境美化推進事業【No.237 再掲】	–	–
-			道路・河川アダプト制度への加入の推進【No.140 再掲】	–	–
242			「環境フェア」実施事業	環境問題についての啓発活動（6月の環境月間に合わせて実施）	H30-H34 (2018-2022)
-			多面的機能支払交付金事業【No.101 再掲】	–	–
-			快適生活環境づくり制度【No.141 再掲】	–	–
243			「公共交通利用の日」の啓発	岡山県・岡山県公共交通利用県民運動をすすめる会が取り組んでいる「公共交通利用の日」（毎月最終金曜日）を、井原市でも独自にＰＲし、公共交通の利用啓発に取り組む。	H30-H34 (2018-2022)
244			クリーンセンター・浄化センター施設見学の受入れ	児童・生徒の施設見学受入れ	H30-H34 (2018-2022)
245			夏休み子どもエコ教室	夏休みに児童を対象に環境学習を実施	H30-H34 (2018-2022)
246			環境マイスターの活動の拡充	活動交流会や夏休み子どもエコ教室等を実施することで、環境マイスターの活動の場の拡充を図るもの	H30-H34 (2018-2022)
247	2　防災・防犯・交通安全対策の充実	1.防災意識の醸成と防災対策の促進	井原市総合防災訓練	行政・消防・防災関係団体・市民による防災訓練の実施	H30-H34 (2018-2022)
248			地域主導型避難訓練	自主防災組織等を中心とした地域での避難訓練実施の支援	H30-H34 (2018-2022)
249			防災研修会	防災意識の高揚を促進するため、自主防災組織や市民を対象に実施	H30-H34 (2018-2022)
250			防災士養成事業	資格取得のための費用の助成 防災士研修講師の招聘	H30-H34 (2018-2022)
251			安全安心地域活動活性化支援事業	自主防災（防犯）組織に対する活動経費の支援	H30-H34 (2018-2022)
-			建築物耐震診断等事業費補助【No.142 再掲】	–	–
-			木造住宅耐震改修等事業費補助【No.143 再掲】	–	–
252	2　防災・防犯・交通安全対策の充実	2.消防・防災組織の育成	自主防災組織の設立支援	地域における自主的な「互助」による防災活動を推進するため、自主防災組織の設立を支援	H30-H34 (2018-2022)
-			安全安心地域活動活性化支援事業【No.251 再掲】	–	–
253			消防団を中核とした地域防災力強化対策	消防団への加入促進、消防団協力事業所表示制度や消防団応援の店事業等の推進	H30-H34 (2018-2022)
254		3.防災体制の整備	緊急告知システム「お知らせくん」の活用	緊急告知端末器を市内全戸及び公共施設へ設置し、CATV 網を利用し災害等の緊急時に必要な情報を配信	H30-H34 (2018-2022)
255			メール配信サービス事業	登録された携帯電話やパソコンに防災、防犯に関する緊急情報等をメールで配信	H30-H34 (2018-2022)
256			災害緊急告知放送システムの活用	ケーブルテレビを利用し、災害等の緊急情報を文字により配信	H30-H34 (2018-2022)
257			エリアメールの活用	民間の携帯電話を活用し、災害等の緊急情報を配信	H30-H34 (2018-2022)
258			災害時備蓄食料等整備事業	災害時の備蓄食料や毛布、簡易トイレ等を計画的に整備	H30-H34 (2018-2022)
259			全国瞬時警報システム（Ｊアラート）の活用	通信衛星を利用し、国民保護や災害等の緊急情報を住民へ瞬時に伝えるシステムであり、「お知らせくん」を活用して市民へ緊急情報を伝達	H30-H34 (2018-2022)
260		4.災害に強い都市基盤の整備	防災事業（都市基盤整備）	治山事業・河川整備事業・砂防事業・地すべり対策事業・急傾斜地崩壊対策事業・落石防止事業の推進	H30-H34 (2018-2022)
261			道路橋梁修繕事業	橋梁点検及び修繕計画に基づく、計画的な修繕	H30-H34 (2018-2022)
262			道路防災事業	市道の防災対策として法面保護等の実施	H30-H34 (2018-2022)
263			水道基幹施設・管路耐震化事業	耐震診断結果を受けて必要な整備を実施するほか老朽した管路の更新に併せて耐震化を推進	H30-H34 (2018-2022)
264			公共下水道施設長寿命化対策事業	老朽化した下水道施設の計画的な整備	H30-H34 (2018-2022)

№.	基本施策	主な施策	主な取組	事業概要	期間
265	2　防災・防犯・交通安全対策の充実	5.消防体制の整備	消防施設・設備整備事業	小型動力ポンプ付積載車の更新整備事業、公設消火栓及び防火水槽の設置事業、水槽付消防ポンプ自動車の更新整備事業等	H30-H34 (2018-2022)
266		6.救急救助体制の整備	救急救命士養成事業	H27 年度より組合管内の救急車が全て高規格救急車となり、救命士の配置を維持していくために若手救命士を計画的に養成	H30-H34 (2018-2022)
267		6.救急救助体制の整備	指導救命士養成事業	救命士の教育指導体制を構築し、救命士全体の能力向上を図るため、指導救命士を養成	H30-H34 (2018-2022)
268		7.応急手当の普及啓発	普通救命講習実施事業	ＡＥＤの使用法や心配蘇生法及び止血法等の講習を実施	H30-H34 (2018-2022)
269		8.地域防犯活動の促進	暴力追放運動の推進	井原警察署管内暴力追放推進協議会への支援及び連携	H30-H34 (2018-2022)
270			防犯対策への取組	井原警察署管内防犯連合会への支援及び連携	H30-H34 (2018-2022)
-			安全安心地域活動活性化支援事業【№251 再掲】	−	−
271			「子ども１１０番」の推進	防犯意識の高揚を図るため、より多くの世帯に「子ども 110 番」活動への参加を促進	H30-H34 (2018-2022)
-			緊急告知システム「お知らせくん」の活用【№254 再掲】	−	−
-			災害緊急告知放送システムの活用【№256 再掲】	−	−
-			メール配信サービス事業【№255 再掲】	−	−
272			防犯灯設置費補助	防犯灯の設置及び取替等への補助	H30-H34 (2018-2022)
273		9.消費生活・防犯対策の促進	消費生活相談窓口の充実	複雑化・高度化する消費者問題に対し、市民が身近なところで専門性の高い相談を受けることができるよう、相談体制の強化と啓発活動の充実を図るもの	H30-H34 (2018-2022)
-			緊急告知システム「お知らせくん」の活用【№254 再掲】	−	−
274		10.交通安全運動の推進	交通マナー教室（一般）	警察や関係団体等と連携した交通安全指導の実施や地域ぐるみの交通安全運動の展開	H30-H34 (2018-2022)
275			交通教室・自転車教室（幼児・児童）	幼児・児童を対象に基本的な交通安全指導の実施	H30-H34 (2018-2022)
276		11.交通安全施設の整備	交通安全施設整備	ガードレール、カーブミラー、区画線等の整備	H30-H34 (2018-2022)
277			自歩道・歩道整備	歩行者・自転車の通行の危険を排除し、安全で安心して利用できる空間の整備	H30-H34 (2018-2022)
278	3　道路網の整備	1.広域幹線道路の整備	国道・県道の整備	国道（３１３号・４８６号、歩道）や主要地方道（芳井油木線、井原福山港線等）の整備促進への働きかけ	H30-H34 (2018-2022)
279			広域営農団地農道の整備	井原・芳井２期地区の整備促進への働きかけ	H30-H34 (2018-2022)
-		2.幹線道路等の整備	幹線市道の整備【№154 再掲】	−	−
-			道路防災事業【№262 再掲】	−	−
-			道路橋梁修繕事業【№261 再掲】	−	−
280		3.生活道路の整備	一般市道の整備	安全で安心して利用できる空間整備に努めるとともに、適切な維持管理を行うもの	H30-H34 (2018-2022)
281	4　上・下水道の整備	1.上水道の整備	上水道第４次拡張事業	上水道と簡易水道の事業統合を図り、1 市 1 水道事業を目指すもの	H30-H34 (2018-2022)
-			水道基幹施設・管路耐震化事業【№263 再掲】	−	−
282			飲料水供給事業補助金交付事業	水道給水区域外において飲料水供給事業を行う団体に対して補助金を交付	H30-H34 (2018-2022)
-		2.下水道の整備	公共下水道事業【№226 再掲】	−	−
-			合併処理浄化槽設置補助【№227 再掲】	−	−
-			公共下水道施設長寿命化対策事業【№264 再掲】	−	−
283	5　情報通信基盤の整備と活用	1.超高速ブロードバンド環境の整備	「第５次井原市情報化計画」及び「第５次井原市庁内情報化計画」の策定	市が進める情報化施策の計画と、市民・企業・団体等の参画を求めるガイドラインとなるもの	H30(2018)
284			地域情報通信基盤設備機器の更新等	芳井、美星地域及び高屋町北部地区に整備した情報通信基盤施設の安定稼働を図るため、機器等の定期的な更新	H30-H34 (2018-2022)
285		2.情報化に対応した人材の育成	「井原市情報化計画」及び「井原市庁内情報化計画」に基づく人材育成	ＩＣＴを活用した授業の推進、パソコン教室、ＩＣＴ活用能力研修の開催	H30-H34 (2018-2022)
-			学校ＩＣＴ環境整備事業【№11 再掲】	−	−

№.	基本施策	主な施策	主な取組	事業概要	期間
-	5　情報通信基盤の整備と活用	3.情報技術を活用した市民サービスの向上	「第５次井原市情報化計画」及び「第５次井原市庁内情報化計画」の策定【№.283 再掲】	–	–
286			コンビニ収納の導入	コンビニエンスストアで市税の納付ができるよう整備するもの	H30-H34 (2018-2022)
287			証明書コンビニ交付サービスの導入	住民票の写し等がコンビニエンスストアで交付が可能となるもの。マイナンバーカードが必要	H31-H34 (2019-2022)
288			新技術を活用したサービスの検討	人工知能（ＡＩ）等の新たな技術を活用したサービスの検討をすすめるもの	
289	6　公共交通の確保	1.鉄道井原線の利便性向上と利用促進	井原線利用促進事業	市民・事業者・各種団体・行政が一体となって利用促進ＰＲ及びマイレール意識の高揚への取組	H30-H34 (2018-2022)
-			「公共交通利用の日」の啓発【№.243 再掲】	–	–
290		2.バス路線等の利便性向上と利用促進	地域公共交通維持再編事業	井原あいあいバスや予約型乗合タクシーの運行、民間バス路線への補助に加え、「井原市地域公共交通網形成計画」に基づく、各種利用促進・啓発事業の実施	H30-H34 (2018-2022)
-			「公共交通利用の日」の啓発【№.243 再掲】	–	–
291			井原バスセンター管理運営事業	井原バスセンターを指定管理者制度の活用により管理運営するもの	H30-H34 (2018-2022)
292	共通指針（市民参画）	1.協働のまちづくりを進めるしくみづくり	パブリックコメント手続の実施	「井原市パブリック・コメント手続要綱」に基づき、市民への説明責任を果たすと同時に、市民の市政への参画を促進	H30-H34 (2018-2022)
293			パートナーシッププロジェクト事業	市民と行政が「協働」によりまちづくりを進めていくためのしくみづくりの推進	H30-H34 (2018-2022)
-		2.自治意識の醸成	パートナーシッププロジェクト事業【№.293 再掲】	–	–
-			市民活動センター「つどえ～る」の活用・拠点化【№.48 再掲】	–	–
294		3.市民主体のまちづくり活動の促進	市民活動総合保障保険への加入	市民活動促進のため、市民活動参加者に対する賠償、補償保険への加入	H30-H34 (2018-2022)
-			市民活動センター「つどえ～る」の活用・拠点化【№.48 再掲】	–	–
295			協働のまちづくり事業補助	市民活動団体が企画立案し、主体的に取り組む公益的な事業に対して経費の一部を補助	H30-H34 (2018-2022)
296			地域活性化イベント補助	市民活動団体が企画立案し、主体的に取り組む地域活性化のためのイベント事業に対して経費の一部を補助	H30-H34 (2018-2022)
-		4.地域の主体的な取組の促進	パートナーシッププロジェクト事業【№.293 再掲】	–	–
297			地区まちづくり協議会等への支援	地域でのまちづくりの推進母体となる地区まちづくり協議会等の運営や、協議会が取り組むまちづくり事業に対しての財政支援	H30-H34 (2018-2022)
298			「地区まちづくり計画」の策定促進	地域が主体的にまちづくりに取り組むため、地域の普遍的な目標や目標実現の方策を定めた計画の策定促進	H30-H34 (2018-2022)
299			井原市まちづくり協議会連絡会議の推進	地区まちづくり協議会が連携して設立された連絡会議の定期的開催の支援	H30-H34 (2018-2022)
-		5.広聴・広報活動の充実	緊急告知システム「お知らせくん」の活用【№.254 再掲】	–	–
-			メール配信サービス事業【№.255 再掲】	–	–
300		6.市民との協働による開かれた市政の推進	情報公開制度の推進	「井原市情報公開条例」の周知と活用による公正で開かれた市政運営の推進	H30-H34 (2018-2022)
-			パブリックコメント手続の実施【№.292 再掲】	–	–
301	共通指針（行財政）	1.行政の担うべき役割の重点化	「井原市第６次行政改革大綱」に基づく行財政改革の推進	民間委託の推進、指定管理者制度の活用、事務事業の整理合理化、定員管理及び給与の適正化、経費の削減合理化、自主財源の確保（市税の収納率向上）等	H30,H31 (2018,2019)
302			「井原市第７次行政改革大綱」の策定及びこれに基づく行財政改革の推進	井原市第６次行政改革大綱・集中改革プランに引き続いて、行財政改革を推進する。※計画期間：平成 32 年度(2020 年度)～平成 36 年度(2024 年度)	H31-H34 (2019-2022)
303			「井原市公共施設等総合管理計画」に基づく公共施設等の適正配置	公共施設等の更新時には類似施設を集約するなどの適正配置を図り、行政コストを抑制	H30-H34 (2018-2022)
-		2.組織機構の機能強化	「井原市第６次行政改革大綱」に基づく行財政改革の推進【№.301 再掲】	–	–

№.	基本施策	主な施策	主な取組	事業概要	期間
-	共通指針（行財政）	２.組織機構の機能強化	「井原市第７次行政改革大綱」の策定及びこれに基づく行財政改革の推進【№302 再掲】	－	－
304		３.ＰＤＣＡサイクルの実施	事業評価等によるＰＤＣＡサイクルの実施	ＰＤＣＡサイクルの実施による計画の進行管理	H30-H34 (2018-2022)
-		４.市民本位のサービス提供体制の確立	「井原市第６次行政改革大綱」に基づく行財政改革の推進【№301 再掲】	－	－
-			「井原市第７次行政改革大綱」の策定及びこれに基づく行財政改革の推進【№302 再掲】	－	－
-		５.定員適正化の推進	「井原市第６次行政改革大綱」に基づく行財政改革の推進【№301 再掲】	－	－
-			「井原市第７次行政改革大綱」の策定及びこれに基づく行財政改革の推進【№302 再掲】	－	－
305		６.意欲あふれる柔軟な職員の育成	人材育成の推進	「井原市人材育成基本方針」に基づき、内外研修の受講等を通した人材の育成	H30-H34 (2018-2022)
-		７.地方分権の確立	－	－	－
-		８.財政運営の効率化の推進	「井原市第６次行政改革大綱」に基づく行財政改革の推進【№301 再掲】	－	－
-			「井原市第７次行政改革大綱」の策定及びこれに基づく行財政改革の推進【№302 再掲】	－	－
306			補助金・負担金の見直し	実情に即し、かつ適正な補助金・負担金体系とするための定期的（３年ごと）な見直し（「団体運営補助」から「事業費補助」への移行、受益者負担の適正化等）	H32 (2020)
-		９.安定的な財源の確保	－	－	－
-		10.行政運営の効率化・高度化の推進	「第５次井原市情報化計画」及び「第５次井原市庁内情報化計画」の策定【№283 再掲】	－	－
307			情報機器等の整備	ネットワーク機器、行政情報配信システム、ＬGWAN システム等の更新・整備	H30-H34 (2018-2022)
308			統合型地理情報システム（ＧＩＳ）の構築	固定資産、上下水道台帳、財産管理、農地管理、都市計画管理、道路台帳を統合した地理情報システムの構築	H30-H34 (2018-2022)
-		11.市民サービスの向上	「第５次井原市情報化計画」及び「第５次井原市庁内情報化計画」の策定【№283 再掲】	－	－
309			施設予約管理システムの更新	スポーツ施設、文化施設の空き情報確認や利用予約申請が可能な公共施設予約管理システムの更新	H30-H34 (2018-2022)
-			コンビニ収納の導入【№286 再掲】	－	－
-			証明書コンビニ交付サービスの導入【№287 再掲】	－	－
-			新技術を活用したサービスの検討【№288 再掲】	－	－
-		12.情報セキュリティ対策の推進	「第５次井原市情報化計画」及び「第５次井原市庁内情報化計画」の策定【№283 再掲】	－	－
310			情報セキュリティ対策	仮想インターネット環境の整備や県のセキュリティクラウドへの参加等、セキュリティ対策を実施	H30-H34 (2018-2022)
311		13.共同処理の推進	一部事務組合等による事務の共同処理	岡山県西部衛生施設組合、井原地区清掃施設組合、井原地区消防組合、井笠地区農業共済事務組合、岡山県後期高齢者医療広域連合等	H30-H34 (2018-2022)
312		14.広域的な連携	子ども発達支援センターの共同運営	福山市の子ども発達支援センターの備後圏域自治体による共同運営	H30-H34 (2018-2022)
313			災害時における相互協力体制	友好親善都市等との災害時相互協力体制の確立	H30-H34 (2018-2022)
314			結婚推進事業	広域連携による事業により、効率的・効果的な事業の実施	H30-H34 (2018-2022)
315			定住促進事業	広域連携による事業により、効率的・効果的な事業の実施	H30-H34 (2018-2022)

井原市第７次総合計画

編集・発行　井原市　平成 30 年３月
〒715-8601　岡山県井原市 311 番地１
TEL：0866-62-9500（代表）
FAX：0866-62-1744
URL：http://www.city.ibara.okayama.jp